国土交通省防災業務計画

令和５年７月

国　土　交　通　省

目　次

平成14年 5月14日作成
平成16年 6月14日修正
平成18年 8月 1日修正
平成20年 4月25日修正
平成21年 6月24日修正
平成23年 8月26日修正
平成24年 9月12日修正
平成25年 3月13日修正
平成26年 4月 1日修正
平成27年 7月31日修正
平成29年 7月 4日修正
平成30年 9月10日修正
令和元年 8月19日修正
令和 3年 2月10日修正
令和 3年10月 4日修正
令和 4年 6月23日修正
令和 4年11月29日修正
令和 5年 7月 3日修正

第１編　総則

第１章　計画の目的及び構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第２章　防災対策の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第３章　防災に関する組織・体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　第１節　国土交通省防災・減災対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　第２節　国土交通省地震災害警戒本部等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　第３節　国土交通省非常災害対策本部及び国土交通省緊急災害対策本部等・・・・・・・ 6
　第４節　国土交通省災害対策連絡調整会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　第５節　緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　第６節　施設等機関及び地方支分部局の防災業務計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第２編　各災害に共通する対策編

第１章　災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　第１節　災害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　　第１　各種事業・計画に基づく対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　　第２　主要交通・通信機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　　第３　都市の防災構造化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　　第４　道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等・・・・・・・・・・・・・ 11
　　第５　土砂災害に対する安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
　　第６　住宅・建築物等の安全性の確保及び指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　　第７　盛土等に伴う防災措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　　第８　交通運輸事業者の防災マネジメントの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　　第９　鉄道施設の安全性の確保及び指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　　第10　港湾施設の整備及び港湾の災害対応力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　　第11　航空施設の整備及び空港の災害対応力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　　第12　避難場所・避難路等の確保・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　　第13　防災拠点の確保・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
　　第14　ライフライン対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
　　第15　要配慮者対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
　　第16　農地防災等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
　　第17　廃棄物処理施設等の整備等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
　　第18　防災に関する広報・情報提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
　第２節　危機管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
　　第１　情報の収集・連絡体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
　　第２　通信手段等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
　　第３　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
　　第４　応急復旧体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第５　緊急輸送の実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
第６　代替輸送の実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
第７　二次災害の防止体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
第８　後方支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
第３節　災害、防災に関する研究、観測等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
第４節　防災教育等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
第１　防災に関する研修等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
第２　防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
第３　人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
第５節　防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
第６節　再発防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第２章　災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
第１節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
第１　災害情報の収集・連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
第２　通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
第２節　活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
第３節　政府本部への対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
第１　関係省庁連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
第２　政府本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
第４節　災害発生直後の施設の緊急点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
第５節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
第６節　災害発生時における応急工事等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
第７節　災害発生時における交通の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
第１　道路交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
第２　海上交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
第８節　緊急輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
第２　関係事業者等に対する要請、調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
第３　緊急輸送に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
第９節　　代替輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
第10節　二次災害の防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
第11節　ライフライン施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
第12節　地方公共団体等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
第１　情報収集、資機材の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
第２　避難活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
第３　応急仮設住宅の建築支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
第４　飲料水の確保、支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
第５　消防活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
第13節　被災者・被災事業者に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
第１　被災者等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
第２　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
第３　適切かつ公正な輸送サービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
第14節　災害発生時における広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
第15節　自発的支援への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第３章　災害復旧・復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
第１節　災害復旧・復興の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
第２節　災害復旧の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
第１　災害復旧工事の早期着手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
第２　査定の早期実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
第３　災害復旧の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
第４　再度災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
第３節　復旧・復興資機材の安定的な確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
第４節　都市の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
第１　計画的復興への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
第２　復興まちづくりへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
第３　復興事前準備への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
第５節　借地借家制度等の特例の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

第６節　被災者の居住の安定確保に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
第１　公営住宅の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
第２　危険区域における住宅再建・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
第３　住宅金融支援機構による融資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
第４　被災者等に対する相談機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
第７節　被災事業者等に対する支援措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

第３編　地震災害対策編

第１章　災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
第１節　震災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
第１　各種事業・計画に基づく対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
第２　所管施設等の地震に対する安全性の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
第３　主要交通・通信機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
第４　都市の防災構造化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
第５　道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
第６　河川整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
第７　土砂災害に対する安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
第８　住宅・建築物等の安全性の確保及び指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
第９　盛土等に伴う防災措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
第10　鉄道施設の安全性の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
第11　自動車関連施設の安全性の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
第12　港湾施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
第13　航空施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
第14　避難場所・避難路等の確保・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
第15　防災拠点の確保・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
第16　ライフライン対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
第17　要配慮者対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
第18　農地防災等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
第19　廃棄物処理施設等の整備等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
第20　防災に関する広報・情報提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
第２節　危機管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
第１　情報の収集・連絡体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
第２　通信手段等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
第３　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
第４　応急復旧体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
第５　緊急輸送の実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
第６　代替輸送の実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
第７　二次災害の防止体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
第８　後方支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
第３節　災害、防災に関する研究、観測等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
第４節　防災教育等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
第１　防災に関する研修等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
第２　防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
第３　人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
第５節　防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
第６節　再発防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

第２章　災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
第１節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
第１　災害情報の収集・連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
第２　通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
第２節　災害対策用ヘリコプター等による情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
第３節　活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
第４節　政府本部への対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
第１　災害対策関係省庁連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
第２　政府本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
第５節　災害発生直後の施設の緊急点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

第６節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
第７節　災害発生時における応急工事等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
第８節　災害発生時における交通の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
第１　道路交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
第２　海上交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
第３　航空交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
第４　自動車関連施設の運用確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
第９節　緊急輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
第２　関係事業者等に対する要請、調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
第３　緊急輸送に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
第10節　代替輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
第11節　二次災害の防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
第12節　ライフライン施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
第13節　地方公共団体等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
第１　情報収集、人員の派遣、資機材の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
第２　避難活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
第３　応急仮設住宅の建築支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
第４　飲料水の確保、支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
第５　消防活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
第14節　被災者・被災事業者に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
第１　被災者等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
第２　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
第３　適切かつ公正な輸送サービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
第15節　災害発生時における広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
第16節　自発的支援への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

第３章　災害復旧・復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
第１節　災害復旧・復興の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
第２節　災害復旧の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
第１　災害復旧工事の早期着手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
第２　査定の早期実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
第３　災害復旧の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
第４　再度災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
第３節　復旧・復興資機材の安定的な確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
第４節　都市と地域の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
第１　計画的復興への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
第２　復興まちづくりへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
第３　地域の復興への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
第５節　借地借家制度等の特例の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
第６節　被災者の居住の安定確保に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
第１　公営住宅の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
第２　危険区域における住宅再建・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
第３　住宅金融支援機構による融資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
第４　被災者等に対する相談機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
第７節　被災事業者等に対する支援措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

第４章　東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画・・・・・・・・・・・・・・ 89
第１節　地震防災応急対策に係る措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
第１　警戒宣言等の伝達等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
第２　国土交通省地震災害警戒本部の設置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
第３　地震防災応急対策を行う要員の確保及び他機関との協力体制・・・・・・・・・・・・ 90
第４　災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
第５　警戒宣言時の広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
第６　地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達等・・・・・・・・・・・・ 90
第７　避難対策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
第８　水防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
第９　住宅金融対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
第10　道路交通対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

第11　緊急輸送対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
第12　鉄道交通対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
第13　海上交通対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
第14　航空交通対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
第15　他機関等に対する応援要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
第16　所管施設に関する対策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・ 93
第１　避難場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
第２　避難路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
第３　緊急輸送道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
第４　港湾施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
第５　石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地等・・・・・・ 95
第６　海岸保全施設及び河川管理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
第７　砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設・・・・・・・・・ 95
第３節　中央防災会議主事会議の申合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
第４節　大規模な地震に係る防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
第５節　地震防災上必要な教育及び広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
第１　職員等に対する教育等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
第２　居住者等に対する教育・広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
第６節　地方支分部局等地震防災強化計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

第５章　南海トラフ地震防災対策推進計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
第１節　初動体制の立ち上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
第１　活動可能な体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
第２　応急活動の優先順位と状況に応じた体制の見直し・・・・・・・・・・・・・ 99
第３　南海トラフ地震臨時情報への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
第２節　避難支援（住民等の安全確保）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
第１　建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
第２　水門等の確実な操作等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
第３　避難者の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
第３節　所管施設・事業者における利用者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・ 103
第１　列車や航空機等の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
第２　主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策・・・・・・・・・ 104
第３　エレベーター内の閉じ込めへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
第４節　被災状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
第１　ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
第２　全国からのＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
第３　住民や事業者等からの情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
第４　被災情報等の統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）への集約と共有・・・・・・・・ 108
第５節　被災者の救命・救助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
第１　沿岸域における被災者の捜索救助活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
第２　状況に応じた優先的な道路啓開の実施等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
第３　陸海空の総合啓開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
第４　救命・救助活動の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
第５　孤立集落等への対応支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
第６節　被害の拡大防止・軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
第１　複数災害への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
第２　コンビナート火災・油流出等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114
第３　優先順位に基づく施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114
第４　非常災害時における国による港湾の管理等・・・・・・・・・・・・・・・・ 114
第５　被災建築物等応急危険度判定活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
第６　災害対策用機械の大規模派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
第７節　被災した地方公共団体支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
第１　リエゾンの派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
第２　情報通信機材等の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
第８節　被災者・避難者の生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
第１　避難者に必要な物資の広域輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
第２　避難場所の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
第３　生活用水と衛生環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119

第４　被災者向け住宅等の供給体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
第９節　施設等の復旧、被災地域の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
第１　施設等の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
第２　迅速な復旧に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121
第３　迅速な復興に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121
第４　担い手の確保・育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121
第10節　強い揺れへの備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
第１　住宅、建築物、宅地の耐震化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
第２　公共施設の耐震化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123
第３　地震観測の充実と長周期地震動対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
第４　火災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
第５　土砂災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
第11節　巨大な津波への備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
第１　避難路・避難場所の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
第２　津波防災地域づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126
第３　津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・ 127
第４　津波防災性や信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備・・・・・・・・ 127
第５　災害対応体制の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
第６　被災想定地域における土地境界の明確化の推進・・・・・・・・・・・・・・ 128
第12節　防災力強化に向けた日頃からの備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
第１　防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
第２　防災教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129
第３　防災広報の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129

第６章　首都直下地震対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129
第１節　首都中枢機能の継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
第１　活動可能な体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
第２　応急活動の優先順位と状況に応じた体制の見直し・・・・・・・・・・・・・ 130
第３　首都中枢機能の継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
第２節　避難支援（住民等の安全確保）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
第１　建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
第２　水門等の確実な操作等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
第３　避難者の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
第３節　所管施設・事業者における利用者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・ 135
第１　列車や航空機等の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
第２　主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策・・・・・・・・・ 136
第３　エレベーター内の閉じ込めへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137
第４節　被災状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137
第１　ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査と首都中枢機能の早期点検・・・・・・ 137
第２　全国からのＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
第３　住民や事業者等からの情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
第４　被災情報等の統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）への集約と共有・・・・ 139
第５節　被災者の救命・救助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
第１　沿岸域における被災者の捜索救助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
第２　状況に応じた優先的な道路啓開の実施等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
第３　陸海空の総合啓開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
第４　救命・救助活動の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 142
第６節　被害の拡大防止・軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
第１　コンビナート火災・油流出等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
第２　複合災害への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
第３　あらゆる手段による迅速なインフラ復旧と代替輸送・・・・・・・・・・・・ 144
第４　非常災害時における国による港湾の管理等・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
第５　被災建築物等応急危険度判定活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
第６　災害対策用機械の大規模派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 146
第７　世界に向けた情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 146
第７節　被災した地方公共団体支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 146
第１　リエゾンの派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 146
第２　情報通信機材等の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147
第８節　被災者・避難者の生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147

第１　避難者に必要な物資の広域輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147
第２　避難場所の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149
第３　生活用水と衛生環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149
第４　被災者向け住宅等の供給体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149
第９節　施設等の復旧、首都圏の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150
第１　将来的な国土像や長期的なインフラ等の計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150
第２　迅速な復旧に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150
第３　迅速な復興に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
第４　担い手の確保・育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
第10節　強い揺れへの備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 152
第１　住宅、建築物、宅地の耐震化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 152
第２　公共施設の耐震化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 152
第３　地震観測の充実と長周期地震動対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 153
第４　火災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 154
第５　土砂災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 154
第11節　巨大な津波への備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 154
第１　避難路・避難場所の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 154
第２　津波防災地域づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
第３　津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
第４　津波防災性や信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備・・・・・・・・・・・ 156
第５　災害対応体制の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
第６　被災想定地域における土地境界の明確化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
第12節　防災力強化に向けた日頃からの備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
第１　防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
第２　防災教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
第３　防災広報の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158

第７章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画・・・・・・・・・・・・・・ 158
第１節　初動体制の立ち上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158
第１　活動可能な体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158
第２　応急活動の優先順位と状況に応じた体制の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 160
第３　後発地震への注意を促す情報への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 160
第２節　避難支援（住民等の安全確保）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161
第１　建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161
第２　水門等の確実な操作等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 163
第３　避難者の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 163
第３節　所管施設・事業者における利用者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・ 164
第１　列車や航空機等の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 164
第２　主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策・・・・・・・・・・・・ 165
第３　エレベーター内の閉じ込めへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 166
第４節　被災状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167
第１　ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167
第２　全国からのＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167
第３　住民や事業者等からの情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 168
第４　被災情報等の統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）への集約と共有・・・・・・・・ 169
第５節　被災者の救命・救助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 169
第１　沿岸域における被災者の捜索・救助活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 169
第２　状況に応じた優先的な道路啓開の実施等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 170
第３　陸海空の総合啓開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 171
第４　救命・救助活動の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 172
第５　孤立集落等への対応支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 173
第６節　被害の拡大防止・軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 174
第１　複合災害への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 174
第２　コンビナート火災・油流出等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 175
第３　優先順位に基づく施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 175
第４　非常災害時における国による港湾の管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 176
第５　被災建築物等応急危険度判定活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 176
第６　災害対策用機械の大規模派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 177
第７節　被災した地方公共団体支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 177

第１　リエゾンの派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 177
第２　情報通信機材等の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 178
第８節　被災者・避難者の生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 178
第１　避難者に必要な物資の広域輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 178
第２　避難場所の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 179
第３　生活用水と衛生環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 180
第４　被災者向け住宅等の供給体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 180
第９節　施設等の復旧、被災地域の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 181
第１　施設等の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 181
第２　迅速な復旧に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 182
第３　迅速な復興に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 182
第４　担い手の確保・育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183
第１０節　強い揺れ・長周期地震動への備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183
第１　住宅、建築物、宅地の耐震化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183
第２　公共施設の耐震化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 184
第３　地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策・・・・・・・・・・・・・・・ 185
第４　火災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 185
第５　土砂災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 186
第６　雪崩対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 186
第７　漁業施設、農業施設対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 186
第１１節　巨大な津波への備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 187
第１　避難路・避難場所の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 187
第２　津波防災地域づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 188
第３　津波浸水を軽減させる施設の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 189
第４　津波防災性や信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備・・・・・・・・・・・ 189
第５　災害対応体制の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190
第６　被災想定地域における土地境界の明確化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190
第１２節　防災力強化に向けた日頃からの備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190
第１　防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190
第２　防災教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191
第３　防災広報の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191

第４編　津波災害対策編

第１章　災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 192
第１節　津波対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 192
第１　津波対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 192
第２　津波に強い国づくり、地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 192
第３　各種事業・計画に基づく対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 193
第４　海岸保全施設等の津波に対する安全性の確保、整備等・・・・・・・・・・・・・・ 193
第５　避難場所・避難路等の確保・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 194
第６　主要交通・通信機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195
第７　都市の防災構造化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195
第８　道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等・・・・・・・・・・・・・・・ 197
第９　河川整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197
第10　土砂災害に対する安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 198
第11　住宅・建築物等の安全性の確保及び指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 198
第12　鉄道利用者の安全性の確保及び指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 198
第13　港湾施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 198
第14　航空施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199
第15　防災拠点の確保・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199
第16　ライフライン対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 201
第17　要配慮者対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 201
第18　農地防災等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202
第19　廃棄物処理施設等の整備等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202
第20　防災に関する広報・情報提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202
第21　海上交通対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202
第２節　危機管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 203

第１　情報の収集・連絡体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 203
第２　通信手段等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 204
第３　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205
第４　応急復旧体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 206
第５　緊急輸送の実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 208
第６　代替輸送の実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 208
第７　二次災害の防止体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 209
第８　後方支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 209
第３節　災害、防災に関する研究、観測等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 210
第４節　防災教育等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 210
第１　防災に関する研修等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 211
第２　防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 211
第３　人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 212
第５節　防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 212
第６節　再発防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 213

第２章　災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 213
第１節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・ 213
第１　災害情報の収集・連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 213
第２　通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 215
第２節　災害対策用ヘリコプター等による情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 215
第３節　活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 216
第４節　政府本部への対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 216
第１　災害対策関係省庁連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 216
第２　政府本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 216
第５節　災害発生直後の施設の緊急点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 217
第６節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 218
第７節　災害発生時における応急工事等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 218
第８節　災害発生時における交通の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 219
第１　道路交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 219
第２　海上交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 219
第３　航空交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220
第９節　緊急輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220
第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220
第２　関係事業者等に対する要請、調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220
第３　緊急輸送に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220
第10節　代替輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 221
第11節　二次災害の防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 221
第12節　ライフライン施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 222
第13節　地方公共団体等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 222
第１　情報収集、人員の派遣、資機材の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 222
第２　避難活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223
第３　応急仮設住宅の建築支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223
第４　飲料水の確保、支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223
第14節　被災者・被災事業者に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 224
第１　被災者等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 224
第２　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 225
第３　適切かつ公正な輸送サービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 225
第４　飲料水の確保、支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 225
第５　消防活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 225
第15節　災害発生時における広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 225
第16節　自発的支援への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 226

第３章　災害復旧・復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 226
第１節　災害復旧・復興の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 226
第２節　災害復旧の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 227
第１　災害復旧工事の早期着手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 227
第２　査定の早期実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 227
第３　災害復旧の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 227

第４　再度災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 228
第３節　復旧・復興資機材の安定的な確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 228
第４節　都市と地域の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229
第１　計画的復興への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229
第２　復興まちづくりへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229
第３　地域の復興への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229
第５節　借地借家制度等の特例の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229
第６節　被災者の居住の安定確保に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229
第１　公営住宅の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229
第２　危険区域における住宅再建・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 230
第３　住宅金融支援機構による融資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 230
第４　被災者等に対する相談機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 230
第７節　被災事業者等に対する支援措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 231

第５編　風水害対策編

第１章　災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 232
第１節　風水害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 232
第１　各種事業・計画に基づく対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 232
第２　河川、海岸、土砂災害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等・・・・・・・ 232
第３　主要交通・通信機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 235
第４　道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等・・・・・・・・・・・・・・・ 235
第５　都市の防災構造化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 236
第６　災害発生のおそれのある区域に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 238
第７　住宅・建築物等の安全性の確保及び指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 241
第８　盛土等に伴う防災措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 241
第９　鉄道施設の安全性の確保及び指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 242
第10　港湾施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 243
第11　航空施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 243
第12　避難場所・避難路等の確保・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 243
第13　防災拠点の確保・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 243
第14　ライフライン対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 244
第15　要配慮者対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 245
第16　農地防災等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 245
第17　廃棄物処理施設等の整備等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 245
第18　防災に関する広報・情報提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 245
第２節　危機管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 246
第１　情報の収集・連絡体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 246
第２　通信手段等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 247
第３　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 249
第４　応急復旧体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 250
第５　緊急輸送の実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 252
第６　代替輸送の実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 253
第７　二次災害の防止体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 253
第８　後方支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 253
第３節　災害、防災に関する研究、観測等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 254
第４節　防災教育等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 255
第１　防災に関する研修等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 255
第２　防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 255
第３　人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 256
第５節　防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 256
第６節　再発防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 257

第２章　災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 258
第１節　災害発生直前の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 258
第１　風水害に関する警報等の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 258
第２　災害未然防止活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 259

第２節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 259
第１　災害情報の収集・連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 259
第２　通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 261
第３節　活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 261
第４節　政府本部への対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 261
第１　災害対策関係省庁連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 261
第２　政府本部・・ 262
第５節　災害発生直後の施設の緊急点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 262
第６節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 263
第７節　災害発生時における応急工事等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 263
第８節　災害発生時における交通の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 264
第１　道路交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 264
第２　海上交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 264
第９節　緊急輸送・・ 265
第１　基本方針・・・ 265
第２　関係事業者等に対する要請、調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 265
第３　緊急輸送に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 265
第10節　代替輸送・・ 265
第11節　二次災害の防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 266
第12節　ライフライン施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 266
第13節　地方公共団体等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 267
第１　情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 267
第２　避難活動・・・ 267
第３　応急仮設住宅の建築支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 268
第４　飲料水の確保、支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 268
第14節　被災者・被災事業者に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 268
第１　被災者等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 268
第２　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 269
第３　適切かつ公正な輸送サービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 269
第15節　災害発生時における広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 270
第16節　自発的支援への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 270

第３章　災害復旧・復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 271
第１節　災害復旧・復興の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 271
第２節　災害復旧の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 271
第１　災害復旧工事の早期着手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 271
第２　査定の早期実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 271
第３　災害復旧の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 272
第４　再度災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 272
第３節　復旧・復興資機材の安定的な確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273
第４節　都市の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273
第１　計画的復興への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273
第２　復興まちづくりへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273
第５節　借地借家制度等の特例の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273
第６節　被災者の居住の安定確保に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273
第１　公営住宅の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273
第２　危険区域における住宅再建・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 274
第３　住宅金融支援機構による融資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 274
第４　被災者等に対する相談機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 274
第７節　被災事業者等に対する支援措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 275

第６編　火山災害対策編

第１章　災害予防・・ 276
第1節　想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 276
第2節　火山災害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 276
第１　各種事業・計画に基づく対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 276
第２　火山砂防施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 276

第３　主要交通・通信機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 277
第４　道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等・・・・・・・・・・・・・・・ 278
第５　都市の防災構造化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 278
第６　住宅・建築物等の安全性の確保及び指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 279
第７　港湾施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 279
第８　避難地・避難路等の確保・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 279
第９　防災拠点の確保・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 279
第10　ライフライン対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 280
第11　要配慮者対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 281
第12　農地防災等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 281
第13　廃棄物処理施設等の整備等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 281
第14　防災に関する広報・情報提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 281
第3節　危機管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 282
第１　情報の収集・連絡体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 282
第２　通信手段等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 282
第３　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 284
第４　応急復旧体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 284
第５　緊急輸送の実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 286
第６　代替輸送の実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 287
第７　二次災害の防止体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 287
第８　後方支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 287
第4節　災害、防災に関する研究、観測等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 288
第5節　防災教育等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 288
第１　防災に関する研修等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 288
第２　防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 289
第３　人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 290
第6節　防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 290
第7節　再発防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 291

第２章　災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 291
第１節　災害発生直前の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 291
第１　火山災害に関する警戒体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 291
第２　警戒区域の設定、避難勧告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 291
第２節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・・・・・・ 291
第１　災害情報の収集・連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 291
第２　通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 293
第３節　活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 293
第４節　政府本部への対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 294
第１　災害対策関係省庁連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 294
第２　政府本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 294
第５節　災害発生直後の施設の緊急点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 294
第６節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 295
第７節　災害発生時における応急工事等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 295
第８節　災害発生時における交通の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 296
第１　道路交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 296
第２　海上交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 297
第９節　緊急輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 297
第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 297
第２　関係事業者等に対する要請、調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 297
第３　緊急輸送に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 298
第10節　代替輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 298
第11節　二次災害の防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 298
第12節　ライフライン施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 299
第13節　地方公共団体等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 299
第１　情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等・・・・・・・・・・・・・・ 300
第２　避難活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300
第３　応急仮設住宅の建築支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300
第４　飲料水の確保、支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301
第５　消防活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301

第14節　被災者・被災事業者に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301
第１　被災者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301
第２　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供・・・・・・・・・・・・・・ 302
第３　適切かつ公正な輸送サービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 302
第15節　災害発生時における広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 302
第16節　自発的支援への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 303

第３章　災害復旧・復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 303
第１節　災害復旧・復興の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 303
第２節　災害復旧の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 304
第１　降灰除去事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 304
第２　災害復旧工事の早期着手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 304
第３　査定の早期実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 304
第４　緊要事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 304
第５　災害復旧の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 304
第６　再度災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 305
第３節　復旧・復興資機材の安定的な確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 305
第４節　都市の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 306
第１　計画的復興への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 306
第２　復興まちづくりへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 306
第５節　借地借家制度等の特例の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 306
第６節　被災者の居住の安定確保に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 306
第１　公営住宅の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 306
第２　危険区域における住宅再建・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 307
第３　住宅金融支援機構による融資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 307
第４　被災者等に対する相談機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 307
第７節　被災事業者等に対する支援措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 308

第７編　雪害対策編

第１章　災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 309
第１節　雪害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 309
第１　各種事業・計画に基づく対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 309
第２　雪害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等・・・・・・・・・・・ 309
第３　主要交通・通信機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 310
第４　道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等・・・・・・・・・・・・ 310
第５　都市の防災構造化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 311
第６　住宅・建築物等の安全性の確保及び指導・・・・・・・・・・・・・・・・・ 311
第７　防災拠点の確保・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 311
第８　ライフライン対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 312
第９　要配慮者対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 312
第10　農地防災等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 313
第11　廃棄物処理施設等の整備等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 313
第12　防災に関する広報・情報提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 313
第２節　危機管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 313
第１　情報の収集・連絡体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 313
第２　通信手段等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 314
第３　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 316
第４　応急復旧体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 316
第５　緊急輸送の実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 318
第６　代替輸送の実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 319
第７　二次災害の防止体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 319
第８　後方支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 319
第３節　災害、防災に関する研究、観測等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 319
第４節　防災教育等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 320
第１　防災に関する研修等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 320
第２　防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 320
第３　人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 321

第５節　防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 321
第６節　再発防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 322

第２章　災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 322
第１節　災害発生直前の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 322
第２節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・・・・・・ 323
第１　災害情報の収集・連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 323
第２　通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 324
第３節　活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 325
第４節　政府本部への対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 325
第１　災害対策関係省庁連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 325
第２　政府本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 325
第５節　災害発生直後の施設の緊急点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 325
第６節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 326
第７節　災害発生時における応急工事等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 326
第８節　災害発生時における交通の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 327
第１　道路交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 327
第９節　緊急輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 328
第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 328
第２　関係事業者等に対する要請、調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 328
第３　緊急輸送に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 328
第10節　代替輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 329
第11節　二次災害の防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 329
第12節　ライフライン施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 329
第13節　地方公共団体等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 329
第１　情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等・・・・・・・・・・・・・・ 330
第２　避難活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 330
第３　応急仮設住宅の建築支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 330
第４　飲料水の確保、支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 331
第14節　被災者・被災事業者に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 331
第１　被災者等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 331
第２　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 332
第３　適切かつ公正な輸送サービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 332
第15節　災害発生時における広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 332
第16節　自発的支援への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 333

第３章　災害復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 333
第１節　災害復旧の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 333
第２節　災害復旧の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 333
第１　災害復旧工事の早期着手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 333
第２　査定の早期実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 333
第３　災害復旧の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 334
第４　再度災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 334
第３節　復旧資機材の安定的な確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 335
第４節　公営住宅の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 335
第５節　被災事業者等に対する支援措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 335

第８編　海上災害対策編

第１章　災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 337
第１節　海上交通の安全のための情報の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 337
第２節　船舶の安全な運航の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 337
第３節　船舶の安全性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 338
第４節　情報の収集・伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 338
第１　情報伝達ルートの確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 338
第２　情報伝達手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 338
第３　多様な情報収集手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 338
第５節　災害応急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 338

第１　乗船者の避難誘導体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 338
第２　負傷者の搬送体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 339
第６節　代替輸送の実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 339
第７節　被災施設の応急復旧体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 339
第８節　危険物等の大量流出時における体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 339
第９節　被災者等に対する支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 339
第10節　被災者等への情報提供体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 340
第11節　二次災害の防止体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 340
第12節　防災訓練及び防災についての啓発活動の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・ 340
第１　防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 340
第２　防災についての啓発活動の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 341
第13節　海上交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 341
第14節　防災に関する研究の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 341
第15節　再発防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 341

第２章　災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 341
第１節　発災直後の応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 341
第１　活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 341
第２　政府対策本部等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 342
第３　情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 342
第２節　被災施設等の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 342
第３節　代替輸送の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 342
第４節　被災者等に対する支援体制の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 343
第１　被災者の避難場所の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 343
第２　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 343
第３　適切かつ公正な運輸サービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 343
第５節　危険物等の大量流出に対する応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 343
第６節　被災者等への迅速な情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 344
第７節　二次災害防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 344
第８節　自発的支援への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 344

第３章　災害復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 345
第１節　被災した港湾施設等の本格復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 345
第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 345
第２　港湾管理者等に対する支援措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 345
第３　利用者への情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 345

第９編　航空災害対策編

第１章　災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 346
第１節　航空機の安全な運航の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 346
第１　航空従事者、航空保安職員の養成・教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 346
第２　航空運送事業者等への安全指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 346
第３　再発防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 346
第２節　航空機の安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 347
第３節　情報の収集・伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 347
第１　情報伝達ルートの確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 347
第２　情報伝達手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 347
第３　多様な情報収集手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 347
第４節　航空交通の安全のための情報の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 348
第５節　空港における応急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 348
第１　利用者の避難誘導体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 348
第２　負傷者の搬送体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 348
第３　消防体制及び救急医療体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 348
第４　建設中の空港施設等における工事関係者の避難誘導体制の整備・・・・・・・・・ 348
第５　自衛隊への派遣要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 349
第６　空港緊急計画の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 349
第６節　捜索・救難体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 349

第７節　代替輸送の実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 349
第８節　被災施設の応急復旧体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 349
第９節　被災者等に対する支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 349
第10節　被災者等への情報提供体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 350
第11節　二次災害の防止体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 350
第12節　防災訓練及び防災についての啓発活動の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 350
第１　防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 350
第２　防災についての啓発活動の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 350
第13節　航空交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 351
第14節　防災に関する研究の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 351

第２章　災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 351
第１節　発災直後の応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 351
第１　活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 351
第２　政府対策本部等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 351
第３　情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 351
第４　捜索、救助・救急、医療及び消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 352
第２節　被災施設等の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 352
第３節　緊急輸送の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 353
第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 353
第２　関係事業者等に対する要請、調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 353
第３　緊急輸送に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 353
第４節　代替輸送の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 354
第５節　被災者等に対する支援対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 354
第１　被災者の避難場所の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 354
第２　被災者等に対する宿泊施設等の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 354
第６節　被災者等への迅速な情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 354
第７節　二次災害防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 355
第８節　自発的支援への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 355

第10編　鉄道災害対策編

第１章　災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 356
第１節　鉄軌道の安全な運行の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 356
第２節　鉄軌道車両の安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 356
第３節　情報の収集・伝達体制及び災害応急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 356
第１　情報伝達ルートの確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 356
第２　情報伝達手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 357
第３　多様な情報収集手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 357
第４　職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 357
第４節　交通施設等における応急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 357
第１　利用者の避難誘導体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 357
第２　負傷者の搬送体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 357
第３　適切な運転再開等の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 357
第５節　緊急輸送の実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 358
第６節　被災施設等の応急復旧体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 358
第７節　被災者等に対する支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 358
第８節　関係者等への情報提供体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 358
第９節　訓練及び啓発活動の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 358
第１　訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 358
第２　啓発活動の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 359
第10節　鉄軌道交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 359
第11節　防災に関する研究の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 359
第12節　再発防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 360

第２章　災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 360
第１節　発災直後の応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 360
第１　活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 360

　　第２　政府対策本部等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 360
　　第３　情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 361
　第２節　被災施設等の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 361
　第３節　緊急輸送の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 361
　　第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 361
　　第２　関係事業者等に対する要請、調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 361
　　第３　緊急輸送に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 361
　第４節　代替輸送の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 362
　第５節　被災者等に対する支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 362
　第６節　関係者への迅速な情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 362
　第７節　二次災害防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 362
　第８節　自発的支援への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 362

第３章　災害復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 362
　第１節　被災した施設等の本格復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 363
　　第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 363
　　第２　利用者への情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 363

第11編　道路災害対策編

第１章　災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 364
　第１節　道路災害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 364
　　第１　各種事業・計画に基づく対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 364
　　第２　道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等・・・・・・・・・・・・・・・ 364
　　第３　防災拠点の確保・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 365
　　第４　ライフライン対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 365
　　第５　防災に関する広報・情報提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 365
　第２節　危機管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 365
　　第１　情報の収集・連絡体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 365
　　第２　通信手段等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 366
　　第３　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 367
　　第４　応急復旧体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 367
　　第５　後方支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 368
　第３節　災害、防災に関する研究、観測等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 369
　第４節　防災教育等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 369
　　第１　防災に関する研修等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 369
　　第２　防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 369
　　第３　人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 370
　第５節　防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 370
　第６節　再発防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 371

第２章　災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 371
　第１節　災害発生直前の情報の収集・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 371
　第２節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 371
　　第１　災害情報の収集・連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 371
　　第２　通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 373
　第３節　活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 373
　第４節　政府本部への対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 373
　　第１　関係省庁連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 373
　　第２　政府本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 373
　第５節　災害発生直後の施設の緊急点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 374
　第６節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 374
　第７節　災害発生時における応急復旧工事等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 374
　第８節　災害発生時における道路交通の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 375
　第９節　二次災害等の防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 375
　第10節　ライフライン施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 376
　第11節　地方公共団体等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 376
　　第１　情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等・・・・・・・・・・・・・・・ 376

第２　避難活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 376
第３　飲料水の確保、支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 377
第12節　被災者等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 377
第13節　災害発生時における広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 377
第14節　自発的支援への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 377

第３章　災害復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 377
第１節　災害復旧の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 377
第２節　災害復旧の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 378
第１　災害復旧工事の早期着手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 378
第２　査定の早期実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 378
第３　災害復旧の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 378
第４　再度災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 379

第12編　原子力災害対策編

第１章　災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380
第１節　核燃料物質等の事業所外運搬における安全性の確保・・・・・・・・・・・・・ 380
第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え・・・・・・・・・・・・・・ 380
第１　情報の収集・連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380
第２　災害応急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380
第３　緊急輸送活動支援の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 381
第４　防災業務関係者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 381
第５　周辺住民等への的確な情報伝達活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 382
第３節　再発防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 382
第４節　原子力防災についての啓発活動の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 382
第５節　原子力防災に関する研究等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 382

第２章　災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 382
第１節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保・・・・・・・・・・・・・・ 382
第１　特定事象発生情報の連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 382
第２　応急対策活動情報の連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 382
第３　通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 383
第２節　活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 383
（１）特定事象への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 383
第１　専門家の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 383
第２　関係省庁事故対策連絡会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 383
第３　現地事故対策連絡会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 383
（２）原子力緊急事態宣言発出後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 383
第１　原子力災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 383
第２　原子力災害現地対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 383
第３節　関係者等への的確な情報伝達活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 384

第３章　災害復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 384

第13編　河川水質事故災害対策編

第１章　災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 385
第１節　水質事故災害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 385
第１　各種事業・計画に基づく対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 385
第２　環境等に係る情報収集・整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 385
第３　防災拠点の確保・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 385
第４　防災に関する広報・情報提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 385
第２節　危機管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 385
第１　情報の収集・連絡体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 385
第２　通信手段等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 386
第３　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 387

第４　応急復旧体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 387
第５　後方支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 388
第３節　災害、防災に関する研究等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 388
第４節　防災教育等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 388
第１　防災に関する研修等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 388
第２　防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 389
第３　人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 389
第５節　防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 389
第６節　再発防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 390

第２章　災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 390
第１節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・ 390
第１　災害情報の収集・連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 390
第２　通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 392
第２節　活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 392
第３節　政府本部への対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 392
第１　関係省庁連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 392
第２　政府本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 392
第４節　災害発生直後の施設の緊急点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 393
第５節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 393
第６節　有害物質等流出時における応急対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 393
第７節　災害発生時における道路交通の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 393
第８節　地方公共団体等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 393
第１　情報収集、資機材の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 394
第９節　災害発生時における広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 394
第10節　自発的支援への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 394

第14編　港湾危険物等災害対策編

第１章　災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 395
第１節　港湾災害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 395
第１　各種事業・計画に基づく対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 395
第２　港湾施設の整備及び災害に対する安全性の確保等・・・・・・・・・・・・・・・ 395
第２節　危機管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 396
第１　情報の収集・連絡体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 396
第２　通信手段等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 396
第３　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 397
第４　応急復旧体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 397
第５　後方支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 398
第３節　災害、防災に関する研究、観測等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 398
第４節　防災教育等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 398
第１　防災に関する研修等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 398
第２　防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 398
第３　人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 399
第５節　防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 399
第６節　再発防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 400

第２章　災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 400
第１節　災害発生直前の情報の収集・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・ 400
第２節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・ 400
第１　災害情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 400
第２　通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 401
第３節　活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 402
第４節　政府本部への対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 402
第１　関係省庁連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 402
第２　政府本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 402
第５節　災害発生後の施設の緊急点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 402
第６節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 403

第７節　災害発生時における応急復旧工事等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 403
第８節　災害発生時における港湾機能の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 403
第９節　二次災害の防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 404
第10節　ライフライン施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 404
第11節　地方公共団体等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 404
第１　情報収集、資機材の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 404
第２　避難活動・・・ 404
第12節　被災者等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 405
第13節　災害発生時における広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 405

第３章　災害復旧・・ 405
第１節　災害復旧の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 405
第２節　港湾等の復旧・復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 405
第１　災害復旧の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 405
第２　再度災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 406

第15編　大規模火事等災害対策編

第１章　災害予防・・ 407
第１節　大規模火事等災害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 407
第１　各種事業・計画に基づく対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 407
第２　都市の防災構造化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 407
第３　避難場所・避難路等の確保・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 409
第４　防災拠点の確保・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 409
第５　ライフライン対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 410
第６　要配慮者対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 411
第７　農地防災等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 411
第８　廃棄物処理施設等の整備等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 411
第９　防災に関する広報・情報提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 411
第２節　危機管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 411
第１　情報の収集・連絡体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 411
第２　通信手段等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 412
第３　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 413
第４　応急復旧体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 413
第５　緊急輸送の実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 415
第６　代替輸送の実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 416
第７　後方支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 416
第３節　災害、防災に関する研究等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 416
第４節　防災教育等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 417
第１　防災に関する研修等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 417
第２　防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 417
第３　人材の育成・・ 418
第５節　防災訓練・・ 418
第６節　再発防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 419

第２章　災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 419
第１節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 419
第１　災害情報の収集・連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 419
第２　通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 420
第２節　活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 420
第３節　政府本部への対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 421
第１　関係省庁連絡会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 421
第２　政府本部・・・ 421
第４節　災害発生直後の施設の緊急点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 421
第５節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 421
第６節　災害発生時における応急工事等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 422
第７節　災害発生時における交通の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 422
第１　道路交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 422

第８節　緊急輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 423
第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 423
第２　関係事業者等に対する要請、調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 423
第３　緊急輸送に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 423
第９節　代替輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 424
第10節　二次災害の防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 424
第11節　ライフライン施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 424
第12節　地方公共団体等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 425
第１　情報収集、資機材の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 425
第２　避難活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 425
第３　応急仮設住宅の建築支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 425
第４　飲料水の確保、支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 425
第５　消防活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 426
第13節　被災者・被災事業者に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 426
第１　被災者等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 426
第２　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 427
第３　適切かつ公正な輸送サービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 427
第14節　災害発生時における広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 427
第15節　自発的支援への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 427

第３章　災害復旧・復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 428
第１節　災害復旧・復興の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 428
第２節　復旧・復興資機材の安定的な確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 428
第３節　都市の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 429
第１　計画的復興への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 429
第２　復興まちづくりへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 429
第４節　借地借家制度等の特例の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 429
第５節　被災者の居住の安定確保に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 429
第１　公営住宅の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 429
第２　住宅金融支援機構による融資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 430
第３　被災者等に対する相談機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 430

第16編　地域防災計画の作成の基準

第１章　災害予防に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 431
第１節　災害に強い地域づくりに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 431
第２節　交通利用者・被災者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 432
第３節　ライフライン施設・公共施設の災害に対する安全性の確保に関する事項・・・・・・・ 432
第４節　緊急輸送の確保に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 432
第５節　代替輸送の確保に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 433
第６節　防災上必要な教育等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 433
第７節　防災上必要な訓練に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 434
第８節　災害安全運動時における広報宣伝に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 434
第９節　水防に関する施設及び設備の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 434
第10節　資機材の備蓄に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 435
第11節　災害発生時において危険な区域に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 435
第12節　災害に対する警戒避難体制の整備等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 436
第13節　学校、病院、工場、事業場、百貨店、旅館、地下街、高層建築物の災害予防措置に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 437
第14節　住宅・建築物の安全性に対する指導に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 437
第15節　地震防災緊急事業五箇年計画による施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・ 438
第16節　防災のための適正な土地利用の誘導等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・ 438
第17節　豪雪害の予防に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 438
第18節　海上災害の予防に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 438
第19節　航空災害の予防に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 438
第20節　鉄道災害の予防に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 438
第21節　道路災害の予防に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 438
第22節　港湾危険物災害の予防に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 439

第23節　石油コンビナート地帯等の周辺市街地における安全の確保に関する事項等
災害に対する周辺市街地の安全化措置に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 439
第24節　大規模な火事災害の予防に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 439
第25節　被災施設等の応急復旧体制に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 439
第26節　被害情報の収集・連絡等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 439
第27節　他機関との相互応援に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 439

第２章　災害応急対策に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 440
第１節　災害に関する予報及び警報の伝達並びに警告の方法に関する事項・・・・・・・・・・ 440
第２節　災害発生時における災害に関する情報の収集等に関する事項・・・・・・・・・・・・ 440
第３節　災害発生時における防災関係職員の参集体制に関する事項・・・・・・・・・・・・・ 441
第４節　災害発生時における広報宣伝に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 441
第５節　避難に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 441
第６節　水防活動に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 441
第７節　災害発生直後の施設の緊急点検に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 441
第８節　災害発生時における通信計画に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 441
第９節　災害発生時における施設、公共施設の応急復旧計画に関する事項・・・・・・・・・・ 442
第10節　災害発生時における道路交通の確保に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 442
第11節　緊急輸送に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 442
第12節　代替輸送に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 442
第13節　建設機材の現況の把握及びその緊急使用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 442
第14節　技術者の現況の把握及びその動員に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 442
第15節　災害発生時における復旧資材の需給計画に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 442
第16節　水質事故発生時の防除に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 443
第17節　油等危険物の大量流出による防除に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 443
第18節　災害発生時における応急工事に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 443
第19節　二次災害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 443
第20節　ダム、堰、水門等の管理に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 443
第21節　被災者への情報提供に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 444
第22節　災害発生時におけるボランティアに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 444

第３章　災害復旧・復興に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 444
第１節　復旧に関する情報提供に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 444
第２節　査定の早期実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 444
第３節　緊要事業の決定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 444
第４節　災害復旧の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 444
第５節　再度災害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 445
第６節　借地借家制度等の特例の適用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 445
第７節　公営住宅の整備等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 445
第８節　被災建築物等の復旧指導の推進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 445
第９節　都市の復興に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 445
第10節　被災事業者等に対する支援措置に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 446

第１編　総則

第１章　計画の目的及び構成

○ この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号以下「災対法」という。）第３６条第１項、大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号以下「大震法」という。）第６条第１項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第５条第１項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第５条第１項の規定に基づき、国土交通省の所掌事務について、防災に関しとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって民生の安定、国土の保全、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

○ この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであり、必要に応じて修正を加えてゆくものとする。

○ この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第１編の総則に続いて、第２編を各災害に共通する対策編、第３編を地震災害対策編、第４編を津波災害対策編、第５編を風水害対策編、第６編を火山災害対策編、第７編を雪害対策編、第８編を海上災害対策編、第９編を航空災害対策編、第１０編を鉄道災害対策編、第１１編を道路災害対策編、第１２編を原子力災害対策編、第１３編を河川水質事故災害対策編、第１４編を港湾危険物等災害対策編、第１５編を大規模火事等災害対策編とし、それぞれ災害に対する予防、応急対策、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に定め、また、第１６編では、地域防災計画の作成の基準を掲げている。

第２章　防災対策の基本方針

○ 我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、がけ崩れ、土石流、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪などにより自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、急峻な山地、脆弱な地質等が存在する一方、稠密な人口、高度な土地利用等の社会的条件を併せもっている。このような自然的、社会的条件下にある我が国にとって、国土を保全し、国民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策であり、その一層の強化を図る。また、社会、産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、水質災害、港湾危険物等災害、大規模な火事等災害など大規模な事故による被害についても、防災対策の一層の充実、強化が必要であり、その推進を図る。さらに、平成 23 年の東日本大震災においては、広域での強い地震動、大規模

な津波災害、東京電力福島第一原子力発電所の事故など広域かつ複合的な災害に対して、国土交通省の総力をあげて対応してきたところであり、その経験を十分に踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の一層の充実を図る。この際、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図る。

○ 国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第１１条において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされている。このため、国土強靱化に関する部分については、その基本目標である、

① 人命の保護が最大限図られる

② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

④ 迅速な復旧・復興

を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

○ 災害対策基本法第３８条において，国土形成計画等の防災に関する部分は，防災基本計画及び防災業務計画と矛盾・抵触するものであってはならないとされている。このため，防災の観点から，計画間の整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。また，その他の計画（開発計画，投資計画等）についても，防災の観点から必要なチェックを行うものとする。

○ 災害発生時の被害最小化を基本方針として、ソフト対策とハード整備一体となった減災体制の確立を図る。

○ 多様な主体の参加による防災体制の強化、広域的応援体制の充実、強化、地域ぐるみでの防災教育の推進への貢献によって、自助・共助・公助バランスの取れた地域防災力の再構築を図る。

○ 防災対策は、都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造や社会経済情勢の変化に対して十分配慮しつつ推進するものとする。

○ 防災対策は、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の一連の体系のなかで実施されていくものであり、それぞれの段階における体制の整備に加え、災害予防にあっては災害を未然に防止すること、災害応急対策にあっては、災害発生後の被害の拡大防止を図るための迅速かつ適切な応急対策、災害復旧・復興にあっては災害に強い国づくり・まちづくりを目指した本格的な災害復旧・復興が基本方針となる。

○ 災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興のそれぞれの段階において、全省的な総合力、即応力の発揮ができるように努める。さらに、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との緊密な協力体制を確立し最善の対策をとることにより被害の軽減につなげるものとする。

○ 災害予防については、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害を最小限にするため、以下の施策を講じるものとする。

・ 災害に強い国づくり・まちづくりの実現に向け、交通・通信機能の強化については、緊急輸送を確保するために必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。)、港湾、鉄道等をはじめとした施設の耐災化と多重性・代替性の確保、救援・復旧活動に資する緊急輸送体制の確立、全国的な輸送活動への影響の極小化が図られるよう努める。

・ 公共施設の維持管理を強化するとともに、国土保全事業を計画的かつ総合的に推進する等、発災時等に備えて、周到かつ十分な措置を講じるものとする。

・ 避難場所、避難路、防災拠点、安全な市街地等の整備及び防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備等を推進するとともに、防災に配慮した土地利用の誘導等により、災害に強い国づくり・まちづくりを推進するものとする。

・ 生命・財産に係る被害の軽減に大きく関係する住宅・建築物の耐震化を図る。特に緊急輸送道路沿いの住宅・建築物の耐震化を緊急に推進する。

・ 近年の高度な交通システムや輸送体系の形成、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化、原子力の発電への利用の進展、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、地下街等の増加等に配慮しつつ、事故災害の予防のための、安全対策の充実を図るものとする。

・ 災害発生時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ効率的に行うため、広域的応援や自治体等への応援・支援などを含む事前の体制整備、災害情報の迅速な収集システムの整備、資機材等の整備充実等を図るものとする。

・ 警戒避難基準、防災マップ等防災に関する情報の整備を図るとともに、地方公共団体、住民に提供するなど、災害から住民の安全を確保するように努めるものとする。その際、要配慮者への情報提供について十分に配慮するとともに、住民等がより容易に理解できるような情報提供に努める。

・ 防災教育、防災訓練等の実施による職員等の資質の向上に努めるとともに、関係事業者に対しても、職員の資質の向上に配慮するよう指導する。

・ 災害の未然防止と災害発生時の避難等に資するため、一般住民を対象として、防災教育、防災訓練、防災に関する講習会、防災週間や各種の防災関連行事等を通じた防災についての広報活動を行い、防災意識の高揚及び防災知識の普及を図るものとする。その際、職場や自治会等の活用、ＮＰＯ、ボランティアなど多様な主体との連携、障害者、高齢

者等の要配慮者や女性の参画を含めた、多くの住民参加が行われるよう留意する。

・ 地域における過去の災害記録や伝承を整理するなど、防災教育のための教材開発を行う。

・ 災害及び防災に関する研究、観測等の推進を図り、防災対策の質的・技術的向上に努めるものとする。

・ 北海道総合開発計画に基づき災害に強い国土の形成をはかるため、防災のための施設等の広域的な整備に関する事項や、防災まちづくりに関する事項を十分考慮し、災害に強い地域づくりを総合的かつ一体的に推進するものとする。

・ 公共交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対する支援の充実に向けた取組みを図るものとする。

○ 災害応急対策については、発災時において迅速かつ円滑な実施を図るため、以下を講じるものとする。

・ 災害発生直後の被害情報の早期把握・伝達体制を整備するため、通信手段の確保に万全を期すとともに、各省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、統合災害情報システムを活用して災害情報の共有化・一元化に努めるものとする。

・ 専門技術をもつ人材等を活用し、施設、設備等の緊急点検を行い、これらの被害状況等を把握して、陸・海・空における交通の確保、二次災害の防止、施設の応急復旧をできるだけ早期に実施するとともに、関係行政機関、関係公共機関、関係事業者、被災者に適切な判断と行動を促す的確な情報を伝達するものとする。

・ 災害発生後、速やかな職員の参集により災害の規模に応じた応急対策の推進を図るとともに、円滑な救助・救急、医療・公衆衛生の確保及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給し、さらに地域の産業活動を維持するための、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送、代替輸送の実施を図るものとする。

・ 大規模な災害に対しては、災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係行政機関等と連携を図るとともに、災害応急対策に必要な要員や物資について全国の規模で活用するなど、広域的な応援・支援体制を構築し、災害応急対策を実施する。

・ 大規模な災害に対しては、災害発生直後は人命救助を第一とし、救援救助要員や緊急輸送路の確保等に総力をあげるものとする。引き続き物流の確保、所管施設の復旧、住宅の確保、被災自治体の支援等を強力に進める。

・ 公共交通における事故災害の発生に際しては、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるとともに、乗客の被災者等からの問い合わせ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。

○ 災害復旧・復興については、以下の施策を講じるものとする。

・ 被災地域の災害復旧・復興の基本的方向の早急な決定と、物資・資材の調達計画等を活

用した被災施設等の適切かつ速やかな復旧を図るため、事業を計画的に実施し、より安全で快適な環境を目指した国づくり・まちづくりを推進するとともに、復興への的確な貢献に努めるものとする。

・ 災害により被害を受けた事業者に対しては、その要望の把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて、財政面、金融面等における、支援措置を検討するものとする。

○ 発災時に国土交通省の所管する事務に係る機能が停止もしくは低下した場合においても、防災対策業務及び業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす重要業務を継続するための業務継続計画を策定し、そのために必要な業務の実施体制を整えるものとする。なお、策定した業務継続計画については、不断の見直しを行うものとする。その際、計画、マニュアルの定期的な点検、点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映するものとする。

○ なお、海外で発生した自然災害であっても我が国の社会、経済活動等に影響を及ぼすことに鑑み、被災国政府から災害対応に関する支援要請があった場合には、関係機関と調整の上、可能な支援を行うものとする。

以上、これらの対策を総合的に講ずることにより、防災対策に万全を期するものとする。

第３章　防災に関する組織・体制

第１節　国土交通省防災・減災対策本部

○ 国土交通省防災・減災対策本部は、「国土交通省防災・減災対策本部の設置に関する訓令」（令和５年国土交通省訓令第９号）「に基づき、この計画の審議及び実施に関すること、防災・減災に関する重要事項の審議に関すること、国土交通省の所掌事務に係る防災・減災に関する施策を総合的かつ一体的に推進するために必要な事務に関することを行うものとする。

○ 毎年のように自然災害が発生し、気候変動の影響による水災害の更なる頻発化・激甚化が懸念される中、国民の安全・安心を守り、我が国の経済成長を確保するため、この計画に沿って進めている防災・減災、国土強靱化の取組を更に強化すべく、国土交通省防災・減災対策本部において審議し、省の総力を挙げて防災・減災に取り組むものとする。

第２節　国土交通省地震災害警戒本部等

○ 大震法第９条に基づき、地震防災対策強化地域において地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合において、国土交通省の地震防災上実施すべき応急の対策を推進するため、「国土交通省地震災害警戒本部の設置に関する訓令」（平成１５年国土交通省訓令第９号）に基づき、臨時に国土交通省地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

○ 施設等機関及び地方支分部局の長は、警戒宣言が発せられた場合に所掌事務に係る地震防災応急対策の実施に関する総合調整を行うため、必要に応じて、警戒本部に準じた組織（以下「地震災害警戒本部」という。）を設置するものとする。

○ 施設等機関及び地方支分部局は、地震災害警戒本部を設置・廃止したときは、その旨を警戒本部等に連絡するものとする。

第 3 節　国土交通省特定災害対策本部、国土交通省非常災害対策本部及び国土交通省緊急災害対策本部等

○ 災対法第２条第１項に規定する災害(以下単に「災害」という。)が発生した場合において災害応急対策及び災害復旧のための活動を迅速かつ一体的に推進するため、「国土交通省災害対策本部の設置に関する訓令」（平成１５年国土交通省訓令第８号）に基づき、災害（その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるものに限る。）が発生し、又は発生するおそれがあるときは国土交通省特定災害対策本部（以下「特定本部」という。）を、非常災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは国土交通省非常災害対策本部（以下「非常本部」という。）を、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは国土交通省緊急災害対策本部（以下「緊急本部」という。）を、それぞれ臨時に設置するものとする。

○ 施設等機関及び地方支分部局の長は、災害が発生するおそれがある場合若しくは災害が発生した場合に、所掌事務に係る防災対策を推進するため、必要に応じて、特定本部、非常本部及び緊急本部に準じた組織（以下「災害対策本部」という。）を設置するものとする。また、必要に応じ、現地に災害対策本部に準じた組織を設置するものとする。

○ 施設等機関及び地方支分部局の長は、他の地方支分部局等の所管区域内に災害が発生し職員を応援させる等の必要が生じた場合は、そのための応援本部等を設置するものとする。

○ 施設等機関及び地方支分部局は、災害対策本部等を設置・廃止したときは、その旨を特定本部、非常本部又は緊急本部等 (以下「特定本部等」という。)に連絡するものとする。

第 4 節　国土交通省災害対策連絡調整会議

○ 国土交通省の災害対策等の推進に関し、機動的に各局間の連絡調整を行うため、国土交通省

に国土交通省災害対策連絡調整会議を設置するものとする。

第５節　緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）

○ 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、「緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令」（平成２４年国土交通省訓令第３１号）に基づき、本省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局（航空交通管制部を除く。）及び気象庁に、それぞれ緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を設置するものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の管理及び運営に係る事務を処理させるため、「緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令」（平成２４年国土交通省訓令第３１号）に基づき、緊急災害対策派遣隊事務局を設置するものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣手順及び指揮命令系統については、別に定めるところによるものとする。

第６節　施設等機関及び地方支分部局の防災業務計画

○ 施設等機関及び地方支分部局の長は、防災基本計画及びこの計画に基づき、その所掌事務に関し必要に応じて防災業務計画を作成するとともに、毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

○ 施設等機関及び地方支分部局の長は、防災業務計画を作成又は修正したときは、速やかにこれを国土交通大臣に報告しなければならない。

第２編　各災害に共通する対策編

○ 災害はこの計画で取り上げた種類にとどまらず、極めて多種多様である。従って、それらの災害に対する対応の用に供するため、次に多くの災害対策に比較的共通する事項を記述するものである。

第1章　災害予防

第１節　災害対策の推進

第１　各種事業・計画に基づく対策の実施

○ 災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、地方公共団体、関係事業者等と連携しつつ、河川、海岸、道路、港湾、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む)、農地防災事業（北海道におけるものに限る)、都市の防災対策事業及び道路・港湾・建築物の防災対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。

○ 国土交通省防災・減災対策本部において、防災・減災が主流となる社会の実現に取り組むため、国民の命と暮らしを守る施策パッケージとしてとりまとめた「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」について、あらゆる関係者と連携し、国民目線に立って、施策の着実な推進を図るとともに、災害対応のふりかえり（検証）を通じた、施策の更なる強化・充実に努めるものとする。

○ 「自然災害リスクコミュニケーション推進会議及び水災害リスクコミュニケーション推進室の設置に関する訓令」（令和３年国土交通省訓令第１７号）に基づき、自然災害リスクコミュニケーション推進会議において、自然災害に関するリスクを題材として、行政機関に加え、民間企業や住民も含むあらゆる主体が、相互理解の下で信頼・実感に基づく役割分担を構築するために複数の主体間で行うコミュニケーション（自然災害リスクコミュニケーション）に関する施策の総合調整や関係部局等との連絡調整等を行い、自然災害リスクコミュニケーションの総合的かつ一体的な推進に係る事務を行うものとする。

○ 災害対応力の向上を図り、自然災害による被害を軽減するため、関係機関と連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、防災行動とその実施主体を時系列で整理し、各

機関との役割分担を明確にした防災行動計画（以下「タイムライン」という。）を作成するものとする。

○ また、災害対応のふりかえり（検証）を通じて、改善策を検討し、必要に応じてタイムラインに反映させるなど、防災行動や災害後の対応を継続的に改善・充実していくとともに、平時からタイムラインを活用した防災訓練や研修等を実施し、タイムラインの効率的かつ効果的な運用の向上に努めるものとする。

第２　主要交通・通信機能強化

○ 主要交通機能の強化を図るため、道路、港湾、航空等の基幹的施設の整備に当たっては、各施設等の耐震設計、既存施設等の耐震化の推進、液状化対策を推進するとともに、大都市圏環状道路等の整備を含めた交通ネットワークの多重性・代替性の確保に努めるものとする。また、発災時における人流、物流の途絶が被災地の災害応急対策の実施に致命的な支障をきたさないよう、また、全国規模での輸送活動に大きな影響が生じないよう、各交通施設の間の連携の強化等により、陸・海・空にわたる複数の輸送モード及び輸送ルートからなる多重性・代替性の確保に努めるものとする。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するものとする。

○ 基幹的な通信施設の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

第３　都市の防災構造化の推進

(1) 市民に支えられた防災都市づくり

○ 公民協働による災害に強い都市づくりを目指して、地方公共団体にとって使いやすく、かつ住民にとっても分かりやすい法律、予算等の枠組みの整理と制度の充実を図るとともに、市民の防災意識の醸成やその主体性を引き出すため、地方公共団体における行政情報の提供、主体的な地域住民のまちづくり活動への参加に対する支援等を促進するものとする。

(2)　防災都市づくりの計画的推進

○ 防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置づけについて必要に応じて助言を行うとともに、避難場所、避難路、延焼遮断帯など都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」及び立地適正化計画において都市の防災・減災対策を位置付ける「防災指針」の策定を促進するものとする。

○ 「防災都市づくり計画」の策定プロセスにおいては、災害危険度の公表を始めとする行政情

報の提供を促進するとともに、その実施に当たっては市民のまちづくり活動への参画、並びに関連事業の重層的実施等を積極的に支援するものとする。

○ 「防災都市づくり計画」及び「防災指針」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等に努めるものとする。

(3)　避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設の整備

○ 避難路、延焼遮断帯、緊急輸送道路として機能する道路整備を推進するものとする。

○ 地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断帯、災害復旧活動の支援拠点や復旧資機材・生活物資等の中継基地等となる都市公園等の系統的かつ計画的な配置を推進するものとする。

○ 避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園整備プログラムの策定を推進するものとする。

(4)　防災上枢要な地域における建築物の不燃化

○ 防火、準防火地域の計画的指定について必要に応じて助言を行うとともに、特に避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設周辺等都市防災上枢要な地域においては、都市防災総合推進事業等により建築物の不燃化を促進するものとする。

(5) 安全な市街地の整備等

○ 防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中立地を促進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を推進するものとする。

(6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等

○ 「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、緑化重点地区整備事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。

○ 土砂災害の危険性が高い山麓部の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図りつつ、より総合的かつ一体的な緑とオープンスペースの

確保を推進するものとする。

(7)　防災上危険な密集市街地の整備

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律を踏まえ、防災機能の確保を図る都市計画制度の導入、建替えの促進、老朽木造建築物の除却、土地の権利の移転を円滑に行うことができる制度の活用、地域住民による市街地整備の取組みを支援する仕組みの活用や都市再生機構のノウハウの活用等について必要に応じた助言を行うものとする。

○ 防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の既存の面的整備事業等の活用や、建築物の共同化・不燃化、道路・公園・緑地等の地区公共施設の整備等多様な事業を総合的・一体的に推進するものとする。

(8)　消防活動に資する施設等の整備

○ 消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するものとする。

○ 河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を推進するものとする。

○ 防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。

(9)　石油コンビナート等特別防災区域等における災害対策

○ 石油コンビナート等特別防災区域等における災害から周辺市街地の安全性を確保するため、防災緩衝地帯として緑地等の設置及び隣接市街地の耐震不燃化を促進するものとする。

(10)　災害に対して強い大都市圏の実現

○ 災害に対して強い大都市圏の整備を図るため、防災拠点及びその周辺の敷地整備等を行う地域一体型防災街づくり（広域防災街づくり）推進事業を推進するとともに、大都市等における都市の防災性の強化に関する調査・検討を行う。

第４　道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

○ 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリンク解消及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、災害の発生に対して代替路となる経路を確保するものとする。

○ 災害の発生時でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高めるものとするとともに、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、簡易な IC の増設等による地域との連携強化などにより道路ネットワーク機能の向上を図る。

また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を図るものとする。

○ 道路施設等の点検を実施し、道路施設の現況の把握に努めるとともに、点検結果に基づき、必要な対策を実施するものとする。

○ 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

○ 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、経済産業省、総務省が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制及び既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図るものとする。

○ 鉄道事業者及び道路管理者に対し、災害時の管理方法として、関係機関との連絡体制の整備、長時間の通行遮断の解消に向けた手順や情報提供の仕組み等を定めた対処要領の作成、定期的な訓練実施等を義務付ける踏切道を指定し、災害時の的確な管理の促進を図るものとする。

第５　土砂災害に対する安全性の確保

○ 土砂災害のおそれのある箇所における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、警戒避難体制に必要な各種センサー等の設置及び流木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域について警戒避難体制の整備を図るとともに、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定め、又建築物の移転の勧告等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

○ 避難場所、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

○ 土砂災害警戒区域等の住民への周知体制、情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、都道府県等に対しては、警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。

○ 災害等の恐れのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害警戒区域等についての情報提供を行うものとする。

○ 大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、

避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、地方支分部局においてあらかじめ策定するものとする。

また、これを迅速、効果的に実施できるよう地方支分部局において、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

第６　住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

○ 地方公共団体の防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携を強化し、地域防災計画、立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優遇措置等の対象となる立地を限定し、安全な立地に誘導するとともに、災害の危険性の高いエリアにある既存住宅の移転を誘導する。

○ 災害の防止に寄与する住宅等への建替えに対する融資、地すべり又は急傾斜地の崩壊による被害を受けるおそれのある家屋の移転等を容易にするための融資、がけ崩れ等による災害が発生するおそれが著しい区域において災害の発生を未然に防止するための融資及び宅地造成に伴う災害を防止するための融資を実施する際の具体的な実施方法等について、必要に応じ住宅金融支援機構に要請するものとする。

第７　盛土等に伴う防災措置

○ 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可制度、都市計画法に基づく開発許可制度等の適正な運用を図り、擁壁や排水施設の設置等、災害を防止するため必要な措置が講じられるよう、必要な支援・助言を行うものとする。

○ 盛土等の安全対策を推進するにあたっては、各関係制度を所管する関係府省庁、都道府県等で緊密に連携を図るものとする。

第８　交通運輸事業者の防災マネジメントの推進

○ 交通運輸事業者に対し、災害からの早期復旧・再開を図るため、被災時の被害を軽減するための災害予防と応急対策に加え、「事業継続」の取組を促進することとし、各々の交通運輸事業者の取組については運輸安全マネジメント制度の下で評価・助言等の支援を行い、運輸防災マネジメントの導入促進を図るものとする。

第９　鉄道施設の安全性の確保及び指導

○ 鉄軌道事業者に対し、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の

運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるよう指導する。

第 10　港湾施設の整備及び港湾の災害対応力の強化

- 災害時に緊急物資輸送や支援部隊の展開等の拠点となる臨海部防災拠点について、危険物等取扱施設との距離等にも配意しつつ、臨海部防災拠点マニュアル等に基づき整備及び適切な管理・運営を促進する。
- 非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、関係機関と連携し、防災訓練の実施、港湾ＢＣＰの改善等の災害対応力の強化に取り組む。
- 災害時の陸路分断等において、“みなと”の機能を最大限活用して海上輸送による救助・救援や物資輸送等の災害対応支援を行うため、各地域で、船舶を活用した防災訓練の実施などの取組を推進するものとする。
- 自然災害発生時において、災害対応に必要な情報を迅速かつ正確に一元化し、的確かつ早期の意思決定を支援する防災情報プラットフォームを構築する。

第 11　航空施設の整備及び空港の災害対応力の強化

- 既存施設の耐震強化等を行うとともに、災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- 災害時における滞留者対応や施設の早期復旧等を図るため各空港で策定された空港 BCP (A2(Advanced/Airport)-BCP)に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、災害時の対応を行うとともに、訓練の実施等による空港 BCP の実効性の強化に努める。

第 12　避難場所・避難路等の確保・整備

- 河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。
- 都市基幹公園等の広域避難場所となる都市公園、近隣公園・地区公園等の一次避難場所となる都市公園等については、幹線道路、河川、鉄道等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定するとともに、住民以外の被災者の支援についても考慮した上で、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するとともに、関係機関との十分な連携を図り、地域防災計画への位置づけを推進するものとする。
- 避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緊急避難階段、緑道等の整備を推進するほか、必要に応じて高速道路の道路管理用施設の緊急連絡路等としての活用を推進するものとする。
- 関係公共機関、関係事業者の管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を

検討するよう指導する。

第 13　防災拠点の確保・整備

- 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、相互の連携により、安全な市街地の整備を防災街区整備事業、土地区画整理事業等により推進するものとする。
- 災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着場、海岸・港湾の防災拠点、道の駅、交通広場等の整備を推進するものとする。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。
- 高速道路のサービスエリア、道の駅等を防災拠点として活用するため、関係機関と連携し、検討を進める。
- 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。
- 内陸部において河川舟運等を活用した防災拠点を形成するために、主要大河川と幹線道路、鉄道等の結節点付近に河川防災ステーション等を核として、地方公共団体、関係機関等の事業を総合的に実施し、広域的な避難場所の確保、救援活動の拠点、復旧資材の運搬拠点等のための内陸防災拠点の形成を図るものとする。
- 災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点・地域防災拠点としての機能を有する都市公園等の整備を推進するものとする。
- 広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断緑地帯、広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園等については、防災公園等としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、耐震化を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。
- 防災公園としての機能を有する都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等と連携した機能発揮が可能な地域への設置を推進

するものとする。

○ 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備を推進し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図るものとする。

○ 防災性能の向上、バックアップ機能の確保、食料・水等の備蓄、情報の受発信基地等中枢防災活動拠点としての機能の向上を図った官庁施設を、地方公共団体施設との連携を図りつつ整備し、地域の中枢防災拠点の形成を推進するものとする。

○ 本省、地方支分部局等の庁舎が被災し、使用できなくなった場合に備えて、庁舎の代替施設の確保等について、関係省庁と協議し、検討する。特に、国土交通省全体を統括する中枢としての機能を有する本省の庁舎については、立川広域防災基地等との連携にも配慮しつつ地方支分部局によるバックアップ体制の整備を含め、代替機能の確保方策を検討する。

○ 大都市地域等の既成市街地において、住宅市街地総合整備事業により、良質な市街地住宅の供給と併せて、防災活動の拠点として機能する住宅街区の形成を図るものとする。

○ 木造家屋が密集した地区や中高層建築物の老朽化した地区等、災害時における危険性の高い地区において、防災街区整備事業、市街地再開発事業等により災害に強い建築物の整備や災害時に救援、救助、避難等の地区防災活動の拠点となる施設の整備を推進するものとする。

○ ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

○ 基幹的広域防災拠点について、緊急物資輸送ネットワーク機能を強化するため、指定行政機関や港湾関係団体と連携した訓練の実施等を通じて、運用体制の強化を図るものとする。

○ 地域福利増進事業の制度の普及を図り、地域における所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備を促進するとともに、所有者不明土地の管理不全状態の解消等の取組を推進する。

第 14　ライフライン対策の推進

○ 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。

○ ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続きの簡素化を図るものとする。

○ 河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取

水用ピット、せせらぎ水路等の整備を図るものとする。

第 15　要配慮者対策の推進

○ 老人ホーム、病院等の施設を土砂災害等から保全する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点的に推進するとともに、要配慮者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。

○ 避難場所、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。

第 16　農地防災等の推進

○ 北海道においては、荒廃山地の復旧及び予防治山事業、防災林の造成事業、保安林の整備事業、造林事業、保安林、保安施設地区及び土地改良事業の施行または計画の決定がされている地域及びこれらに準ずべき地域に係る地すべり防止事業等の計画的な推進を図るとともに、防災ダム、堤防、農業用用排水施設、農道、林道、漁港施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第 17　廃棄物処理施設等の整備等の推進

○ 北海道においては、水道及び廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、水道施設、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第 18　防災に関する広報・情報提供等

○ 災害発生時において適切な判断及び行動に資するため、災害に関する情報を住民等に伝達するための体制及び施設、設備の整備を図る。報道機関や通信会社、ポータルサイト・サーバー運営業者と協力し、所管の交通施設等の被害状況や利用可能な程度、公共交通機関の災害に関する情報、鉄道・飛行機等の運行（航）状況、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者による被災者等への支援対策の実施状況等に関する情報を被災者を含む国民に提供するための体制の強化を図る。また、発災時等に被災者等からこれらの情報についての問い合わせがあった場合に的確な対応ができるような体制の整備に努める。

○ 災害発生の兆候が把握可能な災害について、それを把握した場合、その情報、警報等を関係機関及び住民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。

○ 道路施設の被災防止に資するため、災害に至る可能性が発見された場合には必要に応じて、道路利用者への速やかな情報の周知を図るものとする。

○ 土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域等の住民への周知体制及び警報等の伝達体制の整備を図るほか、必要に応じて都道府県等に対し警戒避難体制の確立に関する必要な指導・

助言を行うものとする。

○ 広域避難場所、一次避難場所、避難路となる都市公園の機能、利用方法等について、関係機関との連携により、非常時の円滑な利用のための住民等への情報提供の実施について必要に応じて助言を行うものとする。

○ 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と協力し、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。

○ 在日外国人・訪日外国人旅行者に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、伝わりやすい表現で多言語化する等の環境の整備を図るものとする。

第２節　危機管理体制の整備

第１　情報の収集・連絡体制の整備

○ 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。

○ 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。

○ 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。

○ 道路情報モニター制度、道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用者等の協力により情報収集体制を強化するものとする。

○ 災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方支分部局は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。

○ 非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努めるものとする。

○ 非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。

○ 災害による停電等に対応するため、河川、海岸、砂防、道路の公共施設管理用のマイクロ回線設備及び光ファイバ網設備（以下、「専用通信設備」という。）には非常用発電設備や蓄電池設備等により電源を確保することとする。道路状況等の地域特性等を踏まえ、重要拠点設備は原則として７日間以上、他の設備については３日間以上にわたる電源を確保するものと

し、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行うものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

○ 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。

○ 職員、来訪者等の生命、身体の安全を確保するため、庁舎が被災した場合に備えて、避難路の確保、避難誘導マニュアルの整備等を図る。

○ 被害情報及び応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

○ 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、情報の収集・伝達システムのＩＴ化に努めるものとする。

第２　通信手段等の整備

○ 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・ 夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。

・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

・ 災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため移動通信システム、衛星通信システムの通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・ 地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、港湾業務艇及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に特定本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・ 災害現地の情報収集を行うため、雨量計、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。

・ 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、

共有するシステムの整備を図るものとする。

・ 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・ 土砂災害に関する警戒避難の速やかな実施に資するよう、観測機器の設置等土砂災害予警報システムの整備及び災害時だけではなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が共有するシステムの整備を推進するものとする。

・ 河川、海岸、砂防、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。　なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。また、ＧＩＳについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。

・ 監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報表示板、道路情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。

・ ＮＴＴ等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・ 特定本部等による円滑な防災活動を行うため、防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等を備えた国土交通省防災センターの整備を推進するものとする。

○ 関係省庁及び地方公共団体が整備する画像情報収集システム、被害状況の早期予測システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める。

○ 非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置を図るものとする。

第３　関係機関との連携

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、日頃から警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、充分な協議を行っておくものとする。

○ 重要港湾以上の港において「水際・防災対策連絡会議」を設置し、平時より水際・防災対策

について関係者間の情報共有を図るとともに、非常時に連携して即座に対処するための体制を構築するなど、関係者間の連携強化を図るものとする。

第４　応急復旧体制等の整備

○ 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、被害状況の把握、復旧工法、市町村等が行う住民避難等に関する技術的な指導・助言を行うために必要な技能を有する職員・専門家の登録、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣体制の整備を図るものとする。

○ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な排水ポンプ車、照明車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規定を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

○ 応急仮設住宅について、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害の危険性に配慮しつつ、業界団体に対し、都道府県から建設要請があった場合には速やかに対応できるよう準備を要請するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

○ 複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。

○ 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。なお、全省的な総合力、即応力の発揮が出来るように体制等の整備に努める。

○ 発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るなど事前の備えを推進するものとする。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

○ 災害による停電発生時、道路啓開を通じて電力の早期復旧を支援するため、経済産業省と連絡調整を行う。

○ 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど全国的な備蓄基地のネ

ットワーク化を図るものとする。

○ 緊急時の応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機材の提供、調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。

○ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、建設業団体等の担い手の確保・育成を図るため、工期の適正化や施工時期の平準化の推進、建設キャリアアップシステムの普及・活用等の建設産業の働き方改革に取り組むものとする。

○ 被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用することに努める。

○ 下水道管理者が民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕を行うとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等を行うことができるよう支援する。

○ 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。

○ 大規模災害発生時における地方支分部局間の支援を迅速かつ的確に実施するため、地方支分部局はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応にあたる人材の育成や実践的な訓練の実施などにより、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動の体制・機能の充実・強化を図るものとする。

○ 円滑な応急対策を行うため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため資料の電子情報化、複製の別途保存を行うよう努めるものとする。

○ 応急仮設住宅の建設に要する資機材について、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達、供給体制を整備しておくものとする。

○ 地方整備局等は、各所管施設毎に災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、ヘリ

コプターによる調査に関するマニュアルを整備するものとする。

○ 各省庁と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。

○ 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園、河川敷、港湾緑地等のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導して、不特定多数の者が利用する所管の旅客施設等について以下のような応急体制の整備に努める。

・ 発災時等における利用者の避難誘導に係わる計画を作成する。計画の内容については、避難者、帰宅者の集中・殺到や混乱の発生にも十分に配慮したものとなるようにする。また、避難誘導計画の内容を旅客施設等で業務に従事する職員に周知徹底するとともに、避難路等については、旅客施設等内に掲示することにより、利用者に対して明示する。このほか、職員を対象に発災時等を想定した避難誘導に係わる訓練を実施する。

・ 旅客施設等内で負傷者が発生した場合に備えて、地方公共団体、警察・消防、近隣の医療機関と協力して、緊急連絡体制、搬送体制等を整備する。

○ 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談窓口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。

○ 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため，地方公共団体，公共交通事業者，有識者等と連携し，災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導，代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。

○ 都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

第５　緊急輸送の実施体制の整備

(1)　緊急輸送ネットワークの整備への協力

○ 防災基本計画に基づき国及び地方公共団体が発災時等を想定した緊急輸送ネットワークに係わる計画等を作成する際には、関係省庁とともに、災害に対する安全性を考慮しつつ作成されるよう協力する。特に、海上輸送、航空輸送を含めた輸送ルートの多重化、避難及び物

資の調達・供給等と緊急輸送との連携等が盛り込まれるよう留意する。

○ 本省及び地方支分部局、地方公共団体、運送事業者等の関係機関により構成される地域ブロック単位での協議会など多数の機関が参画する場を設置し、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備等について協議し、それらを推進するものとする。輸送拠点として活用する運送事業者等の施設に対して、非常用電源設備・非常用通信設備などの設置に係る支援もあわせて推進する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送ネットワークを構成する所管の輸送施設（港湾、空港等）及び輸送拠点（トラックターミナル等）について、耐災害性の確保を図るよう指導・助言する。

○ 地方公共団体が、緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設として臨時ヘリポート（場外離着陸場）を予め指定する際には、発災時等における効果的な利用が可能となるよう、適切な助言を行うものとする。

○ 発災時に人員、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送ネットワークに係わる計画の策定に際し、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、被災地への輸送及び被災地内の輸送に係わる実施体制の整備、異なるモードを含めた事業者間の協力体制の構築等について指導・助言する。

○ また、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との間で、発災時等における緊急輸送の依頼手順、輸送供給能力、費用負担等を内容とする協定の締結が促進されるよう必要な指導・助言を行う。

(2)　関連情報の整備保存等

○ 平素から緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設、輸送拠点の概況、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との協定締結状況、事業者別・地域別の車両、船舶及び航空機の保有状況等に関する情報の整備保存に努める。

第６　代替輸送の実施体制の整備

○ 関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、交通施設等が被災し本来の機能を維持できなくなった場合にも、被災地内の輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に大きな支障が生じないよう、代替輸送の実施体制の整備を図る。

○ このため、代替輸送について第一次的な責任を有する関係公共機関、関係事業者に対しては、陸上における迂回ルートや代替輸送手段の確保、海空の輸送ルートの増強及びこれらに係わる事業者間の協力体制の整備等について予め検討するよう指導する。また、国際輸送、幹線

輸送の拠点である港湾及び空港については、他のモードや他の地域からの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を検討する。

第７　二次災害の防止体制の整備

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、危険箇所の把握・監視、危険の発生が切迫した場合の関係者への通報、倒壊のおそれのある施設の除去等に係わる計画の策定、資機材の備蓄等により二次災害を防止するための体制の整備に努める。

第８　後方支援体制の整備

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。

○ 本省、地方支分部局等の庁舎の耐災害性の強化、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。

○ 特定本部等の運営に必要な食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低３日分を確保するよう努めるものとする。

○ 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入の可能性がある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援の受入の可能性がある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援を受け入れる場合において、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第３節　災害、防災に関する研究、観測等の推進

○ 災害に対する事前の対策技術、発生後の復旧技術、災害の発生予測技術等、災害による被害の発生防止または軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、独立行政法人、大学、民間研究機関、海外研究機関とも協力して、防災に関する研究開発の推進を図るとともに、研究により得られた成果を速やかに防災への施策に反映さ

せるものとする。

○ 防災に関し、次に掲げる事項に関する研究、観測等の推進を図るものとする。

・ 地震及びこれによる災害

・ 津波及びこれによる災害

・ 暴風、豪雨及びこれらによる災害

・ 豪雪及びこれによる災害

・ 火山活動及びこれによる災害

・ 干ばつ、異常低温及びこれらによる災害

・ 濃霧及びこれによる災害

・ 岩盤崩落及びこれによる災害　等

○ 研究のより一層の充実を図るため、所管の研究機関における研究用の資機材及び装備の高度化、専門の研究者の育成等を図る。また、研究機関相互間における研究者及びデータの交流、共同研究の推進等に努める。

第４節　防災教育等の実施

第１　防災に関する研修等の実施

○ 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

○ 職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

○ 市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、地方公共団体の災害対応能力の向上に努めるものとする。

第２　防災知識の普及

○ NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。

○ 防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。

○ 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住

民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

○ 交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を作成し、広く一般国民に配布する等に努めるものとする。

○ 水防月間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、雪崩防止週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

○ 専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、浸水・土砂災害等の危険な範囲や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するとともに、市町村の防災計画等にも位置付けるよう働きかけるものとする。

○ 防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。

○ 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

○ 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

○ 住民や訪問者が、居住地や滞在地の自然災害リスクをまちなか等で認識できるよう、「災害リスク標識の設置及び活用に関する基本的な方針」に基づき、災害リスク標識の設置及び活用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

第３　人材の育成

○ 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第５節　防災訓練

○ 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。なお、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、救援活動等

を実施する関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。

○ 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

・ 非常参集

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行（航）状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器等の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に１回以上行うものとする。

・ 情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、災害情報や交通施設及び所管施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の関係機関等との連携による通信訓練に参加するともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。

・ 災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、非常本部あるいは地方支分部局において設置される災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

・ 応急対策

所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

・ 複合災害対策

様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

○ 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

○ さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対

策本部の立ち上げ等の実動訓練を実施に努めるものとする。

○ 防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするように努める。

○ 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。

第６節　再発防止対策の実施

○ 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第２章　災害応急対策

第１節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

○ 災害が発生した場合、被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め、多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第１　災害情報の収集・連絡

(1)　災害情報等の把握・連絡

○ 地方支分部局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに特定本部等に連絡するものとする。

(2)　被害情報の収集・連絡

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、災害発生後、施設被害等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲に関する第１次情報など緊急に必要な情報は災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。

○ 本省内各局は、地方支分部局、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、特定本部等に報告するものとする。

○ 特定本部等は、所管施設の被害に関する第１次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。

○ 特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後 は政府本部

に連絡するものとする。

○ 特定本部等は、関係省庁の被害情報・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内各局、地方支分部局に連絡するものとする。

○ 応急対策活動情報に関し、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○ 特定本部等または本省内各局並びに地方支分部局は、地方公共団体による被害状況の収集・報告等ができなくなる場合を想定して、必要に応じ、被災地の災害に関する情報の収集・連絡等を行うリエゾン・ヘリコプター・無人航空機・衛星通信車等の派遣や人工衛星の活用等、あらゆる手段を尽くして被害情報を把握するものとする。

○ 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(3)　災害対策用ヘリコプター等による情報収集

○ 地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、無人航空機、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

○ 災害により甚大な被害が発生した場合、特定本部等は、維持管理を行う地方整備局等に対し、災害対策用ヘリコプターの出動準備を直ちに指示するとともに、当該地方整備局等と飛行ルート等について調整の上、速やかに当該ヘリコプターの出動を指示するものとする。なお、特定本部等からの出動指示がない場合でも、当該地方整備局等の判断により出動させることができるものとする。

○ 災害により甚大な被害が発生した場合、地方整備局等が災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合、その旨特定本部等に要請するものとする。特定本部等は要請があった場合は、当該ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等に対し、出動を指示するものとする。

○ 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。

○ ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。

○ 地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信システムの出動を要請する場合には、その旨を特定本部等に報告するものとする。特定本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

○ 災害直後の航路、泊地等の被害状況（海中障害物による航行障害）については、必要に応じ港湾業務艇により調査を行うものとする。

第２　通信手段の確保

○ 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必

要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた設備の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信設備の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。

・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第２節　活動体制の確立

○ 本省及び地方支分部局では、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課における発災時に対応した業務体制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。

○ 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める「災害時等における国土交通本省の防災体制について」等によるものとする。

○ 地方支分部局は、地方支分部局防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところにより、非常参集を行うものとする。

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と充分に連携を図り応急対応を行うものとする。

○ 地方整備局等は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を各地方整備局等がそれぞれ作成する地方整備局等間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。

○ 被災地方公共団体に対する地方支分部局の災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第３節　政府本部への対応等

第１　関係省庁連絡会議

○ 大規模な災害発生時に、災害及び被害の第１次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて開催される関係省庁連絡会議に職員を出席させるものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、現地調査団に職員を派遣するものとする。

第２　政府本部

○ 政府本部が設置された場合、本部員、あるいは事務局要員として職員を派遣し、災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 政府の現地対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、現地における災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府

調査団に職員を派遣するものとする。

第４節　災害発生直後の施設の緊急点検

○ 国土交通省所管施設の管理者は、災害発生後、次の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するものとする。

(1)　河川管理施設等

○ 災害発生直後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検を実施するものとする。

(2)　道路施設

○ 災害発生直後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。

(3)　港湾施設

○ 災害発生直後に、港湾管理者と連携しつつ、港湾施設の緊急点検を実施する等、被害情報の収集に努めるものとする。

(4)　航空施設

○ 災害発生直後に空港管理者と連携しつつ、空港施設、航空管制施設等の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。

(5)　都市施設

○ 都市公園の点検を実施するとともに、避難場所、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

○ 下水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。

(6)　官庁施設

○ 官庁施設、非常用発電装置、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。

○ 官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、地方支分部局間及び本省庁間を通じて各省庁より施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第５節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

○ 応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置するものとする。

○ 必要に応じ、関連業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行うものとする。

○ 国土交通省の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。

○ 被災地方公共団体が、災害応急対策を実施するに当たり、必要な資機材が不足し、的確かつ迅速に実施することが困難であると認めた場合において要請または要求がなくても、必要な資機材の供給を開始するものとする。

○ 地方整備局等は、防災備蓄基地のネットワークの整備に関する計画に基づき、復旧資機材の活用を行うものとする。

第６節　災害発生時における応急工事等の実施

○ ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する。

○ 都道府県道又は市町村道について、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における実施体制その他の地域の実情を勘案して、実施することが適当であると認められるときは、その事務に支障のない範囲内で、都道府県道又は市町村道の道路啓開を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

○ 被災により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

○ 非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、港湾管理者からの要請があったときには、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。

○ 所管施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工

するものとする。

- 被災鉄軌道等の早期復旧のため,「鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する連絡調整会議」等を通じて、鉄軌道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が、相互に連携・協力するよう調整する。
- 激甚な災害が発生した場所には、係官を現地に派遣し、総合的な応急対策及び応急復旧工法について指導するものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。
- 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。
- 車両からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、被災した交通施設等の迅速な応急復旧を行わせる。

第７節　災害発生時における交通の確保等

第１　道路交通の確保

- 道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及び UAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
- 災害発生時における救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、被災地方公共団体等他の道路管理者及び関係機関と連携を図りつつ計画的に道路啓開を実施する。
- 官民ビッグデータによる災害実績データシステムを活用し、緊急輸送ルート等の通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を防災関係機関に提供する。
- 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。
- 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

○ 道路管理者である都道府県及び市町村、臨港道路の管理者である港湾管理者に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

○ 都道府県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断するものとする。

○ 民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

○ 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。

○ 併せて、通行止めや通行状況が道路利用者に確実に伝わるようＩＣＴ技術を活用し，ビーコン，ＥＴＣ２．０，情報板，インターネット等により迅速に情報提供する。

○ 被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し，交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導，代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的に実施し，被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努めるものとする。

第２　海上交通の確保

○ 開発保全航路、緊急確保航路等について、早急に状況調査を行い、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、航路啓開等を行い、航行の安全確保に努める。

○ 災害発生時における住民避難や緊急物資等の輸送を確保するため、港湾管理者と連携を図りつつ、港湾施設の被害状況を早急に把握し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。

○ 建設業者等との間の応援協定等に基づき、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第８節　緊急輸送

第１　基本方針

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは、被災地方公共団体からの要請があった場合には、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、陸・海・空によるあらゆる輸送手段を利用し、かつ被害の状況・緊急度・重要度を考慮した緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講じるものとする

第２　関係事業者等に対する要請、調整

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送への協力要請を行う。さらに、要請によっていたのでは緊急輸

送の円滑な実施に特に大きな支障があると認められる場合には、法令の定めるところにより、国土交通大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。

○ 関係公共機関、関係事業者による緊急輸送の実施状況を的確に把握するとともに、被災地方公共団体若しくは政府本部からの依頼に基づきまたは必要に応じて自ら、事業者間、輸送モード間の輸送分担、緊急輸送物資の受け渡し等についての調整を行う。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行う事が困難な場合においては、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。なお、必要に応じ、関係事業者等に対する要請、調整を行うものとする。

○ 複合災害等により車両の給油に制約がある場合には、関係省庁等と連携し、給油可能な給油所の情報等を緊急輸送に従事する運送事業者へ提供するよう努める。

第３　緊急輸送に対する支援

○ 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。

○ 緊急輸送が安全に実施されるよう、所管の輸送モードについて安全性を確保するために必要な措置を講じる。特に、救援活動に従事する小型航空機の運航の安全確保には、十分留意する。

○ 原子力災害時に緊急避難輸送に従事するバス事業者等に対しては、放射線防護上必要な情報に留意した輸送活動をすること、避難輸送に使用する車両及びその乗務員についてスクリーニング及びその結果に応じた除染が行われることが伝達されるよう、関係機関と相互に緊密な情報交換、連絡を行う。

○ 複合災害等により車両の給油に制約がある場合には、関係省庁等と連携し、給油が可能な給油所の情報等をバス事業者等へ伝達するとともに、関係機関と相互に緊密な情報交換、連絡を行う。

第９節　代替輸送

○ 被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地方公共団体と密接に連携し、陸・海・空の各輸送モードを活用した被災地内輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係公共機関、関係事業者に対し、必要な指導、調整を行う。

○ また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港について、他の地域や他のモードからの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を図る。このほか、代替輸送に対する支援措置を講じるよう努める。

第 10 節　二次災害の防止対策

- 二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。
- 災害によって河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設が被災した場合、浸水被害の発生、拡大を防止するための水防活動及び緊急災害復旧工事を実施するものとする。
- 河川、海岸、港湾施設等が決壊し、被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又はその背後地に大きな被害を与えているため又はそのおそれが大きいため緊急に施工を要する場合は、決壊防止工事を実施するものとする。
- 地盤の緩み等により二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に応じ砂防ボランティアや斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。
- 地すべりなどの二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うため、係官を現地に派遣し技術的な指導を行うものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。

第 11 節　ライフライン施設の応急復旧

- 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。
- 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。
- 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依頼するものとする。
- 下水道については、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、あらかじめ作成された計画に基づき、施設の被害状況の把握及び緊急時の対応を行うものとする。また、施設の応急復旧に関しては、広域的な応援を前提とするものとし、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。なお、下水道が使用不可能となった場合は、関係部局と協力し、トイレの確保について支援するとともに、そのし尿処理について

は、必要に応じ、周辺市町村等の下水処理場で処分できるよう支援するものとする。

○ 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援するものとする。

第 12 節　地方公共団体等への支援

○ 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況及び被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動、交通の確保等に対する支援を行うものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。

○ 基幹的広域防災拠点において、自衛隊や海上保安庁、警察、消防等の部隊の救助・救命活動への支援を行うものとする。

○ 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合は、リエゾンの派遣等により当該地方公共団体等との連絡体制を確保した上で、以下の事項について支援を行うものとする。

第１　情報収集、資機材の提供等

○ 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、無人航空機、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする

○ 地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。

○ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

○ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要

請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。

第２　避難活動

○ 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、土砂災害警戒区域等の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。

○ 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第３　応急仮設住宅の建築支援等

○ 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。

○ 都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。

○ 建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方自治体等から要員の派遣の調整等を行う。

○ 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害による被害を受けることがないよう、都道府県等に対し、土砂災害警戒区域等の位置等必要な情報の提供を行うものとする。

第４　飲料水の確保、支援等

○ 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、関係公共機関の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。

○ 必要に応じ、都市公園等内の井戸の利用について助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した物資輸送や給水支援等を行うものとする。

第５　消防活動への支援

○ 必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。

第 13 節　被災者・被災事業者に対する措置

第１　被災者等への対応

○ 地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

○ 本省及び地方支分部局等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。

○ 関係公共機関、関係事業者に対しその管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。

○ 被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用する。また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行う。

○ 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。

○ 被災地方公共団体から関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテルを活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等を要請できるよう必要な情報提供を行う。

また、被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

○ 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

○ 首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

第２　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

○ 被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の運輸支局での車検の実施、

船舶検査証書の有効期間の延長等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

○ 災害の発生に伴い生じる影響については、直接被災していない住民、事業者等に対しても及ぶ可能性があることを考慮し、安全面に配慮した上で特例措置や法令の弾力的運用、広報等の必要な措置を迅速に講じるものとする。

第 3　適切かつ公正な輸送サービスの提供

○ 被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者等による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口に寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める。

○ 不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

第 14 節　災害発生時における広報

○ 一般住民や被災者の家族、訪日外国人等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。

○ 特定本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。

○ 地方支分部局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

第 15 節　自発的支援への対応

○ 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう整備し、ボランティアの申入があった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入が速やかに行われるよう努める。

○ 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたるとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。

○ 海外からの支援の申入があり、政府本部等が受入の可否、要否について判断を行う場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とともに、必要な協力を行う。同本部等が受入を

決定したときには、予め定めた対応方針及び同本部等の策定した計画に基づき、支援の受入が速やかに行われるよう努める。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう所要の支援措置を講じる。

○ 海外からの支援を受け入れる場合には、自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。

第３章　災害復旧・復興

第１節　災害復旧・復興の基本方針

○ 地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方向を検討、又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導・助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した交通施設等の本格的な機能復旧を速やかに進める。

○ 政府の復興対策本部が設置された場合には、職員を参加させるとともに、同本部と密接な連携の上、被災地方公共団体に対する復興支援を行う。

○ 著しく異常かつ激甚な災害が発生し，緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体の長から要請があり，かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲で，当該地方公共団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

○ 都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は一級河川若しくは二級河川以外の河川で市町村長が指定し、管理を行うもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、都道府県知事等又は市町村長から要請があり、かつ当該都道府県等又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該都道府県知事等又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該都道府県知事等又は市町

村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

○ 災害が発生した場合において、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、都道府県知事等又は市町村長から要請があり、かつ当該都道府県等又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該都道府県知事等又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該都道府県知事等又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

○ 指定区間外の国道の災害復旧に関する工事について、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県知事に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、都道府県等に対する支援を行う。

○ 都道府県道又は市町村道について、都道府県又は市町村から要請があり、かつ当該都道府県又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を使用して実施することが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

第２節　災害復旧の実施

第１　災害復旧工事の早期着手

○ 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。

○ 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であることを地方公共団体等に周知するものとする。

第２　査定の早期実施

○ 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。

○ 災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望

に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。

- 大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。
- 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅、宅地等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

第３　災害復旧の推進

- 災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。
- 年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置について配慮するものとする。

○　災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のため職員を派遣するものとする。所管公共土木施設の被災により生じたがれきや宅地に堆積した土砂の処理に当たっては、関係機関が緊密に連携し、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

- がれき、土砂等災害に伴い発生した物の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努める。この場合、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように、十分配慮する。また、港湾等所管の交通施設等におけるがれき等の受入にも可能な限り協力を行う。
- 災害廃棄物の仮置場の確保に向けて、国土交通省と環境省が連携して港湾内の仮置場候補地を被災地方公共団体に情報提供するとともに、リサイクルポート推進協議会に対して災害廃棄物が受入可能な処理施設の情報提供を依頼するものとする。
- 復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係省庁に適切な交通規制の導入を要請するほか、陸・海・空の各モードを活用した輸送ルートの設定、関係公共機関、関係事業者間、モード間の調整等の実施に努める。また、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請する。
- このほか、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公共機関、

関係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

第４　再度災害の防止

○ 公共土木施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。

○ 河道の埋塞の著しい場合は、再度災害を防止するため、速やかに除去する等、適切な対策を講ずるものとする。

○ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所等について、応急対策を実施するとともに、災害関連緊急事業等により再度災害の防止を図るものとする。

第３節　復旧・復興資機材の安定的な確保

○ 災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

○ 復興建築用資材の値上がり防止について、関係団体に周知、要請するものとする。

第４節　都市の復興

第１　計画的復興への支援

○ 大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を推進するものとする。

○ 被災地方公共団体が復興計画の策定、推進を行うにあたっては、被災地の復興に資するとともに、発災時に有効に機能し得るような交通ネットワークの整備、交通施設等の耐災害性の強化、避難場所・防災拠点としての活用等の観点から必要な協力を行う。

○ 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法、建築基準法による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。

○ 特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ，地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で，当該地方公共団体に代わって，円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

第２　復興まちづくりへの支援

○ 復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。

○ 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と

都市機能の更新を推進するものとする。

第３　復興事前準備への支援

○ 復興まちづくりの主体となる地方公共団体が、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニング、復興まちづくりの目標と実施方針の検討などの復興事前準備の取組を推進する。

第５節　借地借家制度等の特例の適用

○ 災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第２条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用することにより、借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るものとする。

○ 必要に応じ非常災害があった場合の建築基準法の制限の緩和措置を活用するものとする。

第６節　被災者の居住の安定確保に対する支援

第１　公営住宅の整備等

○ 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を推進するものとする。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた場合においては、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、災害公営住宅の整備を推進するものとする。

○ 事業主体による公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅における家賃の低廉化について、その費用の一部を助成するものとする。特に、災害公営住宅における家賃の低廉化については、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、入居者の居住の安定確保を推進するものとする。

○ 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、その後、入居者資格を有する被災者については、必要に応じて、特定入居を行うよう、事業主体に対して要請を行うものとする。なお、災害が大規模な場合にあっては、当該災害により住宅が滅失した被災者等について、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第２１条の規定により、公営住宅の入居者資格が緩和される。

第２　危険区域における住宅再建

○ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所や地盤の緩み等による二次的な土砂災害のおそれのある箇所について、調査を実施し、必要箇所をそれぞれ砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊防止区域に指定して、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、

これらの指定地や被害想定区域内における住宅の再建に当たっては、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく行為制限の適切な実施並びに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく、建築物の構造の規制及び移転の勧告等の措置を講ずるなど、適正な土地利用の誘導を図るものとする。

第３　住宅金融支援機構による融資

○ 被災者の自力による住宅の再建等を支援するための住宅金融支援機構の災害復興住宅融資及び既往債務者に対する救済措置を迅速かつ円滑に実施するために、融資の対象地域及び融資開始の時期の決定並びにその周知等の必要な措置について、当該機構に要請するものとする。

第４　被災者等に対する相談機能の充実

○ 被災地方公共団体等と連携して、被災者を対象とする総合住宅相談所を開設し、被災者の住宅復興等に関する相談に応じるものとする。

○ 住宅金融支援機構において、被災者を対象に、現在、住宅金融支援機構へ返済中の融資の取扱いや災害復興住宅融資についての相談及び情報提供を実施するよう、当該機構に要請するものとする。

○ 被災建築物等の復旧について住民等から相談を受けた場合に、被災地方公共団体等と連携して、復旧方法等についての指導を行うものとする。また、必要に応じ関係団体に協力を要請するものとする。

第７節　被災事業者等に対する支援措置

○ 被災した交通施設等の本格復旧にあたっては、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、必要に応じて、復旧に必要な技能を有する職員（所管の特殊法人の者を含む。）を派遣する等技術的な支援を行うほか、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○ 被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。

○ 被災した地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の復興を促進するため、事業者等の要望の把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、地方公共団体の復興計画に盛り込まれた交通関連施策の具体化を図るとともに、必要に応じてこれらの施策の具体化のために必要な財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

第３編　地震災害対策編

第１章　災害予防

第１節　震災対策の推進

第１　各種事業・計画に基づく対策の実施

○ 震災を防止し、又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、海岸、道路、鉄道、港湾、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、雪崩対策事業その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路・港湾・建築物の地震対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。

○ 都道府県知事が地震防災対策特別措置法（平成７年法律第１１１号）第２条に基づき作成した地震防災緊急事業五箇年計画に盛り込まれた各部門の所管事業については、その進捗状況を把握し、勧告等必要な措置を講ずるものとする。

第２　所管施設等の地震に対する安全性の確保等

○ 既存の所管施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努めるものとする。また、官庁施設については、法令等に適合しないもので、かつ、防災上危険であると認められるものについては、各省庁の長に対して必要な措置を勧告するものとする。

○ 建築物、土木構造物等の所管施設の耐震設計は、それらの種類、目的等により異なるが、その基本的な考え方は、次によるものとする。

・ 構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に１から２度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、及び発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動をともに考慮の対象とするものとする。

・ この場合、構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計するものとする。

・ さらに、構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また多数の人々を収容する建築物等に

ついては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。

○ 所管施設に関する設計指針等により、適切な耐震設計を行うとともに、上記の主旨を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

○ 施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等の実施に努めるほか、大規模開発に当たって関係機関と十分な連絡・調整を図るものとする。また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を図るものとする。

第３　主要交通・通信機能強化

○ 基幹的な通信施設の整備に当たっては、各施設の耐震対策、ネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。

○ 複合災害等により車両の給油に制約がある場合には、関係省庁等と連携し、給油可能な給油所の情報等を緊急輸送に従事する運送事業者へ提供するよう努める。

第４　都市の防災構造化の推進

(1)　市民に支えられた防災都市づくり

○ 公民協働による災害に強い都市づくりを目指して、地方公共団体にとって使いやすく、かつ住民にとっても分かりやすい法律、予算等の枠組みの整理と制度の充実を図るとともに、市民の防災意識の醸成やその主体性を引き出すため、地方公共団体における行政情報の提供、主体的な地域住民のまちづくり活動への参加に対する支援等を促進するものとする。

(2)　防災都市づくりの計画的推進

○ 防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置づけについて必要に応じて助言を行うとともに、避難場所、避難路、延焼遮断帯など都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」の策定を促進するものとする。

○ 「防災都市づくり計画」の策定プロセスにおいては、災害危険度の公表を始めとする行政情報の提供を促進するとともに、その実施に当たっては市民のまちづくり活動への参画、並びに関連事業の重層的実施等を積極的に支援するものとする。

○ 「防災都市づくり計画」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等に努めるものとする。

(3)　避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設の整備

○ 避難路、延焼遮断帯、緊急輸送道路として機能する道路整備を推進するものとする。

○ 地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断帯、災害復旧活動の支援拠点や復旧資機材・生活物資等の中継基地等となる都市公園等の系統的かつ計画的な配置を推進するものとする。

○ 避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園整備プログラムの策定を推進するものとする。

(4)　防災上枢要な地域における建築物の不燃化

○ 防火、準防火地域の計画的指定について必要に応じて助言を行うとともに、特に避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設周辺等都市防災上枢要な地域においては、都市防災総合推進事業等により建築物の不燃化を促進するものとする。

(5)　安全な市街地の整備等

○ 防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中立地を促進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を推進するものとする。

(6)　市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等

○ 「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、吸収源対策公園緑地事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。

○ 土砂災害の危険性が高い山麓部の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図りつつ、より総合的かつ一体的な緑とオープンスペースの確保を推進するものとする。

(7)　防災上危険な密集市街地の整備

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成９年法律第４９号)を踏まえ、防災機能の確保を図る都市計画制度の導入、建替えの促進、老朽木造建築物の除却、土地の権利の移転を円滑に行うことができる制度の活用、地域住民による市街地整備の取組みを支援する仕組みの活用や都市再生機構のノウハウの活用等について必要に応じて助言を行うものとする。

○ 防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の既存

の面的整備事業等の活用や、建築物の共同化・不燃化、道路・公園・緑地等の地区公共施設の整備等多様な事業を総合的・一体的に推進するとともに必要な建築物の耐震診断、耐震改修を促進するものとする。

(8)　消防活動に資する施設等の整備

○ 消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するものとする。

○ 河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を推進するものとする。

○ 防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。

(9)　石油コンビナート等特別防災区域等における災害対策

○ 石油コンビナート等災害防止法（昭和５０年法律第８４号）第２条第２号に規定する石油コンビナート等特別防災区域等における災害から周辺市街地の安全性を確保するため、防災緩衝地帯として緑地等の設置及び隣接市街地の耐震不燃化を促進するものとする。

(10)　災害に対して強い大都市圏の実現

○ 災害に対して強い大都市圏の整備を図るため、防災拠点及びその周辺の敷地整備等を行う地域一体型防災街づくり（広域防災街づくり）推進事業を推進するとともに、大都市等における都市の防災性の強化に関する調査・検討を行う。

第５　道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

○ 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリンク解消及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、大震災の発生に対して代替路となる経路を確保するものとする。

○ 大地震等の発生時でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高めるものとするとともに、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、簡易な IC の増設等による地域との連携強化などにより道路ネットワーク機能の向上を図る。また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を図るものとする。

○ 道路施設、沿道斜面等（以下「道路施設等」という。）の耐震性の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

○ 気象観測装置、道路情報板などの災害情報システムの整備を進める等、防災管理の情報化、防災カルテの作成など防災管理の高度化を図るものとする。

○ 点検結果に基づき、耐震補強対策を講ずるものとする。特に緊急輸送道路について、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、道路法に位置付けられる法定協議会等により、関係機関と連携を図りつつ、震災時においても必要な輸送機能を確保できるようロッキング橋脚の解消や支承部の補強など重点的かつ計画的な耐震補強対策を推進するものとする。

○ 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

○ 鉄道事業者及び道路管理者に対し、災害時の管理方法として、関係機関との連絡体制の整備、長時間の通行遮断の解消に向けた手順や情報提供の仕組み等を定めた対処要領の作成、定期的な訓練実施等を義務付ける踏切道を指定し、災害時の的確な管理の促進を図るものとする。

第６　河川整備等の推進

○ 人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間の河川については、地震にも強い高規格堤防の整備を推進するものとする。

○ 地震に起因する堤防の沈下により生じる壊滅的な被害を防止するため、ゼロメートル地帯等における河川・海岸堤防等の耐震性の向上を推進するものとする。

○ 海岸保全施設については、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕を行うとともに、設計の対象を超える津波等を考慮して、粘り強い構造の堤防等の整備を行うものとする。

○ 海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進するものとする。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。

○ 地震により破堤した場合の浸水被害の拡大防止のため、緊急的に排水を行う移動式ポンプ等の地震被害軽減に資する施設等の整備を推進するものとする。

○ 緊急輸送路として、主要河川における緊急用河川敷道路及び舟運のための航路、船着場等の整備を推進する。

○ 公的船着場等を利用する舟運事業者に対して、緊急時の船舶の運航協力を要請しておくものとする。

第７　土砂災害に対する安全性の確保

○ 地震による土砂災害の発生を防止するために、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、警戒避難体制に必要な雨量計、各種センサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進す

るものとする。

○ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域について警戒避難体制の整備を図るとともに、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定め、又建築物の移転の勧告等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

○ 地震に伴う大規模な河道閉塞等の発生時における土砂災害防止法第 29 条に基づく緊急調査及び同法第 31 条に基づく関係地方公共団体への緊急情報の通知について、迅速かつ効果的に実施できるよう、関係地方公共団体、関係機関等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

○ 地震に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、あらかじめ策定するものとする。

　また、これを迅速、効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

○ 避難場所、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

○ 土砂災害警戒区域等の住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、都道府県等に対しては、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発令及び伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な支援・助言を行うものとする。

○ 災害等の恐れのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害警戒区域等についての情報提供を行うものとする。

○ 大規模地震等の発生により既存住宅・建築物が著しい被害を受け、重要交通網や避難路、緊急輸送道路を寸断するなど社会的に重大な影響が生じるおそれがあり、住宅・建築物の耐震改修を促進する必要がある地域において、砂防設備等の整備を進め土砂災害に対する安全性を向上させるものとする。

○ 地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに急傾斜地の崩壊対策事業等を推進するものとする。

第 8　住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

○ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めると

ともに、落下物対策、ブロック塀等の安全対策、エレベーターの閉じ込め対策、天井落下防止対策、窓ガラス落下防止対策等を図るものとする。また、超高層建築物等における長周期地震動対策として、新築時に長周期地震動を考慮した設計を求めるとともに、既存の超高層建築物等の長周期地震動対策としての診断・改修の推進等を図るものとする。

○ 大地震の発生時に防災拠点等となる建築物の機能継続を図るために必要な事項について、広く周知を行うものとする。

○ 既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律 （平成７年法律第１２３号）に基づき、耐震診断・耐震改修の促進に努めるとともに、地方公共団体が策定する耐震改修促進計画等に基づき、耐震診断・耐震改修の普及・啓発、相談窓口の開設、講習会の開催等を推進するものとする。

○ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、耐震診断・耐震改修を促進するものとする。

○ 災害の防止に寄与する住宅等への建替えに対する融資、地すべり又は急傾斜地の崩壊による被害を受けるおそれのある家屋の移転等を容易にするための融資、がけ崩れ等による災害が発生するおそれが著しい区域において災害の発生を未然に防止するための融資及び宅地造成に伴う災害を防止するための融資を実施する際の具体的な実施方法等について、必要に応じ住宅金融支援機構に要請するものとする。

第９　盛土等に伴う防災措置

○ 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可制度、都市計画法に基づく開発許可制度等の適正な運用を図り、擁壁や排水施設の設置等、災害を防止するため必要な措置が講じられるよう、必要な支援・助言を行うものとする。

○ 盛土等の安全対策を推進するにあたっては、各関係制度を所管する関係府省庁、都道府県等で緊密に連携を図るものとする。

○ 既存宅地の耐震性を向上させるため、耐震診断・補強等の技術開発を推進するとともに、これに基づく必要な措置について指導を促進するものとする。また、崖崩れ等による災害で相当数の居住者等に危害を生じるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための措置を講ずることを促進するものとする。

○ 大地震時等における宅地の被害を軽減するため、宅地耐震化推進事業を活用し、変動予測に関する調査及び滑動崩落防止工事の実施を促進するものとする。

第10　鉄道施設の安全性の確保等

○ 鉄道事業者に対し、引き続き、既存の鉄道構造物についての必要な耐震補強に努めるよう指導

するとともに、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅については、耐震補強の緊急的実施を図る。

○ 新幹線鉄道については、地震発生時の被害軽減の観点から、鉄道事業者に対し、脱線・逸脱防止対策の設備を計画的に整備するよう指導する。

○ 早期地震検知システムについては、更なる機能向上を図るよう開発等を進めていく。

○ 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。

○ 大地震発生時に鉄道駅での利用者の安全を確保するため、避難経路や一時滞留場所の確保、必要な飲料水等の備蓄などの対応を検討するよう鉄道事業者に対し指導する。

○ 大規模地震発生時における大都市圏の鉄道の迅速かつ円滑な運転再開を図るため、可能な範囲での列車による避難誘導、緊急通行車両の増備及び衛星携帯電話や鉄道専用電話等の導入等について、鉄道事業者に対し、早期に対応するよう指導する。

○ 地震の強さをきめ細かく把握し、徒歩による施設の安全点検が必要な範囲を絞り込むために地震計の増設等を推進する。

○ 駅間等で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、鉄道事業者に対し、対応策を指導する。

○ 大規模地震発生時における鉄道の運転再開に向けた利用者への情報提供について、鉄道事業者に対し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう指導する。

第 11　自動車関連施設の安全性の確保等

○ 大地震発生時に運輸支局及び検査登録事務所施設において必要な耐震補強に努めるとともに利用者の安全を確保するため、避難経路や一時滞留場所の確保、必要な飲料水等の備蓄などの対応を進める。

○ 自動車登録検査関係システムの設置場所の耐震性能の確保を図るとともにバックアップシステムを整備し、震災発生時においては、速やかにバックアップシステムに切替て運用を図る等必要な機能が維持されるよう必要なハード・ソフト対策を推進する。

第 12　港湾施設の整備

○ 大規模な震災時に、避難者や緊急物資、地域経済の復興に資する貨物の輸送を確保するため、耐震強化岸壁等の整備を推進するものとする。また、耐震強化岸壁を効率的に利用し、円滑な緊急物資輸送を行うため、地域防災計画における緊急物資輸送計画との整合のとれた臨港道路の橋梁・高架部における耐震補強を推進する。

○ 港湾が被災した場合にも一定の海上輸送機能を確保して、地域の経済活動への影響を最小限に止められる様に、必要に応じて国際海上コンテナ輸送、多目的外貿輸送及び複合一貫輸送に対応した耐震強化岸壁等の整備を推進するものとする。また、コンテナターミナル全体としての機能を確保するため、コンテナクレーンの耐震化・免震化や背後地とを結ぶ臨港道路の橋梁・高架部における耐震補強を推進する。

○ 災害時に特に船舶の交通を確保する必要のある航路に沿った、民間事業者が所有する護岸等の耐震改修に対して、災害時における緊急物資等の輸送の確保及びサプライチェーンの強化を推進すると言う観点から、民間事業者が所有する港湾施設の耐震改修を支援するものとする。

第 13　航空施設の整備

○ 既存の土木施設、建築施設については、旧設計基準によって建設された施設や老朽化等により初期の耐震性能が損なわれている施設がある。これらの施設については、少なくとも現行の設計基準が求める耐震性能を持つように補強するとともに、地震発生時において空港に求められる機能や役割を踏まえ、基本施設の液状化対策等耐震性の向上を推進する。

○ 一般的な地震動はもとより、高レベルの地震動に際しても、安全かつ円滑な航空交通の確保に努める。

第 14　避難場所・避難路等の確保・整備

○ 河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。

○ 都市基幹公園等の広域避難場所となる都市公園、近隣公園・地区公園等の一次避難場所となる都市公園等については、幹線道路、河川、鉄道、港湾等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定するとともに、住民以外の被災者の支援についても考慮した上で、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するとともに、関係機関との十分な連携を図り、地域防災計画への位置づけを推進するものとする。

○ 震災発生時において、避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緊急避難階段、緑道等の整備を推進する ほか、必要に応じて高速道路の道路管理用施設の緊急連絡路等としての活用を推進するものとする。

○ 防護ラインより海側で活動する港湾労働者や利用者等の安全を確保するため、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」を参考とした、港湾の特殊性を踏まえた「港湾における津波避

難対策」の検討、策定への支援を行う。

○ 関係公共機関、関係事業者の管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を検討するよう指導する。

第 15　防災拠点の確保・整備

○ 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中整備を推進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を防災街区整備事業、土地区画整理事業等により推進するものとする。

○ 災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着場、海岸・港湾の防災拠点、道の駅、交通広場等の整備を推進するものとする。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。

○ 被災地の近傍に、防災拠点や所管施設等を活用してＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動に必要な人員・資材・機材等の受け入れを一元管理のもとで行う活動拠点を整備する。なお、活動拠点は配置・機能・活動内容等の点から十分検討のうえＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画に位置づけるとともに、災害発生時に迅速、確実かつ効果的な ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動を実施できるよう、訓練計画にも反映させるものとする。

○ 首都圏、近畿圏の広域防災のヘッドクォーターとなる合同現地対策本部の機能や、合同現地対策本部の一端として被災時における物流コントロール機能を有する基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図るものとする。

○ さらに、中部圏においても、港湾を活用した広域防災拠点の整備について検討を進める。

○ 道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備する。

○ 首都圏（有明地区、東扇島地区）、近畿圏（堺泉北港堺２区）、中部圏（三の丸地区、静岡県庁、名古屋港、県営名古屋空港、富士山静岡空港）においては、基幹的広域防災拠点等としての機能強化を図るため、定期的に地域ブロック広域訓練を関係機関と連携して実施するものとする。

○ 内陸部において河川舟運等を活用した防災拠点を形成するために、主要大河川と幹線道路、鉄道等の結節点付近に河川防災ステーション等を核として、地方公共団体、関係機関等の事業を総合的に実施し、広域的な避難場所の確保、救援活動の拠点、復旧資材の運搬拠点等のための内陸防災拠点の形成を図るものとする。

- 災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点・地域防災拠点としての機能を有する都市公園の整備を推進するものとする。
- 広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断緑地帯、広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園等については、防災公園等としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、耐震化を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。
- 防災公園としての機能を有する都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等と連携した機能発揮が可能な地域への設置を推進するものとする。
- 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備を推進し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図るものとする。また、下水道施設の耐震化・耐津波化、防災拠点や避難場所におけるマンホールトイレシステムの整備を推進するものとする。
- 防災性能の向上、バックアップ機能の確保、食料・水等の備蓄、情報の受発信基地等中枢防災活動拠点としての機能の向上を図った官庁施設を、地方公共団体施設との連携を図りつつ整備し、地域の中枢防災拠点の形成を推進するものとする。
- 本省、地方支分部局等の庁舎が被災し、使用できなくなった場合に備えて、庁舎の代替施設の確保等について、関係省庁と協議し、検討する。特に、国土交通省全体を統括する中枢としての機能を有する本省の庁舎については、立川広域防災基地等との連携にも配慮しつつ地方支分部局によるバックアップ体制の整備を含め、代替機能の確保方策を検討する。
- 大都市地域等の既成市街地において、住宅市街地総合整備事業により、良質な市街地住宅の供給と併せて、防災活動の拠点として機能する住宅街区の形成を図るものとする。
- 木造家屋が密集した地区や中高層建築物の老朽化した地区等、災害時における危険性の高い地区において、防災街区整備事業、市街地再開発事業等により災害に強い建築物の整備や災害時に救援、救助、避難等の地区防災活動の拠点となる施設の整備を推進するものとする。
- ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

第 16　ライフライン対策の推進

○ 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。また、速やかにかつ高いレベルで下水道機能を維持・回復するための各下水道管理者における下水道 BCP の策定を推進する。

○ ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続きの簡素化を図るものとする。

○ 河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取水用ピット、せせらぎ水路等の整備を図るものとする。

第 17　要配慮者対策の推進

○ 老人ホーム、病院等の施設を土砂災害等から保全する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点的に推進するとともに、要配慮者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。

○ 避難場所、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。

第 18　農地防災等の推進

○ 北海道においては、荒廃山地の復旧及び予防治山事業、防災林の造成事業、保安林の整備事業、造林事業、保安林、保安施設地区、土地改良事業の施行または計画の決定がされている地域及びこれらに準ずべき地域に係る地すべり防止事業等の計画的な推進を図るとともに、防災ダム、堤防、農業用用排水施設、農道、林道、漁港施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第 19　廃棄物処理施設等の整備等の推進

○ 北海道においては、水道及び廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、水道施設、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第 20　防災に関する広報・情報提供等

○ 道路施設の被災防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努めるものとする。

○ 地震により河川管理施設が被災した結果生じる水害を防止するため、住民への危険箇所の周知や警報等の伝達が適切になされるよう、必要に応じ地方公共団体に対し指導・助言を行うも

のとする。

○ 広域避難場所、一次避難場所、避難路等となる都市公園等の機能、利用方法等について、 関係機関との連携により、非常時の円滑な利用のための住民等への情報提供の実施について必要に応じて助言を行うものとする。

○ 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と協力し、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。

第２節　危機管理体制の整備

第１　情報の収集・連絡体制の整備

○ 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。

○ 地方支分部局及び地方自治体が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うために、地方自治体の災害対策本部等にリエゾンを派遣し情報交換を行えるようにあらかじめ体制を整備する。なお、地方支分部局は、地方自治体からの要請がなくてもリエゾンを派遣できるように「災害時における情報交換に関する協定」を地方自治体と締結しておくものとする。

○ 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。

○ 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。

○ 道路情報モニター制度、道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用者等の協力により情報収集体制を強化するものとする。

○ 災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方支分部局は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。

○ 地震等により非常災害が発生するおそれのある場合又は非常災害が発生した場合に非常参集することが必要な職員（以下「非常参集者」という。）の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努めるものとする。

○ 非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。

○ 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。

○ 迅速かつ適切な初動対応に資するため、大規模な地震発生時に震源地近傍の職員が、地震や周辺の被害状況をできる限り速やかに本省の防災担当職員に連絡できる体制を整備するものとする。

○ 災害による停電等に対応するため、専用通信設備には非常用発電設備や蓄電池設備等により電源を供給することとする。道路状況等の地域特性等を踏まえ、重要拠点設備は原則として７日間以上、他の設備については３日間以上にわたる電源を供給するものとし、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行うものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

○ 職員、来訪者等の生命、身体の安全を確保するため、庁舎が被災した場合に備えて、避難路の確保、避難誘導マニュアルの整備等を図る。

第２　通信手段等の整備

○ 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・ 夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。

・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

・ 災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動通信システム、衛星通信システムの通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・ 地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、港湾業務艇及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に特定本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・ 災害現地の情報収集を行うため、地震計、雨量計、監視用カメラ等を利用した映像伝送システ

ム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。

・ 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・ 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・ 土砂災害に関する警戒避難の速やかな実施に資するよう、観測機器の設置等、土砂災害予警報システムの整備及び災害時だけではなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が共有するシステムの整備を推進するものとする。

・ 河川、海岸、砂防、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。

・ また、地理情報システム（以下「ＧＩＳ」という。）についても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報掲示板、道路情報表示板、港湾情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。

・ ＮＴＴ等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・ 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

○ 関係省庁及び地方公共団体が整備する画像情報収集システム、被害状況の早期予測システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める。

第３　関係機関との連携

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、日頃から警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、充分な協議を行っておくものとする。

○ 複数の港湾が近接する地域などにおいては、大規模地震等の災害発生時における港湾施設の相互利用に関する協定を締結するなど、国と港湾管理者の連携による港湾間の連携体制の強化を図る。また、港湾広域防災協議会等を通じ、港湾の物流機能を早期に回復できるよう港湾管理者、関係事業者等と協同して連携体制の構築に取り組む。

第４　応急復旧体制等の整備

○ 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、被害状況の把握、復旧工法、市町村等が行う住民避難等に関する技術的な指導・助言を行うために必要な技能を有する職員・専門家の登録、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣体制の整備を図るものとする。

○ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な排水ポンプ車、照明車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規定を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

○ 複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。

○ 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど全国的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。

○ 緊急時の応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機材の提供、調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。

○ 発災後の障害物除去による航路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関との連携の下、あらかじめ航路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進するものとする。また、航路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

○ 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。

○ 大規模災害発生時における地方支分部局間の支援や被災地方公共団体に対する技術的な支援を迅速かつ的確に実施するため、地方支分部局はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応にあたる人材の育成

や実践的な訓練の実施などにより、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動の体制・機能の充実・強化を図るものとする。また、想定災害、支援対象及び隊員の運用計画等を定めたＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画を作成する。

○ 円滑な応急対策を行うため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため資料の電子情報化、複製の別途保存を行うよう努めるものとする。

○ 応急仮設住宅の建設に要する資機材について、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達、供給体制を整備しておくものとする。

○ 地方整備局等は、所管施設毎に災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、休日、夜間を問わず災害発生直後速やかにヘリコプター等を用いた被災状況調査を開始できるよう、体制の構築、ヘリコプター運航マニュアルの整備に努めるものとする。

○ 各省庁と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。

○ 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園、河川敷、港湾緑地等のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、不特定多数の者が利用する所管の旅客施設等について以下のような応急体制の整備に努める。

・ 発災時等における利用者の避難誘導に係わる計画を作成する。計画の内容については、避難者、帰宅者の集中・殺到や混乱の発生にも十分に配慮したものとなるようにする。また、避難誘導計画の内容を旅客施設等で業務に従事する職員に周知徹底するとともに、避難路等については、旅客施設等内に掲示することにより、利用者に対して明示する。このほか、職員を対象に発災時等を想定した避難誘導に係わる訓練を実施する。

・ 旅客施設等内で負傷者が発生した場合に備えて、地方公共団体、警察・消防、近隣の医療機関と協力して、緊急連絡体制、搬送体制等を整備する。

○ 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談窓口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。

○ 都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の

提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

第５　緊急輸送の実施体制の整備

(1)　緊急輸送ネットワークの整備への協力

○ 防災基本計画に基づき国及び地方公共団体が発災時等を想定した緊急輸送ネットワークに係わる計画等を作成する際には、関係省庁とともに、災害に対する安全性を考慮しつつ作成されるよう協力する。特に、海上輸送、航空輸送を含めた輸送ルートの多重化、避難及び物資の調達・供給等と緊急輸送との連携等が盛り込まれるよう留意する。

○ なお、緊急輸送ネットワークについては、指定公共機関等その他の関係機関等に対して、周知徹底を図る。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送ネットワークを構成する所管の輸送施設（港湾、空港等）及び輸送拠点（トラックターミナル等）について、耐災害性の確保を図るよう指導・助言する。

○ 防災基本計画に基づき国及び地方公共団体が発災時等を想定した緊急輸送ネットワークに係わる計画等を作成する際には、関係省庁とともに、災害に対する安全性を考慮しつつ作成されるよう協力する。

○ 発災時に人員、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送ネットワークに係わる計画の策定に際し、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、被災地への輸送及び被災地内の輸送に係わる実施体制の整備、異なるモードを含めた事業者間の協力体制の構築等について指導・助言する。

○ また、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との間で、発災時等における緊急輸送の依頼手順、輸送供給能力、費用負担等を内容とする協定の締結が促進されるよう必要な指導・助言を行う。

(2)　関連情報の整備保存等

○ 平素から緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設、輸送拠点の概況、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との協定締結状況、事業者別・地域別の車両、船舶及び航空機の保有状況等に関する情報の整備保存に努める。

第６　代替輸送の実施体制の整備

○ 関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、交通施設等が被災し本来の機能を維持できなくなった場合にも、被災地内の輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に大きな支障が生じないよう、代替輸送の実施体制の整備を図る。

○ このため、代替輸送について第一次的な責任を有する関係公共機関、関係事業者に対しては、陸上における迂回ルートや代替輸送手段の確保、海空の輸送ルートの増強及びこれらに係わる事業者間の協力体制の整備等について予め検討するよう指導する。また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港については、他のモードや他の地域からの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を検討する。

第７　二次災害の防止体制の整備

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、危険箇所の把握・監視、危険の発生が切迫した場合の関係者への通報、倒壊のおそれのある施設の除去等に係わる計画の策定、資機材の備蓄等により二次災害を防止するための体制の整備に努める。

第８　後方支援体制の整備

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。

○ 地震等により被災した場合でも業務が継続できるよう、本省、地方支分部局等の庁舎の耐災害性を強化するとともに、非常用発電設備については、地震等により運転に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、長期停電にも耐えられるよう必要な燃料を確保しておく。また、緊急時においても非常用発電設備や車両の燃料、被災地方支分部局等への支援用燃料が円滑に調達できるよう、関係事業者等との協定の締結など、必要な措置を講ずるものとする。

○ 食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。

○ 食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低３日分を確保するよう努めるものとし、被災者や帰宅困難者に対する支援が必要な場合に備え、十分な量を備蓄するよう努めるものとする。

○ 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入の可能性がある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援の受入の可能性がある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援を受け入れる場合にお

いて、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第３節　災害、防災に関する研究、観測等の推進

○ 地震災害に対する事前の対策技術、発生後の復旧技術、地震予知技術等、災害による被害の発生防止または軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、独立行政法人、大学、民間研究機関、海外研究機関とも協力して、次に示すような防災に関する研究開発の推進を図るとともに研究により得られた成果を速やかに防災の施策に反映させるものとする。

・ 住宅、建築物及び公共土木施設の震前対策調査技術、並びに震後復旧技術に関する研究
・ 強震観測網の維持管理並びに地震動の観測、解析
・ 地震外力を加味した地すべり、がけ崩れ等の斜面崩壊による災害を防止するための危険箇所の把握技術、調査診断技術等に関する研究及び土砂災害の発生機構、予測技術、観測機器に関する研究
・ 軟弱地盤の地震危険度評価手法に関する研究開発
・ 非常災害に対応した防災体制の確立を目標とした各種情報の迅速な収集・伝達を行う総合的防災システムの研究開発
・ 高度道路交通システム（以下「ＩＴＳ」という。）を活用した緊急通行車両の運行支援等に関する技術開発
・ 災害対策用機械について即時的、広域的かつ一元的な管理等、効果的な運用技術の開発
・ 市街地火災の延焼拡大要因の分析評価手法及び延焼防止技術の開発
・ 火災時等の避難、救出・救護活動に関わる防災要因の評価手法の開発
・ 地区施設等（耐火性建築物、道路、河川、緑地、空地等）を活用した防災対策技術の開発及びその効果的整備に関する研究
・ 市民による防災まちづくりを支援する技術等の開発
・ 免震設計や制震設計、動的特性を考慮した新たな設計法等に関する研究
・ 国際規格に対応した耐震設計体系の構築に関する研究
・ 地震防災対策上重要となる表層地盤構造の把握の信頼性向上に関する研究

○ 研究のより一層の充実を図るため、所管の研究機関における研究用の資機材及び装備の高度化、専門の研究者の育成等を図る。また、研究機関相互間における研究者及びデータの交流、共同研究の推進等に努める。

第４節　防災教育等の実施

第１　防災に関する研修等の実施

○ 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

○ 道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものとする。

○ 職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者の職員を対象とした、防災に関する研修会、講習会の開催を行うものとする。

○ 所管事業者に対し、事業内容に応じ、災害予防から応急対策、救援活動まで意識した防災マニュアル等の整備を指導する。なお、マニュアルの整備が円滑に行われるよう、事業者間の連携や必要な情報の提供、情報共有化等に配慮する。

第２　防災知識の普及

○ NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。

○ 防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。

○ 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

○ 交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を作成し、広く一般国民に配布する等に努めるものとする。

○ 水防月間、総合治水推進週間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、雪崩防止週間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及、啓発に努めるものとする。

○ 浸水・土砂災害等の危険箇所な範囲避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配

布等を推進するため、市町村に対し必要な情報を提供するなど積極的な支援を行う。また、市町村の防災計画等にも位置付けるなど、ハザードマップの意義が十分伝わるよう働きかけるものとする。その際、ハザードマップの想定を超える災害が起こりうることを伝えるなど、ハザードマップが危険区域以外の住民にとっての安心情報にならないように努めるものとする。

○ 緊急地震速報の周知及び利活用推進等、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

○ 防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。

○ 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

○ 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第３　人材の育成

○ 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第５節　防災訓練

○ 地震防災訓練は、毎年原則として９月１日に実施するものとする。

○ ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥについては、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画等に基づき訓練を行うものとする。

○ 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

・非常参集等

緊急地震速報を取り入れた地震発生時の対応行動の訓練、一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行（航）状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集等に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に１回以上行うものとする。

・情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。

・災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、非常本部あるいは地方支分部局において設置される災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

・応急対策

所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

・複合災害対策

様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

○ 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

○ 防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするように努める。

○ 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。

第６節　再発防止対策の実施

○ 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第２章　災害応急対策

第１節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

○ 地震が発生した場合、地震情報等及び被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し被害規模の早期把握を行うものとする。

第１　災害情報の収集・連絡

(1)　地震情報等の把握、連絡

○ 地震が発生した場合、まず気象庁より地震情報等の連絡を受けるほか、テレビ、ラジオ等の一般情報、地震計からの情報等により、地震の規模、範囲等について確認するものとする。地方支分部局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の地震が発生した場合、直ちに特定本部等に連絡するものとする。

○ 迅速かつ適切な初動対応に資するため、大規模な地震発生時に震源地近傍の職員は、地震や周辺の被害状況をできる限り速やかに本省の防災担当職員に連絡するものとする。

(2)　被害情報の収集・連絡

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、地震発生後、施設等の被害及び公共機関の運行（航）状況等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲に関する第１次情報など緊急に必要な情報を、災害発生後直ちに本省に連絡を行うよう要請し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。

○ 本省内各局は、地方支分部局、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、特定本部等に報告するものとする。

○ 特定本部等は、所管施設の被害に関する第１次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。

○ 特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は政府本部に連絡するものとする。

○ 特定本部等は、関係省庁の被害情報・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内各局、地方支分部局に連絡するものとする。

○ 応急対策活動情報に関し、関係機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○ 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(3)　ダム、堰、水門等の管理

○ 地震が発生した場合には、ダム、堰、水門等について、次の措置を講ずるものとする。

・　関係機関と緊密に連携し、相互の情報を交換するものとする。

・　ダム、堰、水門等の操作にあたって、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるものとする。

第２　通信手段の確保

○　災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

・　直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた設備の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信設備の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。

・　移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第２節　災害対策用ヘリコプター等による情報収集

○　地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

○　地震等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が想定される場合、災害対策用ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等は、直ちに災害対策用ヘリコプターを出動させるものとする。

○　地震等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が予想される場合であって、他地方整備局等が維持管理を行う災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とするときは、地方整備局等は、その旨特定本部等に要請するものとし、特定本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

○　災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。

○　ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。

○　地震等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が想定される場合、特定本部等は、海上保安庁のヘリコプターが収集した情報の提供について、必要に応じ海上保安庁に要請する。

○　地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信システムの出動を要請する場合には、その旨を特定本部等に報告するものとする。特定本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

○　震災直後の航路、泊地等の被害状況（海中障害物による航行障害）については、必要に応じ港湾業務艇により調査を行うものとする。

第３節　活動体制の確立

○ 本省及び地方支分部局では、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課における発災時に対応した業務体制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。

○ 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める「災害時等における国土交通本省の防災体制について」等によるものとする。

○ 地方支分部局は、地方支分部局防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところにより、非常参集を行うものとする。

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と充分に連携を図り応急対応を行うものとする。

○ 地方整備局等は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を各地方整備局等がそれぞれ作成する地方整備局等間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。本省は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を行うとともに、これらの応援が円滑、適切に行われるよう、活動状況の把握や必要な指示・調整を行うものとする。

○ 被災地方公共団体に対する地方支分部局の災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第４節　政府本部への対応等

第１　災害対策関係省庁連絡会議

○ 大規模な地震発生時に、地震及び被害の第１次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて開催される災害対策関係省庁連絡会議に職員を出席させるものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、現地調査団に職員を派遣するものとする。

第２　政府本部

○ 政府本部が設置された場合、本部員、あるいは事務局要員として職員を派遣し、災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 政府の現地対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、現地における災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団に職員を派遣するものとする。

第５節　災害発生直後の施設の緊急点検

○ 国土交通省所管施設の管理者は、災害発生後、次の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急

点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するものとする。

(1)　河川管理施設等

○ 地震発生直後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検を実施するものとする。

(2)　道路施設

○ 地震発生直後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。

(3)　港湾施設

○ 第 2 編第 2 章第 4 節(3)港湾施設に統合

(4)　自動車関連施設

○ 地震発生直後に、運用事業者と連携しつつ自動車登録検査関係システムの緊急点検を実施し施設被害情報の収集に努める。

(4)　航空施設

○ 地震発生直後に空港管理者と連携しつつ、空港施設、航空管制施設等の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。

(5)　都市施設

○ 都市公園の点検を実施するとともに、避難場所、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

○ 下水道については、地震発生後に施設管理者である地方公共団体等と連携して施設被害情報の収集に努める。施設管理者おいては、地震発生後、あらかじめ作成した計画に従い直ちに下水処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検を実施するものとする。

(6)　官庁施設

○ 官庁施設、非常用発電設備、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。

○ 官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、地方支分部局間及び本省庁間を通じて各省庁より施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第 6 節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

○ 応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置するものとする。

○ 必要に応じ、関連業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行うものとする。

○ 国土交通省の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。

○ 被災地方公共団体が、災害応急対策を実施するに当たり、必要な資機材が不足し、的確かつ迅速に実施することが困難であると認めた場合において要請または要求がなくても、必要な資機材の供給を開始するものとする。

○ 地方整備局等は、防災備蓄基地のネットワークの整備に関する計画に基づき、復旧資機材の活用を行うものとする。

第７節　災害発生時における応急工事等の実施

○ 所管施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。

○ 大規模自然災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請を受けたとき又は地方公共団体から要請が無い場合であっても、特に緊急を要すると認められるときは、地方公共団体との協定に基づき、被害の拡大を防ぐための緊急対応を実施する等支援に努めるものとする。

○ 激甚な災害が発生した場所には、係官を現地に派遣し、総合的な応急対策及び応急復旧工法について指導するものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。

○ 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○ 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。

○ 車両からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、被災した交通施設等の迅速な応急復旧を行わせる。

第８節　災害発生時における交通の確保等

第１　道路交通の確保

○ 道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等に

より早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。

○ 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。

○ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

○ 都道府県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断するものとする。

○ 緊急用河川敷道路について、河川管理者は早急にその被害状況を把握し、必要な復旧対策を実施することにより、輸送ルートの確保に努めるものとする。

○ 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。

第２　海上交通の確保

○ 開発保全航路、緊急確保航路等について、早急に状況調査を行い、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、航路啓開等を行い、航行の安全確保に努める。

○ 災害発生時における住民避難や人員、緊急物資等の輸送を確保するため、港湾管理者と連携を図りつつ、港湾施設の被害状況を早急に把握し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。

○ 建設業者等との間の応援協定等に基づき、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第３　航空交通の確保

○ 災害発生時における緊急輸送等を確保するため、空港及び航空保安施設等について、被害状況を早急に調査し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。

○ 情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。また、航空機の安全運航を図る等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。

第４　自動車関連施設の運用確保

○ 被災地のみならず全国の自動車登録検査業務の遂行を確保するため、自動車登録検査関係システムが被災した場合は、速やかにバックアップシステムへの切替えを行い、自動車登録検査

関係システムの機能の維持を図るとともに運用体制の確保を図る。

○ 被災した運輸支局等における自動車登録検査業務を継続するため、関係団体との連携を図るとともに被災した支局等の業務を他の支局等で代行するためのシステムの運用を行う。また、業務の遂行に必要な人員の確保に努めるものとする。

第９節　緊急輸送

第１　基本方針

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは、被災地方公共団体からの要請があった場合には、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、陸・海・空によるあらゆる輸送手段を利用し、かつ被害の状況・緊急度・重要度を考慮した緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講じるものとする。

第２　関係事業者等に対する要請、調整

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送への協力要請を行う。さらに、要請によっていたのでは緊急輸送の円滑な実施に特に大きな支障があると認められる場合には、法令の定めるところにより、国土交通大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。

○ 関係公共機関、関係事業者による緊急輸送の実施状況を的確に把握するとともに、被災地方公共団体若しくは政府本部からの依頼に基づきまたは必要に応じて自ら、事業者間、輸送モード間の輸送分担、緊急輸送物資の受け渡し等についての調整を行う。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行う事が困難な場合においては、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。なお、必要に応じ、関係事業者等に対する要請、調整を行うものとする。

第３　緊急輸送に対する支援

○ 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。

○ 緊急輸送が安全に実施されるよう、所管の輸送モードについて安全性を確保するために必要な措置を講じる。特に、救援活動に従事する小型航空機の運航の安全確保には、十分留意する。

○ 東京湾臨港部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）及び京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺２区）における緊急輸送活動の支援を行う。

○ ヘリコプターからの物資の投下など被災地への緊急物資輸送等の災害対応において必要となる許認可の手続きを弾力化する等、柔軟な対応を行うよう努める。

第10節　代替輸送

○ 被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地方公共団体と密接に連携し、陸・海・空の各輸送モードを活用した被災地内輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係公共機関、関係事業者に対し、必要な指導、調整を行う。

○ また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港について、他の地域や他のモードからの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を図る。このほか、代替輸送に対する支援措置を講じるよう努める。

第 11 節　二次災害の防止対策

○ 二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。

○ 地震によって河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設が被災した場合、浸水被害の発生、拡大を防止するための水防活動及び緊急災害復旧工事を実施するものとする。

○ 高潮、波浪、潮位の変化及び出水による浸水を防止するため、河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行うものとする。

○ 河川、海岸、港湾施設等が決壊し、被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又はその背後地に大きな被害を与えているため又はそのおそれが大きいため緊急に施工を要する場合は、決壊防止工事を実施するものとする。

○ 地盤の緩み等により二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に応じ砂防ボランティアや斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。

○ 土砂災害などの二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うための係官を現地に派遣し技術的な指導を行うものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。

○ 地震に伴う大規模な河道閉塞が確認された場合、これに起因する土石流等の発生による二次災害を防止するため、地方支分部局等と連携し、土砂災害防止法第 29 条に基づく緊急調査を実施するとともに、同法第 31 条に基づき関係市町村及び都道府県に緊急情報を通知するものとする。

○ 余震による建築物等の倒壊に関して、住民の安全の確保や被災地の早急な復旧に資するために建築技術者等の派遣等により、市町村による被災建築物応急危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう、支援するものとする。

○ 被災した擁壁、のり面等の崩壊等による二次災害発生の危険性のある宅地について、被災宅地危険度判定士を活用し調査・危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう措置を講ずるものとする。

○ 下水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うこと等に対して必要な支援を講ずる。

○ ダム、堰、水門等の緊急点検を災害発生後、直ちに実施するとともに、これらの被災状況等を把握し、二次災害の防止のために必要な措置を速やかに執り又はその指導を行うものとする。

○ 地震に伴う地盤沈下により河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設の機能が低下し、高潮、波浪、潮位の変化及び出水によって浸水のおそれが高まっている場合又は浸水被害が発生している場合には、必要に応じて、排水ポンプ車等による排水、応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行うものとする。

第 12 節　ライフライン施設の応急復旧

○ 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。

○ 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依頼するものとする。

○ 地震によって下水道施設の被害が確認された場合、施設管理者である地方公共団体等において、仮配管や仮設備の設置等による応急復旧を行い、公衆衛生の確保や公共水域の水環境保全等に努める。被害調査や応急復旧に当たっては、「下水道事業における災害時支援に関するルール」や「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」等関係者間の申し合わせ等と調整を図りながら、必要に応じて他の地方公共団体等による応援を行うものとし、その調整や助言を行うものとする。

○ 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援するものとする。

第 13 節　地方公共団体等への支援

○ 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛

隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

○ 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生の恐れがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第１　情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等

○ 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や光ファイバ等による通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。

○ 地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。

○ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

○ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。

○ 被災地方公共団体等を支援するため、大規模自然災害発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。

第２　避難活動

○ 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、土砂災害警戒区域等の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。

○ 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第３　応急仮設住宅の建築支援等

○ 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。

○ 都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮

設住宅用地としての提供について助言を行うとともに、首都直下地震等に備えた応急仮設住宅用地の事前のリスト化について、地方公共団体に対して助言を行うものとする。

○ 建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方自治体等から要員の派遣の調整等を行う。

○ 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害を受けることがないよう、都道府県等に対し適切な助言を行うものとする。

第４　飲料水の確保、支援等

○ 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、関係公共機関の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。

○ 必要に応じ、都市公園等内の井戸、耐震性貯水槽の利用について助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した物資輸送や給水支援等を行うものとする。

第５　消防活動への支援

○ 必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。

第 14 節　被災者・被災事業者に対する措置

第１　被災者等への対応

○ 地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

○ 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

○ 本省及び地方支分部局等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。

○ 関係公共機関、関係事業者に対しその管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なも

のにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。

○ 被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用する。また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行う。

○ 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。

○ 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した避難所の提供、炊事・入浴サービスの提供等を要請する。

○ また、被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

○ 首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

○ 救出・救助活動が落ち着いた後に帰宅を開始する徒歩帰宅者等に対し、安全な帰宅の判断に資するよう、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等についてマス・メディア、インターネット等を通じて適切に提供するものとする。

第２　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

○ 被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の運輸支局での車検の実施、避難所等での出張登録受付の実施、移動相談所の設置、船舶検査証書の有効期間の延長等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

○ 災害の発生に伴い生じる影響については、直接被災していない住民、事業者等に対しても及ぶ可能性があることを考慮し、安全面に配慮した上で特例措置や法令の弾力的運用、広報等の必要な措置を迅速に講じるものとする。

第３　適切かつ公正な輸送サービスの提供

○ 被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口に寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応

するよう努める。

○ 不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

第 15 節　災害発生時における広報

○ 一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。

○ 特定本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。

○ 地方支分部局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

○ 海外や日本に在住する外国人に対し、災害の被害や対応状況が正しく理解されるよう、英語等の外国語による広報に努めるものとする。

○ 広報にあたっては、外国人観光客の減少防止や外航海運の運航継続に係る措置など、風評被害の防止にも努めるものとする。

第 16 節　自発的支援への対応

○ 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう整備し、ボランティアの申入があった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入が速やかに行われるよう努める。

○ 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたるとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。

○ 海外からの支援の申入があり、政府本部等が受入の可否、要否について判断を行う場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とともに、必要な協力を行う。同本部等が受入を決定したときには、予め定めた対応方針及び同本部等の策定した計画に基づき、支援の受入が速やかに行われるよう努める。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。

○ 海外からの支援を受け入れる場合には、自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者

を指導・助言して、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。

第３章　災害復旧・復興

第１節　災害復旧・復興の基本方針

○ 地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方向を検討、又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導・助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した交通施設等の本格的な機能復旧を速やかに進める。

○ 政府の復興対策本部が設置された場合には、職員を参加させるとともに、同本部と密接な連携の上、被災地方公共団体に対する復興支援を行う。

第２節　災害復旧の実施

第１　災害復旧工事の早期着手

○ 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。

○ 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であることを地方公共団体等に周知するものとする。

第２　査定の早期実施

○ 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。

○ 災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。

○ 大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。

○ 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を

把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

第３　災害復旧の推進

○ 災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。

○ 年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置について配慮するものとする。

○ 災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のため職員を派遣するものとする。

○ 所管公共土木施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

○ がれき、土砂等災害に伴い発生した物の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努める。この場合、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように、十分配慮する。また、港湾等所管の交通施設等におけるがれき等の受入にも可能な限り協力を行うとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。

○ 陸上のがれきの処分のため、海面処分場の整備を促進するとともに、リサイクルポートを利用した広域的な処理を促進するものとする。

○ 復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係省庁に適切な交通規制の導入を要請するほか、陸・海・空の各モードを活用した輸送ルートの設定、関係公共機関、関係事業者間、モード間の調整等の実施に努める。また、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるときは、関係事業者等に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請する。

○ このほか、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

第４　再度災害の防止

○ 公共土木施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。

○ 河道の埋塞の著しい場合は、再度災害を防止するため、速やかに除去する等、適切な対策を講

ずるものとする。

○ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所等について、応急対策を実施するとともに、災害関連緊急事業等により再度災害の防止を図るものとする。

第３節　復旧・復興資機材の安定的な確保

○ 災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

○ 復興建築用資材の値上がり防止について、関係団体に周知、要請するものとする。

第４節　都市と地域の復興

第１　計画的復興への支援

○ 大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を推進するものとする。

○ 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号)、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体が復興計画の策定、推進を行うにあたっては、被災地の復興に資するとともに、発災時に有効に機能し得るような交通ネットワークの整備、交通施設等の耐災害性の強化、避難場所・防災拠点としての活用等の観点から必要な協力を行う。

第２　復興まちづくりへの支援

○ 復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。

○ 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を推進するものとする。

第３　地域の復興への支援

○ 大規模な災害により壊滅的な被害を受けた地域に対しては、被災状況等の調査・分析、被災状況や都市の特性、地元の意向等に応じた市街地復興のパターンの検討等、地域の復興に向けた取り組みを支援するものとする。

第５節　借地借家制度等の特例の適用

○ 災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の

被災地における借地借家に関する特別措置法第２条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用することにより、借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るものとする。

○ 必要に応じ非常災害があった場合の建築基準法の制限の緩和措置を活用するものとする。

第６節　被災者の居住の安定確保に対する支援

第１　公営住宅の整備等

○ 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を推進するものとする。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた場合においては、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、災害公営住宅の整備を推進するものとする。

○ 事業主体による公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅における家賃の低廉化について、その費用の一部を助成するものとする。特に、災害公営住宅における家賃の低廉化については、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、入居者の居住の安定確保を推進するものとする。

○ 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、その後、入居者資格を有する被災者については、必要に応じて、特定入居を行うよう、事業主体に対して要請を行うものとする。なお、災害が大規模な場合にあっては、当該災害により住宅が滅失した被災者等について、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第２１条の規定により、公営住宅の入居者資格が緩和される。

第２　危険区域における住宅再建

○ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所や地震に伴う地盤の緩み等による二次的な土砂災害のおそれのある箇所について、調査を実施し、必要箇所をそれぞれ砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊防止区域に指定して、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、これらの指定地や被害想定区域内における住宅の再建に当たっては、砂防法（明治３０年法律第２９号）、地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）に基づく行為制限の適切な実施並びに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく、建築物の構造の規制及び移転の勧告等の措置を講ずるなど、適正な土地利用の誘導を図るものとする。

○ 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、被災地方公共団体と連携を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団的移転を促進することが適当と認められる区域について、防災のための集団移転促進事業の促進を図る。

第３　住宅金融支援機構による融資

○ 被災者の自力による住宅の再建等を支援するための住宅金融支援機構の災害復興住宅融資及び既往債務者に対する救済措置を迅速かつ円滑に実施するために、融資の対象地域及び融資開始の時期の決定並びにその周知等の必要な措置について、当該機構に要請するものとする。

第４　被災者等に対する相談機能の充実

○ 被災地方公共団体等と連携して、被災者を対象とする総合住宅相談所を開設し、被災者の住宅復興等に関する相談に応じるものとする。

○ 住宅金融支援機構において、被災者を対象に、現在、住宅金融支援機構へ返済中の融資の取扱いや災害復興住宅融資についての相談及び情報提供を実施するよう、当該機構に要請するものとする。

○ 被災建築物等の復旧について住民等から相談を受けた場合に、被災地方公共団体等と連携して、復旧方法等についての指導を行うものとする。また、必要に応じ関係団体に協力を要請するものとする。

○ 被災市町村が、住宅に関する各種調査の必要性や実施時期の違い等を被災者に説明するにあたって、その活動の支援に努めるものとする。

第７節　被災事業者等に対する支援措置

○ 被災した交通施設等の本格復旧にあたっては、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、必要に応じて、復旧に必要な技能を有する職員（所管の特殊法人の者を含む。）を派遣する等技術的な支援を行うほか、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○ 被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。

○ 被災した地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の復興を促進するため、事業者等の要望の把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、地方公共団体の復興計画に盛り込まれた交通関連施策の具体化を図るとともに、必要に応じてこれらの施策の具体化のために必要な財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

第４章　東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

第１節　地震防災応急対策に係る措置

第１　警戒宣言等の伝達等

○ 気象庁が発表する東海地震に関連する情報、警戒宣言、警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知その他これらに関する情報（以下この章において「東海地震関連情報等」という。）については、水管理・国土保全局防災課災害対策室において一元的に把握することとする。本省内各局、関係支分部局等、関係公共機関に伝達する方法等については、要領等で別に定めるものとする。

○ 関係地方支分部局等の内部における東海地震関連情報等の伝達方法等に関し必要な事項については、それぞれの機関において別途定めるものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者を指導して、業務内容、業務形態等を踏まえた対応体制を整備させるとともに、関係公共機関、関係事業者への気象庁が発表する東海地震に関連する情報、警戒宣言に係わる情報伝達ルートの確立を図るものとする。

第２　国土交通省地震災害警戒本部の設置等

○ 東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、国土交通本省は非常体制をとり、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。また、政府において、東海地震注意情報を踏まえて準備行動を開始する決定がなされた場合には、必要な準備行動をとるものとする。関係地方支分部局等においても、必要な体制をとるものとする。

○ 非常体制における組織及び運営に関する事項については、要領等で定めるところによるものとする。

○ 大震法第９条に基づき、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において警戒宣言が発せられた場合において、国土交通省の地震防災応急対策を推進するため、警戒本部を設置するものとする。

○ この計画に定めるもののほか、警戒本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

○ 警戒宣言発令後、直ちに、関係地方支分部局等においても、警戒本部に準じた組織を設置するとともに、各局部課においては、警戒宣言発令時に対応した業務体制に速やかに移行する。また、政府の地震災害警戒本部には、本部員、あるいは事務局要員として職員を派遣し、災害応

急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

第３　地震防災応急対策を行う要員の確保及び他機関との協力体制

○ 地震防災応急対策を行う要員の確保は、要領等で別に定めものとする。

○ 地震防災応急対策の実施に当たっては、警察、国土交通大臣以外の道路管理者、河川管理者、港湾管理者、海岸管理者、関係公共機関、関係事業者と情報共有化を図るとともに、密接な連携をとり、相互協力を行うものとする。

また、各省庁の官庁施設管理者と密接な連絡を保ち、災害応急対策活動に必要な官庁施設等に関する地震防災応急対策等の実施状況の把握に努めるものとする。

第４　災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配等

○ 地震や津波により河川、海岸、砂防、道路、港湾、空港その他所管施設が被災を受けた場合に施設の点検巡視、応急復旧等を行うため、資機材の確保、人員等の配備体制に関する計画を策定するものとする。

○ 資機材については、保有量及び確保可能量の把握に努めるとともに、応急復旧工事を施工する際の連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

○ 警戒本部は維持管理を行う地方整備局等に対し、災害対策用ヘリコプターの出動準備を直ちに指示するものとする。

○ 非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。

○ 道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等を確保するため、あらかじめ民間団体等との間で応援協定を締結しておく等必要な措置をとるものとする。

第５　警戒宣言時の広報

○ 地震防災応急対策にかかる措置の実施状況について、必要に応じ、逐次広報を行うものとし、特に次の事項について重点的に行うものとする。

・ 水防対策に関する事項
・ 道路交通対策に関する事項
・ 鉄道・海上・航空の各交通対策に関する事項
・ 緊急輸送対策に関する事項
・ 土砂災害危険箇所等、土砂災害の危険性に関する事項
・ 所管施設の管理上の措置に関する事項

第６　地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達等

○ 関係地方支分部局等、関係公共機関、関係事業者と協力して地震防災応急対策の実施状況等を

警戒本部に逐次報告するものとする。

○ 警戒本部は、地震防災応急対策に係る措置の実施状況を大震法第１０条第１項に規定する地震災害警戒本部に報告することとし、主な報告等の事項は次のとおりとする。

・ 水防対策に関する事項

・ 道路交通対策に関する事項

・ 鉄道・海上・航空の各交通対策に関する事項

・ 緊急輸送対策に関する事項

・ 土砂災害危険箇所等、土砂災害の危険性に関する事項

・ 所管施設の管理上の措置に関する事項

第７　避難対策等

○ 浸水被害、津波災害、土砂災害に対するハザードマップ等を作成し、危険箇所、避難場所、避難路の周知を図るものとする。この場合、地方公共団体に技術的助言を行うものとする。

第８　水防対策

○ 水防活動の必要が生じた場合に適切に対応するため、津波による水災の防御等を行う必要性がある地域を管轄する市町村等に対し、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達、津波からの避難誘導、土嚢等による応急浸水対策の実施、自主防災組織等の津波避難計画作成などへの支援等について、必要な助言を行い被害の防止またはその軽減を図るものとする。

第９　住宅金融対策

○ 災害復興住宅融資、宅地防災融資を迅速かつ円滑に実施するために必要な体制について、住宅金融支援機構に要請するものとする。

第10　道路交通対策

○ 警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供装置等により情報提供するとともに、道路利用者に対して強化地域内の車両の走行の自粛の呼び掛けを行うものとする。

○ 警戒宣言時においては、道路情報提供装置等により道路利用者に対する東海地震予知情報の周知徹底、強化地域内における車両の走行の自粛の呼びかけ、高速自動車国道等において公安委員会が実施する交通規制に対する協力等に努めるものとする。

○ 道路管理者は、警戒宣言が発せられた場合においては、道路パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、災害発生時における対策について、あらかじめ措置を検討するものとす

る。

第 11　緊急輸送対策

○ 発災後の円滑な緊急輸送を確保するために、各地方整備局の防災業務計画、各地方公共団体の地域防災計画に定める緊急輸送道路について、発災前後の道路状況の把握や災害応急対策の相互支援に関して、各道路管理者間の連携・協力体制を確立するとともに、災害応急対策等を実施するために使用する車両についても、事前に定めるなどの措置を講ずるものとする。

○ 所管施設の点検巡視、応急復旧その他段階に応じた災害応急対策を迅速かつ正確に実施するため、必要な人員、資機材等についての輸送方針を定めるものとする。

○ 強化地域を管轄する地方運輸局及び地方航空局は、平時から警戒宣言発令時に緊急輸送を円滑に実施するための体制の確立に努め、これに使用し得る船舶隻数、自動車台数または航空機数とその輸送能力を把握して本省に報告する。

第 12　鉄道交通対策

○ 鉄軌道事業者に対し、あらかじめ整備した対応マニュアル等を踏まえ、警戒宣言前の段階から、乗客等に対し、警戒宣言時の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるように要請することを指導する。

○ 警戒宣言が発せられた場合には、鉄軌道事業者に対し、鉄軌道事業者があらかじめ整備した対応マニュアル等を踏まえ、強化地域内に進入する予定の列車に対しては進入を禁止し、強化地域内を運行中の列車に対しては、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運行して停車、待機すること等の措置をとるよう指導する。ただし、震度６弱未満かつ津波等の被害のおそれのない地域における対応については、鉄軌道事業者が安全に運行可能か判断した上でその対応を明示するよう指導する。

第 13　海上交通対策

○ 津波による危険が予想される海域で航行、停泊している船舶等の避難が実施されるよう情報提供を行う。

○ 東京湾では、船舶に対し警報等を迅速確実に伝達するとともに、危険な海域や避難海域等の情報を提供する。

○ 一般旅客定期航路事業者、旅客不定期航路事業者に対して、港湾施設に被害が生じた場合及び津波による危険が予想される場合においては、発航の中止、目的地の変更、船舶の安全な海域への退避等の措置を講ずるよう指導する。

第 14　航空交通対策

○ 警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の飛行場については、緊急輸送等の機能を除き、

速やかに閉鎖する。また、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行う。

第 15　他機関等に対する応援要請等

○ 所管施設の点検巡視、応急復旧その他の段階に応じた災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な資機材、人員等の配備手配など、所管施設に係る地震防災応急対策又は災害応急対策を実施する上で他機関等の応援要請を求める必要がある場合に備えて、事前に連絡調整方法等を確立しておくものとする。

○ 地方整備局間の人的、物的な応援については、応援を受け入れる地方整備局においては、人員、資機材等の中継基地や情報連絡手段の確保等、受入体制の整備を行い、応援を行う地方整備局においては、応援本部等の設置や応援隊等の派遣手段の確保等の措置を行うものとする。

第 16　所管施設に関する対策等

○ 所管施設については、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性の確保に努めるものとする。

○ 警戒宣言が発せられた場合には、パトロール等により、所管施設の緊急点検及び巡視を行い、状況の把握に努めるものとする。なお、利水ダムその他の河川法（昭和３９年法律第１６７号）等に基づく許可工作物についても同様の措置をとるよう工作物の管理者を指導するものとする。

○ 地震予知情報において津波の発生が予想される場合、法令に基づく操作規則等に定めるところに準じて、水門、閘門及び内水排除施設の操作の体制に入り、操作に必要な準備を行うとともに、必要に応じて操作を行うものとする。

○ 官庁施設において、災害応急対策活動に備え、非常用発電装置、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。

○ 地震の発生の危険にかんがみ、工事中の所管施設については、原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要となる補強、落下防止その他の保全措置をとるものとする。

○ これらの措置を行う場合においては、職員等の安全に配慮するものとする。

第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

○ 避難場所、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等は、地震防災応急対策又は災害応急対策を実施する上で必要なものをその緊急度に従い国土交通大臣の定める基準等により、整備を推進するものとする。この場合、施設

間の相互調整に留意するものとする。

第１　避難場所

○ 人口密度、非耐火建築物の割合、沖積層の存在等からみて著しい地震災害が発生するおそれのある市街地又はその周辺の地域において面積１０ヘクタール以上の公園、緑地、広場その他の公共空地（面積１０ヘクタール未満の公共空地で避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積１０ヘクタール以上になるものを含む。）の整備を推進するものとする。

第２　避難路

○ 地震や津波等から迅速かつ的確な避難を行うため、地方公共団体が地域防災計画に記載する避難路のうち、緊急輸送道路と一体となって整備が必要な避難路については、各道路管理者間で相互調整を図るものとする。

○ 著しい地震災害が発生するおそれのある市街地の区域から避難場所等に通ずる幅員１５メートル以上の道路又は幅員１０メートル以上の緑道の整備を推進するものとする。

第３　緊急輸送道路

○ 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と地方公共団体等の庁舎、事務所等の所在地、救援物資等の備蓄地点または集積地点若しくは広域避難場所等で都県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という。）を連絡する道路、または指定拠点を相互に連絡する道路について、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき関係機関と連携を図りつつ、重点的かつ計画的に整備の推進を図るものとする。

○ 災害発生時における緊急輸送を確保するため、各道路管理者間で相互調整を進め、道路施設等の耐震性の向上を図るものとする。

第４　港湾施設

○ 緊急輸送の用に供することが適切な港湾について、そのために供される船舶が利用できる十分な水深及び長さを有し、背後に十分な広さの荷捌き施設又は保管施設を有する係留施設、これらの係留施設と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は救援物資等の備蓄地点若しくは避難場所等で県知事が指定するもの（以下「備蓄地点等指定拠点」という。）を連絡する臨港交通施設、備蓄地点等指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道を連絡する臨港交通施設、備蓄地点等指定拠点相互を連絡する臨港交通施設並びに、これらの係留施設又は臨港交通施設に隣接する駐車場及びヘリポートについて関係機関と連携を図りつつ、重点的かつ計画的に整備の推進を図るものとする。

○ 都市が連担し、巨大な人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾の防潮堤においては、地域

の実情及び費用対効果を勘案しつつ、比較的発生頻度の高い一定程度の津波を超える津波を想定した防護水準の確保を検討する。

第５　石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地等

○ 石油コンビナート等災害防止法第２条第２号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地の整備を推進するものとする。

第６　海岸保全施設及び河川管理施設

○ 津波による海水の侵入を防止する機能を有する海岸保全施設及び想定氾濫区域のうち相当数の人口が居住し、かつ、地形その他の状況から特に津波による被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保する必要があると認められる区域に係る河川管理施設の整備を推進するものとする。

○ 海岸保全施設については、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕を行うとともに、設計の対象を超える津波等を考慮して、粘り強い構造の堤防等の整備を行うものとする。

○ 水門、陸閘等について、安全かつ確実な管理運用体制の構築を図るため、現場操作員の安全確保を最優先とした操作規則等に基づく操作等の徹底や、必要に応じて自動化・遠隔操作化の取組を計画的に推進するものとする。

第７　砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

○ 避難地、避難路、緊急輸送道路又は人家に係る渓流のうち土石流の発生する危険が著しい渓流において施工する砂防設備の整備を推進するものとする。

○ 避難地、避難路、緊急輸送道路又は人家に係る地すべり防止区域のうち地震の発生により地すべりによる被害が生ずるおそれが著しい区域において施工する地すべり防止施設の整備を推進するものとする。

○ 避難地、避難路、緊急輸送道路又は人家に係る急傾斜地のうち、地震による崩壊のおそれが特に著しい箇所において施工する急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進するものとする。

第３節　中央防災会議主事会議の申合せ

○ 大震法第１０条第１項に規定する地震災害警戒本部、又は政府本部が設置された場合、本部員、事務局幹事及び事務局予定者の参集等については、「東海地震に係る警戒宣言、警戒本部の設置等について（昭和６３年５月２０日中央防災会議主事会議申合せ)」によるものとする。

第４節　大規模な地震に係る防災訓練

○ 防災訓練は、原則として９月１日に実施するものとする。

○ 地震の影響が広域にわたることを考慮し、関係行政機関、地方公共団体、関係公共機関、関係

事業者との連携、協力体制の確保に努めるものとする。

○ 主な防災訓練の内容は次に掲げる事項とし、実践的な防災訓練を実施するものとする。

・ 東海地震注意情報の伝達

・ 警戒宣言の伝達

・ 職員の非常参集

・ 地震災害警戒本部等の設置及び運営

・ 災害発生後に備えた資機材、非常用通信回線、人員等の配備手配

・ 警戒宣言時の広報

・ 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

・ 避難対策等

・ 水防対策

・ 土砂災害対策

・ 道路交通対策

・ 鉄道・海上・航空の各交通対策

・ 緊急輸送対策

・ 所管施設の管理上の措置に関する事項

○ 防災訓練は、東海地震関連情報等の伝達、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び災害発生後の災害応急対策等に係るものについて行うものとする。

○ 防災訓練後には評価を行い、次年度以降の課題等を明らかにして、防災訓練の充実を図るものとする。

第５節　地震防災上必要な教育及び広報

第１　職員等に対する教育等

○ 職員等に対する教育に当たっては、防災に関する知識の習得及び災害発生時に適切な措置をとり得るよう研修、講習会、研究会等の実施、国土交通省関係機関誌の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行等により行うものとする。

○ 主な教育の内容は、次に掲げる事項とする。

・ 警戒宣言及びこれに基づきとられる措置の内容

・ 非常参集の方法

・ 予想される地震、津波、土砂災害等に関する知識

・ 警戒宣言等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき地震防災応急対策及

び災害応急対策

・　地震防災対策として現在講じられている対策

・　今後地震対策として取り組む必要のある施設の整備

○　被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

○　関係公共機関、関係事業者の職員を対象とした、防災に関する研修会、講習会の開催を行うものとする。

第２　居住者等に対する教育・広報

○　関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも協力しつつ、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

○　交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を作成し、広く一般国民に配付する等に努めるものとする。

○　水防月間、総合治水推進週間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、雪崩防止週間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

○　浸水・土砂災害等の危険な範囲や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等を作成し、住民等に配布するものとする。

○　防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するものとする。

第６節　地方支分部局等地震防災強化計画の作成

○　強化地域の全部又は一部を所管する地方支分局等の長は、その所管区域内の強化地域について、その所掌事務に関し、地震防災応急対策に係る措置に関する事項、地震防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項等を定めた地方支分部局等地震防災強化計画を作成し、これを地方支分部局等の防災業務計画に規定するものとする。

第５章　南海トラフ地震防災対策推進計画

○ 本計画は、「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」のうち、「第３章 南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画」及び「第 4 章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策」と同一のものである。

○ 第１節から第９節では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災及び平成２８年熊本地震、平成３０年大阪府北部地震、平成３０年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、巨大地震発生直後から概ね７日～１０日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項に焦点を絞って記載している。

○ 第 10 節から第 12 節では、巨大地震による揺れ・津波・土砂災害・液状化・地盤沈下・火災等による甚大な人的・物的被害を軽減するため、国土交通省として取り組むべき予防的な対策を、中長期的な視点も踏まえつつ記載している。

第１節　初動体制の立ち上げ

第１　活動可能な体制の構築

○ 強い揺れと巨大な津波により、関東地方から九州地方の太平洋沿岸を中心とした広範囲にわたる甚大な被害が発生し、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。

そのため、国土交通省は、業務継続計画に基づき、厳しい被害状況を想定しながら、応急活動にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、応急活動計画を策定しておくとともに、発災後は、実際の被災状況等（津波警報等の解除に時間を要する場合も含む）に応じて実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応急活動に全力を尽くす。

○ また発災後速やかに、消防、警察、自衛隊、各地方公共団体、災害協定を締結している建設業者等、応急活動に従事する関係機関との連絡体制を構築する。特に、道路及び航路等の啓開に従事する建設業者等については、活動可能な水準や体制について確認する。

○ 応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、確保や輸送・配分に関し業務継続計画に基づいた確保や輸送・配分を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 発災直後から概ね７日目までの間、国土交通省が所管する各防災拠点等における応急活動の継続が可能となるよう、必要な水・食料、燃料等を備蓄する。

・　自動車運送事業者の保有する燃料タンク（インタンク）に関する情報共有、燃料優先確保のための資源エネルギー庁との事前調整を行う。また、エネルギー源の多様化等を図るべく、ＣＮＧ車、電気バス等の普及を図る。

・　建設業者等の保有機械の燃料についても、可能な限り備蓄状況等を確認する。

・　ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥやリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。

・　道路及び航路等の啓開体制の構築を図るため、企業等との災害協定の締結や関係機関との協議会を設置する。

・　地方整備局・港湾管理者・業界団体等で締結されている包括災害協定について、協定による応急復旧が円滑に進むよう、日頃から関係者間で意見交換を行う。

・　確実な初動体制の立ち上げに資するよう、官庁施設の地震対策を推進し、応急活動に必要な機能を確保する。また、施設管理者による官庁施設の津波防災診断の推進、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。さらに、発災時における被害の状況を想定し、地域防災計画等を踏まえ、施設運用管理上の対策等と連携しつつ、施設整備上の対策を実施する。

・　庁舎損壊等が生じた場合においても初動体制を立ち上げられるよう、発災後も確実に機能するバックアップ施設を確保する。

・　初動期において緊密な連携により機能を総合的に発揮できるよう、防災業務に携わる関係機関の立地の集約化その他の防災拠点機能の強化を図る。

第２　応急活動の優先順位と状況に応じた体制の見直し

○　南海トラフ巨大地震による被災への対応は、国土交通省の現有する活動能力を大きく上回る可能性が高い。

そのため、国土交通省は、実際の被災状況等を踏まえつつ、求められる応急活動に対して優先順位をつけて対処する。

○　特に初動時においては、被災の状況が刻々と変化するため、状況に応じて柔軟に体制を整備・再編成しながら対処する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　過去の災害対応の経験や訓練を通じて得られた教訓等を踏まえつつ、刻々と変化する状況の中においてどのような対応をすべきなのか、何を優先すべきなのか等について、考え方等を整理し、共有する。

・　南海トラフ巨大地震発生時において参集することができる職員の人数を把握し、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。真に必要な非常時優先業務を実施するのに必要な職員については、庁舎の近傍の宿舎に優先的に入居させる等所要の措置を講ずるものとする。

・　海上保安庁及び関係管区海上保安本部において南海トラフ巨大地震等を想定した訓練を実施し、必要に応じ業務継続計画等の見直しを図る。

第３　南海トラフ地震臨時情報への対応

○　「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の国土交通省の対応については、情報収集・連絡体制の確認、所管施設の必要に応じた点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。詳細については別に定める「『南海トラフ地震臨時情報』に関する国土交通省の対応について」等によるものとする。

第２節　避難支援（住民等の安全確保）

第１　建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援

○　地震発生直後、震度６強以上の揺れ等により、中部地方や近畿地方の都市部における老朽木造住宅・老朽ビルを中心に、多くの建物が全壊・半壊となる。特に、大阪や名古屋の都心部を中心に多く存在する超高層ビルや大型集客施設等において、長周期地震動による揺れに伴う被害や天井の落下等の被害が発生するとともに、造成宅地の崩壊や液状化による建物被害も発生する。また、倒壊した家屋、工場や店舗等の火気、燃料等から多くの箇所で同時出火し、大阪市内の木造住宅密集市街地等を中心に、近畿地方で約３９万棟の家屋が焼失する。

そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や密集市街地の改善整備といった事前対策を緊急的に促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。

○　また、地震の強い揺れに伴う斜面の崩壊により家屋の全半壊、歩行者等の被害等が各地で発生する。

そのため、国土交通省では、崩壊による被害が甚大となることが想定される斜面の事前対策を重点的に促進することにより地震直後の人的被害等を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。

○　南海トラフ巨大地震においては、津波が短時間で広範囲にわたり襲来するため、住民などの迅

速な避難行動が極めて重要となる。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、タイムリーな情報発信等により、住民等の津波からの一刻も早い避難を支援する。

○ 海上部においても、船舶等に対する避難勧告や災害情報等の提供を迅速に実施し、被害の軽減を図る。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 不特定多数の方が利用する大規模な建築物や避難路沿道、防災拠点となる建築物等の耐震診断の実施と報告の義務付け、老朽化マンションの建替等、耐震化の促進を図る。

・ 建築基準法に基づき、新築や増改築等を行う建築物に設ける一定の天井について脱落対策を義務付ける。また、避難所となる体育館や劇場等の既存建築物について、天井の改修を促進・支援する。

・ 木造住宅密集市街地等の改善整備に向けて、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細やかな取組みを推進する。

・ 大規模盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防止するため、変動予測調査（大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成や対策工事箇所の特定につながる調査）及び防止対策を推進する。

・ 特に甚大な被害が想定される地域を中心に、土砂災害防止施設の整備を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの整備等、土砂災害に対する警戒避難体制の整備を促進する。

・ 住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供するとともに、海域の地震観測データを活用することによる緊急地震速報の迅速化・高精度化に取り組む。

・ 地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知、防災情報通信ネットワークの整備を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さ等を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。

・ 津波が堤防を乗り越えるまでの時間の想定も含め、避難に使うことができる時間の長短を十分念頭に置いた実践的な避難計画に対して重点的に対策を促進する等、地域ニーズに応じた技術的な支援等を行う。

・ ＩＣＴ等の新技術を用いて、災害時の情報提供の高度化を図る。

・ 自動車によらざるを得ない場合の避難等を支援するため、大津波警報や地震情報をカーナビ

ゲーションに提供する等、ＩＴＳを活用した取組を推進する。

・　都道府県による津波災害警戒区域等の指定について支援する。

・　避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の斜面崩落防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、木造密集地域対策、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。

・　避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護の推進に取り組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、ＧＰＳ波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。

・　海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、平時における船舶の津波避難対策の検討を支援する。

・　防護ラインより海側で活動する港湾労働者や利用者等の安全を確保するため、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」を参考とした、港湾の特殊性を踏まえた「港湾における津波避難対策」の検討、策定への支援を行う。

・　船舶運航者等の海事関係者や海洋レジャー活動者の円滑な避難等を支援するため、「海の安全情報」について、より迅速かつ的確な情報発信を行うためのシステムの高度化を図る。

・　南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に所在する港湾（重要港湾以上）において、港湾の特殊性を考慮した避難計画の策定を推進する。また、津波避難施設の整備を支援する。

・　巨大な津波からの避難を支援するため、津波避難施設の整備を実施。

第２　水門等の確実な操作等

○　南海トラフ巨大地震により発生する津波による浸水を遅らせ、また浸水を最小限にとどめることにより、住民等が避難する時間を稼ぐため、国土交通省は所管する水門等の確実な操作等を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　水門等の確実な操作のため、施設の耐水化等を進めるとともに、広範囲にわたり、かつ短時間で数多くの水門等を操作する必要があること、また東日本大震災では水門等操作に携わった多数の方々が津波の犠牲になったこと等を踏まえ、津波が想定される地域においては、重点的に水門等の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理運用を推進する。

第３　避難者の受け入れ

○ 特に名古屋や大阪等の大都市部において、発災直後に大量の避難者が発生すると想定される。特に都市部では、地震による建物被害や余震への不安等により、多くの人が避難所等へ避難するため、あらかじめ指定されていた避難所だけでなく、指定されていない庁舎や公園等の公共施設等に避難する人が発生する。

そのため、国土交通省は、応急活動に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者を受け入れる。

○ また、道の駅、高速道路のＳＡ・ＰＡ、避難場所として位置付けられた都市公園等の主要な管理施設等においても避難者を受け入れる。

○ さらに、避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの緊急的な整備を促進し、住民等の安全な避難を支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 国土交通省が所管する施設又は国土交通省が所管する事業者が管理する施設（駅や空港ターミナルビル等）への被災者・帰宅困難者等の避難を受け入れるため、周辺の地方公共団体とともに避難受け入れ計画を策定するとともに、避難者の安全確保に必要な施設の改良等を行う。

・ 避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの整備を支援する。

・ 災害時に、ホテル・旅館等宿泊施設を避難受入施設として迅速に提供できるようにするため、宿泊関係団体等と自治体との協定の締結を促す。

第３節　所管施設・事業者における利用者の安全確保

第１　列車や航空機等の安全確保

○ 南海トラフ巨大地震により、東海道・山陽新幹線で軌道の変位等の被害が２００～３００箇所で発生し、在来線も津波被害等により広範囲で不通となることが想定されている。

そのため、国土交通省は、鉄道事業者に対し、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策の実施を指導するとともに、鉄道事業者は列車を安全に止めるための対策（新幹線においては更に脱線・逸脱の防止）を実施する。また、発災後は、津波の襲来も念頭において、列車停止後の乗客の安全な避難について万全を期すよう指導する。

○ また、空港については、強い揺れや巨大な津波により、多数の空港が一時閉鎖となる。

そのため、国土交通省は、発災後は、飛行中・地上走行中の航空機への対応を実施する。また、大津波警報等が発表された場合には、各空港において空港内の旅客の避難誘導等を迅速に実施する。

○ 旅客船事業者の現場においては、津波発生時に、旅客船事業者が旅客、陸上職員、船舶等につ

いて避難行動等を実施する。

○ バスやタクシーについては、旅客自動車運送事業者が乗客を安全な場所へ避難誘導する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 新幹線の耐震対策は概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域のターミナル駅等の重要な鉄道施設の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」に基づき、目標年度での実施について鉄道事業者を指導する。また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。

・ 強い揺れが想定される地域にある航空輸送上重要な空港については、発災直後も空港の機能が確保されるよう、優先的に空港の耐震化を進める。

・ 被災空港を目的地とする航空機が多数発生した場合においても、状況に応じて安全に他空港への目的地変更ができるよう対応要領等を策定する。

・ 多数の船舶が航行し、輻輳する湾域等において、津波に対する大型船舶の待避場所を確保する。

・ 旅客船事業者の現場において、津波発生時に旅客、陸上職員、船舶等がとるべき避難行動等に関する社内マニュアルを整備するとともに、訓練の実施について旅客船事業者に対して指導する。

・ 旅客自動車運送事業者のＢＣＰ策定を促進するとともに、事業者、地方公共団体が連携した図上訓練等の実施を指導する。

第２　主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策

○ 特に中京・京阪神地区などの大都市においては、地震発生直後、大量の避難者や帰宅困難者が発生することが想定されている（大都市交通センサスの推計では、中京・京阪神地区におけるピーク時の駅滞留者及び鉄道乗車中の利用者のみで約８０万人と推計されている。）。また首都圏においても、一時的に鉄道が不通となり、帰宅困難者の発生が予想される。

そのため、これに対応するためには周辺企業における自社従業員の待機の徹底や混乱を避けるための地域の行動ルールの策定・周知など、地域ぐるみの取組が不可欠であり、地方公共団体や鉄道、バス事業者等により、鉄道利用者に加え駅に集まる避難者に対する避難誘導及び帰宅困難者対策が適切に行われる必要がある。

○ また、帰宅困難者対策は、勤務先や一時滞在施設等にとどまるよう促すことを基本的な考えとしているが、実際に帰宅する人が発生した場合は、他の交通モードと連携しつつ、船舶を活用

した帰宅困難者の輸送についても適切に行われるよう、指導・支援する。

○　２０２０東京オリンピック・パラリンピック開催の機会を捉えた外国からの来訪者等の増加を踏まえ、地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。

・　地下街等の所有者又は管理者による避難確保計画の策定を支援する。

・　日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（ＪＮＴＯ）のグローバルサイトにおける発信やＪＮＴＯコールセンターにおける多言語の２４時間の電話による問い合わせ対応を実施する。

・　外国人旅行者を含む帰宅困難者等の行動判断に資する情報提供体制を強化する。

・　大量に発生する帰宅困難者に対応するため、共助の観点から、民間施設を主体とした一時滞在施設の確保を促進する。

・　大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を都市機能として事前に確保するため、防災拠点の整備に対して支援を行う。

・　災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報、噴火速報をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供。

・　地震情報などの防災気象情報に関する「多言語辞書」を充実し、気象庁ホームページの多言語化を実施するとともに、民間事業者のウェブサイトやアプリ等を通じた防災気象情報の多言語化を促進する。

第３　エレベーター内の閉じ込めへの対応

○　南海トラフ巨大地震では、長周期地震動によるエレベーターの停止などにより、エレベーター内の閉じ込めが多数発生すると想定される。

そのため、国土交通省は、消防や民間事業者等によるエレベーター内の閉じ込めに対する救出活動等が適切に行われるよう支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　早期に閉じ込めの救出がされるよう、エレベーター保守事業者による閉じ込め救出体制の整備等を進める。

・　エレベーターへのＰ波感知型地震時管制運転装置の設置の普及を促進する。

第４節　被災状況等の把握

第１　ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査

○　南海トラフ巨大地震では、広範囲にわたる強い揺れと巨大な津波により、大規模な被災が同時多発すると想定される。

そのため、国土交通省は、こうした状況下においても緊急的に被災状況等を把握するため、関係する防災機関と連携しつつ、災害対策用ヘリや人工衛星、ＳＡＲ観測技術、レーザ測量技術等を活用した緊急調査を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　自動二輪車や自転車による迅速な施設点検を行うため、車両の取得や訓練の実施など、必要な対策を講じる。

・　様々な状況下においても必要不可欠な緊急調査を実施できるよう、関係機関と調整しつつ、次の内容等を定めた「緊急調査計画」をあらかじめ策定しておく。

→　緊急調査の総合調整（結果の集約等を含む）の実施主体

→　甚大な被害（浸水・土砂災害・河道閉塞・孤立・火災等）が想定される地域

→　最優先で調査すべき重要な施設等

→　ヘリの飛行ルート、関係機関のヘリとの飛行ルートの調整、給油ポイント

→　被災空港における航空機の離発着のための事前調整

→　職員が同乗しないヘリでの調査を可能とするための事前準備（機材の改良、距離標の設置、飛行中のパイロットが飛行位置や状況を説明できるような訓練　等）

→　関係機関との調査範囲や内容の役割分担、連絡体制、調査結果の共有

・　関係機関との連携を強化し、被災情報や通行可能道路状況等の情報収集体制の強化を図る。

・　ＳＡＲ観測技術やレーザ測量技術、ＩＴ技術を活用し、被災前の現状の地形データ、精密標高データ等を入手する。

・　被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象にＣＣＴＶ等の増設を進める。

・　各地方整備局等に配備する災害対策用ヘリの計画的な更新を進め、ヘリの広域的な応援体制を強化し、早期に迅速な被災状況の把握ができるように、体制の確保を図る。

・　被害状況調査を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇・航空機の整備を実施。引き続き体制の強化を進める。

第２　全国からのＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ派遣

○ 南海トラフ巨大地震におけるＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確にＴＥＣ－ＦＯＲＣＥを派遣し、応急対策活動を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 発災直後から概ね７日～１０日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援も含め、地方整備局等において、次の内容等を定めた「ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画」を策定し、関係機関で共有する。

→　応急対策活動を迅速･的確に実施できるよう、全国の地方整備局等から派遣する隊員数、災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等

→　要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成

→　第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員

→　大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保

→　地方整備局ごとに派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点、搬送等の協力業者等の選定

・ ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥが使用する車両（緊急自動車を除く）については、緊急通行車両として登録するとともに、レンタカー会社やタクシー会社等と利用協定をあらかじめ締結するなど、迅速な移動手段を確保する。

・ 応急活動で必要となる燃料等を確保するため、関係機関と協定を締結する等、燃料供給体制を確保する。

・ 災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施、ＩＣＴやＩＯＴの活用等により、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの災害対応力向上を図る。

・ ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ隊員を支援できる民間人材の確保やＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの活動をマネジメントする機能の強化など、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの体制・機能の拡充・強化に努める。

・ 様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。

第３　住民や事業者等からの情報収集

○ 南海トラフ巨大地震は広範囲に被災が及び、国土交通省が現有する情報収集機能が十分発揮されないことも想定されるため、国土交通省は、地域住民、建設業者等の民間事業者の協力を得ながら、様々な手段で情報収集を行うものとする。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　初動時における建設業者・交通関係事業者等情報収集への協力者との協定等を締結しておくとともに、情報収集・伝達・集約の手段について定める。

・　短時間のうちに大量に寄せられる被災情報等を迅速に集約･整理するためのシステムを開発･導入する。

・　災害発生時に被災地を運行中のバス・タクシーによる被災映像等の情報提供又はタクシー無線の活用が行えるよう、国土交通省・地方自治体と関連事業者との連携強化を推進する。

第４　被災情報等の統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）への集約と共有

○　南海トラフ巨大地震発生直後の極めて厳しい状況下においても円滑な応急活動が可能となるよう、国土交通省は、「統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）」等を用いて災害初動期の情報収集・共有体制を強化するとともに、ＤｉＭＡＰＳ等を活用し、関係機関との情報共有体制を強化する。また、これを活用して可能な限り一般にも情報を提供し、避難行動等を支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　膨大な災害情報を地理院地図上に集約し、迅速に把握・共有することができるＤｉＭＡＰＳを平成２７年９月より運用し、災害対応戦略の立案に活用するとともに、ほぼ全ての情報を一般公開している。

・　円滑な応急対策活動が可能となるよう、国土地理院を中心に津波浸水想定区域等の基礎的な情報を事前にＤｉＭＡＰＳに集約する。

・　関係する防災機関とＤｉＭＡＰＳを共有するとともに、訓練等を通して実際においても十分活用できるようにする。

第５節　被災者の救命・救助

第１　沿岸域における被災者の捜索救助活動

○　沿岸域においては、津波による多数の行方不明者や孤立者が発生することが想定されるため、国土交通省は、迅速な捜索救助活動を実施する。

○　また、船舶の漂流・転覆・座礁、海上及び臨海部の火災、危険物等の流出、多数の漂流物等が広範囲にわたり発生することが想定される。一方で、現有する庁舎や海上保安庁等の船舶等にも重大な被害が発生するおそれがある。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、道路、港湾、航路、空港、河川を総合的に活用した緊急輸送ルートを設定するとともに、それらを確保するための総合的な啓開（総合啓開）や緊急排水に関する計画をあらかじめ策定し、発災後は、これに基づく重点的な啓開・排水作業を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　発災直後において、海上保安庁の船艇・航空機を全国から迅速に動員するため、あらかじめ動員計画を策定する。

・　警察・消防等の関係機関と連携した合同訓練等を通じ、捜索救助能力の維持・向上、関係機関との連携・協力体制の充実等を図る。

・　東日本大震災で得られた教訓や南海トラフ巨大地震で想定される事態を踏まえ、緊急時対応のための巡視船艇・航空機の整備を進める。

第２　状況に応じた優先的な道路啓開の実施等

○　南海トラフ巨大地震では、被災地内の多くの道路において、激しい渋滞等による道路啓開作業の遅れに伴い、救命救助・消火活動、支援物資輸送などの緊急車両の通行が阻害され、被害が拡大するおそれがある。

そのため、国土交通省は、自動車のプローブ情報等を活用し被災状況の迅速な把握と共有を実施するとともに、関係機関や業界等と連携しつつ、状況に応じた優先的な道路啓開を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　官民の保有する自動車のプローブ情報等のビッグデータの活用やカメラ、バイク・自転車隊による調査のほか、ＵＡＶによる調査により、早期に被害状況を把握し、災害対応の強化を図る。

・　発災後に道路状況に関する情報共有や啓開作業の調整等を行うため、道路管理者等関係機関による協議会を活用する。

・　発災後に道路啓開に必要な重機やレッカー車等を確実に確保するため、建設業界やレッカー業界等との災害協定を締結する。

・　緊急輸送ルートを基本とした道路啓開計画を策定し、関係機関と共有する。

・　電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、電線共同溝の整備など無電柱化を推進する。

・　緊急車両の円滑な移動のため、高速道路と一般道路等を連携させた緊急輸送ルートの確保方策について検討を推進する。

・　発災時には、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するため、広域迂回への誘導、緊急交差点改良、他モードとの交通連携等ソフト・ハードの渋滞対策を検討する。

・　ライフラインの早期復旧に向け、道路啓開による支援を行うことを想定し、関係機関との連携体制について検討する。

・　首都直下地震の対応に関する取組も参考にしつつ、役割・連携方法を確認するなど実効性を高める取組を推進する。

・　緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制整備などの取組を実施する。

第３　陸海空の総合啓開

○　発災後、道路、港湾、航路、空港は、広範囲にわたり施設の被災や浸水、大量のがれきの堆積等により寸断されると想定されるが、そうした状況下においても、被災者の救命・救助を行う自衛隊や消防、警察等の一刻も早い被災地への進出・展開を支援するため、被災地への進出経路（緊急輸送ルート）を迅速に確保する必要がある。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、道路、港湾、航路、空港を総合的に活用した緊急輸送ルートを設定するとともに、それらを確保するための総合的な啓開（総合啓開）や緊急排水に関する計画をあらかじめ策定し、発災後は、これに基づく重点的な啓開・排水作業を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　緊急輸送ルートの総合啓開や緊急排水に関する計画には、次の内容等を定める。

→各施設の規模、維持管理水準や老朽化の程度等も踏まえた被害想定

→想定される広域的な救援等の種類と規模

→啓開や緊急排水活動・緊急活動・避難・防災・医療（ＤＭＡＴ等）・輸送の拠点、発電所等ライフライン重要拠点（なお、拠点確保にあたっては基幹的広域防災拠点、道の駅、ＰＡ・ＳＡ、空港、公園、総合病院等の既存施設を最大限活用）

→代替機能を有する施設（河川の緊急用河川敷道路、船着場、臨港道路等を含む）

→緊急輸送道路や緊急確保航路等を使用した後方支援拠点から避難・防災・医療等の各拠点までの緊急輸送ルート案（複数案）

→緊急輸送ルート案や各拠点の重要度等を踏まえた啓開や緊急排水の優先順位・目標時間の設定

→啓開や緊急排水を実施するために必要な後方支援拠点と体制、資機材、補給対応

→救命・救助活動を実施する関係機関等に対して、緊急輸送ルートの啓開や緊急排水の進捗状況を迅速に情報提供するための体制整備

・　道路及び航路等の啓開や緊急排水に必要な関係機関との連携を強めるため、建設業者、専門業種（レッカー、カッター等）、建設機械レンタル業者等との協定締結を進める。

・　特に緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、斜面崩落防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化等を推進する。また、道路

の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。

・ 港湾における緊急輸送路等の早期回復を目的として、水深に異状を生じたおそれがある場合に、必要に応じて水路測量等を実施するため、所要の資機材等の整備等を進める。また、航路標識の応急復旧用資機材の整備等も進める。

・ 東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海に指定されている緊急確保航路について、発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。

・ 改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。

・ 改正港湾法に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾 BCP の改善を図る等、円滑な被災地支援体制の構築と社会経済活動の早期回復を図る。

第４　救命・救助活動の支援

○ 自衛隊や消防等による発災直後の救命・救助活動は、大規模土砂災害の発生現場や津波被害地域で実施されると想定され、二次災害を防止するためには、現場の状況や危険度を活動主体に的確に伝えることが求められる。そのため、国土交通省は、被災や地形・地盤状況を示す写真・地図・画像、浸水範囲図等、被災前後の詳しい現地情報を収集・集約し、今後の拡大見込み等を救命・救助活動実施主体に情報提供並びに助言を行う。

○ 救命・救助活動においては、部隊の活動拠点の確保が重要な課題となる。
そのため、国土交通省は、所管する基幹的広域防災拠点や防災拠点として位置付けられた都市公園等については、救命・救助活動の拠点として提供する。

○ 多数の負傷者等の発生が想定されるため、自動車運送事業者等からの協力を得つつ、負傷者等の緊急搬送を支援する。

○ 救援航空機の安全確保のため、被災地周辺の空域について、関係機関からの要請に応じ、救援機以外の航空機に対する飛行自粛の協力要請等を行う。

○ 救命救助活動にあたる各機関の全国からの動員・集中を支援するため、関係機関と連携して、フェリー等の船舶を活用した輸送を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 二次被害の発生予測に資するため、測量用航空機・人工衛星等を活用した被災状況調査結果など地理空間情報の速やかな提供が可能となるよう、統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）の活用を進める。

・ 自衛隊や消防等による救命・救助活動の拠点等となる基幹的広域防災拠点の早期運用体制の

確立や都市公園の整備の支援を進める。

・ 負傷者等の緊急搬送について、自動車運送事業者等及び関係機関とあらかじめ協定を締結するなど、発災直後の迅速な行動に資するよう、準備を整える。

・ フェリーによる自衛隊、消防、警察等の輸送を実施するため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。

・ 警察庁、消防庁、防衛省及び民間フェリー事業者等と連携し、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震発災時に民間フェリーで広域応援部隊を迅速に輸送するための海上輸送対策を策定。

・ 旅客船事業者団体に対し広域応援部隊の優先的輸送への協力を要請。

・ 北海道からの広域応援部隊の輸送にかかる民間フェリー事業者において、スペース確保のための運用方針を策定。

・ 定期的に連携強化のための検討会を開催（年２回）するとともに合同図上訓練を実施。

・ 洋上における効果的な災害対応に資することを目的として、必要な情報の提供を実施。

第５　孤立集落等への対応支援

○ 南海トラフ巨大地震の強い揺れで生じる土砂災害や巨大な津波による道路の寸断により、山間部や沿岸部の広い範囲で約２，３００の集落が孤立すると想定されているほか、離島が孤立するおそれがある。

そのため、国土交通省は、緊急調査により集落孤立の状況を速やかに把握するとともに、救命・救助等を実施する自衛隊や消防等に対して的確な情報提供を行う。また、これらの機関や地方公共団体と調整しつつ、迅速かつ重点的な道路啓開等に努める。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 地方公共団体等と連携して孤立のおそれがある集落等をあらかじめ抽出し、発災後の孤立集落調査に向けた事前計画を策定する。

・ 孤立により困難となる通信手段の確保については、通信用機材の提供も含め、関係機関と連携して対応方策を検討する等、事前の準備を進める。

・ 離島についても、災害時における孤立防止等のための防災機能の強化を図る。

第６節　被害の拡大防止・軽減

第１　複数災害への対応

○ 南海トラフ巨大地震の強い揺れに伴い、山間地域では多くの斜面崩壊や地すべりが発生し、これに伴い多数の河道閉塞が生じると想定される。

そのため、国土交通省は、発災直後の緊急調査の結果を踏まえ、河道閉塞発生箇所を速やかに

把握するとともに、発生状況や決壊の危険性、また下流域への影響を分析、検討し、重点的に住民の警戒避難の支援、監視体制の強化、アクセスルートの整備や仮排水路の設置を実施する。

○ 河道閉塞等の大規模な被災や二次災害のおそれ等に対しては、迅速かつ集中的な対応を行うため、高度な技術力を持つＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ隊員を集中的に派遣する。

○ また、都市部には住宅密集地など斜面崩壊等による被害が甚大となる地域が多数存在しており、これらの地域では、地震後の降雨等により緩んだ地盤の崩壊や河道閉塞の決壊等、被害の拡大・深刻化も懸念される。

そのため、国土交通省では、膨大な斜面崩壊等による被害想定箇所についてあらかじめリスク評価を実施するとともに、地震発生後、この評価に基づいた重点的な点検・応急対策を実施する。

○ 濃尾平野や大阪平野の海抜ゼロメートル地帯等においては、地震の強い揺れに伴い堤防や水門等が沈下・損傷し、洪水・高潮による浸水被害が発生するおそれがある。さらに、満潮時や異常潮位発生時には浸水域が拡大・深刻化することになる。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携して重点的に事前対策を推進するとともに、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水を実施する。また、浸水があらかじめ予測できる場合は、関係機関と連携し、防災行動計画による避難等の支援を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 河道閉塞形成の可能性が高い地域をあらかじめ把握し、発災後の対応計画を事前に策定する。
・ 山間地での円滑な応急活動に資するよう、調査資機材や分解型無人重機の配備等、緊急調査及び応急対策に必要な装備の充実を図る。
・ 緊急調査を迅速に実施できるよう防災体制の整備を図るとともに、対応する職員の技術力向上・維持のための研修・訓練を継続的に実施する。
・ 関係自治体と連携し、南海トラフ巨大地震及び地震後の降雨等で斜面崩壊等による被害が想定される箇所についてリスク評価を実施する。
・ 斜面崩壊等の被害が想定される箇所におけるリスク評価に基づき重点的な緊急点検・応急対策の実施が可能となるよう、緊急点検計画を策定するとともに、訓練等を実施する。
・ 河道閉塞等の大規模土砂災害に係る緊急調査や応急対策に必要な資機材等の整備及び訓練・研修を実施する。
・ 南海トラフ巨大地震と洪水・高潮等が複合して発生する場合に浸水が想定される濃尾平野等の海抜ゼロメートル地帯等において、関係機関等と連携し、海岸堤防や水門等の海岸・河川管理施設等の整備、耐震化・耐水化等の対策を推進する。

・　複合災害による浸水を想定し、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水に関する計画を策定する。

・　浸水に対する地下街等の自衛水防を支援するとともに、混乱なく迅速な避難に資するよう、防災行動計画（タイムライン）の活用についても検討を進める。

第２　コンビナート火災・油流出等への対応

○　南海トラフ巨大地震では巨大な津波が広範囲の沿岸域を襲うため、特に中京地域など沿岸部に工場やコンビナート等が集積する地域においては、これらの被災に伴う火災、危険物等の海域への流出等が発生し、被害が拡大するおそれがある。

そのため、国土交通省は、港湾管理者等関係機関と連携・協力しつつ、救助・救援、消火等を迅速に実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　民間企業や消防等関係機関との連携を図るため、官民一体となって訓練等を実施する。

・　民間企業が所有する工場等の耐震化や護岸・岸壁の適切な維持管理、必要な資機材の準備等、地震発生時の被災を軽減する事前対策を促進する。

・　海上保安庁による消火・災害対応能力を強化するため、巡視船艇の必要な整備を進める。

・　石油コンビナート防災訓練に参加し、自治体や消防など関係機関との連携の強化を図る。

第３　優先順位に基づく施設の応急復旧

○　南海トラフ巨大地震では、国土交通省が所管する施設等で広範囲にわたり甚大な被災が発生すると想定される。

そのため、国土交通省は、緊急輸送への支援や復旧資材の調達、施工業者の確保の状況等を踏まえつつ、例えば、場所によっては緊急車両の通行を確保するための段差解消など最低限の措置にとどめる等、優先度・緊急度に応じた施設の応急復旧を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　所管する施設等で甚大な被害が多数発生することが想定されるため、応急復旧用資機材等の整備・充実を進める。

・　特に、強い揺れや巨大な津波が想定される地域に存在し、代替機能の確保が難しい施設等については、南海トラフ巨大地震においても致命的な被害を受けず、簡易な補修で一定の機能を回復できるよう、耐震対策等を重点的に進める。

・　災害時の緊急復旧活動等を円滑に行うため、緊急河川敷道路や防災船着き場、河川防災ステーション等の整備等の必要な対策を実施する。

第４　非常災害時における国による港湾の管理等

○ 東日本大震災の発生後、津波により港内外に大量の貨物が流出し、航路を塞いだことで、緊急物資船をはじめとする船舶の航行が困難となった。そのため、一般水域のうち災害が発生した際に障害物により船舶の交通が困難となる恐れのある水域を緊急確保航路として指定し、非常災害時には国により迅速に航路啓開作業を実施する。

○ 非常災害時においては、複数の都道府県に被害が及ぶことが想定されるため、緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する拠点が必要となる。そのため、首都圏及び京阪神都市圏に基幹的広域防災拠点を整備し、災害時は国により運用する。

○ 熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え、自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じた。

そのため、港湾管理者からの要請があり、地域の実情等を勘案して必要があると認められるときは、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海に指定されている緊急確保航路について、発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。

・ 大規模災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する全国で２箇所の基幹的広域防災拠点において、緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制の強化を図る。

・ 非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、関係機関と連携し、防災訓練の実施、港湾ＢＣＰの改善等の災害対応力強化に取り組む。

第５　被災建築物等応急危険度判定活動

○ 南海トラフ巨大地震により住宅・建築物の被災が想定される地域では、余震時の建築物の倒壊等による二次被害の発生も想定される。

そのため、国土交通省は、発災後実施される被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、被災した地方公共団体に対して応急危険度判定士等の派遣の支援・調整を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、あらかじめ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。

・ 地震による人的被害、経済被害を軽減するため、天井、エスカレーター等の非構造部材を含めた住宅・建築物の耐震化を促進する。

第６　災害対策用機械の大規模派遣

○ 南海トラフ巨大地震におけるＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。また、被災状況に応じて、地方公共団体へ対策本部車や照明車等の災害対策用機械の派遣等を迅速に実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 国土交通省が所有する災害対策用機械の諸元・性能のデータベースの整備を進める。

・ 応援派遣された機械の集結方法、指示系統、メンテナンス体制、燃料供給体制等について、派遣の長期化も踏まえた計画を策定する。

・ 災害対策用機械や無人化施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。

・ 新たな災害対策用機械の開発に向けた検討や、現有機械の高度化に関する検討を行い、計画的な配備を進める。

第７節　被災した地方公共団体支援

第１　リエゾンの派遣

○ 南海トラフ巨大地震では、関東地方から九州地方にかけての広範囲にわたり、多くの地方公共団体も甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。

そのため、国土交通省は、全国的な組織を最大限活用し、本省及び全国の地方支分部局から被災した地方公共団体にリエゾンを派遣し被害状況を把握するとともに、防災機関としての機能を喪失した地方公共団体に代わり、地方公共団体や被災者等のニーズを直接把握し、必要とされる支援に全力で取り組む。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、南海トラフ巨大地震におけるＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画に基づき、深刻な被害が想定されている地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。

・ 本省からのリエゾン派遣にあたっては、事前に、出身地や勤務経験地、過去の災害対応の経験などの情報も含めた派遣候補者のリストを整理し、発災時に直ちに職員を派遣することができるように備えておく。

・ また、公用携帯電話、モバイルパソコン等、現地派遣時に必要となる機器や環境の整備を事前に行うとともに、派遣職員の宿泊先や移動手段の確保を行う体制をあらかじめ整えておく。

・　気象庁防災対応支援チーム（ＪＥＴＴ）を地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活動や気象に関する情報提供、解説を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。

・　東日本大震災から得られた教訓等を踏まえ、被災した地方公共団体や被災者のニーズを想定し、当該地方公共団体や関係機関等と連携しつつ、事前計画を策定しておく。

第２　情報通信機材等の派遣

○　南海トラフ巨大地震におけるＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画に基づき、発災後速やかに、全国の地方整備局等から衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共 BB 等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　甚大な被害が想定される地方公共団体については、当該地方公共団体や関係機関と連携しつつ、情報通信機材を用いた合同訓練や自治体災害時支援台帳の整備を実施する。

第８節　被災者・避難者の生活支援

第１　避難者に必要な物資の広域輸送

○　南海トラフ巨大地震では、２１０万人～４３０万人の避難者が発生すると想定されており、避難者への大量の生活支援物資の輸送が重要な課題になると想定される。

そのため、国土交通省は、自動車運送事業者や鉄道事業者、海運事業者、航空事業者等の協力を得つつ、被災地や避難所への広域的な支援物資の輸送体制を構築する。

○　国土交通省は、広域的な支援物資の輸送を支えるため、基幹的広域防災拠点の活用や所管する道路、港湾、航路、空港等施設の総合啓開や応急復旧等を実施する。

特に航路については、地震や津波による地形変化、海底に沈降した車両等により海底の状況が大きく変化することから、関係機関と連携しつつ航路障害物等の調査を行い同障害物の引き上げを実施するとともに、航路啓開作業の進捗に合わせ水深を確認するための水路測量を実施して、結果を関係者に提供する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　トラック輸送については、物資輸送の担い手となる関係事業者等と協議会等を開催し、緊急時の連携等について認識を共有しておくとともに、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送の実施に関する協定締結等を促進する。

・　海上輸送についても、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送の実施に関する協定締結や地方公共団体向けのマニュアル作成等を促進するとともに、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。

・　物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、

道路の斜面崩落防止対策、耐震補強等の対策を重点的に推進する。

・ 基幹ネットワークの強化を図るため代替性確保のための道路ネットワーク整備、大都市圏環状道路等の整備を推進する。

・ 発災時に円滑に海上輸送ルートの活用が可能となるよう、代替輸送ルートの設定や代替港湾の利用に係る関係者との体制構築、港湾間の災害協定等を推進する。

・ ＪＲ貨物の高性能機関車等の整備に対する支援策を通じて、災害に強い貨物鉄道ネットワークの構築を促進する。

・ 防災体制を強化するため道の駅、ＳＡ・ＰＡ等の防災拠点化を推進する。

・ 広域的な支援物資の物流拠点となる基幹的広域防災拠点等や物流拠点となることが想定される都市公園や民間事業者の施設等については、発災後の速やかな使用を想定し、必要な対策を進める。

・ 首都圏（有明地区、東扇島地区）、近畿圏（堺泉北港堺２区）、中部圏（三の丸地区、静岡県庁、名古屋港、県営名古屋空港、富士山静岡空港）においては、基幹的広域防災拠点等としての機能強化を図るため、定期的に地域ブロック広域訓練を関係機関と連携して実施するものとする。

・ 海上保安庁の巡視船艇・航空機の物資輸送能力を強化するために必要な整備や航路啓開、水路測量作業に必要な装備、資機材の整備を進める。

・ 災害時に活用可能な民間物資拠点の新規追加、既締結協定の高度化、ラストマイルを含む支援物資輸送に係る課題の分析、対策の検討、訓練の実施等により、災害に強い物流システムの構築を推進する。

・ 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。また、道路啓開・災害復旧を国が代行することにより、早期の機能確保を図る。

第２　避難場所の拡大

○ 南海トラフ巨大地震では、２１０万人～４３０万人の避難者が発生すると想定されており、避難場所の確保が重要な課題になると想定される。

そのため、国土交通省は、避難場所として位置づけられた都市公園を避難者の受入先として活用するとともに、民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受入先としての活用を促進する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の災害応急対策施設を有し、避難場所としての機能を発揮する都

市公園の整備を支援する。

・　避難受入施設として活用可能な施設を有する民間事業者等と地方公共団体との間で、利用に関する協定等の締結を支援する。

第３　生活用水と衛生環境の確保

○　強い揺れや巨大な津波により水供給システムや下水処理場・管路が甚大な被害を受けると想定され、広域にわたり生活用水の供給が停止するおそれや、発災からの時間経過とともに避難所での衛生環境が悪化するおそれがある。

そのため、被災時にも安定した生活用水の供給が可能となるよう、利水施設管理者間が連携して対応する。

○　また、下水道管理者は、国土交通省及び地方公共団体、関係機関による広域支援体制を構築しておくとともに、避難者等の衛生環境の確保に資するよう、簡易な下水処理やマンホールトイレシステムを設置する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における代替水源として地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。

・　多くの避難者が想定される地域等については、下水処理場や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、ＢＣＰの策定を速やかに実施する。

・　生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄化設備の設置等について検討するなど対策を進める。

第４　被災者向け住宅等の供給体制の整備

○　非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。

そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、ＵＲ賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　応急仮設住宅については、地方公共団体へのマニュアル作成とそれに基づく訓練の呼びかけや、被災者向け住宅の円滑な確保のための関係団体等と都道府県との間の災害協定締結を支援する。

・　避難所として位置づけられたホテル・旅館等の耐震化を促進する。

第９節　施設等の復旧、被災地域の復興

第１　施設等の復旧

○　地震の規模が巨大であり、被害も甚大であることから、多数の道路の通行止め箇所、広範囲にわたる沿岸部での大規模浸水等の長期継続が想定される。

こうした状況を踏まえ、人口集中地域やサプライチェーン等被災した場合の経済への影響の大きさ等を考慮しつつ、各施設の被災状況について十分に調査した上で、特に重要な地域については重点的・優先的に施設等の本格復旧、緊急排水等を実施する。

○　強い揺れや巨大な津波によって、自動車検査登録に関わるメインシステムの停止等が発生した場合、多数の水没車両の処理や全国の自動車取引の途絶等、復旧・復興や我が国の経済活動に長期的な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、国土交通省は、必要な行政機能・システムを維持できるよう、バックアップシステムへの切り替え、制度の柔軟な運用、移動自動車相談所の設置等の対策を実施する。

＜平常時から準備しておくべき事項＞

・　関係機関とともに、緊急排水計画を策定しておくとともに、必要な装備、資機材等について、全国からの応援も含め十分に備える。なお、計画策定にあたっては、作業に活用する現地の道路の構造や被害想定等も十分勘案し、実効性のある計画にする。

・　燃料・資機材の確保にあたっては、平時より備蓄管理を進める。その際、燃料等の劣化を防ぐため、日常での利活用を含めた備蓄管理の検討等の対策を進める。

・　復旧活動を迅速に進めるため、地方支分部局等間の広域支援体制等を構築しておく。

・　サプライチェーンを迅速に確保するため、関係機関が連携して、代替輸送ルートの設定も含む、災害時の事業継続計画を策定するとともに、必要な災害協定の締結等を推進する。

・　自動車の検査登録業務の機能継続を可能とするため、必要な電源供給等環境整備の他、研修・訓練等を実施する。更に、メインシステムとバックアップシステムの同時被災を避けるため、施設の耐震性能等の強化や立地地域の見直し等の取組を進める。

・　また、災害規模に応じた自動車の検査登録に関わる特例措置等の実施基準を策定する他、災害時に迅速な対応が図れるよう、関係機関と調整を進める。

・　関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の

構築を進める。

第２　迅速な復旧に向けた取組

○ 発災後、一日も早い生活再建に向け、インフラの迅速な復旧が急務であり、「災害査定の効率化」をはじめとした災害復旧事業の迅速化・効率化の支援を実施する。

そのため、インフラ復旧をより迅速に実施できるよう、被災自治体の支援や民間事業者等との連携を一層進めていく。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 迅速性が求められる災害復旧や復興において、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し随意契約を含め適切な入札契約方式等を選定する基本的な考え方を示した「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を平成２９年７月に国において策定し、地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考とするよう通知するとともに、地域発注者協議会等を通じて内容を周知する。また、調査及び設計業務においても同様の措置を講じる。

・ ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ隊員を支援できる民間人材の確保やＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの活動をマネジメントする機能の強化など、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの体制・機能の拡充・強化に努める。

・ 大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成２９年１月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。

・ 被災した鉄道路線の早期運転再開に向け、道路・河川等関係者と連携した取組を行うための体制を整備する。

第３　迅速な復興に向けた支援

○ 南海トラフ巨大地震において想定される極めて甚大な被害から早期に復興を遂げることが可能となるよう、国土交通省は、地方公共団体による復興計画の策定を支援し、迅速な被災地域の復興を目指す。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 地方公共団体が発災後、迅速に復興計画を策定できるよう、東日本大震災における課題等を収集し、共有するなど事前の取組を進める。

・ 復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。

・ 宿泊施設のキャンセルなど、観光業に深刻な影響が生じた場合に、幅広い関係者の協力を得ながら、「復旧状況等についての正確な情報発信」等により、風評被害の払拭に努め、いち早い被災地の復興を観光面から支援する。

第４　担い手の確保・育成

○ 災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休２日の実現などの働き方改革、技能労働者の処遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 実勢を反映した設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の設定などによる適切な賃金水準の確保及び国庫債務負担行為や早期発注･繰越制度の活用による施工時期等の平準化のほか、社会保険への加入促進や、学校での出前授業や建設業の魅力を伝えるポータルサイトによる情報発信等の取組を推進する。

・ 政府として策定した「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を、全ての関係者が遵守すべき共通ルールとして、建設業に携わる全ての関係者に対して周知・徹底する。

・ 国土交通省として策定した「建設業働き方改革加速化プログラム」について、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開する。

・ 業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの構築、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。

・ 公共工事の発注においては、分離分割発注の徹底や地域要件の設定を行うとともに、総合評価落札方式において、災害協定の締結状況や地方公共団体における工事の受注実績を評価し加点を行う等、地域企業の受注機会を確保する取組を実施する。

第 10 節　強い揺れへの備え

第１　住宅、建築物、宅地の耐震化等

○ 南海トラフ巨大地震では、中部地方から九州地方にかけての太平洋沿岸部を中心に震度７という強い揺れが発生し、全壊する住宅や建物等が最大で約１３４．６万棟発生すると想定されている。

そのため、こうした状況にあっても、人的な被害を最小限にとどめるため、戦略的に対策を推進する。

・ 住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、住宅の

耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅を、令和７年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

・ 災害時に帰宅困難者・負傷者等を収容するための拠点となる建築物について、施設整備・機能強化を促進する。

・ エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、Ｐ波感知型地震時管制運転装置の設置を普及促進する。

・ 天井の脱落防止、エスカレーターの落下防止のための基準強化、既存建築物の改修の促進により、建築物の非構造部材の耐震化を促進する。

・ 宅地については、大規模な盛土造成地の地すべりや崩壊のおそれのある区域を特定し、住民に広く情報提供するとともに、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を推進する。

・ 地震動による液状化のリスクが相対的に高い地域を把握し、これを応急対策にかかる計画に反映するとともに、これらを基にしたハザードマップを作成、公表することにより液状化に対する住民の防災意識向上を図る。

・ ブロック塀等の安全確保に向けた取組を推進する。

第２　公共施設の耐震化等

○ 発災後、公共施設等がいかに迅速に防災拠点や緊急輸送道路、また耐津波防御施設として機能するかは、被害全体の規模や復旧・復興に向けた活動を左右する、極めて重要な要素である。そのため、公共施設等については、これまで取り組んできた次に掲げる耐震性能の向上等に引き続き取り組むとともに、特に南海トラフ巨大地震により深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

・ 地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損傷により生ずる洪水・高潮による浸水被害、津波の遡上等から地域を守るため、海岸・河川堤防、水門・樋門、排水施設等について、地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進する。

・ 災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、船着場、河川防災ステーション等の整備を推進する。

・ 発災後の国民の生活を１日でも早く日常に戻すため、下水道施設の耐震・液状化対策を推進する。

・ 発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や１日も早いサプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物

流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、耐震・液状化対策を推進する。

・ 発災時の利用者等の安全を確保する他、発災後の速やかな応急活動の開始や被災者等の避難場所として機能を発揮するよう、庁舎等の耐震化を推進する。

・ 標識等の劣化状況に基づく緊急的かつ計画的保全工事及び耐震・耐波浪対策の計画的な実施をする。

○ また、施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。

・ 想定する揺れに対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕を実施する。

・ その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画的に取組を推進する。

第３　地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策

○ 南海トラフ巨大地震においては、広域において強い揺れが発生することが想定されるため、地震の観測等を強化し、緊急地震速報の迅速化・高度化を進める。

○ 南海トラフ沿いの地震活動や地殻活動を観測するための体制、並びに異常な現象を観測した際に南海トラフ地震臨時情報等を適時・的確に発表するための体制を維持するものとする。

○ また、広範囲にわたり長周期地震動による超高層建築物等の大きな揺れ等が想定されることから、長周期地震動による大きな影響が想定される地域や 建築物等については、以下の取組を推進する。

・ 発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。また、長周期地震動の予報の発表に向けた取組を進める。

・ 既存の超高層建築物等のうち長周期地震動による影響が大きいものへの対策の検討を進める。

第４　火災対策

○ 南海トラフ巨大地震による強い揺れや巨大な津波により大規模な火災が発生し、最大で約７５万棟が焼失すると想定されている。

そのため、こうした甚大な被害の軽減に資するよう、深刻な被害を受ける施設や地域においては対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

・ 大規模な火災の発生が懸念される密集市街地において、市街地や公園緑地等の整備、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備、老朽建築物の除却と合わせた耐火建築物等への

共同建替え、避難や消火活動の向上を図る狭隘道路の拡幅等、きめ細やかな対策を推進する。

・ 海上部やコンビナート等臨海部における火災への対応として、消防能力を強化した巡視船艇の整備や民間企業等が所有する護岸や岸壁を含めたコンビナートにおける施設の適切な維持管理を促進する。

・ 火災対応を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇･航空機の整備を実施した。引き続き体制の強化を進める。

第５　土砂災害対策

○ 地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼしたり、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害危険箇所について、対策施設の整備を推進するとともに、地域住民の防災力を高めるための積極的･効果的な広報を含めた警戒避難体制の整備等、ハード・ソフトと一体となった効果的な土砂災害対策を推進する。

・ 南海トラフ巨大地震等により発生する土砂災害への対応を強化するため、「大規模土砂災害対策技術センター」において大学等関係機関と連携し、大規模土砂災害に対する調査研究を推進する。

第 11 節　巨大な津波への備え

第１　避難路・避難場所の確保等

○ 南海トラフ巨大地震では、襲来する巨大な津波により、最大で約２２．４万人が死亡すると想定されている。

そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

・ 地方公共団体による避難路や避難場所となる施設の事前の選定・整備について、必要となる施設規模、重要度、確保の優先順位等を踏まえ支援する。

・ 地方公共団体による避難路や避難場所となる施設の事前の選定・整備について、必要となる施設規模、重要度、確保の優先順位等を踏まえ、必要な避難場所が確保されるよう指定避難施設の指定及び協定避難施設に関する協定締結が促進されるよう支援する。

・ 特に、高台等が近くにない、避難困難地域における津波避難ビル、津波避難タワーの整備を促進する。

・ 津波浸水地域に立地する官庁施設については、地域防災計画等を踏まえ、地域の一時的な避難施設とするなどの地域ニーズに配慮した整備を図る。

・ 高齢者など遠方避難が困難な方々の避難手段として、津波救命艇の普及を進める。

・　道の駅や高速道路のＳＡ・ＰＡ等への避難者の受け入れのため、避難場所、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化を進める。

・　被災者の円滑な避難や被災地の復旧・復興活動の支援のため、避難場所、防災拠点として位置付けられた都市公園の整備を進める。

・　避難路沿道建築物及び避難所となる施設の耐震化を促進する。

・　被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等については、下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。

・　津波・高潮防災ステーション等、津波・高潮に関する情報提供施設の整備を推進する。

・　市町村によるハザードマップの作成や避難促進施設の所有者等による津波からの避難確保計画の作成を支援するとともに、津波ハザードマップを活用した避難訓練の実施と訓練による防災意識の啓発に努める。また、地域防災力向上のための防災教育を促進する。

・　海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、地震により発生が予測される津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、船舶の津波対策や避泊水域の検討など、港湾内の船舶の津波防災対策を支援する。

・　東京湾では、船舶に対し警報等を迅速確実に伝達するとともに、危険な海域や避難海域等の情報を提供する。

・　住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供するとともに、海域の地震観測データを活用することによる緊急地震速報の迅速化・高精度化に取り組む。

・　部局横断的な地域支援体制を構築し、避難路・避難場所等の整備を含めた背後地が一体となった津波防災地域づくりや避難場所としての高規格堤防の整備を重点的に推進する。

・　津波発生時の船舶及び旅客の安全で確実な避難行動の実施に向け、船舶運航事業者における津波避難マニュアルの作成及び作成したマニュアルに基づく津波避難訓練の実施を促進する。

・　津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成２６年９月に策定した。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る有効な手段として、津波救命艇の普及を推進する。

第２　津波防災地域づくりの推進

○　津波防災地域づくりに関する法律のフォローアップ等を踏まえ、津波防災地域づくりを一層

推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築。

○ 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、地域の実情を踏まえた津波防災地域づくりを推進するため、都道府県、市町村等が実施する次の取組に対して支援する。

＜都道府県の取組＞

・ 基礎調査の実施

・ 津波浸水想定の設定

・ 津波災害警戒区域等の指定

＜市町村等の取組＞

・ 推進計画の作成

・ 津波ハザードマップの作成

・ 避難訓練の実施

・ 避難促進施設の所有者等による避難確保計画の作成

・ 高台等への移転（防災集団移転促進事業等）

・ 津波防護施設の整備・推進

第３　津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等

○ 南海トラフ巨大地震に伴う津波により深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

・ 津波から国土を守るとともに、沿岸住民等の避難のリードタイムを稼ぐため、海岸保全施設・河川管理施設等の整備や耐震・液状化対策を進める。

・ 特に海岸部においては、津波に対して粘り強い海岸堤防の整備や防波堤と防潮堤による多重防護、海岸の侵食対策を推進する。

・ 水門等の確実な操作のため、水門等施設の耐震化及び耐水化を進めるとともに、広範囲にわたり、かつ短時間で数多くの水門等を操作するため、津波が想定される地域においては、重点的に水門等施設の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理運用を推進する。

○ また、施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。

・ 想定する揺れや津波に対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕を実施する。

・ その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画的に取組を推進する。

第４　津波防災性や信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備

○ 南海トラフ巨大地震による巨大な津波により広範囲にわたり道路、港湾、航路、空港、鉄道等の広域輸送を担うネットワークが寸断されるなどの被害を受けると想定される。そのため、深刻な被害を受ける施設や地域については、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

・　道路・港湾・航路・空港・鉄道等の広域ネットワークの確保

・　臨港道路等の整備

第５　災害対応体制の充実強化

○ 災害時における救助・救援活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等の応急対策業務をより一層強力に推進するため、巡視船艇・航空機等の整備等を着実に進める。

第６　被災想定地域における土地境界の明確化の推進

○ 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地方公共団体等を支援して地籍調査を積極的に推進するとともに、国が被災想定地域において重点的に官民境界の基礎的な情報を整備する。

第 12 節　防災力強化に向けた日頃からの備え

第１　防災訓練

○ 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

○ また、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組みを活用するなど、救援活動等を実施する関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。

・ 大規模津波防災総合訓練など、南海トラフを震源とする巨大地震を想定した実践的な訓練（図上及び実働）を実施し、関係機関等との連携を図る。

・ 防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

・ 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。

・ 東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海に指定されている緊急確保航路について、発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。

・ 改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。

・ 重要港湾以上の全ての港湾において策定されている港湾 BCP の実効性を確保するため、BCP に基づく訓練を実施する。

○ 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

第２　防災教育の推進

○ ＮＰＯ、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。

・ 災害時の写真や動画等の提供、出前講座の実施などを推進。

・ 特に学校においては、指導計画等の作成支援や授業に活用できる素材や手引き等の提供を実施。

○ 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務、円滑な水防活動等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団等の人材の確保、育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第３　防災広報の充実・強化

○ 想定される深刻な事態をビジュアルに伝えるなど国民一人一人が高い意識を持ち、自助・共助による被害軽減を実現させるため、リスクコミュニケーションを展開する。

・ 国土交通省及び各関係機関の情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、海外や国内に対して、平時から容易に防災情報等を入手できる体制を構築。

第６章　首都直下地震対策計画

○ 本計画は、「国土交通省首都直下地震対策計画」のうち、「第 3 章 首都直下地震発生時における応急活動計画」及び「第 4 章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策」と同一のものである。

○ 第１節から第９節では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災及び平成２８年熊本地震、平成３０年大阪府北部地震、平成３０年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、巨大地震発生直後から概ね７日～１０日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項に焦点を絞って記載している。

○ 第 10 節から第 12 節では、巨大地震による揺れ・津波・土砂災害・地盤沈下・液状化・火災等による甚大な人的・物的被害を軽減するため、国土交通省として取り組むべき予防的な対

策を、中長期的な視点も踏まえつつ記載している。

第１節　首都中枢機能の継続

第１　活動可能な体制の構築

○ 東京、神奈川、千葉、埼玉を中心に強い揺れが発生するとともに、太平洋沿岸部では最大１０ｍ程度の津波が発生する場合も想定され、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。

そのため、国土交通省は、業務継続計画に基づき、厳しい被害状況を想定しながら、応急活動にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、発災後は、実際の被災状況等（津波警報等の解除に時間を要する場合も含む）に応じて実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応急活動に全力を尽くす。

○ また発災後速やかに、消防、警察、自衛隊、各地方公共団体、災害協定を締結している建設業者等、応急活動に従事する関係機関との連絡体制を構築する。特に、道路及び航路等の啓開に従事する建設業者等については、活動可能な水準や体制について確認する。

○ 応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、確保や輸送・配分に関し、業務継続計画に基づいた確保や輸送・配分を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 国土交通省業務継続計画に基づき、発災直後から概ね７日目までの間、国土交通省が所管する各防災拠点等における応急活動の継続が可能となるよう、必要な水・食料、燃料を備蓄する。

・ 自動車運送事業者の保有する燃料タンク（インタンク）に関する情報共有、燃料優先確保のための資源エネルギー庁との事前調整を行う。また、エネルギー源の多様化等を図るべく、ＣＮＧ車、電気バス等の普及を図る。

・ 建設業者等の保有機械の燃料についても、可能な限り備蓄状況等を確認する。

・ ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥやリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。

・ 道路及び航路等の啓開体制の構築を図るため、企業等との災害協定の締結や関係機関との協議会を設置する。

・ 活動可能な体制の構築のため、職員の参集訓練及び代替庁舎への対策本部機能移設訓練を実施する。

第２　応急活動の優先順位と状況に応じた体制の見直し

○ 首都直下地震は人口等が高度に集積する首都圏の直下で発生し、また地震のタイプによっては関東地方の太平洋沿岸での津波被害も想定されるため、国土交通省は現有する活動能力を

効果的・効率的に活用し、迅速に対応する必要がある。

そのため、国土交通省は、実際の被災状況等を踏まえつつ、求められる応急活動に対して優先順位をつけて対処する。

○ 特に初動時においては、被災の状況が刻々と変化するため、状況に応じて柔軟に体制を整備・再編成しながら対処する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 過去の災害対応の経験や訓練を通じて得られた教訓等を踏まえつつ、刻々と変化する状況の中においてどのような対応をすべきなのか、何を優先すべきなのか等について、考え方等を整理し、共有する。

・ 首都直下地震発生時において参集することができる職員の人数を把握し、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。真に必要な非常時優先業務を実施するのに必要な職員については、庁舎の近傍の宿舎に優先的に入居させる等所要の措置を講ずるものとする。

・ 海上保安庁及び関係管区海上保安本部において首都直下地震等を想定した訓練を実施し、必要に応じ業務継続計画等の見直しを図る。

第３　首都中枢機能の継続

○ 強い揺れによって首都中枢機能を担う様々な施設が被災することにより、応急活動への支障とともに、全国的・世界的な経済活動への影響など、被害が拡大・波及し、甚大化することが懸念される。

そのため、国土交通省は、首都直下地震による様々な被害の拡大・波及を最小限にとどめるため、万全の備えを行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 首都圏の道路、港湾、空港、鉄道は人・物・情報の流れを支える我が国の重要な首都中枢機能を担うインフラであり、これらの施設の被災に伴う機能の停止や低下は地震発生後の応急活動に著しい支障となるだけでなく、全国、あるいは世界経済への波及など、その影響は計り知れないこと等を踏まえ、施設の耐震化や代替機能の確保等、万全の対策を講じる。

・ 国土交通省業務継続計画の検証訓練等を継続的に実施することで、様々な事態への対応力を向上させる。

・ 首都中枢機能の継続を図るため、各府省庁と連携しつつ官庁施設の地震対策を推進し応急活動に必要な電源や情報通信機能等を確保する。また、施設管理者による官庁施設の津波防災診断の推進、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。さらに発災時における被害の状況を想定し、地域防災計画等を踏まえ、施設運用管理上の対策等と連携しつつ、施設整備上の対策を実施する。

・ 庁舎損壊等が生じた場合においても初動体制を立ち上げられるよう、発災後も確実に機能するバックアップ施設を確保する。

・　初動期において緊密な連携により機能を総合的に発揮できるよう、防災拠点機能の強化を図る。

・　様々な被害の拡大・波及を最小限にとどめるため、災害対応に必要な河川情報システムについて、不具合状況を確認し、その解消に必要となる指示、調整を行える体制を整える。

・　自動車の検査登録業務の機能継続を可能とするため、自動車登録検査関係システムについて、必要な電源供給環境整備の他、研修・訓練等を実施する。更に、メインシステムとバックアップシステムの同時被災を避けるため、施設の耐震性能等の強化や立地地域の見直し等の取組を進める。

・　また、災害規模に応じた自動車の検査登録に関わる特例措置等の実施基準を策定する他、災害時に迅速な対応が図れるよう、関係機関と調整を進める。

・　基幹ネットワークの強化と代替性を確保するため、首都圏３環状道路等の整備を推進する。

第２節　避難支援（住民等の安全確保）

第１　建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援

○　地震発生直後、震度６強以上の揺れ等により、都心部を囲むように多数分布している老朽木造住宅・老朽ビルを中心に、多くの建物が全壊・半壊となる。特に、東京都心部を中心に多く存在する超高層ビルや大型集客施設等において、長周期地震動による揺れに伴う被害や天井の落下等の被害が発生するとともに、造成宅地の崩壊や液状化による建物被害も発生する。また、倒壊した家屋、工場や店舗等の火気、燃料等から多くの箇所で同時出火し、環状６号～８号線沿線等に広範に連担している木造住宅密集市街地などを中心に、大規模な延焼火災により数万棟が焼失する。

そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や密集市街地の改善整備といった事前対策を緊急的に促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。

○　特に東京都や神奈川県においては、地震に伴う斜面の崩壊により家屋の全半壊、歩行者等の被害等が各地で発生する。

そのため、国土交通省では、特に東京都や神奈川県など崩壊による被害が甚大となることが想定される斜面の事前対策を重点的に促進することにより地震直後の人的被害等を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。

○　延宝房総沖地震タイプの地震や大正関東地震タイプの地震が発生した場合、神奈川県、千葉県、茨城県の太平洋沿岸地域を中心に津波が襲来するため、住民などの迅速な避難行動が極めて重要となる。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、タイムリーな情報発信等により、住民等の津波からの一刻も早い避難を支援する。また、海上部においても、船舶等に対する避難勧告や災害情報等の提供を迅速に実施し、被害の軽減を図る。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　不特定多数の方が利用する大規模な建築物や避難路沿道、防災拠点となる建築物等の耐震診

断の実施と報告の義務付け、老朽化マンションの建替等、耐震化の促進を図る。

・ 建築基準法に基づき、新築や増改築等を行う建築物に設ける一定の天井について脱落対策を義務付ける。また、避難所となる体育館や劇場等の既存建築物について、天井の改修を促進・支援する。

・ 木造住宅密集市街地等の改善整備に向けて、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細やかな取組みを推進する。

・ また、都内を中心に連担している密集市街地の広域的解消を図るため、公的不動産等を種地として活用した連鎖型の再開発事業等を推進・展開する。

・ 大規模盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防止するため、変動予測調査（大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成や対策工事箇所の特定につながる調査）及び防止対策を推進する。

・ 特に甚大な被害が想定される地域を中心に土砂災害防止施設の整備を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの整備等、土砂災害に対する警戒避難体制の整備を促進する。

・ 住民や重要施設等の安全確保に資するよう、緊急地震速報を引き続き迅速かつ的確に提供する。また、住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供する。

・ 地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知、防災情報通信ネットワークの整備を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さを道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。

・ 津波が堤防を乗り越えるまでの時間の想定も含め、避難に使うことができる時間の長短を十分念頭に置いた実践的な避難計画に対して重点的に対策を促進する等、地域ニーズに応じた技術的な支援等を行う。

・ ＩＣＴ等の新技術を用いて、災害時の情報提供の高度化を図る。

・ 自動車によらざるを得ない場合の避難等を支援するため、大津波警報や地震情報をカーナビゲーションに提供する等、ＩＴＳを活用した取組を推進する。

・ 都道府県による津波災害警戒区域等の指定について支援する。

・ 避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の斜面崩落防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、木造住宅密集地域対策、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。

・ 避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護の推進に取り組む。

・ 東京湾における効果的な海上交通管制を構築し、船舶を迅速かつ円滑に避難させる体制が

整ったところ、非常災害発生周知措置等に係る定期的な訓練の実施に努める。

・ 海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、平時における船舶の津波避難対策の検討を支援する。

・ 防護ラインより海側で活動する港湾労働者や利用者等の安全を確保するため、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」を参考とした、港湾の特殊性を踏まえた「港湾における津波避難対策」の検討、策定への支援を行う。

・ 船舶運航者等の海事関係者や海洋レジャー活動者の円滑な避難等を支援するため、「海の安全情報」について、より迅速かつ的確な情報発信を行うためのシステムの高度化を図る。

・ 船舶を迅速かつ円滑に避難させるため、海上交通機能の維持等のための制度の整備及び関連施設の整備等を推進。新東京湾海上交通センターの運用を開始し、非常災害発生周知措置の体制を整える。

第２　水門等の確実な操作等

○ 延宝房総沖地震タイプや大正関東地震タイプの地震津波による浸水を遅らせ、また浸水を最小限にとどめることにより、住民等が避難する時間を稼ぐため、国土交通省は所管する水門等の確実な操作等を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 水門等の確実な操作のため、施設の耐水化等を進めるとともに、短時間で数多くの水門等を操作する必要があること、また東日本大震災では水門等操作に携わった多数の方々が津波の犠牲になったこと等を踏まえ、津波遡上が想定される地域においては、重点的に水門等の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理運用を推進する。

第３　避難者の受け入れ

○ 首都直下地震においては、特に東京都、神奈川、千葉県、埼玉県の大都市部を中心に、発災直後に大量の避難者が発生すると想定される。特に都心部では、地震による建物被害やその後の地震活動への不安等により、多くの人が避難所等へ避難するため、あらかじめ指定されていた避難所だけでなく、指定されていない庁舎や公園等の公共施設等に避難する人が発生する。

そのため国土交通省は、応急活動等に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者を受け入れる。

○ また、道の駅、高速道路のＳＡ・ＰＡ、避難場所として位置づけられた都市公園等の主要な管理施設等においても避難者を受け入れる。

○ さらに、避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの緊急的な整備を促進し、住民等の安全な避難を支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 国土交通省が所管する施設又は国土交通省が所管する事業者が管理する施設（駅や空港ターミナルビル等）への被災者・帰宅困難者等の避難を受け入れるため、周辺の地方公共団体と

ともに避難受け入れ計画を策定するとともに、避難者の安全確保に必要な施設の改良等を行う。

・ 避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの整備を支援する。

第３節　所管施設・事業者における利用者の安全確保

第１　列車や航空機等の安全確保

○ 首都直下地震により、首都直下地震が想定される地域のＪＲや私鉄各線を中心に、架線の損傷や軌道変状、切土・盛土の被害、橋梁の亀裂・損傷等が発生する。また、延宝房総沖地震タイプや大正関東地震タイプの地震の場合は、太平洋沿岸部での津波等により在来線が被害を受け不通となることが想定される。

そのため、国土交通省は、鉄道事業者に対し、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策の実施を指導するとともに、鉄道事業者は列車を安全に止めるための対策（新幹線においては更に脱線・逸脱の防止）を実施する。また、発災後は、津波の襲来も念頭において、列車停止後の乗客の安全な避難について万全を期すよう指導する。

○ 空港については、強い揺れにより羽田空港や成田空港が一時閉鎖となる。

国土交通省は発災後に両空港における飛行中・地上走行中の航空機への対応を行う。また、大津波警報が発表された場合には、羽田空港において空港内の旅客の避難誘導等を迅速に実施する。

○ 旅客船事業者の現場においては、津波発生時に、旅客船事業者が旅客、陸上職員、船舶等について避難行動等を実施する。

○ バスやタクシーについては、旅客自動車運送事業者が乗客を安全な場所へ避難誘導する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 新幹線の耐震対策は概ね完了し、在来線については令和４年度末までの主要駅及び主要路線の耐震対策の概ね完了に向け鉄道事業者を指導する。また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線については脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。

・ 羽田空港については、既に緊急物資及び人員等の輸送拠点としての機能を確保しており、引き続き航空輸送上重要な空港としての機能を確保するための耐震化を進める。

・ 被災空港を目的地とする航空機が多数発生した場合においても、状況に応じて安全に他空港への目的地変更ができるよう対応要領等を策定する。

・ 多数の船舶が航行し、輻輳する湾域等において、津波に対する大型船の待避場所を確保する。

・ 旅客船事業者の現場において、津波発生時に旅客、陸上職員、船舶等がとるべき避難行動等に関する社内マニュアルを整備するとともに、訓練の実施について旅客船事業者に対して指導する。

・ 旅客自動車運送事業者のＢＣＰ策定を促進するとともに、事業者、地方公共団体が連携した図上訓練等の実施を指導する。

・　羽田空港では地震・津波に対応する避難計画をとりまとめた、「東京国際空港業務継続計画」を策定しており、同計画に基づいた円滑な避難や行動計画の周知のため、津波襲来を想定した訓練を実施する。

第２　主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策

○　例えば、首都圏のピーク時の駅滞留者及び鉄道乗車中の利用者は約１８０万人であり、首都直下地震においては、地震発生直後、大量の避難者や帰宅困難者が発生することが想定されている。

そのため、事前の対策により、周辺企業における自社従業員の待機の徹底や混乱を避けるための地域の行動ルールの策定・周知など、地域ぐるみの取組を推進するとともに、地方公共団体や鉄道、バス事業者等により、鉄道利用者に加え駅に集まる避難者に対する避難誘導や情報提供など帰宅困難者対策が適切に行われるよう、指導・支援する。

○　また、帰宅困難者対策は、勤務先や一時滞在等にとどまるよう促すことを基本的な考えとしているが、実際に帰宅する人が発生した場合は、他の交通モードと連携しつつ、船舶を活用した帰宅困難者の輸送についても適切に行われるよう、指導・支援する。

○　２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機会を捉えた外国からの来訪者等の増加を踏まえ、地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。

・　地下街等の所有者又は管理者による避難確保計画の作成を支援する。

・　外国人旅行者を含む帰宅困難者等の行動判断に資する情報提供体制を強化する。

・　大量に発生する帰宅困難者に対応するため、共助の観点から、民間施設を主体とした一時滞在施設の確保を促進する。

・　大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を都市機能として事前に確保するため、防災拠点の整備に対して支援を行う。

・　災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報、噴火速報をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供。

・　日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（ＪＮＴＯ）のグローバルサイトにおける発信やＪＮＴＯコールセンターにおける多言語

の２４時間の電話による問い合わせ対応を実施する。

・ 地震情報などの防災気象情報に関する「多言語辞書」を充実し、気象庁ホームページの多言語化を実施するとともに、民間事業者のウェブサイトやアプリ等を通じた防災気象情報の多言語化を促進する。

第３　エレベーター内の閉じ込めへの対応

○ 首都直下地震では、エレベーターの停止に伴う閉じ込めが多数発生すると想定される。
そのため、国土交通省は、消防や民間事業者等によるエレベーター内の閉じ込めに対する救出活動等が適切に行われるよう支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 早期に閉じ込めの救出がされるよう、エレベーター保守事業者による閉じ込め救出体制の整備等を進める。

・ エレベーターへのＰ波感知型地震時管制運転装置の設置の普及を促進する。

第４節　被災状況等の把握

第１　ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査と首都中枢機能の早期点検

○ 首都直下地震は、人口や建物、インフラが高度に集積した地域で発生するため、住宅倒壊や火災による道路閉塞、幹線道路の深刻な渋滞などにより、国土交通省が実施する緊急調査が困難となることが想定される。
そのため、国土交通省は、こうした状況下においても緊急的に被災状況等を把握するため、関係機関と連携しつつ、自動二輪車や災害対策用ヘリ、人工衛星、ＳＡＲ観測技術、レーザ測量技術等を活用した緊急調査を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 自動二輪車や自転車による迅速な施設点検を行うため、車両の取得や訓練の実施など、必要な対策を講じる。

・ 様々な状況下においても必要不可欠な緊急調査を実施できるよう、関係機関と調整しつつ、次の内容等を定めた「緊急調査計画」をあらかじめ策定しておく。

→緊急調査の総合調整（結果の集約等を含む）の実施主体

→実施する調査の内容

→首都中枢機能が置かれているなど、最優先で調査すべき重要な施設等

→ヘリの飛行ルート、関係機関のヘリとの飛行ルートの調整、給油ポイントや緊急ヘリポートの位置

→輻輳するヘリや航空機に関する事前調整

→職員が同乗しないヘリでの調査を可能とするための事前準備（機材改良、河川堤防へのヘリサインの設置、飛行中のパイロットが飛行位置や状況を説明きるような訓練等）

→関係機関との調査範囲や内容の役割分担、連絡体制、調査結果の共有

・ 関係機関との連携を強化し、被災情報や通行可能道路状況等の情報収集体制の強化を図る。

・　ＳＡＲ観測技術やレーザ測量技術、ＩＴ技術を活用し、被災前の現状の地形データ、精密標高データ等を入手する。
・　被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象にＣＣＴＶ等の増設を進める。
・　各地方整備局等に配備する災害対策用ヘリの計画的な更新を進め、ヘリの広域的な応援体制を強化し、早期に迅速な被災状況の把握が出来るように、体制の確保を図る。
・　被害状況調査を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇・航空機の整備を実施。引き続き体制の強化を進める。

第２　全国からのＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ派遣

○　首都直下地震におけるＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確にＴＥＣ－ＦＯＲＣＥを派遣と応急対策活動を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　発災直後から概ね７日～１０日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援も含め、地方整備局等において、次の内容等を定めた「ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画」を策定し、関係機関で共有する。
　→応急対策活動を迅速･的確に実施できるよう、全国の地方整備局等から派遣する隊員数、災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等
　→要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成
　→第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員
　→大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保
　→地方整備局ごとに派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点、搬送等の協力業者等の選定
・　ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥが使用する車両（緊急自動車を除く）については、緊急通行車両として登録するとともに、レンタカー会社やタクシー会社等と利用協定をあらかじめ締結するなど、迅速な移動手段を確保する。
・　応急活動で必要となる燃料等を確保するため、関係機関と協定を締結する等、燃料供給体制を確保する。
・　災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施、ＩＣＴやＩＯＴの活用等により、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの災害対応力向上を図る。
・　ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ隊員を支援できる民間人材の確保やＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの活動をマネジメントする機能の強化など、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの体制・機能の拡充・強化に努める。
・　様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。

第３　住民や事業者等からの情報収集

○　首都直下地震では、被害の拡大や社会の混乱等を防ぐため、発災直後の迅速な情報収集が極

めて重要になる。

○ そのため、国土交通省は、地域住民、建設業者等の民間事業者の協力を得ながら、様々な手段で情報収集を行うものとする。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 初動時における建設業者・交通関係事業者等と情報収集への協力者との協定等を締結しておくとともに、情報収集・伝達・集約の手段について定める。

・ 短時間のうちに大量に寄せられる被災情報等を迅速に集約･整理するためのシステムを開発･導入する。

・ 災害発生時に被災地を運行中のバス・タクシーによる被災映像等の情報提供又はタクシー無線の活用が行えるよう、国土交通省・地方自治体と関連事業者との連携強化を推進する。

第４　被災情報等の統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）への集約と共有

○ 首都直下地震発生直後の極めて厳しい状況下においても円滑な応急活動が可能となるよう、国土交通省は、「統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）」等を用いて災害初動期の情報収集・共有体制を強化するとともに、ＤｉＭＡＰＳ等を活用し、関係機関との情報共有体制を強化する。また、関係機関と連携しつつ、収集した被災情報等をあらかじめ作成した電子防災情報図に集約・分析・共有するＤｉＭＡＰＳとともに、これを活用して可能な限り一般にも情報を提供し、避難行動等を支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 膨大な災害情報を地理院地図上に集約し、迅速に把握・共有することができるＤｉＭＡＰＳを平成２７年９月より運用し、災害対応戦略の立案に活用するとともに、ほぼ全ての情報を一般公開している。

・ 円滑な応急対策活動が可能となるよう、国土地理院を中心に津波浸水想定区域等の基礎的な情報を事前にＤｉＭＡＰＳに集約する。

・ 関係機関とＤｉＭＡＰＳを共有するとともに、訓練等を通じて実際においても十分活用できるようにする。

第５節　被災者の救命・救助

第１　沿岸域における被災者の捜索救助

○ 東京湾沿岸域や神奈川県、千葉県、茨城県の太平洋沿岸域においては、地震や津波による多数の行方不明者や孤立者が発生することが想定されるため、国土交通省は、迅速な捜索救助活動を実施する。

○ また、上記海域において船舶の漂流・転覆・座礁、海上及び臨海部の火災、危険物等の流出、多数の漂流物等が発生することが想定される。一方で、現有する庁舎や海上保安庁等の船舶等にも重大な被害が発生するおそれがある。

そのため、国土交通省は、あらかじめ策定した動員計画に基づき全国から海上保安庁の船艇、

航空機を動員し、関係機関とも連携しながら、対応勢力が不足する初動期においては人命救助（火災・危険物等流出事故への対応を含む）を最優先として対応し、緊急性等も考慮しつつ、順次、人員・物資の緊急輸送等を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 東京湾における効果的な海上交通管制の構築により、海上交通機能の維持とダメージを最小化し、被災地への海上輸送ルートの確保に向けた体制が整ったところである。非常災害発生周知措置等に係る定期的な訓練の実施に努める。

・ 警察・消防等の関係機関と連携した合同訓練等を通じ、捜索救助能力の維持・向上、関係機関との連携・協力体制の充実等を図る。

・ 東日本大震災で得られた教訓や首都直下地震で想定される事態を踏まえ、緊急時対応のための巡視船艇・航空機の整備を進める。

第２　状況に応じた優先的な道路啓開の実施等

○ 首都直下地震では、被災地内の多くの道路において、激しい渋滞等による道路啓開作業の遅れに伴い、救命救助・消火活動、支援物資輸送などの緊急車両の通行が阻害され、被害が拡大するおそれがある。

そのため、国土交通省は、自動車のプローブ情報等を活用し被災状況の迅速な把握と共有を実施するとともに、関係機関や業界等と連携しつつ、状況に応じた優先的な道路啓開を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 官民の保有する自動車のプローブ情報等のビッグデータの活用やカメラ、バイク・自転車隊による調査のほか、ＵＡＶによる調査により、早期に被害状況を把握し、災害対応の強化を図る。

・ 発災後に道路状況に関する情報共有や啓開作業の調整等を行うため、道路管理者等関係機関による協議会を活用する。

・ 発災後に道路啓開に必要な重機やレッカー車等を確実に確保するため、建設業界やレッカー業界等との災害協定を締結する。

・ 様々な震源を想定し被災パターンに応じた道路啓開計画を策定し、関係機関と共有する。

・ 電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、電線共同溝の整備など無電柱化を推進する。

・ 緊急車両の円滑な移動のため、首都高速と一般道路等を連携させた緊急輸送ルートの確保方策について検討を推進する。

・ 発災時には、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するため、広域迂回への誘導、緊急交差点改良、他モードとの交通連携等ソフト・ハードの渋滞対策を検討する。

・ ライフラインの早期復旧に向け、道路啓開による支援を行うことを想定し、関係機関との連携体制について検討する。

・ 様々な震源を想定し被災パターンに応じた道路啓開計画をもとに、役割・連携方法を確認するなど実効性を高める取組を推進する。

・　緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。

第３　陸海空の総合啓開

○　発災後、道路、港湾、航路、空港、河川は、施設の被災等により寸断されると想定されるが、そうした状況下においても、被災者の救命・救助を行う自衛隊や消防、警察等の一刻も早い被災地への進出・展開を支援するため、被災地への進出経路（緊急輸送ルート）を迅速に確保する必要がある。特に、首都直下地震では、都心の深刻な渋滞等により道路の通行が困難な状況が発生すると想定されるため、迅速な代替ルートの確保が必要となる。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、道路、港湾、航路、空港、河川を総合的に活用した緊急輸送ルートを設定するとともに、それらを確保するための総合的な啓開（総合啓開）や緊急排水に関する計画をあらかじめ策定し、発災後は、これに基づく重点的な啓開・排水作業を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　緊急輸送ルートの総合啓開に関する計画には、次の内容等を定める。

→各施設の規模、維持管理水準や老朽化の程度等も踏まえた被害想定

→想定される広域的な救援等の種類と規模

→啓開や緊急排水活動・緊急活動・避難・防災・医療（ＤＭＡＴ等）・輸送の拠点、発電所等ライフライン重要拠点（なお、拠点確保にあたっては基幹的広域防災拠点、道の駅、ＰＡ・ＳＡ、空港、公園、総合病院等の既存施設を最大限活用）

→代替機能を有する施設（河川の緊急用河川敷道路、船着場、臨港道路等を含む）

→緊急輸送道路や緊急確保航路等を使用した後方支援拠点から避難・防災・医療等の各拠点までの緊急輸送ルート案（複数案）

→緊急輸送ルート案や各拠点の重要度等を踏まえた啓開や緊急排水の優先順位・目標時間の設定

→啓開活動を実施するために必要な後方支援拠点と体制、資機材、補給対応

→救命・救助活動を実施する関係機関等に対して、緊急輸送ルートの啓開作業の進捗状況を迅速に情報提供するための体制整備

・　道路及び航路等の啓開や緊急排水に必要な関係機関との連携を強めるため、建設業者、専門業種（レッカー、カッター等）、建設機械レンタル業者との協定締結を進める。

・　緊急輸送ルートのうち、特に重要な路線等について、耐震補強や落橋防止装置の整備、代替ルート・施設の整備、沿道建築物の耐震化など、被災を最小化する措置を重点的に講じる。

・　港湾における緊急輸送路等の早期回復を目的として、水深に異状を生じたおそれがある場合に、必要に応じて水路測量等を実施するため、所要の資機材等の整備等を進める。また、航路標識の応急復旧用資機材の整備等も進める。

・　東京湾に指定されている緊急確保航路について、発災時に早急に応急復旧が可能となるよ

う、航路啓開作業の訓練等を実施する。

・ 改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。

・ 改正港湾法に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾ＢＣＰの改善を図る等、円滑な被災地支援体制の構築と社会経済活動の早期回復を図る。

第４　救命・救助活動の支援

○ 自衛隊や消防等による発災直後の救命・救助活動は、大規模土砂災害の発生現場や津波被害地域で実施されると想定され、二次災害を防止するためには、現場の状況や危険度を活動主体に的確に伝えることが求められる。

そのため、国土交通省は、被災や地形・地盤状況を示す写真・地図・画像、浸水範囲図等、被災前後の詳しい現地情報を収集・集約し、今後の拡大見込み等を救命・救助活動実施主体に情報提供並びに助言を行う。

○ 救命・救助活動においては、部隊の活動拠点の確保が重要な課題となる。

そのため、国土交通省は、所管する基幹的広域防災拠点や防災拠点として位置付けられた都市公園等については、救命・救助活動の拠点として提供する。

○ 多数の負傷者等の発生が想定されるため、自動車運送事業者等からの協力を得つつ、負傷者等の緊急搬送を支援する。

○ 救援航空機の安全確保のため、被災地周辺の空域について、関係機関からの要請に応じ、救援機以外の航空機に対する飛行自粛の協力要請等を行う。

○ 救命救助活動にあたる各機関の全国からの動員・集中を支援するため、関係機関と連携して、フェリー等の船舶を活用した輸送を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 二次被害の発生予測に資するため、測量用航空機・人工衛星等を活用した被災状況調査結果など地理空間情報の速やかな提供が可能となるよう統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）の活用を進める。

・ 自衛隊や消防等による救命・救助活動の拠点等となる基幹的広域防災拠点の早期運用体制の確立や都市公園の整備の支援を進める。

・ 負傷者等の緊急搬送について、自動車運送事業者等及び関係機関とあらかじめ協定を締結するなど、発災直後の迅速な行動に資するよう、準備を整える。

・ フェリーによる自衛隊、消防、警察等の輸送を実施するため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。

・ 人命救助のために重要な発災から７２時間を考慮した迅速な広域応援部隊の輸送を実現。

・ 警察庁、消防庁、防衛省及び民間フェリー事業者等と連携し、南海トラフ地震及び首都直下地震発災時に民間フェリーで広域応援部隊を迅速に輸送するための海上輸送対策を策定。

・ 旅客船事業者団体に対し広域応援部隊の優先的輸送への協力を要請。

・　北海道からの広域応援部隊の輸送にかかる民間フェリー事業者において、スペース確保のための運用方針を策定。
・　定期的に連携強化のための検討会を開催（年２回）するとともに合同図上訓練を実施。
・　洋上における効果的な災害対応に資することを目的として、必要な情報の提供を実施。

第６節　被害の拡大防止・軽減

第１　コンビナート火災・油流出等への対応

○　東京湾は沿岸部に工場やコンビナート等が集積し、かつ１日平均６００隻の船舶が航行する海上交通の過密な海域でもあるため、地震による被災に伴い、火災、危険物等の海域への流出等が発生し、被害が拡大するおそれがある。

そのため、国土交通省は、港湾管理者等関係機関と連携・協力しつつ、救助・救援、消火等を迅速に実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　民間企業や消防等関係機関との連携を図るため、官民一体となって訓練を実施する。
・　民間企業が所有する工場の耐震化や護岸・岸壁の適切な維持管理、航路沿いの護岸の耐震化、必要な資機材の準備等、地震発生時の被災を軽減する事前対策を促進する。
・　海上保安庁による消火・災害対応能力を強化するため、巡視船艇の必要な整備を進める。
・　東京湾において、地震発生時における船舶の一時退避場所を確保する。
・　石油コンビナート防災訓練に参加し、自治体や消防など関係機関との連携の強化を図る。

第２　複合災害への対応

○　墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯においては、地震の強い揺れに伴い、排水機場の機能不全等により大規模な浸水被害が発生することが想定される。また、堤防や水門等の沈下・損壊に伴い洪水・高潮により浸水被害が発生するおそれがあり、さらに、満潮時や異常潮位発生時には浸水域が拡大・深刻化することになる。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携して重点的に事前対策を推進するとともに、河川堤防等の緊急復旧や緊急排水を実施する。また、浸水があらかじめ予測できる場合は、関係機関と連携し、防災行動計画による避難等の支援を実施する。

○　首都圏には、住宅密集地など斜面崩壊等による被害が甚大となる地域が多数存在しており、これらの地域では、地震後の降雨等により緩んだ地盤の崩壊や河道閉塞の決壊等、被害の拡大・深刻化も懸念される。

そのため、国土交通省では、膨大な斜面崩壊等による被害想定箇所についてあらかじめリスク評価を実施するとともに、地震発生後、この評価に基づいた重点的な点検・応急対策を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　首都直下地震と洪水・高潮が複合して発生する場合に浸水するおそれがある墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯等において、関係機関等と連携し、海岸・河川管理施設の被災想

定箇所を把握し、防潮堤や水門等の海岸・河川管理施設等の整備、耐震化・耐水化等の対策を推進する。

・ 複合災害による浸水を想定し、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水に関する計画を策定する。
・ 浸水に対する地下街等の自衛水防を支援するとともに、混乱なく迅速な避難に資するよう、防災行動計画（タイムライン）の活用についても検討を進める。
・ 関係自治体と連携し、首都直下地震及び地震後の降雨等で斜面崩壊等による被害が想定される箇所についてリスク評価を実施する。
・ 斜面崩壊等の被害が想定される箇所におけるリスク評価に基づき重点的な緊急点検・応急対策の実施が可能となるよう、緊急点検計画を策定するとともに、訓練等を実施する。
・ 河道閉塞等の大規模土砂災害に係る緊急調査や応急対策に必要な資機材等の整備及び訓練・研修を実施する。

第３　あらゆる手段による迅速なインフラ復旧と代替輸送

○ 首都直下地震では、首都中枢機能を担う国土交通省の所管施設で多数の被災が発生すると想定される。これらの施設の機能停止や低下は、首都圏のみならず、全国や世界にも影響が及ぶものであり、その迅速な復旧と機能回復は、特に強く国土交通省に求められる。
そのため、国土交通省は、事前の備えも含め、あらゆる手段を駆使して迅速な応急復旧を行う。

○ 特に、首都圏数千万人といわれる通勤者の主要な交通手段である鉄道の復旧に時間を要する場合には、関係事業者等と連携し、鉄道不通区間における迅速な代替輸送を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 発災後、道路・港湾・航路・空港・鉄道等の復旧の全体調整と効率的な復旧等に資するよう、関東ブロックの地方支分部局が中心となり、関係機関や地方公共団体と連携した取組を進める。
・ 応急復旧のためのがれきの一時仮置き要請に対応するため、公園等の活用についても検討を進める。
・ 関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。
・ 迅速な応急復旧に資するよう、地籍整備を推進する。
・ 所管する施設等で甚大な被害が多数発生することが想定されるため、応急復旧用資機材等の整備・充実を進める。
・ 特に、緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、斜面崩落防止対策、避難路、避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。
・ 災害時の緊急復旧活動等を円滑に行うため、緊急河川敷道路や防災船着き場、河川防災ステーション等の整備等の対策を実施する。

・　鉄道の復旧に時間を要する場合に備え、鉄道不通区間における迅速な代替輸送等を実施するために、関東ブロックの地方支分部局を中心に関係機関や地方公共団体と連携しつつ、バスや航空機の活用など交通モード横断的な旅客輸送確保マニュアルを策定する。

・　きめ細かく、柔軟な復旧を可能とする折り返し施設の整備等、地震による機能低下の抑制にも効果のある鉄道施設の改良を図る。

第４　非常災害時における国による港湾の管理等

○　東日本大震災の発生後、津波により港内外に大量の貨物が流出し、航路を塞いだことで、緊急物資船をはじめとする船舶の航行が困難となった。そのため、一般水域のうち災害が発生した際に障害物により船舶の交通が困難となる恐れのある水域を緊急確保航路として指定し、非常災害時には国により迅速に航路啓開作業を実施する。

○　非常災害時においては、複数の都道府県に被害が及ぶことが想定されるため、緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する拠点が必要となる。そのため、首都圏及び京阪神都市圏に基幹的広域防災拠点を整備し、災害時は国により運用する。

○　熊本地震発の発生後、通常の貨物船に加え、自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じた。
そのため、港湾管理者から要請があり、地域の実情等を勘案して必要があると認められるときは、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　東京湾に指定されている緊急確保航路について、発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。

・　大規模災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する全国で２箇所の基幹的広域防災拠点において、緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制の強化を図る。

・　非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、関係機関と連携し、防災訓練の実施、港湾ＢＣＰの改善等の災害対応力強化に取り組む。

第５　被災建築物等応急危険度判定活動

○　首都直下地震により住宅・建築物の被災が想定される地域では、その後の地震活動に伴う建築物の倒壊等による二次被害の発生も想定される。
そのため、国土交通省は、発災後実施される被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、被災した地方公共団体に対して応急危険度判定士等の派遣の支援・調整を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、あらかじめ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。

・　地震による人的被害、経済被害を軽減するため、天井、エスカレーター等の非構造部材を含めた住宅・建築物の耐震化を促進する。

第６　災害対策用機械の大規模派遣

○　首都直下地震におけるＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　国土交通省が所有する災害対策用機械の諸元・性能のデータベースの整備を進める。

・　応援派遣された機械の集結方法、指示系統、メンテナンス体制、燃料供給体制等について、派遣の長期化も踏まえた計画を策定する。

・　災害対策用機械や無人化施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。

・　新たな災害対策用機械の開発に向けた検討や、現有機械の高度化に関する検討を行い、計画的な配備を進める。

第７　世界に向けた情報発信

○　首都直下地震により様々な首都中枢機能の停止等が発生した場合、特に経済分野等において世界的な影響が懸念され、情報不足等によって影響が深刻化・長期化する場合も想定される。そのため、国土交通省では、海外諸国に対して、平時及び被災後において、容易に防災情報を入手できるよう国土交通省の対策計画の内容やインフラの復旧状況等について、情報発信を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　国連防災世界会議等の国際会議を通じて、国土交通省の対策等を周知する。

・　発災後、刻々と変化する被災状況等についても、可能な限り海外諸国へ情報提供を行うための専門チームを国土交通省防災センター内に設置する。

第７節　被災した地方公共団体支援

第１　リエゾンの派遣

○　首都直下地震では、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の多くの地方公共団体が甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。

そのため、国土交通省は、全国的な組織を最大限活用し、本省及び全国の地方支分部局から被災した地方公共団体にリエゾンを派遣し被害状況を把握するとともに、防災機関としての機能を喪失した地方公共団体に代わり、地方公共団体や被災者等のニーズを直接把握し、必要とされる支援に全力で取り組む。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、首都直下地震におけるＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画に基づき、深刻な被害が想定される地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。

・　本省からのリエゾンの派遣にあたっては、事前に、出身地や勤務経験地、過去の災害対応の

経験などの情報も含めた派遣候補者のリストを整理し、発災時に直ちに職員を派遣することができるように備えておく。

・ 気象庁防災対応支援チーム（ＪＥＴＴ）を地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活動や気象に関する情報提供、解説を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。

・ 東日本大震災から得られた教訓等を踏まえ、被災した地方公共団体や被災者のニーズを想定し、当該地方公共団体や関係機関等と連携しつつ事前計画を策定しておく。

第２　情報通信機材等の派遣

○ 首都直下地震におけるＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から速やかに、衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共 BB 等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び出動準備に着手するとともに、地方公共団体等からの要請等に対応する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 甚大な被害が想定される地方公共団体については、当該地方公共団体や関係機関と連携しつつ、情報通信機材や災害対策資材を用いた合同訓練や自治体災害時支援台帳の整備を実施する。

第８節　被災者・避難者の生活支援

第１　避難者に必要な物資の広域輸送

○ 首都直下地震では、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を中心に数百万人の避難者が発生すると想定されており、避難者への大量の生活支援物資の輸送が重要な課題になると想定される。

そのため、国土交通省は、自動車運送事業者や鉄道事業者、海運事業者、航空事業者等の協力を得つつ、被災地や避難所への広域的な支援物資の輸送体制を構築する。

○ 国土交通省は、広域的な支援物資の輸送を支えるため、所管する道路、港湾、航路、空港等施設の総合啓開や応急復旧等を実施する。

特に陸上からの輸送に加え、東扇島の基幹的広域防災拠点、京浜港や羽田空港、荒川等を活用した海上からの輸送について、国土交通省の総力を挙げて取り組む。

その際、重要なルートとなる航路については、地震や津波による地形変化、海底に沈降した車両等により海底の状況が大きく変化することから、関係機関と連携しつつ航路障害物等の調査を行い同障害物の引き上げを実施するとともに、航路啓開作業の進捗に合わせ水深を確認するための水路測量を実施して、結果を関係者に提供する。

○ 地震に伴う土砂災害や津波による道路の寸断等により、山間部や沿岸部、または離島において集落の孤立が発生するおそれがある。

そのため、国土交通省は、緊急調査等により集落孤立の状況を速やかに把握するとともに、救命・救助等を実施する自衛隊や消防等に対して的確な情報提供を行う。また、これらの機関や地方公共団体と調整しつつ、迅速かつ重点的な道路啓開等に努める。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- トラック輸送については、物資輸送の担い手となる関係事業者等と協議会等を開催し、緊急時の連携等について認識を共有しておくとともに、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送の実施に関する協定締結等を促進する。
- 海上輸送についても、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送の実施に関する協定締結・地方公共団体向けのマニュアル作成等を促進するとともに、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。
- 物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、道路の斜面崩落防止対策、耐震補強等の対策を重点的に推進する。
- 基幹ネットワークの強化と代替性を確保するため、首都圏３環状道路等の整備を推進する。
- 発災時に円滑に海上輸送ルートの活用が可能となるよう、港湾の事業継続計画の策定、代替輸送ルートの設定や代替港湾の利用に係る関係者との体制構築、港湾間の災害協定等を推進する。
- ＪＲ貨物の高性能機関車等の整備に対する支援策を通じて、災害に強い鉄道ネットワークの構築を促進する。
- 防災体制を強化するため道の駅、ＳＡ・ＰＡ等の防災拠点化を推進する。
- 広域的な支援物資の物流拠点となる基幹的広域防災拠点や物流拠点となることが想定される都市公園や民間事業者の施設等については、発災後の速やかな使用を想定し、必要な対策を進める。
- 首都圏（有明地区、東扇島地区）等においては、基幹的広域防災拠点等としての機能強化を図るため、定期的に地域ブロック広域訓練を関係機関と連携して実施するものとする。
- 海上保安庁の巡視船艇・航空機の物資輸送能力を強化するために必要な整備や航路啓開、水路測量作業に必要な装備、資機材の整備を進める。
- 東京湾における効果的な海上交通管制の構築により、海上交通機能の維持とダメージを最小化し、被災地への海上輸送ルートの確保に向けた体制が整ったところ、非常災害発生周知措置等に係る定期的な訓練の実施に努める。
- 発災時の輸送路としても活用可能な緊急河川敷道路や防災船着き場の整備等の必要な対策を実施する。
- 地方公共団体等と連携して孤立のおそれがある集落等をあらかじめ抽出し、発災後の孤立集落調査に向けた事前計画を策定する。
- 孤立により困難となる通信手段の確保については、通信用機材の提供も含め、関係機関と連携して対応方策を検討する等、事前の準備を進める。
- 離島についても、災害時における孤立防止等のための防災機能の強化を図る。
- 災害時に活用可能な民間物資拠点の新規追加、既締結協定の高度化、ラストマイルを含む支援物資輸送に係る課題の分析、対策の検討、訓練の実施等により、災害に強い物流システムの構築を推進する。
- 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」

として指定し、機能強化、重点支援を実施する。また、道路啓開・災害復旧を国が代行することにより、早期の機能確保を図る。

第２　避難場所の拡大

○ 首都直下地震では、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を中心に数百万人の避難者が発生すると想定されており、避難場所の確保が重要な課題になると想定される。

そのため、国土交通省は、避難場所として位置づけられた都市公園を避難者の受入先として活用するとともに、民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受入先としての活用を促進する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の災害応急対策施設を有し、避難場所としての機能を発揮する都市公園の整備を支援する。

・ 災害時に、ホテル・旅館等宿泊施設を避難受入施設として迅速に提供できるようにするため、宿泊関係団体等と自治体との協定の締結を促す。

第３　生活用水と衛生環境の確保

○ 首都直下地震では、水供給システムや下水処理場・管路が甚大な被害を受けると想定され、広域にわたり生活用水の供給が停止するおそれや、発災からの時間経過とともに避難所での衛生環境が悪化するおそれがある。

そのため、被災時にも安定した生活用水の供給が可能となるよう、利水施設管理者間が連携して対応する。

○ また、下水道管理者は、国土交通省及び地方公共団体、関係機関による広域支援体制を構築しておくとともに、避難者等の衛生環境の確保に資するよう、簡易な下水処理やマンホールトイレシステムを設置する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における代替水源として地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。

・ 多くの避難者が想定される地域等については、下水処理場や管路が致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、ＢＣＰの策定を速やかに実施する。

・ 生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄化設備の設置等について検討するなど対策を進める。

第４　被災者向け住宅等の供給体制の整備

○ 非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。

そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木

造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、ＵＲ賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 応急仮設住宅については、地方公共団体へのマニュアル作成とそれに基づく訓練の呼びかけや、被災者向け住宅の円滑な確保のための関係団体等と都道府県との間の災害協定締結を支援する。

・ 避難所として位置づけられたホテル・旅館等の耐震化を促進する。

第９節　施設等の復旧、首都圏の復興

第１　将来的な国土像や長期的なインフラ等の計画

○ 地震発生後の首都圏の迅速で力強い復興は、国土交通省の重要な使命になる。その復興にあたっては、地方公共団体や事業者が長期的な視点に立ち、戦略的なまちづくりやインフラ整備を進めていく必要がある。

そのため、国土交通省は、こうした取組に資するよう、国土のグランドデザインをはじめとする将来的な国土像や長期計画等を明確に示す。

＜平常時から準備しておくべき事項＞

・ 国土の将来像を示す「国土のグランドデザイン」を策定するとともに、事前の復興計画の準備等についての検討を進める。

・ 港湾については、コンテナ船の更なる大型化や基幹航路の再編等を踏まえ、国民の雇用と所得の維持・創出を図るため、国際コンテナ戦略港湾である京浜港において、大水深コンテナターミナルの機能強化等を推進する。

・ リニア中央新幹線については、建設主体であるＪＲ東海が、全線開業に向け、国・地方公共団体等と連携・協力しつつ着実に整備を推進する。

・ 羽田、成田の首都圏空港については、機能強化に向けて羽田空港の飛行経路見直し、成田空港の第三滑走路の整備等により、ニューヨーク、ロンドンに匹敵する世界最高水準の発着容量年間約１００万回の実現に取り組む。

第２　迅速な復旧に向けた取組

○ 発災後、一日も早い生活再建に向け、インフラの迅速な復旧が急であり、「災害査定の効率化」をはじめとした災害復旧事業の迅速化・効率化の支援を実施する。

そのため、インフラの復旧をより迅速に実施できるよう、被災自治体の支援や、民間事業者等との連携を一層進めていく。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成２９年１月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。

・ 迅速性が求められる災害復旧や復興において、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案

し、随意契約を含め適切な入札契約方式等を選定する基本的な考え方を示した「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を平成２９年７月に国において策定し、地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考とするよう通知するとともに、地域発注者協議会等を通じて内容を周知する。また、調査及び設計業務においても同様の措置を講じる。

・ 被災した鉄道路線の早期運転再開に向け、道路・河川等関係者と連携した取組を行うための体制を整備する。

第３　迅速な復興に向けた支援

○ 多くの首都圏に住む人々の安全・安心の確保や日本全体、または海外への経済的影響を最小限にとどめるためには、１日も早い首都圏の復興が求められる。

そのため、国土交通省は、地方公共団体による復興計画の策定を支援し、迅速な首都圏の復興を目指す。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 地方公共団体が発災後、迅速に復興計画を策定できるよう、東日本大震災における課題等を収集し、共有するなど事前の取組を進める。

・ 復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。

・ 宿泊施設のキャンセルなど、観光業に深刻な影響が生じた場合に、幅広い関係者の協力を得ながら、「復旧状況等についての正確な情報発信」等により、風評被害の払拭に努め、いち早い被災地の復興を観光面から支援する。

第４　担い手の確保・育成

○ 災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休２日の実現などの働き方改革、技能労働者の処遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 実勢を反映した設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の設定などによる適切な賃金水準の確保及び国庫債務負担行為や早期発注･繰越制度の活用による施工時期等の平準化のほか、社会保険への加入促進や、学校での出前授業や建設業の魅力を伝えるポータルサイトによる情報発信等の取組を推進する。

・ 政府として策定した「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を、全ての関係者が遵守すべき共通ルールとして、建設業に携わる全ての関係者に対して周知・徹底する。

・ 国土交通省として策定した「建設業働き方改革加速化プログラム」について、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開する。

・ 業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につな

げる建設キャリアアップシステムの構築、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。

・ 公共工事の発注においては、分離分割発注の徹底や地域要件の設定を行うとともに、総合評価落札方式において、災害協定の締結状況や地方公共団体における工事の受注実績を評価し加点を行う等、地域企業の受注機会を確保する取組を実施する。

第10節　強い揺れへの備え

第１　住宅、建築物、宅地の耐震化等

○ 首都直下地震では、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を中心に強い揺れが発生し、全壊する住宅や建物等が最大で約１７．５万棟発生すると想定されている。

そのため、こうした状況にあっても、人的な被害を最小限にとどめるため、戦略的に対策を推進する。

・ 住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和２年までに少なくとも９５パーセントにすることを目標とするとともに、令和７年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

・ 災害時に帰宅困難者・負傷者等を収容するための拠点となる建築物について、施設整備・機能強化を促進する。

・ エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、Ｐ波感知型地震時管制運転装置の設置を普及促進する。

・ 天井の脱落防止、エスカレーターの落下防止のための基準強化、既存建築物の改修の促進により、建築物の非構造部材の耐震化を促進する。

・ 宅地については、大規模な盛土造成地の地すべりや崩壊のおそれのある区域を特定し、住民に広く情報提供するとともに、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を推進する。

・ 地震動による液状化のリスクが相対的に高い地域を把握し、これを応急対策にかかる計画に反映するとともに、これらを基にしたハザードマップを作成、公表することにより液状化に対する住民の防災意識向上を図る。

・ ブロック塀等の安全確保に向けた取組を推進する。

第２　公共施設の耐震化等

○ 発災後、公共施設等がいかに迅速に防災拠点や緊急輸送道路、また津波防御施設として機能するかは、被害全体の規模や復旧・復興に向けた活動を左右する、極めて重要な要素である。

そのため、公共施設等については、これまで取り組んできた次に掲げる耐震性能の向上等に引き続き取り組むとともに、特に首都直下地震により深刻な被害を受ける施設や地域におい

ては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

・ 地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損壊により生ずる洪水・高潮による浸水被害等から地域を守るため、河川・海岸堤防、水門・樋門、排水施設等について、地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進する。

・ 災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、船着場、河川防災ステーション等の整備を推進する。

・ 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。

・ 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。また、道路啓開・災害復旧を国が代行することにより、早期の機能確保を図る。

・ 発災後の国民の生活を１日でも早く日常に戻すため、下水道施設の耐震・液状化対策を推進する。

・ 発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や１日も早いサプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、耐震・液状化対策を推進する。

・ さらに、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、耐震・液状化対策の技術開発を促進する。

・ 発災時の利用者等の安全を確保する他、発災後の速やかな応急活動の開始や被災者等の避難場所として機能を発揮するよう、庁舎等の耐震化を推進する。

・ 標識等の劣化状況に基づく緊急的かつ計画的保全工事及び耐震・耐波浪対策の計画的な実施をする。

○ また、施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。

・ 想定する揺れに対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕を実施する。

・ その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画的に取組を推進する。

第３　地震観測の充実と長周期地震動対策

○ 首都直下地震に備えるため、地震の観測等を強化し、緊急地震速報を迅速かつ的確に提供する。

○ また、長周期地震動による超高層建築物等の大きな揺れ等が想定されることから、長周期地震動による大きな影響が想定される地域や建築物等については、以下の取組を推進する。

・ 発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。また、長周期地

震動の予測技術の開発等、予報の発表に向けた取組を進める。

・ 既存の超高層建築物等のうち長周期地震動による影響が大きいものへの対策の検討を進める。

第４　火災対策

○ 首都直下地震では、家屋倒壊等により大規模な火災が発生し、最大で約４１万棟が焼失すると想定されている。

そのため、こうした甚大な被害の軽減に資するよう、深刻な被害を受ける施設や地域においては対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

・ 大規模な火災の発生が懸念される木造住宅密集市街地において、市街地や公園緑地等の整備、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備、老朽建築物の除却と合わせた耐火建築物等への共同建替え、避難や消火活動の向上を図る狭隘道路の拡幅等、きめ細やかな対策を推進する。

・ 特に、都内を中心に連担している密集市街地の広域的解消を図るため、公的不動産等を種地として活用した連鎖型の再開発事業等を推進・展開する。

・ 海上部やコンビナート等臨海部における火災への対応として、消防能力を強化した巡視船艇の整備や民間企業等が所有する護岸や岸壁を含めたコンビナートにおける施設の適切な維持管理、航路沿いの護岸の耐震化を促進する。

・ 火災対応を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇･航空機の整備を実施した。引き続き体制の強化を進める。

第５　土砂災害対策

○ 地震により崩壊する危険性が高く、密集する住宅等への被害や防災拠点、重要交通網、避難路等への影響、孤立集落発生の要因等が想定される土砂災害危険箇所について、対策施設の整備を推進するとともに、地域住民の防災力を高めるための積極的・効果的な広報を含めた警戒避難体制の整備等、ハード・ソフト一体となった効果的な土砂災害対策を推進する。

第 11 節　巨大な津波への備え

第１　避難路・避難場所の確保等

○ 延宝房総沖地震タイプや大正関東地震タイプの地震が発生した場合、襲来する津波により、最大で約１．１万人が死亡すると想定されている。

そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

・ 地方公共団体による避難路や避難場所となる施設の事前の選定・整備について、必要となる施設規模、重要度、確保の優先順位等を踏まえ、必要な避難場所が確保されるよう指定避難施設の指定及び協定避難施設に関する協定締結が促進されるよう支援する。

・ 特に、高台等が近くにない、避難困難地域における津波避難タワーの整備を促進する。

・ 津波浸水地域に立地する官庁施設については、地域防災計画等を踏まえ、地域の一時的な避難施設とするなどの地域ニーズに配慮した整備を図る。

・　道の駅や高速道路のＳＡ・ＰＡ等への避難者の受け入れのため、避難場所、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化を進める。

・　被災者の円滑な避難や被災地の復旧・復興活動の支援のため、避難地、防災拠点として位置付けられた都市公園の整備を進める。

・　避難路沿道建築物及び避難所となる施設の耐震化を促進する。

・　被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等については、下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。

・　津波・高潮防災ステーション等、津波・高潮に関する情報提供施設の整備を推進する。

・　また、避難行動の際、参考となる道路等における標高や津波実績高などの表示を積極的に推進する。

・　市町村によるハザードマップの作成や避難促進施設の所有者等による津波からの避難確保計画の作成を支援するとともに、津波ハザードマップを活用した避難訓練の実施と訓練による防災意識の啓発に努める。また、地域防災力向上のための防災教育を促進する。

・　地震により発生が予測される津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、船舶の津波対策や避泊水域の検討など、港湾内の船舶の津波防災対策を支援する。

・　東京湾における効果的な海上交通管制の構築により、船舶に対し警報等を迅速確実に伝達するとともに、危険な海域や避難海域等の情報を提供する体制が整ったところである。非常災害発生周知措置等に係る定期的な訓練の実施に努める。

・　住民や重要施設等の安全確保に資するよう、緊急地震速報を引き続き迅速かつ的確に提供する。また、住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供する。

・　津波発生時の船舶及び旅客の安全で確実な避難行動の実施に向け、船舶運航事業者における津波避難マニュアルの作成及び作成したマニュアルに基づく津波避難訓練の実施を促進する。

・　津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成２６年９月に策定した。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る有効な手段として、津波救命艇の普及を推進する。

・　船舶に対し警報等を迅速確実に伝達し、情報を提供するため、東京湾における一元的な海上交通管制を構築。新東京湾海上交通センターの運用を開始し、非常災害発生周知措置の体制を整える。

第２　津波防災地域づくりの推進

○　津波防災地域づくりに関する法律のフォローアップ等を踏まえ、推進計画や津波災害警戒区域の指定を推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築

する。

○ 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、地域の実情を踏まえた津波防災地域づくりを推進するため、都道府県、市町村等が実施する次の取組に対して支援する。

＜都道府県の取組＞

・ 基礎調査の実施
・ 津波浸水想定の設定
・ 津波災害警戒区域等の指定

＜市町村等の取組＞

・ 推進計画の作成
・ 津波ハザードマップの作成
・ 避難訓練の実施
・ 避難促進施設の所有者等による避難確保計画の作成
・ 高台等への移転（防災集団移転促進事業等）
・ 津波防護施設の整備・推進

第３　津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等

○ 津波により深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

・ 津波から国土を守るとともに、沿岸住民等の避難のリードタイムを稼ぐため、河川管理施設・海岸保全施設等の整備や耐震・液状化対策を進める。
・ 特に海岸部においては、津波に対して粘り強い海岸堤防の整備や防波堤と防潮堤による多重防護、海岸の侵食対策を推進する。
・ 水門等の確実な操作のため、水門等施設の耐水化を進めるとともに、短時間で数多くの水門等を操作するため、津波浸水が想定される地域においては、重点的に水門等施設の自動化・遠隔操作化を推進する。

○ また、施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。

・ 想定する揺れや津波に対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕を実施する。
・ その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画的に取組を推進する。

第４　津波防災性や信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備

○ 延宝房総沖地震タイプや大正関東地震タイプの地震による津波により道路、港湾、航路、空港、鉄道等の広域輸送を担うネットワークが寸断されると想定される。そのため、深刻な被害を受ける施設や地域については、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦

略的に対策を推進する。

・　道路・港湾・航路・空港・鉄道等の広域ネットワークの確保

・　臨港道路等の整備

第５　災害対応体制の充実強化

○ 災害時における救助・救援活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等の応急対策業務をより一層強力に推進するため、巡視船艇・航空機等の整備等を着実に進める。

第６　被災想定地域における土地境界の明確化の推進

○ 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地方公共団体等を支援して地籍調査を積極的に推進するとともに、国が被災想定地域において重点的に官民境界の基礎的な情報を整備する。

第 12 節　防災力強化に向けた日頃からの備え

第１　防災訓練

○ 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

○ また、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組みを活用するなど、救援活動等を実施する関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。

・ 首都直下地震を想定した実践的な訓練（図上及び実働）を実施し、関係機関等との連携を図る。

・ 防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

・ 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。

・ 東京湾に指定されている緊急確保航路について、発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。

・ 改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。

・ 重要港湾以上の全ての港湾において策定されている港湾ＢＣＰの実効性を確保するため、ＢＣＰに基づく訓練を実施する。

○ 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

第２　防災教育の推進

○ 住民一人一人が災害時に適切に避難できる能力養うため、子供から家庭、さらには地域へと防災知識等を浸透させる防災教育の支援を推進するものとする。

・ 災害時の写真や動画等の提供、出前講座の実施などを推進。

・ 特に学校においては、指導計画等の作成支援や授業に活用できる素材や手引き等の提供

を実施。

○ 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務、円滑な水防活動等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団等の人材の確保、育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第３　防災広報の充実・強化

○ 想定される深刻な事態をビジュアルに伝えるなど国民一人一人が高い意識を持ち、自助・共助による被害軽減を実現させるため、リスクコミュニケーションを展開する。

・ 国土交通省及び各関係機関の情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、海外や国内に対して、平時から容易に防災情報等を入手できる体制を構築。

第７章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

○ 本計画は、「国土交通省日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画」のうち、「第３章 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生時における応急活動計画」及び「第４章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策」と同一のものである。

○ 第１節から第９節では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災及び平成２８年熊本地震、平成３０年大阪府北部を震源とする地震、平成３０年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生直後から概ね７日～１０日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項を記載している。

○ 第 10 節から第 12 節では、巨大地震による強い揺れ・長周期地震動・津波・土砂災害・液状化・地盤沈下・火災等による甚大な人的・物的被害を軽減するため、国土交通省の取り組むべき予防的な対策について、中長期的な視点も踏まえつつ記載している。

第１節　初動体制の立ち上げ

第１　活動可能な体制の構築

○ 強い揺れと巨大な津波により、北海道から千葉県までの広域にわたり甚大な被害が発生し、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。

また冬季に地震が発生した場合、積雪寒冷地特有の課題が生じることや、北海道・東北地方の沿岸地の特性（広大な平地、都市間距離が大きい等）といった地理的課題があり、これまでの

地震・津波対策の延長線上の対策では十分な対応が困難となることも考えられる。

そのため、国土交通省は、業務継続計画に基づき、厳しい被害状況を想定しながら、応急活動にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、発災後は、実際の被災状況等（津波警報等の解除に時間を要する場合も含む）に応じて実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応急活動に全力を尽くす。

○ また発災後速やかに、消防、警察、自衛隊、各地方公共団体、災害協定を締結している建設業者等、応急活動に従事する関係機関との連絡体制を構築する。特に、道路及び航路等の啓開に従事する建設業者等については、活動可能な水準や体制について確認する。

○ 応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、確保や輸送・配分に関し業務継続計画に基づいた輸送・配分を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 発災直後から概ね７日目までの間、国土交通省が所管する各防災拠点等における応急活動の継続が可能となるよう、必要な水・食料、燃料等を備蓄する。

・ 自動車運送事業者の保有する燃料タンク（インタンク）に関する情報共有、燃料優先確保のための資源エネルギー庁との事前調整を行う。また、エネルギー源の多様化等を図るべく、ＣＮＧ車、電気バス等の普及を図る。

・ 建設業者等の保有機械の燃料についても、可能な限り備蓄状況等を確認する。

・ ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥやリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。

・ 道路及び航路等の啓開体制の構築を図るため、企業等との災害協定の締結や関係機関との協議会を設置する。

・ 地方整備局・港湾管理者・業界団体等で締結されている包括災害協定について、協定による応急復旧が円滑に進むよう、日頃から関係者間で意見交換を行う。

・ 確実な初動体制の立ち上げに資するよう、官庁施設の地震対策を推進し、応急活動に必要な機能を確保する。また、施設管理者による官庁施設の津波防災診断の推進、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。さらに、発災時における被害の状況を想定し、地域防災計画等を踏まえ、施設運用管理上の対策等と連携しつつ、施設整備上の対策を実施する。

・　庁舎損壊等が生じた場合においても初動体制を立ち上げられるよう、発災後も確実に機能するバックアップ施設を確保する。

・　初動期において緊密な連携により機能を総合的に発揮できるよう、防災業務に携わる関係機関の立地の集約化その他の防災拠点機能の強化を図る。

第２　応急活動の優先順位と状況に応じた体制の見直し

○　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による被災への対応は、国土交通省の現有する活動能力を大きく上回る可能性が高い。

そのため、国土交通省は、実際の被災状況等を踏まえつつ、求められる応急活動に対して優先順位をつけて対処する。

○　特に初動時においては、被災の状況が刻々と変化するため、状況に応じて柔軟に体制を整備・再編成しながら対処する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　過去の災害対応の経験や訓練を通じて得られた教訓等を踏まえつつ、刻々と変化する状況の中においてどのような対応をすべきなのか、何を優先すべきなのか等について、考え方等を整理し、共有する。

・　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生時において参集することができる職員の人数を把握し、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。真に必要な非常時優先業務を実施するのに必要な職員については、庁舎の近傍の宿舎に優先的に入居させる等所要の措置を講ずるものとする。

・　海上保安庁及び関係管区海上保安本部において日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等を想定した訓練を実施し、必要に応じ業務継続計画等の見直しを図る。

第３　後発地震への注意を促す情報への対応

○　日本海溝・千島海溝沿いで地震が発生した場合には、Ｍｗや震源位置を速やかに計算し、一定精度のＭｗが計算された段階（地震発生後１５分～２時間程度）で、後発地震への注意を促す基準を満たしているかの評価を行い、基準を満たしている場合に気象庁から後発地震への注意を促す情報（「北海道・三陸沖後発地震注意情報」）を発信する。

○　後発地震への注意を促す情報が発信された際の国土交通省の対応については、情報収集・連絡体制の確認、所管施設の必要に応じた点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地

震への備えを改めて徹底するものとする。

第２節　避難支援（住民等の安全確保）

第１　建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援

○ 地震発生直後、震度６弱以上の揺れが発生する地域の古い建物を中心に日本海溝沿いの巨大地震では約１，１００棟、千島海溝沿いの巨大地震では約１，７００棟が全壊する。

－老朽化した耐震性の低い木造建物が倒壊する。

－ビルやマンションの倒壊や中間階の圧潰が発生する。

○ 積雪寒冷地では耐震性が高い住宅が多いが、積雪時には積雪荷重によって被害が増加する。また、地震火災が同時多発し、暖房機器用の家庭用タンクが倒れるなどの延焼火災を含む大規模な火災により、日本海溝沿いの巨大地震では約１００棟、千島海溝沿いの巨大地震では約３，１００棟が焼失する。

そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や不燃化といった事前対策を緊急的に促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。

○ また、地震の強い揺れに伴う斜面の崩壊により家屋の全半壊、歩行者等の被害等が各地で発生する。

そのため、国土交通省では、崩壊による被害が甚大となることが想定される斜面の事前対策を重点的に促進することにより地震直後の人的被害等を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。

○ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震においては、津波が短時間で広範囲にわたり襲来するため、住民などの迅速な避難行動が極めて重要となる。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、タイムリーな情報発信等により、住民等の津波からの一刻も早い避難を支援する。

○ 海上部においても、船舶等に対する避難勧告や災害情報等の提供を迅速に実施し、被害の軽減を図る。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 不特定多数の方が利用する大規模な建築物や避難路沿道、防災拠点となる建築物等の耐震診断の実施と報告の義務付け、老朽化マンションの建替等、耐震化の促進を図る。

・ 建築基準法に基づき、新築や増改築等を行う建築物に設ける一定の天井について脱落対策を義務付ける。また、避難所となる体育館や劇場等の既存建築物について、天井の改修を促進・支援する。

- 延焼被害軽減対策として、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細やかな取組みを推進する。
- 大規模盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防止するため、変動予測調査（大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成や対策工事箇所の特定につながる調査）及び防止対策を推進する。
- 特に甚大な被害が想定される地域を中心に、土砂災害防止施設の整備を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの整備等、土砂災害に対する警戒避難体制の整備を促進する。
- 住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波情報を引き続き迅速かつ的確に提供する。さらに、聴覚障がい者や海水浴客へより確実に伝達するため、「津波フラッグ」の導入の促進や周知啓発に取り組む。また、緊急地震速報の精度向上に取り組む。
- 地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さ等を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。
- 津波が堤防を乗り越えるまでの時間の想定も含め、避難に使うことができる時間の長短を十分念頭に置いた実践的な避難計画に対して重点的に対策を促進する等、地域ニーズに応じた技術的な支援等を行う。
- ＩＣＴ等の新技術を用いて、災害時の情報提供の高度化を図る。
- 自動車によらざるを得ない場合の避難等を支援するため、津波警報等や地震情報をカーナビゲーションに提供する等、ＩＴＳを活用した取組を推進する。
- 都道府県による津波災害警戒区域等の指定について支援する。
- 避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の斜面崩落防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、木造密集地域対策、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。
- 冬期において、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について、積雪や凍結による寸断のため物資供給等が滞ることがないよう、除雪体制を優先的に確保するものとする。また、地域の状況に応じて、道路の防雪施設や消融雪施設等の整備を図るものとする。
- 避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護の推進に取り

組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、ＧＰＳ波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。

・　海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、平時における船舶の津波避難対策の検討を支援する。

・　防護ラインより海側で活動する港湾労働者や利用者等の安全を確保するため、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」を参考とした、港湾の特殊性を踏まえた「港湾における津波避難対策」の検討、策定への支援を行う。

・　船舶運航者等の海事関係者や海洋レジャー活動者の円滑な避難等を支援するため、「海の安全情報」について、より迅速かつ的確な情報発信を行うためのシステムの高度化を図る。

・　日本海溝・千島海溝沿いの地震津波避難対策特別強化地域に所在する港湾（重要港湾以上）において、港湾の特殊性を考慮した避難計画の策定を推進する。また、津波避難施設の整備を支援する。

・　巨大な津波からの避難を支援するため、津波避難施設の整備を実施。特に、積雪寒冷地においては冬季の積雪等による避難速度低下を踏まえ、避難距離や避難時間を短縮するため、防寒機能付き津波避難タワーや積雪等に配慮した避難路等の整備を支援する。

第２　水門等の確実な操作等

○　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により発生する津波による浸水を遅らせ、また浸水を最小限にとどめることにより、住民等が避難する時間を稼ぐため、国土交通省は所管する水門等の確実な操作等を行う。

○　特に、冬期は積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすおそれがあるため、冬期においても水門等が確実に作動するよう配慮するものとする。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　水門等の確実な操作のため、施設の耐水化等を進めるとともに、広範囲にわたり、かつ短時間で数多くの水門等を操作する必要があること、また東日本大震災では水門等操作に携わった多数の方々が津波の犠牲になったこと等を踏まえ、津波が想定される地域においては、重点的に水門等の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理運用を推進する。

第３　避難者の受け入れ

○　特に仙台等の大都市部において、発災直後に大量の避難者が発生すると想定される。特に都市部では、地震による建物被害や余震への不安等により、多くの人が避難所等へ避難するため、あらかじめ指定されていた避難所だけでなく、指定されていない庁舎や公園等の公共施設等

に避難する人が発生する。

そのため、国土交通省は、応急活動に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者を受け入れる。

○ また、道の駅、高速道路のＳＡ・ＰＡ、避難場所として位置付けられた都市公園等の主要な管理施設等においても避難者を受け入れる。

○ さらに、避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの緊急的な整備を促進し、住民等の安全な避難を支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 国土交通省が所管する施設又は国土交通省が所管する事業者が管理する施設（駅や空港ターミナルビル等）への被災者・帰宅困難者等の避難を受け入れるため、周辺の地方公共団体とともに避難受け入れ計画を策定するとともに、避難者の安全確保に必要な施設の改良等を行う。

・ 避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの整備を支援する。

・ 災害時に、ホテル・旅館等宿泊施設を避難受入施設として迅速に提供できるようにするため、宿泊関係団体等と自治体との協定の締結を促す。

第３節　所管施設・事業者における利用者の安全確保

第１　列車や航空機等の安全確保

○ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により、東北地方の新幹線で軌道の変位等の被害が約８０箇所発生する。在来線も津波被害等により広範囲で不通となることが想定されている。

そのため、国土交通省は、鉄道事業者に対し、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策の実施を指導するとともに、鉄道事業者は列車を安全に止めるための対策（新幹線においては更に脱線・逸脱の防止）を実施する。また、発災後は、津波の襲来も念頭において、列車停止後の乗客の安全な避難について万全を期すよう指導する。

○ また、空港については、強い揺れや巨大な津波により、多数の空港が一時閉鎖となる。

そのため、国土交通省は、発災後は、飛行中・地上走行中の航空機への対応を実施する。また、津波警報等が発表された場合には、各空港において空港内の旅客の避難誘導等を迅速に実施する。

○ 旅客船事業者の現場においては、津波発生時に、旅客船事業者が旅客、陸上職員、船舶等について避難行動等を実施する。

○ バスやタクシーについては、旅客自動車運送事業者が乗客を安全な場所へ避難誘導する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　新幹線の耐震対策は概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域のターミナル駅等の重要な鉄道施設の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」に基づき、目標年度での実施について鉄道事業者を指導する。また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。

・　駅間で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間の指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、各事業者の対応策を指導するとともに、その状況を定期的に確認する。

・　強い揺れが想定される地域にある航空輸送上重要な空港については、発災直後も空港の機能が確保されるよう、優先的に空港の耐震化を進める。

・　被災空港を目的地とする航空機が多数発生した場合においても、状況に応じて安全に他空港への目的地変更ができるよう対応要領等を策定する。

・　多数の船舶が航行し、輻輳する湾域等において、津波に対する大型船舶の待避場所を確保する。

・　旅客船事業者の現場において、津波発生時に旅客、陸上職員、船舶等がとるべき避難行動等に関する社内マニュアルを整備するとともに、訓練の実施について旅客船事業者に対して指導する。

・　旅客自動車運送事業者のＢＣＰ策定を促進するとともに、事業者、地方公共団体が連携した図上訓練等の実施を指導する。

第２　主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策

○　地震発生直後、公共交通機関が広域的に停止した場合、一時的に外出先に滞留する人が発生し、大量の避難者や帰宅困難者が発生することが想定されている。冬季は、道路の積雪・凍結等によって徒歩帰宅中の危険・困難が増加する。

そのため、これに対応するためには周辺企業における自社従業員の待機の徹底や混乱を避けるための地域の行動ルールの策定・周知など、地域ぐるみの取組が不可欠であり、地方公共団体や鉄道、バス事業者等により、鉄道利用者に加え駅に集まる避難者に対する避難誘導及び帰宅困難者対策が適切に行われる必要がある。

○　また、帰宅困難者対策は、勤務先や一時滞在施設等にとどまるよう促すことを基本的な考えとしているが、実際に帰宅する人が発生した場合は、他の交通モードと連携しつつ、船舶を活用

した帰宅困難者の輸送についても適切に行われるよう、指導・支援する。

○ 外国からの来訪者等に対し、地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。

・ 地下街等の所有者又は管理者による避難確保計画の策定を支援する。

・ 日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（ＪＮＴＯ）のグローバルサイトにおける発信やＪＮＴＯのＴＩＣにおける多言語の２４時間の電話による問い合わせ対応を実施する。

・ 外国人旅行者を含む帰宅困難者等の行動判断に資する情報提供体制を強化する。

・ 大量に発生する帰宅困難者に対応するため、共助の観点から、民間施設を主体とした一時滞在施設の確保を促進する。

・ 大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を都市機能として事前に確保するため、防災拠点の整備に対して支援を行う。

・ 災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報等をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供。

・ 地震情報などの防災気象情報に関する「多言語辞書」を充実し、気象庁ホームページの多言語化を実施するとともに、民間事業者のウェブサイトやアプリ等を通じた防災気象情報の多言語化を促進する。

第３　エレベーター内の閉じ込めへの対応

○ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、長周期地震動によるエレベーターの停止などにより、エレベーター内の閉じ込めが多数発生すると想定される。

そのため、国土交通省は、消防や民間事業者等によるエレベーター内の閉じ込めに対する救出活動等が適切に行われるよう支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 早期に閉じ込めの救出がされるよう、エレベーター保守事業者による閉じ込め救出体制の整

備等を進める。

・　エレベーターへのＰ波感知型地震時管制運転装置の設置を促進する。

第４節　被災状況等の把握

第１　ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査

○　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、広範囲にわたる強い揺れと巨大な津波により、大規模な被災が同時多発すると想定される。

そのため、国土交通省は、こうした状況下においても緊急的に被災状況等を把握するため、関係する防災機関と連携しつつ、災害対策用ヘリや人工衛星、ＳＡＲ観測技術、レーザ測量技術等を活用した緊急調査を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　迅速な施設点検を行うため、車両の計画的な取得や訓練の実施など、必要な対策を講じる。

・　様々な状況下においても必要不可欠な緊急調査を実施できるよう、関係機関と調整しつつ、次の内容等を定めた「緊急調査計画」をあらかじめ策定しておく。

→　緊急調査の総合調整（結果の集約等を含む）の実施主体

→　甚大な被害（浸水・土砂災害・河道閉塞・孤立・火災等）が想定される地域

→　最優先で調査すべき重要な施設等

→　ヘリの飛行ルート、関係機関のヘリとの飛行ルートの調整、給油ポイント

→　被災空港における航空機の離発着のための事前調整

→　職員が同乗しないヘリでの調査を可能とするための事前準備（機材の改良、距離標の設置、飛行中のパイロットが飛行位置や状況を説明できるような訓練等）

→　関係機関との調査範囲や内容の役割分担、連絡体制、調査結果の共有

・　関係機関との連携を強化し、被災情報や通行可能道路状況等の情報収集体制の強化を図る。

・　ＳＡＲ観測技術やレーザ測量技術、ＩＴ技術を活用し、被災前の現状の地形データ、精密標高データ等を入手する。

・　被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象にＣＣＴＶ等の増設を進める。

・　各地方整備局等に配備する災害対策用ヘリの計画的な更新を進め、ヘリの広域的な応援体制を強化し、早期に迅速な被災状況の把握ができるように、体制の確保を図る。

・　被害状況調査を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇・航空機の整備を実施。引き続き体制の強化を進める。

第２　全国からのＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ派遣

○　北海道から東北地方・関東地方にかけての広い範囲にわたり大きな被害が想定されるため、あ

らかじめＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画を策定し、迅速な派遣に備える。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　発災直後から概ね７日～１０日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援も含め、地方整備局等において、次の内容等を定めた「ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画」を策定し、関係機関で共有する。

→　応急対策活動を迅速･的確に実施できるよう、全国の地方整備局等から派遣する隊員数、災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等

→　要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成

→　第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員

→　大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保

→　地方整備局ごとに派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点等の選定

・　ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥが使用する車両（緊急自動車を除く）については、緊急通行車両として登録するとともに、レンタカー会社やタクシー会社等と利用協定をあらかじめ締結するなど、迅速な移動手段を確保する。

・　応急活動で必要となる燃料等を確保するため、関係機関と協定を締結する等、燃料供給体制を確保する。

・　災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施、ＩＣＴやＩＯＴの活用等により、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの災害対応力向上を図る。

・　ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ隊員を支援できる民間人材の確保やＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの活動をマネジメントする機能の強化など、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの体制・機能の拡充・強化に努める。

・　様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。

第３　住民や事業者等からの情報収集

○　日本海溝･千島海溝沿いの巨大地震は広範囲に被災が及び、国土交通省が現有する情報収集機能が十分発揮されないことも想定されるため、国土交通省は、地域住民、建設業者等の民間事業者の協力を得ながら、様々な手段で情報収集を行うものとする。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　初動時における建設業者・交通関係事業者等情報収集への協力者との協定等を締結しておくとともに、情報収集・伝達・集約の手段について定める。

・　短時間のうちに大量に寄せられる被災情報等を迅速に集約･整理するためのシステムを開発･導入する。

・　災害発生時に被災地を運行中のバス・タクシーによる被災映像等の情報提供又はタクシー無線の活用が行えるよう、国土交通省・地方自治体と関連事業者との連携強化を推進する。

第４　被災情報等の統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）への集約と共有

○　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生直後の極めて厳しい状況下においても円滑な応急活動が可能となるよう、国土交通省は、「統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ)」等を用いて災害初動期の情報収集・共有体制を強化するとともに、ＤｉＭＡＰＳ等を活用し、関係機関との情報共有体制を強化する。また、これを活用して可能な限り一般にも情報を提供し、避難行動等を支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　膨大な災害情報を地理院地図上に集約し、迅速に把握・共有することができるＤｉＭＡＰＳを平成２７年９月より運用し、災害対応戦略の立案に活用するとともに、ほぼ全ての情報を一般公開している。

・　円滑な応急対策活動が可能となるよう、国土地理院を中心に津波浸水想定区域等の基礎的な情報を事前にＤｉＭＡＰＳに集約する。

・　関係する防災機関とＤｉＭＡＰＳを共有するとともに、訓練等を通して実際においても十分活用できるようにする。

第５節　被災者の救命・救助

第１　沿岸域における被災者の捜索・救助活動

○　沿岸域においては、津波による多数の行方不明者や孤立者が発生することが想定されるため、国土交通省は、迅速な捜索救助活動を実施する。

○　また、船舶の漂流・転覆・座礁、海上及び臨海部の火災、危険物等の流出、多数の漂流物等が広範囲にわたり発生することが想定される。一方で、現有する庁舎や海上保安庁等の船舶等にも重大な被害が発生するおそれがある。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、道路、港湾、航路、空港、河川を総合的に活用した緊急輸送ルートを設定するとともに、それらを確保するための総合的な啓開（総合啓開）や緊急排水に関する計画をあらかじめ策定し、発災後は、これに基づく重点的な啓開・排水作業を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　発災直後において、海上保安庁の船艇・航空機を全国から迅速に動員するため、あらかじめ

動員計画を策定する。

・　警察・消防等の関係機関と連携した合同訓練等を通じ、捜索救助能力の維持・向上、関係機関との連携・協力体制の充実等を図る。

・　東日本大震災で得られた教訓や南海トラフ巨大地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震で想定される事態を踏まえ、緊急時対応のための巡視船艇・航空機の整備を進める。

第２　状況に応じた優先的な道路啓開の実施等

○　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、被災地内の多くの道路において、激しい渋滞等による道路啓開作業の遅れに伴い、救命救助・消火活動、支援物資輸送などの緊急車両の通行が阻害され、被害が拡大するおそれがある。冬季においては、積雪や凍結等により、物資輸送に通常よりも時間を要する。

そのため、国土交通省は、プローブ情報等を活用し被災状況の迅速な把握と共有を実施するとともに、関係機関や業界等と連携しつつ、状況に応じた優先的な道路啓開を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　官民の保有するプローブ情報等のビッグデータの活用やカメラ、バイク・自転車隊による調査のほか、ＵＡＶによる調査により、早期に被害状況を把握し、災害対応の強化を図る。

・　発災後に道路状況に関する情報共有や啓開作業の調整等を行うため、道路管理者等関係機関による協議会を活用する。

・　発災後に道路啓開に必要な重機やレッカー車等を確実に確保するため、建設業界やレッカー業界等との災害協定を締結する。

・　緊急輸送ルートを基本とした道路啓開計画を策定し、関係機関と共有する。

・　電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、電線共同溝の整備など無電柱化を推進する。

・　緊急車両の円滑な移動のため、高速道路と一般道路等を連携させた緊急輸送ルートの確保方策について検討を推進する。

・　発災時には、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するため、広域迂回への誘導、緊急交差点改良、他モードとの交通連携等ソフト・ハードの渋滞対策を検討する。

・　ライフラインの早期復旧に向け、道路啓開による支援を行うことを想定し、関係機関との連携体制について検討する。

・　南海トラフ地震及び首都直下地震の対応に関する取組も参考にしつつ、役割・連携方法を確認するなど実効性を高める取組を推進する。

・　緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制整備などの取組を実

施する。

第３　陸海空の総合啓開

○ 発災後、道路、港湾、航路、空港は、広範囲にわたり施設の被災や浸水、大量のがれきの堆積等により寸断されると想定されるが、そうした状況下においても、被災者の救命・救助を行う自衛隊や消防、警察等の一刻も早い被災地への進出・展開を支援するため、被災地への進出経路（緊急輸送ルート）を迅速に確保する必要がある。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、道路、港湾、航路、空港を総合的に活用した緊急輸送ルートを設定するとともに、それらを確保するための総合的な啓開（総合啓開）や緊急排水に関する計画をあらかじめ策定し、発災後は、これに基づく重点的な啓開・排水作業を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 緊急輸送ルートの総合啓開や緊急排水に関する計画には、次の内容等を定める。

→ 各施設の規模、維持管理水準や老朽化の程度等も踏まえた被害想定

→ 想定される広域的な救援等の種類と規模

→ 啓開や緊急排水活動・緊急活動・避難・防災・医療（ＤＭＡＴ等）・輸送の拠点、発電所等ライフライン重要拠点（なお、拠点確保にあたっては基幹的広域防災拠点、道の駅、ＳＡ・ＰＡ、空港、公園、総合病院等の既存施設を最大限活用）

→ 代替機能を有する施設（河川の緊急用河川敷道路、船着場、臨港道路等を含む）

→ 緊急輸送道路や緊急確保航路等を使用した後方支援拠点から避難・防災・医療等の各拠点までの緊急輸送ルート案（複数案）

→ 緊急輸送ルート案や各拠点の重要度等を踏まえた啓開や緊急排水の優先順位・目標時間の設定

→ 啓開や緊急排水を実施するために必要な後方支援拠点と体制、資機材、補給対応

→ 救命・救助活動を実施する関係機関等に対して、緊急輸送ルートの啓開や緊急排水の進捗状況を迅速に情報提供するための体制整備

・ 道路及び航路等の啓開や緊急排水に必要な関係機関との連携を強めるため、建設業者、専門業種（レッカー、カッター等）、建設機械レンタル業者等との協定締結を進める。

・ 特に緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、斜面崩落防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、雪崩危険箇所の調査や公表等の情報開示、道の駅等の防災拠点化等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。

・　支援物資や支援部隊等の輸送を行う海上輸送拠点となる港湾については、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震においても致命的な被害を受けないように施設の耐震化及び津波対策を推進する。

・　港湾における緊急輸送路等の早期回復を目的として、水深に異状を生じたおそれがある場合に、必要に応じて水路測量等を実施するため、所要の資機材等の整備等を進める。また、航路標識の応急復旧用資機材の安定確保に努める。

・　発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。

・　改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。

・　改正港湾法に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾ＢＣＰの改善を図る等、円滑な被災地支援体制の構築と社会経済活動の早期回復を図る。

第４　救命・救助活動の支援

○　自衛隊や消防等による発災直後の救命・救助活動は、大規模土砂災害の発生現場や津波被害地域で実施されると想定され、二次災害を防止するためには、現場の状況や危険度を活動主体に的確に伝えることが求められる。

そのため、国土交通省は、被災や地形・地盤状況を示す写真・地図・画像、浸水範囲図等、被災前後の詳しい現地情報を収集・集約し、今後の拡大見込み等を救命・救助活動実施主体に情報提供並びに助言を行う。

○　救命・救助活動においては、部隊の活動拠点の確保が重要な課題となる。

そのため、国土交通省は、所管する基幹的広域防災拠点や防災拠点として位置付けられた都市公園等については、救命・救助活動の拠点として提供する。

○　多数の負傷者等の発生が想定されるため、自動車運送事業者等からの協力を得つつ、負傷者等の緊急搬送を支援する。

○　救援航空機の安全確保のため、被災地周辺の空域について、関係機関からの要請に応じ、救援機以外の航空機に対する飛行自粛の協力要請等を行う。

○　救命救助活動にあたる各機関の全国からの動員・集中を支援するため、関係機関と連携して、フェリー等の船舶を活用した輸送を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　二次被害の発生予測に資するため、測量用航空機・人工衛星等を活用した被災状況調査結果など地理空間情報の速やかな提供が可能となるよう、統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）

の活用を進める。

・　自衛隊や消防等による救命・救助活動の拠点等となる基幹的広域防災拠点の早期運用体制の確立や都市公園の整備の支援を進める。

・　負傷者等の緊急搬送について、自動車運送事業者等及び関係機関とあらかじめ協定を締結するなど、発災直後の迅速な行動に資するよう、準備を整える。

・　フェリーによる自衛隊、消防、警察等の輸送を実施するため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。

・　警察庁、消防庁、防衛省及び民間フェリー事業者等と連携し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、南海トラフ地震及び首都直下地震発災時に民間フェリーで広域応援部隊を迅速に輸送するための海上輸送対策を策定。

・　旅客船事業者団体に対し広域応援部隊の優先的輸送への協力を要請。

・　広域応援部隊の輸送にかかる民間フェリー事業者において、スペース確保のための運用方針を策定。

・　定期的に連携強化のための検討会を開催（年２回）するとともに合同図上訓練を実施。

・　洋上における効果的な災害対応に資することを目的として、必要な情報の提供を実施。

第５　孤立集落等への対応支援

○　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の強い揺れで生じる土砂災害や巨大な津波による道路の寸断により、山間部や沿岸部の広い範囲で日本海溝沿いの巨大地震では約２１０、千島海溝沿いの巨大地震では約１１０の集落が孤立すると想定されているほか、離島が孤立するおそれがある。

そのため、国土交通省は、緊急調査により集落孤立の状況を速やかに把握するとともに、救命・救助等を実施する自衛隊や消防等に対して的確な情報提供を行う。また、これらの機関や地方公共団体と調整しつつ、迅速かつ重点的な道路啓開等に努める。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　地方公共団体等と連携して孤立のおそれがある集落等をあらかじめ抽出し、発災後の孤立集落調査に向けた事前計画を策定する。

・　孤立により困難となる通信手段の確保については、通信用機材の提供も含め、関係機関と連携して対応方策を検討する等、事前の準備を進める。

・　離島についても、災害時における孤立防止等のための防災機能の強化を図る。

第６節　被害の拡大防止・軽減

第１　複合災害への対応

○ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の強い揺れに伴い、山間地域では多くの斜面崩壊や地すべりが発生し、これに伴い多数の河道閉塞が生じると想定される。

そのため、国土交通省は、発災直後の緊急調査の結果を踏まえ、河道閉塞発生箇所を速やかに把握するとともに、発生状況や決壊の危険性、また下流域への影響を分析、検討し、重点的に住民の警戒避難の支援、監視体制の強化、アクセスルートの整備や仮排水路の設置を実施する。

○ 河道閉塞等の大規模な被災や二次災害のおそれ等に対しては、迅速かつ集中的な対応を行うため、高度な技術力を持つＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ隊員を集中的に派遣する。

○ また、都市部には住宅密集地など斜面崩壊等による被害が甚大となる地域が多数存在しており、これらの地域では、地震後の降雨等により緩んだ地盤の崩壊や河道閉塞の決壊等、被害の拡大・深刻化も懸念される。

そのため、国土交通省では、膨大な斜面崩壊等による被害想定箇所についてあらかじめリスク評価を実施するとともに、地震発生後、この評価に基づいた重点的な点検・応急対策を実施する。

○ 海抜ゼロメートル地帯等においては、地震の強い揺れに伴い堤防や水門等が沈下・損傷し、洪水・高潮による浸水被害が発生するおそれがある。さらに、満潮時や異常潮位発生時には浸水域が拡大・深刻化することになる。

そのため、国土交通省は、関係機関と連携して重点的に事前対策を推進するとともに、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水を実施する。また、浸水があらかじめ予測できる場合は、関係機関と連携し、防災行動計画による避難等の支援を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・ 河道閉塞形成の可能性が高い地域をあらかじめ把握し、発災後の対応計画を事前に策定する。

・ 山間地での円滑な応急活動に資するよう、調査資機材や分解型無人重機の配備等、緊急調査及び応急対策に必要な装備の充実を図る。

・ 緊急調査を迅速に実施できるよう防災体制の整備を図るとともに、対応する職員の技術力向上・維持のための研修・訓練を継続的に実施する。

・ 関係自治体と連携し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震及び地震後の降雨等で斜面崩壊等による被害が想定される箇所についてリスク評価を実施する。

・ 斜面崩壊等の被害が想定される箇所におけるリスク評価に基づき重点的な緊急点検・応急対策の実施が可能となるよう、緊急点検計画を策定するとともに、訓練等を実施する。

・　河道閉塞等の大規模土砂災害に係る緊急調査や応急対策に必要な資機材等の整備及び訓練・研修を実施する。

・　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震と洪水・高潮等が複合して発生する場合に浸水が想定される海抜ゼロメートル地帯等において、関係機関等と連携し、海岸堤防や水門等の海岸・河川管理施設等の整備、耐震化・耐水化等の対策を推進する。

・　複合災害による浸水を想定し、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水に関する計画を策定する。

・　浸水に対する地下街等の自衛水防を支援するとともに、混乱なく迅速な避難に資するよう、防災行動計画（タイムライン）の活用についても検討を進める。

第２　コンビナート火災・油流出等への対応

○　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では巨大な津波が広範囲の沿岸域を襲うため、沿岸部に工場やコンビナート等が集積する地域においては、これらの被災に伴う火災、危険物等の海域への流出等が発生し、被害が拡大するおそれがある。

そのため、国土交通省は、港湾管理者等関係機関と連携・協力しつつ、救助・救援、消火等を迅速に実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　民間企業や消防等関係機関との連携を図るため、官民一体となって訓練等を実施する。

・　民間企業が所有する工場等の耐震化や護岸・岸壁の適切な維持管理、必要な資機材の準備等、地震発生時の被災を軽減する事前対策を促進する。

・　海上保安庁による消火・災害対応能力を強化するため、巡視船艇の必要な整備を進める。

・　石油コンビナート防災訓練に参加し、自治体や消防など関係機関との連携の強化を図る。

第３　優先順位に基づく施設の応急復旧

○　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、国土交通省が所管する施設等で広範囲にわたり甚大な被災が発生すると想定される。

そのため、国土交通省は、緊急輸送への支援や復旧資材の調達、施工業者の確保の状況等を踏まえつつ、例えば、場所によっては緊急車両の通行を確保するための段差解消など最低限の措置にとどめる等、優先度・緊急度に応じた施設の応急復旧を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　所管する施設等で甚大な被害が多数発生することが想定されるため、応急復旧用資機材等の整備・充実を進める。

・　特に、強い揺れや巨大な津波が想定される地域に存在し、代替機能の確保が難しい施設等に

ついては、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震においても致命的な被害を受けず、簡易な補修で一定の機能を回復できるよう、耐震対策等を重点的に進める。

・　災害時の緊急復旧活動等を円滑に行うため、緊急河川敷道路や防災船着き場、河川防災ステーション等の整備等の必要な対策を実施する。

第４　非常災害時における国による港湾の管理等

○　東日本大震災の発生後、津波により港内外に大量の貨物が流出し、航路を塞いだことで、緊急物資船をはじめとする船舶の航行が困難となった。

そのため、一般水域のうち災害が発生した際に障害物により船舶の交通が困難となる恐れのある水域を緊急確保航路として指定し、非常災害時には国により迅速に航路啓開作業を実施する。

○　非常災害時においては、複数の都道府県に被害が及ぶことが想定されるため、緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する拠点が必要となる。そのため、首都圏及び京阪神都市圏に基幹的広域防災拠点を整備し、災害時は国により運用する。

○　平成２８年熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え、自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じた。

そのため、港湾管理者からの要請があり、地域の実情等を勘案して必要があると認められるときは、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。

・　大規模災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する全国で２箇所の基幹的広域防災拠点において、緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制の強化を図る。

・　非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、関係機関と連携し、防災訓練の実施、港湾ＢＣＰの改善等の災害対応力強化に取り組む。

第５　被災建築物等応急危険度判定活動

○　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により住宅・建築物の被災が想定される地域では、余震時の建築物の倒壊等による二次被害の発生も想定される。

そのため、国土交通省は、発災後実施される被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、被災した地方公共団体に対して応急危険度判定士等の派遣の支援・調整を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、あらかじめ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。

・　地震による人的被害、経済被害を軽減するため、天井、エスカレーター等の非構造部材を含めた住宅・建築物の耐震化を促進する。

第６　災害対策用機械の大規模派遣

○　発災後、広範囲にわたる被害の拡大防止・軽減活動が展開され、全国規模での災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車、対策本部車等）の出動が想定される。

そのため、国土交通省は、あらかじめＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画を策定し、これに基づいた迅速かつ的確な災害対策用機械の派遣を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　国土交通省が所有する災害対策用機械の諸元・性能のデータベースの整備を進める。

・　応援派遣された機械の集結方法、指示系統、メンテナンス体制、燃料供給体制等について、派遣の長期化も踏まえた計画を策定する。

・　災害対策用機械や無人化施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。

・　新たな災害対策用機械の開発に向けた検討や、現有機械の高度化に関する検討を行い、計画的な配備を進める。

第７節　被災した地方公共団体支援

第１　リエゾンの派遣

○　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、北海道から東北地方・関東地方の広域にわたり、多くの地方公共団体も甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。

そのため、国土交通省は、全国的な組織を最大限活用し、本省及び全国の地方支分部局から被災した地方公共団体にリエゾンを派遣し被害状況を把握するとともに、防災機関としての機能を喪失した地方公共団体に代わり、地方公共団体や被災者等のニーズを直接把握し、必要とされる支援に全力で取り組む。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、あらかじめＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画を策定し、深刻な被害が想定されている地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。

・　本省からのリエゾン派遣にあたっては、事前に、出身地や勤務経験地、過去の災害対応の経

験などの情報も含めた派遣候補者のリストを整理し、発災時に直ちに職員を派遣することができるように備えておく。

・　また、公用携帯電話、モバイルパソコン等、現地派遣時に必要となる機器や環境の整備を事前に行うとともに、派遣職員の宿泊先や移動手段の確保を行う体制をあらかじめ整えておく。

・　気象庁防災対応支援チーム（ＪＥＴＴ）を地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活動や気象に関する情報提供、解説を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。

・　東日本大震災から得られた教訓等を踏まえ、被災した地方公共団体や被災者のニーズを想定し、当該地方公共団体や関係機関等と連携しつつ、事前計画を策定しておく。

第２　情報通信機材等の派遣

○　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、北海道から東北地方・関東地方の広範囲にわたり、多くの地方公共団体が甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。そのため、あらかじめＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画を策定し、発災後速やかに、全国の地方整備局等から衛星通信車、Ｋｕ－ＳＡＴ、ｉ－ＲＡＳ、公共ＢＢ等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　甚大な被害が想定される地方公共団体については、当該地方公共団体や関係機関と連携しつつ、情報通信機材を用いた合同訓練や自治体災害時支援台帳の整備を実施する。

第８節　被災者・避難者の生活支援

第１　避難者に必要な物資の広域輸送

○　日本海溝沿いの巨大地震では、約５９．９万人、千島海溝沿いの巨大地震では約３２．３万人の避難者が発生すると想定されており、避難者への大量の生活支援物資の輸送が重要な課題になると想定される。

そのため、国土交通省は、自動車運送事業者や鉄道事業者、海運事業者、航空事業者等の協力を得つつ、被災地や避難所への広域的な支援物資の輸送体制を構築する。

○　国土交通省は、広域的な支援物資の輸送を支えるため、基幹的広域防災拠点の活用や所管する道路、港湾、航路、空港等施設の総合啓開や応急復旧等を実施する。

特に航路については、地震や津波による地形変化、海底に沈降した車両等により海底の状況が大きく変化することから、関係機関と連携しつつ航路障害物等の調査を行い同障害物の引き上げを実施するとともに、航路啓開作業の進捗に合わせ水深を確認するための水路測量を実施して、結果を関係者に提供する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　トラック輸送については、物資輸送の担い手となる関係事業者等と協議会等を開催し、緊急時の連携等について認識を共有しておくとともに、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送の実施に関する協定締結等を促進する。

・　海上輸送についても、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送の実施に関する協定締結や地方公共団体向けのマニュアル作成等を促進するとともに、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。

・　物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、道路の斜面崩落防止対策、耐震補強等の対策を重点的に推進する。

・　基幹ネットワークの強化を図るため代替性確保のための道路ネットワーク整備、大都市圏環状道路等の整備を推進する。

・　発災時に円滑に海上輸送ルートの活用が可能となるよう、代替輸送ルートの設定や代替港湾の利用に係る関係者との体制構築、港湾間の災害協定等を推進する。

・　ＪＲ貨物の高性能機関車等の整備に対する支援策を通じて、災害に強い貨物鉄道ネットワークの構築を促進する。

・　防災体制を強化するため道の駅、ＳＡ・ＰＡ等の防災拠点化を推進する。

・　広域的な支援物資の物流拠点となる基幹的広域防災拠点等や物流拠点となることが想定される都市公園や民間事業者の施設等については、発災後の速やかな使用を想定し、必要な対策を進める。

・　大規模津波防災総合訓練など、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を想定した実践的な訓練（図上及び実働）を実施し、関係機関等との連携を図る。なお、避難行動に支障をきたすと考えられる冬季における訓練についても留意するものとする。

・　海上保安庁の巡視船艇・航空機の物資輸送能力を強化するために必要な整備や航路啓開、水路測量作業に必要な装備、資機材の整備を進める。

・　災害時に活用可能な民間物資拠点の新規追加、既締結協定の高度化、ラストマイルを含む支援物資輸送に係る課題の分析、対策の検討、訓練の実施等により、災害に強い物流システムの構築を推進する。

・　災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。また、道路啓開・災害復旧を国が代行することにより、早期の機能確保を図る。

第２　避難場所の拡大

○　日本海溝沿いの巨大地震では、約５９．９万人、千島海溝沿いの巨大地震では約３２．３万人

の避難者が発生すると想定されており、避難場所の確保が重要な課題になると想定される。

そのため、国土交通省は、避難場所として位置づけられた都市公園を避難者の受入先として活用するとともに、民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受入先としての活用を促進する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の災害応急対策施設を有し、避難場所としての機能を発揮する都市公園の整備を支援する。

・　避難受入施設として活用可能な施設を有する民間事業者等と地方公共団体との間で、利用に関する協定等の締結を支援する。

第３　生活用水と衛生環境の確保

○　強い揺れや巨大な津波により水供給システムや下水処理場・管路が甚大な被害を受けると想定され、広域にわたり生活用水の供給が停止するおそれや、発災からの時間経過とともに避難所での衛生環境が悪化するおそれがある。

そのため、被災時にも安定した生活用水の供給が可能となるよう、利水施設管理者間が連携して対応する。

○　また、下水道管理者は、国土交通省及び地方公共団体、関係機関による広域支援体制を構築しておくとともに、避難者等の衛生環境の確保に資するよう、簡易な下水処理やマンホールトイレシステムを設置する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における代替水源として地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。

・　多くの避難者が想定される地域等については、下水処理場や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、ＢＣＰの策定を速やかに実施する。

・　生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄化設備の設置等について検討するなど対策を進める。

第４　被災者向け住宅等の供給体制の整備

○　非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必

要となる。

そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型応急仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、ＵＲ賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　応急仮設住宅については、地方公共団体へのマニュアル作成とそれに基づく訓練の呼びかけや、被災者向け住宅の円滑な確保のための関係団体等と都道府県との間の災害協定締結を支援する。

・　避難所として位置づけられたホテル・旅館等の耐震化を促進する。

第９節　施設等の復旧、被災地域の復興

第１　施設等の復旧

○　地震の規模が巨大であり、被害も甚大であることから、多数の道路の通行止め箇所、広範囲にわたる沿岸部での大規模浸水等の長期継続が想定される。

こうした状況を踏まえ、人口集中地域やサプライチェーン等被災した場合の経済への影響の大きさ等を考慮しつつ、各施設の被災状況について十分に調査した上で、特に重要な地域については重点的・優先的に施設等の本格復旧、緊急排水等を実施する。

○　強い揺れや巨大な津波によって、自動車検査登録に関わるメインシステムの停止等が発生した場合、多数の水没車両の処理や全国の自動車取引の途絶等、復旧・復興や我が国の経済活動に長期的な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、国土交通省は、必要な行政機能・システムを維持できるよう、バックアップシステムへの切り替え、制度の柔軟な運用、移動自動車相談所の設置等の対策を実施する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　関係機関とともに、緊急排水計画を策定しておくとともに、必要な装備、資機材等について、全国からの応援も含め十分に備える。なお、計画策定にあたっては、作業に活用する現地の道路の構造や被害想定等も十分勘案し、実効性のある計画にする。

・　燃料・資機材の確保にあたっては、平時より備蓄管理を進める。その際、燃料等の劣化を防ぐため、日常での利活用を含めた備蓄管理の検討等の対策を進める。

・　復旧活動を迅速に進めるため、地方支分部局等間の広域支援体制等を構築しておく。

・　サプライチェーンを迅速に確保するため、関係機関が連携して、代替輸送ルートの設定も含む、災害時の事業継続計画を策定するとともに、必要な災害協定の締結等を推進する。

・　自動車の検査登録業務の機能継続を可能とするため、必要な電源供給等環境整備の他、研修・訓練等を実施する。更に、メインシステムとバックアップシステムの同時被災を避けるため、施設の耐震性能等の強化や立地地域の見直し等の取組を進める。

・　また、災害規模に応じた自動車の検査登録に関わる特例措置等の実施基準を策定する他、災害時に迅速な対応が図れるよう、関係機関と調整を進める。

・　関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。

第２　迅速な復旧に向けた取組

○　発災後、一日も早い生活再建に向け、インフラの迅速な復旧が急務であり、「災害査定の効率化」をはじめとした災害復旧事業の迅速化・効率化の支援を実施する。

そのため、インフラ復旧をより迅速に実施できるよう、被災自治体の支援や民間事業者等との連携を一層進めていく。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　迅速性が求められる災害復旧や復興において、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し随意契約を含め適切な入札契約方式等を選定する基本的な考え方を示した「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を平成２９年７月に国において策定し、地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考とするよう通知するとともに、地域発注者協議会等を通じて内容を周知する。また、調査及び設計業務においても同様の措置を講じる。

・　ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ隊員を支援できる民間人材の確保やＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの活動をマネジメントする機能の強化など、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの体制・機能の拡充・強化に努める。

・　大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成２９年１月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。

・　被災した鉄道路線の早期運転再開に向け、道路・河川等関係者と連携した取組を行うための体制を整備する。

第３　迅速な復興に向けた支援

○　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震において想定される極めて甚大な被害から早期に復興を遂げることが可能となるよう、国土交通省は、地方公共団体による復興計画の策定を支援し、迅速な被災地域の復興を目指す。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　地方公共団体が発災後、迅速に復興計画を策定できるよう、東日本大震災における課題等を

収集し、共有するなど事前の取組を進める。

・　復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。

・　宿泊施設のキャンセルなど、観光業に深刻な影響が生じた場合に、幅広い関係者の協力を得ながら、「復旧状況等についての正確な情報発信」等により、風評被害の払拭に努め、いち早い被災地の復興を観光面から支援する。

第４　担い手の確保・育成

○　災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休２日の実現などの働き方改革、技能労働者の処遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。

＜平時から準備しておくべき事項＞

・　令和元年６月に成立した新・担い手３法に基づき、働き方改革や生産性向上等の取組を推進する。

・　令和２年７月に中央建設業審議会が作成・勧告した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。

・　実勢を反映した設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の設定などによる適切な賃金水準の確保及び国庫債務負担行為や早期発注・繰越制度の活用による施工時期等の平準化のほか、社会保険への加入促進や、学校での出前授業や建設業の魅力を伝えるポータルサイトによる情報発信等の取組を推進する。

・　業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの構築、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。

・　公共工事の発注においては、分離分割発注の徹底や地域要件の設定を行うとともに、総合評価落札方式において、災害協定の締結状況や地方公共団体における工事の受注実績を評価し加点を行う等、地域企業の受注機会を確保する取組を実施する。

第 10 節　強い揺れ・長周期地震動への備え

第１　住宅、建築物、宅地の耐震化等

○　日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、マグニチュード（以下「M」という。）７からＭ８を超える巨大地震や、地震の揺れが小さくても大きな津波を発生させる“津波地震”と呼ばれる地震まで、多種多様な地震

が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

- 住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和１２年までに耐震性が不十分な住宅を、令和７年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。
- 災害時に帰宅困難者・負傷者等を収容するための拠点となる建築物について、施設整備・機能強化を促進する。
- エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、Ｐ波感知型地震時管制運転装置の設置を促進する。
- 天井の脱落防止、エスカレーターの落下防止のための基準強化、既存建築物の改修の促進により、建築物の非構造部材の耐震化を促進する。
- 宅地については、大規模盛土造成地の滑動崩落のおそれのある区域を特定し、住民に広く情報提供するとともに、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を推進する。
- 地震動による液状化のリスクが相対的に高い地域を把握し、これを応急対策にかかる計画に反映するとともに、これらを基にしたハザードマップを作成、公表することにより液状化に対する住民の防災意識向上を図る。
- ブロック塀等の安全確保に向けた取組を推進する。

第２　公共施設の耐震化等

○ 発災後、公共施設等がいかに迅速に防災拠点や緊急輸送道路、また耐津波防御施設として機能するかは、被害全体の規模や復旧・復興に向けた活動を左右する、極めて重要な要素である。そのため、公共施設等については、これまで取り組んできた次に掲げる耐震性能の向上等に引き続き取り組むとともに、特に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

- 地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損傷により生ずる洪水・高潮による浸水被害、津波の遡上等から地域を守るため、海岸・河川堤防、水門・樋門、排水施設等について、地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進する。
- 災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、船着場、河川防災ステーション等の整備を推進する。

・　発災後の国民の生活を１日でも早く日常に戻すため、下水道施設の耐震・液状化対策を推進する。

・　発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や１日も早いサプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、耐震・液状化対策を推進する。

・　発災時の利用者等の安全を確保する他、発災後の速やかな応急活動の開始や被災者等の避難場所として機能を発揮するよう、庁舎等の耐震化を推進する。

・　標識等の劣化状況に基づく緊急的かつ計画的保全工事及び耐震・耐波浪対策の計画的な実施をする。

○　また、施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。

・　想定する揺れに対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕を実施する。

・　その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画的に取組を推進する。

第３　地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策

○　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震においては、広域において強い揺れが発生することが想定されるため、地震の観測等を強化し、緊急地震速報の精度向上を図る。

○　日本海溝・千島海溝沿いの地震活動を観測するための体制、後発地震への注意を促す情報等を適時・的確に発信・発表するための体制を維持するものとする。

○　また、広範囲にわたり長周期地震動による超高層建築物等の大きな揺れ等が想定されることから、長周期地震動による大きな影響が想定される地域や建築物等については、以下の取組を推進する。

・　発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。また、長周期地震動の予報の発表に向けた取組を進める。

・　既存の超高層建築物等のうち長周期地震動による影響が大きいものへの対策の検討を進める。

第４　火災対策

○　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による強い揺れや巨大な津波により大規模な火災が発生し、最大で日本海溝沿いの巨大地震では約１００棟、千島海溝沿いの巨大地震では約３，１０

０棟が焼失すると想定されている。

そのため、こうした甚大な被害の軽減に資するよう、深刻な被害を受ける施設や地域においては対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

・　大規模な火災の発生が懸念される密集市街地において、市街地や公園緑地等の整備、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備、老朽建築物の除却と合わせた耐火建築物等への共同建替え、避難や消火活動の向上を図る狭隘道路の拡幅等、きめ細やかな対策を推進する。

・　海上部やコンビナート等臨海部における火災への対応として、消防能力を強化した巡視船艇の整備や民間企業等が所有する護岸や岸壁を含めたコンビナートにおける施設の適切な維持管理を促進する。

・　火災対応を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇･航空機の整備を実施する。引き続き体制の強化を進める。

第５　土砂災害対策

○　地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼしたり、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害危険箇所について、対策施設の整備を推進するとともに、地域住民の防災力を効果的に高める警戒避難体制の整備等、ハード・ソフト一体となった効果的・効率的な土砂災害対策を推進する。

・　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等により発生する土砂災害への対応を強化するため、「大規模土砂災害対策技術センター」において大学等関係機関と連携し、大規模土砂災害に対する調査研究を推進する。

第６　雪崩対策

○　地震に伴う雪崩等の発生を防ぐため、住民への雪崩対策の普及啓発を図るとともに、雪崩防止施設の整備等を促進する必要がある。

・　雪崩危険箇所の調査や公表等の情報開示、地震後の緊急点検体制の整備、必要に応じた応急対策の実施、避難場所への適切な避難誘導等の施策の充実を図る。

第７　漁業施設、農業施設対策

○　北海道においては、漁港施設、農業施設のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等を所管省庁と協力して推進する。

○　地震や津波により漁港（北海道の区域に限る）、農業施設（北海道の区域に限る）が被災を受けた場合に施設の点検巡視、応急復旧等を行うため、資機材の確保、人員等の配備体制に関す

る計画を策定する。

第 11 節　巨大な津波への備え

第１　避難路・避難場所の確保等

○ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、襲来する巨大な津波により、最大で日本海溝沿いの巨大地震では約１９．９万人、千島海溝沿いの巨大地震では約１０万人が死亡すると想定されている。

そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

- 地方公共団体による避難路や避難場所となる施設の事前の選定・整備について、必要となる施設規模、重要度、確保の優先順位等を踏まえ支援する。
- 地方公共団体による避難路や避難場所となる施設の事前の選定・整備について、必要となる施設規模、重要度、確保の優先順位等を踏まえ、必要な避難場所が確保されるよう指定避難施設の指定及び協定避難施設に関する協定締結が促進されるよう支援する。
- 特に、高台等が近くにない、避難困難地域における津波避難ビル、津波避難タワーの整備を促進する。また、積雪寒冷地においては冬季の積雪等による避難速度低下を踏まえ、避難距離や避難時間を短縮するため、防寒機能付き津波避難タワーや積雪等に配慮した避難路等の整備を支援する。
- 津波浸水地域に立地する官庁施設については、地域防災計画等を踏まえ、地域の一時的な避難施設とするなどの地域ニーズに配慮した整備を図る。
- 道の駅や高速道路のＳＡ・ＰＡ等への避難者の受け入れのため、避難場所、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化を進める。
- 被災者の円滑な避難や被災地の復旧・復興活動の支援のため、避難場所、防災拠点として位置付けられた都市公園の整備を進める。
- 避難路沿道建築物及び避難所となる施設の耐震化を促進する。
- 被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等については、下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。
- 津波・高潮防災ステーション等、津波・高潮に関する情報提供施設の整備を推進する。
- また、避難行動の際、参考となる道路等における標高や津波実績高などの表示を積極的に推進する。
- 市町村によるハザードマップの作成や避難促進施設の所有者等による津波からの避難確保計画の作成を支援するとともに、津波ハザードマップを活用した避難訓練の実施と訓練

による防災意識の啓発に努める。また、地域防災力向上のための防災教育を促進する。

・　海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、地震により発生が予測される津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、船舶の津波対策や避泊水域の検討など、港湾内の船舶の津波防災対策を支援する。

・　津波警報等発表時には、船舶に対し迅速確実に伝達する。

・　住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波情報を引き続き迅速かつ的確に提供する。さらに、聴覚障がい者や海水浴客へより確実に伝達するため、「津波フラッグ」の導入の促進や周知啓発に取り組む。

・　部局横断的な地域支援体制を構築し、避難路・避難場所等の整備を含めた背後地が一体となった津波防災地域づくりや避難場所としての高規格堤防の整備を重点的に推進する。

・　津波発生時の船舶及び旅客の安全で確実な避難行動の実施に向け、船舶運航事業者における津波避難マニュアルの作成及び作成したマニュアルに基づく津波避難訓練の実施を促進する。

・　津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成２６年９月に策定した。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る有効な手段として、津波救命艇の普及を推進する。

第２　津波防災地域づくりの推進

○　津波防災地域まちづくりに関する法律のフォローアップ等を踏まえ、推進計画や津波災害警戒区域の指定を推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築する。

○　津波防災地域づくりに関する法律に基づき、地域の実情を踏まえた津波防災地域づくりを推進するため、都道府県、市町村等が実施する次の取組に対して支援する。

＜都道府県の取組＞

・　基礎調査の実施

・　津波浸水想定の設定

・　津波災害警戒区域等の指定

＜市町村等の取組＞

・　推進計画の作成

・　津波ハザードマップの作成

・　避難訓練の実施

・　避難促進施設の所有者等による避難確保計画の作成

・　高台等への移転（防災集団移転促進事業等）

・　津波防護施設の整備・推進

第３　津波浸水を軽減させる施設の整備等

○　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う津波により深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

・　津波から国土を守るとともに、沿岸住民等の避難のリードタイムを稼ぐため、海岸保全施設・河川管理施設等の整備や耐震・液状化対策を進める。

・　特に海岸部においては、津波に対して粘り強い海岸堤防の整備や防波堤と防潮堤による多重防御、海岸の侵食対策を推進する。

・　水門等の確実な操作のため、水門等施設の耐震化及び耐水化を進めるとともに、広範囲にわたり、かつ短時間で数多くの水門等を操作するため、津波が想定される地域においては、重点的に水門等施設の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理運用を推進する。

・　特に、冬期は積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすおそれがあるため、冬期においても水門等が確実に作動するよう配慮するものとする。

○　また、施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。

・　想定する揺れや津波に対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕を実施する。

・　その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画的に取組を推進する。

第４　津波防災性や信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備

○　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による巨大な津波により広範囲にわたり道路、港湾、航路、空港、鉄道等の広域輸送を担うネットワークが寸断されるなどの被害を受けると想定される。この際、積雪寒冷による交通等への影響も考慮する必要がある。そのため、深刻な被害を受ける施設や地域については、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

・　道路・港湾・航路・空港・鉄道等の広域ネットワークの確保

・　臨港道路等の整備

・　冬期において、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について、積雪や凍結による寸断のため物資供給等が滞ることがないよう、除雪体制を優先的に確保するものとする。また、

地域の状況に応じて、道路の防雪施設や消融雪施設等の整備を図るものとする。

第５　災害対応体制の充実強化

○ 災害時における救助・救援活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等の応急対策業務をより一層強力に推進するため、巡視船艇・航空機等の整備等を着実に進める。

第６　被災想定地域における土地境界の明確化の推進

○ 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地方公共団体等を支援して地籍調査を積極的に推進する。

第 12 節　防災力強化に向けた日頃からの備え

第１　防災訓練

○ 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

○ また、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組みを活用するなど、救援活動等を実施する関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。

○ 避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における訓練についても留意するものとする。

- 積雪寒冷地特有の課題等を踏まえた総合的な津波防災訓練など、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を想定した実践的な訓練（図上及び実働）を実施し、関係機関等との連携を図る。
- 防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。
- 避難訓練等の実施や、防災訓練の広報により地域社会の防災意識向上に努める。
- 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。
- 発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。
- 改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。
- 重要港湾以上の全ての港湾において策定されている港湾ＢＣＰの実効性を確保するため、ＢＣＰに基づく訓練を実施する。
- 各空港で策定された空港ＢＣＰに基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、訓練の実施等による空港ＢＣＰの実効性の強化に努める。

○ 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取

り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

第２　防災教育の推進

○ ＮＰＯ、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。

・ 災害時の写真や動画等の提供、出前講座の実施などを推進。

・ 特に学校においては、指導計画等の作成支援や授業に活用できる素材や手引き等の提供を実施。

○ 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務、円滑な水防活動等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団等の人材の確保、育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第３　防災広報の充実・強化

○ 想定される深刻な事態をビジュアルに伝えるなど国民一人一人が高い意識を持ち、自助・共助による被害軽減を実現させるため、リスクコミュニケーションを展開する。

・ 国土交通省及び各関係機関の情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、海外や国内に対して、平時から容易に防災情報等を入手できる体制を構築する。

第４編　津波災害対策編

第１章　災害予防

第１節　津波対策の推進

第１　津波対策の基本的な考え方

○ 想定する津波とそれに対応した津波災害対策の基本的な考え方は、次によるものとする。

・超長期にわたる津波堆積物調査、地殻変動の観測等をもとにして設定され、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策で対応するものとする。

・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

・なお、都市が連担し、巨大な人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾の防潮堤においては、地域の実情及び費用対効果を勘案しつつ、比較的発生頻度の高い一定程度の津波を超える津波を想定した防護水準の確保を検討する。

第２　津波に強い国づくり、地域づくり

○ 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、基礎調査、その結果を踏まえた津波浸水想定の設定、市町村が作成する推進計画に基づく施設整備、警戒避難体制の整備、津波災害警戒区域の指定等のハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員させる多重防御の発想により、都道府県及び市町村との連携・協力の下、津波防災地域づくりを推進するものとする。

○ 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針を作成し、必要に応じてその見直しを行うものとする。

○ 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき、津波災害警戒区域の指定があったときは、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法や避難施設等に関する事項が記載された津波ハザードマップが作成・公表されるよう、必要に応じて助言及び情報提供を行うものとする。

○ 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村に対し地域防災計画において定めることとなる人的災害を生ずるおそれがある

津波に関する情報及び伝達等に関する事項、避難施設等に関する事項、避難訓練の実施に関する事項並びに地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設等の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の指定について、必要に応じて助言及び情報提供を行うものとする。

○ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた津波災害警戒区域内の地下街等及び社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者が、単独で又は共同して、避難確保計画を作成する際に、必要に応じて助言及び情報提供を行うものとする。

○ 総合的・広域的な計画の作成に際しては、津波災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。

○ 津波等による災害のおそれのある土地の区域について、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に基づき、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としては、原則として市街化区域に含まないこととされていることについて周知等に努めるものとする。

○ 津波浸水想定にあたり、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めることや、港湾の背後地を防護するための一連の堤防・胸壁等の計画に配慮するものとする。

第３　各種事業・計画に基づく対策の実施

○ 津波災害を防止し、又は津波災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、海岸、道路、鉄道、港湾、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路・港湾・建築物の地震対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進する。

○ 都道府県知事が地震防災対策特別措置法（平成７年法律第１１１号）第２条に基づき作成した地震防災緊急事業五箇年計画に盛り込まれた各部門の所管事業については、その進捗状況を把握し、勧告等必要な措置を講ずるものとする。

第４　海岸保全施設等の津波に対する安全性の確保、整備等

○ 津波防波堤、海岸堤防（防潮堤）、防潮水門等海岸保全施設、河川堤防等河川管理施設の整備を推進するものとする。各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

○ 海岸保全施設については、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕を行うものとする。

○ 海岸保全施設等については、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくものとする。

○ 津波による被害のおそれのある地域において港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設を整備する場合には、津波に対する安全性に配慮するものとする。

○ 海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進するものとする。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。

○ 津波災害を防ぐため、水門等の一元的な遠隔制御を行う津波・高潮防災ステーションの整備を推進するものとする。

○ 水門、陸閘等について、安全かつ確実な管理運用体制の構築を図るため、現場操作員の安全確保を最優先とした操作規則等に基づく操作等の徹底や、必要に応じて自動化・遠隔操作化の取組を計画的に推進するものとする。

○ 地震に起因する沈下により生じる壊滅的な被害を防止するため、ゼロメートル地帯等における海岸堤防（防潮堤）等の耐震性の向上を推進するものとする。

○ 関係省庁と連携して整備した津波対策の推進を図るためのマニュアル等について、その的確な実施が図られるよう努めるものとする。

○ 湾奥部に市街地が広がる港湾などにおいては、津波防波堤による津波の低減と、海岸保全施設による防護等を組み合わせた総合的な津波対策を推進する。

第５　避難場所・避難路等の確保・整備

○ 津波発生時に船舶の待避場所を確保するため，開発保全航路の一部として泊地を指定し，その開発・保全を行う。

○ 津波による危険が予想される地域について、都市公園、津波避難ビル、人工高台等の津波からの指定緊急避難場所、緊急避難階段、避難路の整備を推進するものとする。

○ 河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。

○ 津波災害に対する避難場所となる公園緑地については、避難階段、避難タワーの設置や津波避難ビルの指定等とあわせた配置計画とし、幹線道路、河川、鉄道、港湾等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定するとともに、住民以外の被災者の支援についても考慮した上で、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するものとする。さらに、関係機関との十分な連携を図り、津波災害に対する避難場所となる公園緑地について地域防災計画への位置づけを推進するものとする。

○ 津波発生時において、津波からの指定緊急避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緑道等の整備を推進するものとするほか、必要に応じて高速道路の道路管理用施設の緊急連絡路等としての活用を推進するもの

とする。

○ 防護ラインより海側で活動する港湾労働者や利用者等の安全を確保するため、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」を参考とした、港湾の特殊性を踏まえた「港湾における津波避難対策」の検討、策定への支援を行う。

○ 関係公共機関、関係事業者の管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を検討するよう指導する。

○ 複合災害等により車両の給油に制約がある場合には、関係省庁等と連携し、給油可能な給油所の情報等を緊急輸送に従事する運送事業者へ提供するよう努める。

○ 地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

第６　主要交通・通信機能強化

○ 基幹的な通信施設の整備に当たっては、各施設の耐浪化、ネットワークの充実などにより耐津波性能の確保に努めるものとする。

第７　都市の防災構造化の推進

(1)　市民に支えられた防災都市づくり

○ 公民協働による災害に強い都市づくりを目指して、地方公共団体にとって使いやすく、かつ住民にとっても分かりやすい法律、予算等の枠組みの整理と制度の充実を図るとともに、市民の防災意識の醸成やその主体性を引き出すため、地方公共団体における行政情報の提供、主体的な地域住民のまちづくり活動への参加に対する支援等を促進するものとする。

(2)　防災都市づくりの計画的推進

○ 防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置づけについて必要に応じて助言を行うとともに、津波災害に対する避難場所、避難路など都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」の策定を促進するものとする。

○ 「防災都市づくり計画」の策定プロセスにおいては、津波に対する災害危険度の公表を始めとする行政情報の提供を促進するとともに、その実施に当たっては市民のまちづくり活動への参画、並びに関連事業の重層的実施等を積極的に支援するものとする。

○ 「防災都市づくり計画」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等に努めるものとする。

(3)　避難場所、避難路等都市の骨格となる防災施設の整備

○ 避難路、緊急輸送道路として機能する道路整備を推進するものとする。

○ 地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、多重防御の一つとしての機能、津波からの避難場所・避難路としての機能、自衛隊等の支援活動や避難生活の場など復旧・復興支援としての機能、防災訓練など防災意識を醸成する場としての防災教育機能を有する公園緑地の系統的かつ計画的な配置を推進するものとする。

○ 避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園整備プログラムの策定を推進するものとする。

○ 必要に応じ、急傾斜地崩壊防止施設等に緊急避難階段を設けるなど、所管施設を活用して、避難地、避難路の確保に努めるものとする。

(4)　安全な市街地の整備等

○ 防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中立地を促進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を推進するものとする。

○ 避難することを前提にしたまちづくりを推進し、津波到達時間内での避難を可能とするため、津波による被害が想定される地域において、津波避難タワー等の津波避難施設や避難場所、避難路の整備を推進するものとする。

(5)　市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等

○ 「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、吸収源対策公園緑地事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、津波エネルギーの減衰、漂流物の捕捉や避難場所・避難路確保等のため、津波災害に対する市街地の総合的な防災性向上に資する公園緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。

○ 土砂災害の危険性が高い山麓部の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図りつつ、より総合的かつ一体的な緑とオープンスペースの確保を推進するものとする。

(6)　防災上危険な市街地の整備

○ 防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の既存の面的整備事業等の活用や、建築物の共同化・不燃化、道路・公園・緑地等の地区公共施設の整備等多様な事業を総合的・一体的に推進するとともに必要な建築物の耐浪化を促進するものとする。

(7)　消防活動に資する施設等の整備

○ 消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するものとする。

○ 河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を推進するものとする。

○ 防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。

(8)　災害に対して強い大都市圏の実現

○ 災害に対して強い大都市圏の整備を図るため、防災拠点及びその周辺の敷地整備等を行う地域一体型防災街づくり（広域防災街づくり）推進事業を推進するとともに、大都市等における都市の防災性の強化に関する調査・検討を行う。

第８　道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

○ 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリンク解消及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、津波の発生に対して代替路となる経路を確保するものとする。

○ 大地震等の発生時でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高めるものとするとともに、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、簡易な IC の増設等による地域との連携強化などにより道路ネットワーク機能の向上を図る。また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を図るものとする。

○ 道路施設、沿道斜面等（以下「道路施設等」という。）の耐浪性の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

○ 気象観測装置、道路情報板などの災害情報システムの整備を進める等、防災管理の情報化、防災カルテの作成など防災管理の高度化を図るものとする。

○ 点検結果に基づき、耐浪対策を講ずるものとする。特に緊急輸送道路について、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、関係機関と連携を図りつつ、津波時においても必要な輸送機能を確保できるよう重点的かつ計画的な耐浪対策を推進するものとする。

○ 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

第９　河川整備の推進

○ 人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間の河川については、地震にも強い河川防災ステーション等の整備を推進するものとする。

○ 津波により生じる壊滅的な被害を防止するため、河川堤防等の耐浪性の向上を推進するものとする。

○ 津波により破堤した場合の浸水被害の拡大防止のため、緊急的に排水を行う移動式ポンプ等の津波被害軽減に資する施設等の整備を推進するものとする。

○ 緊急輸送路として、主要河川における緊急用河川敷道路及び舟運のための航路、船着場等の整備を推進する。

○ 公的船着場等を利用する舟運事業者に対して、緊急時の船舶の運航協力を要請しておくものとする。

第 10　土砂災害に対する安全性の確保

○ 津波による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに急傾斜地の崩壊対策事業等を推進するものとする。

第 11　住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

○ 津波災害特別警戒区域や災害危険区域における特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するものとする。

第 12　鉄道利用者の安全性の確保及び指導

○ 鉄道事業者に対し、津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）に基づいて都道府県知事が指定した浸水範囲等を勘案し、鉄道利用者の安全確保を図るよう指導する。

第 13　港湾施設の整備

○ 大規模な津波時に、避難者や緊急物資、地域経済の復興に資する貨物の輸送を確保するため、耐震強化岸壁等の整備を推進するものとする。また、耐震強化岸壁を効率的に利用し、円滑な緊急物資輸送を行うため、地域防災計画における緊急物資輸送計画との整合のとれた臨港道路の橋梁・高架部における耐震性・耐津波性の確保を推進する。

○ 港湾が被災した場合にも一定の海上輸送機能を確保して、地域の経済活動への影響を最小限に止められる様に、必要に応じて国際海上コンテナ輸送、多目的外貿輸送及び複合一貫輸送に対応した耐震強化岸壁等の整備を推進するものとする。また、コンテナターミナル全体としての機能を確保するため、コンテナクレーンの耐浪化や背後地とを結ぶ臨港道路の橋梁・高架部における耐震性・耐津波性の確保を推進する。

○ 物流、産業、エネルギー供給機能を維持するため、護岸の耐震性の簡易評価手法提供を通じた液状化に関する技術的支援及び適切な維持管理や、コンビナート及びその周辺への地震・津波被害を防止・軽減するための防波堤や防潮堤等の機能の強化等を進める。また、東京湾等における震災時の物流・産業・エネルギー供給の確保のための

物流機能の早期復旧に向けた取組を推進する。

○ 港湾においては、漂流物による津波被害の拡大を防止するため、漂流物発生対策を推進するものとする。

○ 港湾においては、最大クラスの津波に対しても、津波襲来時における周辺住民、港湾関係者等の人命を保護するとともに、地域の産業・物流機能の維持等災害時に港湾に求められる役割を踏まえ、港湾における津波防波堤の整備、粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護の推進、避難対策策定の支援等港湾の総合的な津波対策を推進するものとする。

○ 人口や産業が集積する港湾地区において、非常時の物流機能を確保し、背後地域の安全と安心を保持するために、津波の挙動や浸水域を示すマップの作成を支援するとともに、水域・陸域にわたる放置等禁止区域の指定、津波流出防止対策など、港湾・沿岸域における総合的な津波対策を強力に推進するものとする。

○ 都市が連担し、巨大な人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾の防潮堤においては、地域の実情及び費用対効果を勘案しつつ、比較的発生頻度の高い一定程度の津波を超える津波を想定した防護水準の確保を検討する。

第 14　航空施設の整備

○ 最大クラスの津波に際しても、安全かつ円滑な航空交通を確保に努める。

○ 空港においては、最大クラスの津波に対しても、津波襲来時における旅客、周辺住民、空港関係者等の人命を保護するとともに、災害時に空港に求められる役割を踏まえて、早期復旧のための事前対策を推進するものとする。

第 15　防災拠点の確保・整備

○ 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中整備を推進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を防災街区整備事業、土地区画整理事業等により推進するものとする。

○ 災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着場、海岸・港湾の防災拠点、道の駅、交通広場等の整備を推進するものとする。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。

○ 被災地の近傍に、防災拠点や所管施設等を活用してＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動に必要な人員・資材・機材等の受け入れを一元管理のもとで活動拠点を整備する。なお、活動拠点は配置・機能。活動内容等の点から十分検討のうえＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画

に位置づけるとともに、災害発生時に迅速、確実かつ効果的なＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動を実施できるよう、訓練計画にも反映させるものとする。

○ 首都圏、近畿圏の広域防災のヘッドクォーターとなる合同現地対策本部の機能や、合同現地対策本部の一端として被災時における物流コントロール機能を有する基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図るものとする。

○ さらに、中部圏においても、港湾を活用した広域防災拠点の整備について検討を進める。

○ 防災基本計画等に基づき必要に応じ、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備する。

○ 首都圏（有明地区、東扇島地区）、近畿圏（堺泉北港堺２区）、中部圏（三の丸地区、静岡県庁、名古屋港、県営名古屋空港、富士山静岡空港）においては、基幹的広域防災拠点等としての機能強化を図るため、定期的に地域ブロック広域訓練を関係機関と連携して実施するものとする。

○ 内陸部において河川舟運等を活用した防災拠点を形成するために、主要大河川と幹線道路、鉄道等の結節点付近に河川防災ステーション等を核として、地方公共団体、関係機関等の事業を総合的に実施し、広域的な避難場所の確保、救援活動の拠点、復旧資材の運搬拠点等のための内陸防災拠点の形成を図るものとする。

○ 災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点・地域防災拠点としての機能を有する都市公園の整備を推進するものとする。

○ 広域避難場所、一次避難場所、避難路、広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園等については、防災公園等としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐浪性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、耐浪化を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。

○ 防災公園としての機能を有する都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等と連携した機能発揮が可能な地域への設置を推進するものとする。

○ 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備を推進し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図るものとする。

また、下水道施設の耐震化・耐津波化、防災拠点や避難場所におけるマンホールトイレシステムの整備を推進するものとする。

○ 防災性能の向上、バックアップ機能の確保、食料・水等の備蓄、情報の受発信基地等中枢防災活動拠点としての機能の向上を図った官庁施設を、地方公共団体施設との連携を図りつつ整備し、地域の中枢防災拠点の形成を推進するものとする。

○ 本省、地方支分部局等の庁舎が被災し、使用できなくなった場合に備えて、庁舎の代替施設の確保等について、関係省庁と協議し、検討する。特に、国土交通省全体を統括する中枢としての機能を有する本省の庁舎については、立川広域防災基地等との連携にも配慮しつつ地方支分部局によるバックアップ体制の整備を含め、代替機能の確保方策を検討する。

○ 大都市地域等の既成市街地において、住宅市街地総合整備事業により、良質な市街地住宅の供給と併せて、防災活動の拠点として機能する住宅街区の形成を図るものとする。

○ 中高層建築物の老朽化した地区等、災害時における危険性の高い地区において、防災街区整備事業、市街地再開発事業等により災害に強い建築物の整備や災害時に救援、救助、避難等の地区防災活動の拠点となる施設の整備を推進するものとする。

○ ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

第 16　ライフライン対策の推進

○ 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。また、速やかにかつ高いレベルで下水道機能を維持・回復するための各下水道管理者における下水道 BCP の策定を推進する。

○ ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続きの簡素化を図るものとする。

○ 河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取水用ピット、せせらぎ水路等の整備を図るものとする。

第 17　要配慮者対策の推進

○ 老人ホーム、病院等の施設を土砂災害等から保全する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点的に推進するとともに、要配慮者に配慮した判り

やすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。

○ 避難場所、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。

○ 津波等の災害の危険性が高く、防護区域内に要配慮者関連施設を有する海岸を対象に、地域の防災計画との整合性やハザードマップ等のソフト施策との連携を図りつつ、安全情報伝達施設の整備を推進するものとする。

第 18　農地防災等の推進

○ 北海道においては、荒廃山地の復旧及び予防治山事業、防災林の造成事業、保安林の整備事業、造林事業、保安林、保安施設地区、土地改良事業の施行または計画の決定がされている地域及びこれらに準ずべき地域に係る地すべり防止事業等の計画的な推進を図るとともに、防災ダム、堤防、農業用用排水施設、農道、林道、漁港施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第 19　廃棄物処理施設等の整備等の推進

○ 北海道においては、水道及び廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、水道施設、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第 20　防災に関する広報・情報提供等

○ 道路施設の被災防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努めるものとする。

○ 津波被害を軽減するための対策の一つとして、道路施設等へ海抜表示シートを設置し道路利用者への海抜情報の提供を推進するものとする。

○ 津波により河川管理施設が被災した結果生じる水害を防止するため、住民への危険箇所の周知や警報等の伝達が適切になされるよう、必要に応じ地方公共団体に対し指導・助言を行うものとする。

○ 広域避難場所、一次避難場所、避難路等となる都市公園等の機能、利用方法等について、 関係機関との連携により、非常時の円滑な利用のための住民等への情報提供の実施について必要に応じて助言を行うものとする。

○ 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と協力し、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。

○ 津波常襲地帯において、津波から生命・財産を守るため、ＩＴを活用しつつ水門等の一元的監視制御及び地震・津波情報の収集・提供等を行う津波・高潮防災ステーションや情報基盤の整備を推進するものとする。

第 21　海上交通対策

○ 津波による危険が予想される海域で航行、停泊している船舶等の避難が実施されるよ

う情報提供を行う。

○ 一般旅客定期航路事業者、旅客不定期航路事業者に対して、港湾施設に被害が生じた場合及び津波による危険が予想される場合においては、発航の中止、目的地の変更、船舶の安全な海域への退避等の措置を講ずるよう指導する。

第２節　危機管理体制の整備

第１　情報の収集・連絡体制の整備

○ 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。

○ 地方支分部局及び地方自治体が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うために、地方自治体の災害対策本部等にリエゾンを派遣し情報交換を行えるようにあらかじめ体制を整備する。なお、地方支分部局は、地方自治体からの要請がなくてもリエゾンを派遣できるように「災害時における情報交換に関する協定」を地方自治体と締結しておくものとする。

○ 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。

○ 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。

○ 道路情報モニター制度、道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用者等の協力により情報収集体制を強化するものとする。

○ 災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方支分部局は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。

○ 津波等により非常災害が発生するおそれのある場合又は非常災害が発生した場合に非常参集することが必要な職員（以下「非常参集者」という。）の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努めるものとする。

○ 非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。

○ 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。

○ 迅速かつ適切な初動対応に資するため、大規模な津波の発生時に職員が、津波や周辺

の被害状況をできる限り速やかに本省の防災担当職員に連絡できる体制を整備するものとする。

○ 災害による停電等に対応するため、専用通信設備には非常用発電設備や蓄電池設備等により電源を確保することとする。道路状況等の地域特性等を踏まえ、重要拠点は原則として７日間以上、他の設備については３日間以上にわたる電源を確保するものとし、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行うものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。また、庁舎等に設置する通信設備や電源設備等は津波による浸水被害を受けない位置への設置を基本とするが、被害が想定される場合には防水対策等の対策を行うものとする。

○ 職員、来訪者等の生命、身体の安全を確保するため、庁舎が被災した場合に備えて、避難路の確保、避難誘導マニュアルの整備等を図る。

第２　通信手段等の整備

○ 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。

・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

・災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動通信システム、衛星通信システムの通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、港湾業務艇及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に特定本部等に伝送するシステムの整備を図

るものとする。

・災害現地の情報収集を行うため、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。

・関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・土砂災害に関する警戒避難の速やかな実施に資するよう、観測機器の設置等、土砂災害予警報システムの整備及び災害時だけではなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が共有するシステムの整備を推進するものとする。

・河川、海岸、砂防、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。

また、ＧＩＳについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。

・沿岸部等で津波の到達が想定される場所に設置される監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報表示板、道路表示板、港湾情報表示板等の情報提供設備等は津波による被害を極力低減できる設置位置や構造に留意すると共に光ファイバ等の被害時のバックアップを検討するものとする。また、重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。

・ＮＴＴ等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

・ＧＰＳ波浪計を計画的に整備し、沖合波浪観測情報を速やかに関係機関へ伝達できる体制を整備するものとする。

○　関係省庁及び地方公共団体が整備する画像情報収集システム、被害状況の早期予測システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める。

第３　関係機関との連携

○　本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、日頃から警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各

種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、充分な協議を行っておくものとする。

○ 大規模な津波等の災害発生時における港湾施設の相互利用に関する協定を締結するなど、国と港湾管理者の連携による港湾間の連携体制の強化を図る。また、港湾広域防災協議会等を通じ、港湾の物流機能を早期に回復できるよう港湾管理者、関係事業者等と協同して連携体制の構築に取り組む。

第４　応急復旧体制等の整備

○ 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、被害状況の把握、復旧工法、市町村等が行う住民避難等に関する技術的な指導・助言を行うために必要な技能を有する職員・専門家の登録、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣体制の整備を図るものとする。

○ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な排水ポンプ車、照明車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規定を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

○ 複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。

○ 発災後の障害物除去による航路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関との連携の下、あらかじめ航路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進するものとする。また、航路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

○ 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど全国的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。

○ 緊急時の応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機材の提供、調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。

○ 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。

○ 大規模災害発生時における地方支分部局間の支援や被災地方公共団体に対する技術的

な支援を迅速かつ的確に実施するため、地方支分部局はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

○ 円滑な応急対策を行うため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため資料の電子情報化、複製の別途保存を行うよう努めるものとする。

○ 応急仮設住宅の建設に要する資機材について、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達、供給体制を整備しておくものとする。

○ 地方整備局等は、所管施設毎に災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、休日、夜間を問わず災害発生直後速やかにヘリコプター等を用いた被災状況調査を開始できるよう、体制の構築、ヘリコプター運航マニュアルの整備に努めるものとする。

○ 各省庁と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。

○ 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園、河川敷、港湾緑地等のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、不特定多数の者が利用する所管の旅客施設等について以下のような応急体制の整備に努める。

・発災時等における利用者の避難誘導に係わる計画を作成する。計画の内容については、避難者、帰宅者の集中・殺到や混乱の発生にも十分に配慮したものとなるようにする。また、避難誘導計画の内容を旅客施設等で業務に従事する職員に周知徹底するとともに、避難路等については、旅客施設等内に掲示することにより、利用者に対して明示する。このほか、職員を対象に発災時等を想定した避難誘導に係わる訓練を実施する。

・旅客施設等内で負傷者が発生した場合に備えて、地方公共団体、警察・消防、近隣の医療機関と協力して、緊急連絡体制、搬送体制等を整備する。

○ 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談窓口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。

○ 都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保す

るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

第５　緊急輸送の実施体制の整備

(1)　緊急輸送ネットワークの整備への協力

○ 防災基本計画に基づき国及び地方公共団体が発災時等を想定した緊急輸送ネットワークに係わる計画等を作成する際には、関係省庁とともに、災害に対する安全性を考慮しつつ作成されるよう協力する。特に、海上輸送、航空輸送を含めた輸送ルートの多重化、避難及び物資の調達・供給等と緊急輸送との連携等が盛り込まれるよう留意する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送ネットワークを構成する所管の輸送施設（港湾、空港等）及び輸送拠点（トラックターミナル等）について、耐災害性の確保を図るよう指導・助言する。

○ 防災基本計画に基づき国及び地方公共団体が発災時等を想定した緊急輸送ネットワークに係わる計画等を作成する際には、関係省庁とともに、災害に対する安全性を考慮しつつ作成されるよう協力する。

○ 発災時に人員、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送ネットワークに係わる計画の策定に際し、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、被災地への輸送及び被災地内の輸送に係わる実施体制の整備、異なるモードを含めた事業者間の協力体制の構築等について指導・助言する。

○ また、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との間で、発災時等における緊急輸送の依頼手順、輸送供給能力、費用負担等を内容とする協定の締結が促進されるよう必要な指導・助言を行う。

(2)　関連情報の整備保存等

○ 平素から緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設、輸送拠点の概況、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との協定締結状況、事業者別・地域別の車両、船舶及び航空機の保有状況等に関する情報の整備保存に努める。

第６　代替輸送の実施体制の整備

○ 関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、交通施設等が被災し本来の機能を維持できなくなった場合にも、被災地内の輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に大きな支障が生じないよう、代替輸送の実施体制の整備を図る。

○ このため、代替輸送について第一次的な責任を有する関係公共機関、関係事業者に対

しては、陸上における迂回ルートや代替輸送手段の確保、海空の輸送ルートの増強及びこれらに係わる事業者間の協力体制の整備等について予め検討するよう指導する。また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港については、他のモードや他の地域からの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を検討する。

第７　二次災害の防止体制の整備

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、危険箇所の把握・監視、危険の発生が切迫した場合の関係者への通報、倒壊のおそれのある施設の除去等に係わる計画の策定、資機材の備蓄等により二次災害を防止するための体制の整備に努める。

第８　後方支援体制の整備

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。

○ 津波等により被災した場合でも業務が継続できるよう、本省、地方支分部局等の庁舎の耐災害性を強化するとともに、非常用発電設備については、津波等により運転に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、長期停電にも耐えられるよう必要な燃料を確保しておく。また、緊急時においても非常用発電設備や車両の燃料、被災地方支分部局等への支援用燃料が円滑に調達できるよう、関係事業者等との協定の締結など、必要な措置を講ずるものとする。

○ 食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。

○ 食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低３日分を確保するよう努めるものとし、被災者や帰宅困難者に対する支援が必要な場合に備え、十分な量を備蓄するよう努めるものとする。

○ 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入の可能性がある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援の受入の可能性がある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置につい

て検討する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援を受け入れる場合において、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第３節　災害、防災に関する研究、観測等の推進

○ 津波災害に対する事前の対策技術、発生後の復旧技術等、災害による被害の発生防止または軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、独立行政法人、大学、民間研究機関、海外研究機関とも協力して、次に示すような防災に関する研究開発の推進を図るとともに研究により得られた成果を速やかに防災の施策に反映させるものとする。

・住宅、建築物及び公共土木施設の津波対策調査技術、並びに津波復旧技術に関する研究

・津波外力を加味した地すべり、がけ崩れ等の斜面崩壊による災害を防止するための危険箇所の把握技術、調査診断技術等に関する研究及び土砂災害の発生機構、予測技術、観測機器に関する研究

・非常災害に対応した防災体制の確立を目標とした各種情報の迅速な収集・伝達を行う総合的防災システムの研究開発

・高度道路交通システム（以下「ＩＴＳ」という。）を活用した緊急通行車両の運行支援等に関する技術開発

・災害対策用機械について即時的、広域的かつ一元的な管理等、効果的な運用技術の開発

・地区施設等（耐火性建築物、道路、河川、緑地、空地等）を活用した防災対策技術の開発及びその効果的整備に関する研究

・市民による防災まちづくりを支援する技術等の開発

・避難警戒システムに必要な、海岸域等の高密度かつ高精度な標高データである「３Ｄ電子地図」を迅速に構築し、東海地震等による津波等に備えた、きめ細やかな情報提供の研究

・ＧＰＳ波浪計を活用した情報提供システムの強化を行う。

○ 研究のより一層の充実を図るため、所管の研究機関における研究用の資機材及び装備の高度化、専門の研究者の育成等を図る。また、研究機関相互間における研究者及びデータの交流、共同研究の推進等に努める。

第４節　防災教育等の実施

第１　防災に関する研修等の実施

○ 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

○ 道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものとする。

○ 職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者の職員を対象とした、防災に関する研修会、講習会の開催を行うものとする。

○ 所管事業者に対し、事業内容に応じ、災害予防から応急対策、救援活動までを意識した防災マニュアル等の整備を指導する。なお、マニュアルの整備が円滑に行われるよう、事業者間の連携や必要な情報の提供、情報共有化等に配慮する。

第２　防災知識の普及

○ NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。

○ 防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。

○ 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

○ 交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を作成し、広く一般国民に配布する等に努めるものとする。

○ 水防月間、総合治水推進週間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、雪崩防止週間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及、啓発に努めるものとする。

○ 津波等の危険箇所や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するため、市町村に対し必要な情報を提供するなど積極的な支援を行う。

また、市町村の防災計画等にも位置付けるなど、ハザードマップの意義が十分伝わるよう働きかけるものとする。その際、ハザードマップの想定を超える災害が起こりうることを伝えるなど、ハザードマップが危険区域以外の住民にとっての安心情報にならないように努めるものとする。

○ 防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。

○ 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

○ 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

○ 赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、地方公共団体等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。

第３　人材の育成

○ 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第５節　防災訓練

○ 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、津波を含む大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。なお、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。

○ ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥについては、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画等に基づき訓練を行うものとする。

○ 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

・非常参集等

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行（航）状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器等の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集等に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年

に１回以上行うものとする。

・情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、津波情報や所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。

・災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、非常本部あるいは地方支分部局において設置される災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

・応急対策

所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

・複合災害対策

○ 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

○ 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。

第６節　再発防止対策の実施

○ 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第２章　災害応急対策

第１節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

○ 津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、津波警報等及び被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し被害規模の早期把握を行うものとする。

第１　災害情報の収集・連絡

(1)　津波警報等の把握、連絡

○ 津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、まず気象庁より津波警報等の津波に関する情報や、地震又は火山噴火等に関する情報等の連絡を受けるほか、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、地震又は火山噴火等の規模、津波の来襲範囲等について確認するものとする。地方支分部局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の地震が発生した場合、直ちに特定本部等に連絡するものとする。

○ 迅速かつ適切な初動対応に資するため、大規模な津波の発生時に職員は、地震や周辺の被害状況をできる限り速やかに本省の防災担当職員に連絡するものとする。

(2)　津波への対応

○ 津波警報等が発せられた場合、状況に応じ、速やかに防潮水門の閉鎖等所要の措置を講ずるとともに、潮位等の情報、対応の状況等について、地方公共団体と相互に連絡するものとする。

○ 気象庁が津波警報等を発表したときは、当該区域の道路利用者に対して道路情報提供装置による情報提供等を実施し、津波による被害の危険性がある区域への進入を控えるよう呼びかけるものとする。

(3)　被害情報の収集・連絡

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、地震発生後、施設等の被害及び公共機関の運行（航）状況等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲に関する第１次情報など緊急に必要な情報を、災害発生後直ちに本省に連絡を行うよう要請し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。

○ 本省内各局は、地方支分部局、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、特定本部等に報告するものとする。

○ 特定本部等は、所管施設の被害に関する第１次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。

○ 特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は政府本部に連絡するものとする。

○ 特定本部等は、関係省庁の被害情報・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内各局、地方支分部局に連絡するものとする。

○ 応急対策活動情報に関し、関係機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と

相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○ 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(4)　ダム、堰、水門等の管理

○ 地震が発生した場合には、ダム、堰、水門等について、次の措置を講ずるものとする。

・関係機関と緊密に連携し、相互の情報を交換するものとする。

・ダム、堰、水門等の操作にあたって、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるものとする。

第２　通信手段の確保

○ 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

・直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた設備の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信設備の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。

・移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第２節　災害対策用ヘリコプター等による情報収集

○ 地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

○ 津波等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が想定される場合、災害対策用ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等は、直ちに災害対策用ヘリコプターを出動させるものとする。

○ 津波等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が予想される場合であって、他地方整備局等が維持管理を行う災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とするときは、地方整備局等は、その旨特定本部等に要請するものとし、特定本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

○ 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。

○ ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。

○ 津波等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が想定される場合、特定本部等は、海上保安庁のヘリコプターが収集した情報の提供について、必要に応じ海上保安庁に要請する。

○ 地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信システムの出動を要請する場合には、その旨を特定本部等に報告するものとする。特定本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

○ 震災直後の航路、泊地等の被害状況（海中障害物による航行障害）については、必要に応じ港湾業務艇により調査を行うものとする。

第３節　活動体制の確立

○ 本省及び地方支分部局では、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課における発災時に対応した業務体制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。

○ 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める「災害時等における国土交通本省の防災体制について」等によるものとする。

○ 地方支分部局は、地方支分部局防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところにより、非常参集を行うものとする。

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と充分に連携を図り応急対応を行うものとする。

○ 地方整備局等は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を各地方整備局等がそれぞれ作成する地方整備局等間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。本省は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を行うとともに、これらの応援が円滑、適切に行われるよう、活動状況の把握や必要な指示・調整を行うものとする。

○ 被災地方公共団体に対する地方支分部局の災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第４節　政府本部への対応等

第１　災害対策関係省庁連絡会議

○ 大規模な津波発生時に、津波及び被害の第１次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて開催される災害対策関係省庁連絡会議に職員を出席させるものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、現地調査団に職員を派遣するものとする。

第２　政府本部

○ 政府本部が設置された場合、本部員、あるいは事務局要員として職員を派遣し、災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 政府の現地対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、現地における災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団に職員を派遣するものとする。

第５節　災害発生直後の施設の緊急点検

○ 国土交通省所管施設の管理者は、災害発生後、次の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するものとする。

(1)　河川管理施設等

○ 津波警報等解除後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検を実施するものとする。

(2)　道路施設

○ 津波警報等解除後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。

(3)　港湾施設

○ 第2 編第2 章第4 節(3)港湾施設に統合

(4)　航空施設

○ 津波警報等解除後に空港管理者と連携しつつ、空港施設、航空保安施設等の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。

(5)　都市施設

○ 都市公園の点検を実施するとともに、避難場所、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

○ 下水道については、津波発生直後に施設管理者である地方公共団体等と連携して施設被害情報の収集に努める。施設管理者においては、津波警報等解除後、あらかじめ作成した計画に従い直ちに下水処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検を実施するものとする。

(6)　官庁施設

○ 官庁施設、非常用発電設備、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。

○ 官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、地方支分部局間及び本省庁間を通じて各省庁より施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第６節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

○ 応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置するものとする。

○ 必要に応じ、関連業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行うものとする。

○ 国土交通省の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。

○ 被災地方公共団体が、災害応急対策を実施するに当たり、必要な資機材が不足し、的確かつ迅速に実施することが困難であると認めた場合において要請または要求がなくても、必要な資機材の供給を開始するものとする。

○ 地方整備局等は、防災備蓄基地のネットワークの整備に関する計画に基づき、復旧資機材の活用を行うものとする。

第７節　災害発生時における応急工事等の実施

○ 津波による湛水が発生した場合、湛水被害の拡大を防止するとともに、行方不明者の捜索、インフラの応急復旧等に支障とならないよう、排水ポンプ車等を活用した排水を行うものとする。

○ 所管施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。

○ 大規模自然災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請を受けたとき又は地方公共団体から要請が無い場合であっても、特に緊急を要すると認められるときは、地方公共団体との協定に基づき、被害の拡大を防ぐための緊急対応を実施する等支援に努めるものとする。

○ 著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、浸入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施するものとする。

○ 激甚な災害が発生した場所には、係官を現地に派遣し、総合的な応急対策及び応急復旧工法について指導するものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。

○ 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行う

ものとする。

○ 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。

○ 車両からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、被災した交通施設等の迅速な応急復旧を行わせる。

第８節　災害発生時における交通の確保等

第１　道路交通の確保

○ 道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。

○ 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。

○ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

○ 都道府県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断するものとする。

○ 緊急用河川敷道路について、河川管理者は早急にその被害状況を把握し、必要な復旧対策を実施することにより、輸送ルートの確保に努めるものとする。

○ 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。

第２　海上交通の確保

○ 開発保全航路、緊急確保航路等について、早急に状況調査を行い、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、航路啓開等を行い、航行の安全確保に努める。

○ 災害発生時における住民避難や人員、緊急物資等の輸送を確保するため、港湾管理者

と連携を図りつつ、港湾施設の被害状況を早急に把握し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。

○ 建設業者等との間の応援協定等に基づき、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第３　航空交通の確保

○ 災害発生時における緊急輸送等を確保するため、空港及び航空保安施設等について、被害状況を早急に調査し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。

○ 情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。また、航空機の安全運航を図る等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。

第９節　緊急輸送

第１　基本方針

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは、被災地方公共団体からの要請があった場合には、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、陸・海・空によるあらゆる輸送手段を利用し、かつ被害の状況・緊急度・重要度を考慮した緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講じるものとする。

第２　関係事業者等に対する要請、調整

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送への協力要請を行う。さらに、要請によっていたのでは緊急輸送の円滑な実施に特に大きな支障があると認められる場合には、法令の定めるところにより、国土交通大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。

○ 関係公共機関、関係事業者による緊急輸送の実施状況を的確に把握するとともに、被災地方公共団体若しくは政府本部からの依頼に基づきまたは必要に応じて自ら、事業者間、輸送モード間の輸送分担、緊急輸送物資の受け渡し等についての調整を行う。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行う事が困難な場合においては、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。なお、必要に応じ、関係事業者等に対する要請、調整を行うものとする。

第３　緊急輸送に対する支援

○ 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。

○ 緊急輸送が安全に実施されるよう、所管の輸送モードについて安全性を確保するために必要な措置を講じる。特に、救援活動に従事する小型航空機の運航の安全確保には、十分留意する。

○ 東京湾臨港部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）及び京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺２区）における緊急輸送活動の支援を行う。

○ ヘリコプターからの物資の投下など被災地への緊急物資輸送等の災害対応において必要となる許認可の手続きを弾力化する等、柔軟な対応を行うよう努める。

第 10 節　代替輸送

○ 被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地方公共団体と密接に連携し、陸・海・空の各輸送モードを活用した被災地内輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係公共機関、関係事業者に対し、必要な指導、調整を行う。

○ また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港について、他の地域や他のモードからの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を図る。このほか、代替輸送に対する支援措置を講じるよう努める。

第 11 節　二次災害の防止対策

○ 二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。

○ 津波によって河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設が被災した場合、浸水被害の発生、拡大を防止するための水防活動及び緊急災害復旧工事を実施するものとする。

○ 高潮、波浪、潮位の変化及び出水による浸水を防止するため、河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行うものとする。

○ 河川、海岸、港湾施設等が決壊し、被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又はその背後地に大きな被害を与えているため又はそのおそれが大きいため緊急に施工を要する場合は、決壊防止工事を実施するものとする。

○ 地盤の緩み等により二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に応じ砂防ボランティアや斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。

○ 土砂災害などの二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うための係官を現地に派遣し技術的な指導を行うものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものと

する。

○ 下水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うこと等に対して必要な支援を講ずる。

○ ダム、堰、水門等の緊急点検を災害発生後、直ちに実施するとともに、これらの被災状況等を把握し、二次災害の防止のために必要な措置を速やかに執り又はその指導を行うものとする。

第 12 節　ライフライン施設の応急復旧

○ 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。

○ 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依頼するものとする。

○ 津波によって下水道施設の被害が確認された場合、施設管理者である地方公共団体等において、仮配管や仮設備の設置等による応急復旧を行い、公衆衛生の確保や公共水域の水環境保全等に努める。被害調査や応急復旧に当たっては、「下水道事業における災害時支援に関するルール」や「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」等関係者間の申し合わせ等と調整を図りながら、必要に応じて他の地方公共団体等による応援を行うものとし、その調整や助言を行うものとする。

○ 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援するものとする。

第 13 節　地方公共団体等への支援

○ 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

○ 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生の恐れがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第１　情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等

○ 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や光ファイバ等による通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。

○ 地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の応急対策

を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。

○ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

○ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。

○ 被災地方公共団体等を支援するため、大規模自然災害発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。

第２　避難活動

○ 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、土砂災害警戒区域等の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。

○ 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

○ 港湾の労働者や利用者の安全を確保するため、地方公共団体等が港湾事業として津波避難施設の整備する際に支援を行う。

第３　応急仮設住宅の建築支援等

○ 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。

○ 都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うとともに、首都直下地震等に備えた応急仮設住宅用地の事前のリスト化について、地方公共団体に対して助言を行うものとする。

○ 建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方自治体等から要員の派遣の調整等を行う。

○ 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害を受けることがないよう、都道府県等に対し適切な助言を行う。

第４　飲料水の確保、支援等

○ 被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した物資輸送や給水支援等を行うものとする。

第 14 節　被災者・被災事業者に対する措置

第１　被災者等への対応

○ 地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

○ 本省及び地方支分部局等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。

○ 関係公共機関、関係事業者に対しその管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。

○ 被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用する。また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行う。

○ 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。

○ 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した避難所の提供、炊事・入浴サービスの提供等を要請する。

○ また、被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

○ 首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

○ 救出・救助活動が落ち着いた後に帰宅を開始する徒歩帰宅者等に対し、安全な帰宅の判断に資するよう、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等についてマス・メディア、インターネット等を通じて適切に提供するものとする。

○ 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなく

ても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

第２　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

○ 被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の運輸支局での車検の実施、船舶検査証書の有効期間の延長等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

○ 災害の発生に伴い生じる影響については、直接被災していない住民、事業者等に対しても及ぶ可能性があることを考慮し、安全面に配慮した上で特例措置や法令の弾力的運用、広報等の必要な措置を迅速に講じるものとする。

第３　適切かつ公正な輸送サービスの提供

○ 被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口に寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める。

○ 不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

第４　飲料水の確保、支援等

○ 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、関係公共機関の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。

○ 必要に応じ、都市公園等内の井戸、耐震性貯水槽の利用について助言を行うものとする。

第５　消防活動への支援

○ 必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。

第 15 節　災害発生時における広報

○ 一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切

に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。

○ 特定本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。

○ 地方支分部局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

○ 海外や日本に在住する外国人に対し、災害の被害や対応状況が正しく理解されるよう、英語等の外国語による広報に努めるものとする。

○ 広報にあたっては、外国人観光客の減少防止や外航海運の運航継続に係る措置など、風評被害の防止にも努めるものとする。

第 16 節　自発的支援への対応

○ 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう整備し、ボランティアの申入があった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入が速やかに行われるよう努める。

○ 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたるとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。

○ 海外からの支援の申入があり、政府本部等が受入の可否、要否について判断を行う場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とともに、必要な協力を行う。同本部等が受入を決定したときには、予め定めた対応方針及び同本部等の策定した計画に基づき、支援の受入が速やかに行われるよう努める。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。

○ 海外からの支援を受け入れる場合には、自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。

第３章　災害復旧・復興

第１節　災害復旧・復興の基本方針

○ 地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方向を検討、又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導・助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した交通施設等の本格的な機能復旧を速やかに進める。

○ 政府の復興対策本部が設置された場合には、職員を参加させるとともに、同本部と密接な連携の上、被災地方公共団体に対する復興支援を行う。

第２節　災害復旧の実施

第１　災害復旧工事の早期着手

○ 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。

○ 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であることを地方公共団体等に周知するものとする。

第２　査定の早期実施

○ 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。

○ 災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。

○ 大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。

○ 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

第３　災害復旧の推進

○ 災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。

○ 年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置について配慮するものとする。

○ 災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のため職員を派遣するものとする。

○ 所管公共土木施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

○ がれき、土砂等災害に伴い発生した物の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努める。この場合、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように、十分配慮する。また、港湾等所管の交通施設等におけるがれき等の受入にも可能な限り協力を行うとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。

○ 海面を漂流するがれきや油の処分のため、海洋環境整備船や大型浚渫兼油回収船による回収を行うものとする。また、陸上のがれきの処分のため、海面処分場の整備を促進するとともに、リサイクルポートを利用した広域的な処理を促進するものとする。

○ 復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係省庁に適切な交通規制の導入を要請するほか、陸・海・空の各モードを活用した輸送ルートの設定、関係公共機関、関係事業者間、モード間の調整等の実施に努める。また、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるときは、関係事業者等に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請する。

○ このほか、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

第４　再度災害の防止

○ 公共土木施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。

○ 河道の埋塞の著しい場合は、再度災害を防止するため、速やかに除去する等、適切な対策を講ずるものとする。

○ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所等について、応急対策を実施するとともに、災害関連緊急事業等により再度災害の防止を図るものとする。

第３節　復旧・復興資機材の安定的な確保

○ 災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

○ 復興建築用資材の値上がり防止について、関係団体に周知、要請するものとする。

第４節　都市と地域の復興

第１　計画的復興への支援

○ 大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を推進するものとする。

○ 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号)、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体が復興計画の策定、推進を行うにあたっては、被災地の復興に資するとともに、発災時に有効に機能し得るような交通ネットワークの整備、交通施設等の耐災害性の強化、避難場所・防災拠点としての活用等の観点から必要な協力を行う。

第２　復興まちづくりへの支援

○ 復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。

○ 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を推進するものとする。

第３　地域の復興への支援

○ 大規模な災害により壊滅的な被害を受けた地域に対しては、被災状況等の調査・分析、被災状況や都市の特性、地元の意向等に応じた市街地復興のパターンの検討等、地域の復興に向けた取り組みを支援するものとする。

第５節　借地借家制度等の特例の適用

○ 災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第２条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用することにより、借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るものとする。

○ 必要に応じ非常災害があった場合の建築基準法の制限の緩和措置を活用するものとする。

第６節　被災者の居住の安定確保に対する支援

第１　公営住宅の整備等

○ 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえ

つつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を推進するものとする。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた場合においては、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、災害公営住宅の整備を推進するものとする。

○ 事業主体による公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅における家賃の低廉化について、その費用の一部を助成するものとする。特に、災害公営住宅における家賃の低廉化については、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、入居者の居住の安定確保を推進するものとする。

○ 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、その後、入居者資格を有する被災者については、必要に応じて、特定入居を行うよう、事業主体に対して要請を行うものとする。なお、災害が大規模な場合にあっては、当該災害により住宅が滅失した被災者等について、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第２１条の規定により、公営住宅の入居者資格が緩和される。

第２　危険区域における住宅再建

○ 津波に伴う土砂災害の発生箇所について、調査を実施し、必要箇所をそれぞれ砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊防止区域に指定して、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、これらの指定地や被害想定区域内における住宅の再建に当たっては、砂防法（明治３０年法律第２９号）、地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）に基づく行為制限の適切な実施並びに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく、建築物の構造の規制及び移転の勧告等の措置を講ずるなど、適正な土地利用の誘導を図るものとする。

○ 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、被災地方公共団体と連携を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団的移転を促進することが適当と認められる区域について、防災のための集団移転促進事業の促進を図る。

第３　住宅金融支援機構による融資

○ 被災者の自力による住宅の再建等を支援するための住宅金融支援機構の災害復興住宅融資及び既往債務者に対する救済措置を迅速かつ円滑に実施するために、融資の対象地域及び融資開始の時期の決定並びにその周知等の必要な措置について、当該機構に要請するものとする。

第４　被災者等に対する相談機能の充実

○ 被災地方公共団体等と連携して、被災者を対象とする総合住宅相談所を開設し、被災者の住宅復興等に関する相談に応じるものとする。

○ 住宅金融支援機構において、被災者を対象に、現在、住宅金融支援機構へ返済中の融資の取扱いや災害復興住宅融資についての相談及び情報提供を実施するよう、当該機構に要請するものとする。

○ 被災建築物等の復旧について住民等から相談を受けた場合に、被災地方公共団体等と連携して、復旧方法等についての指導を行うものとする。また、必要に応じ関係団体に協力を要請するものとする。

第７節　被災事業者等に対する支援措置

○ 被災した交通施設等の本格復旧にあたっては、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、必要に応じて、復旧に必要な技能を有する職員（所管の特殊法人の者を含む。）を派遣する等技術的な支援を行うほか、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○ 被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。

○ 被災した地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の復興を促進するため、事業者等の要望の把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、地方公共団体の復興計画に盛り込まれた交通関連施策の具体化を図るとともに、必要に応じてこれらの施策の具体化のために必要な財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

第５編　風水害対策編

第1章　　災害予防

第１節　風水害対策の推進

第１　各種事業・計画に基づく対策の実施

○ 風水害を防止し、又は風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、海岸、道路、鉄道、港湾、空港、下水道その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、下水道事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む)、農地防災事業（北海道におけるものに限る)、都市の防災対策事業及び道路・港湾の豪雨等対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。このように、ハード・ソフト両面から施策を推進するとともに、環境や景観へも配慮するものとする。特に、近年激甚化・頻発化する洪水等の水災害に対しては、未だ施設の整備が途上であることや、施設整備の目標を超える洪水の発生が頻発化している現状を踏まえ、流域治水の考え方に基づいて、河川管理者等が主体となって行う治水事業等をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組む。

○ 「自然災害リスクコミュニケーション推進会議及び水災害リスクコミュニケーション推進室の設置に関する訓令」（令和３年国土交通省訓令第１７号）に基づき設置された水災害リスクコミュニケーション推進室において、水災害リスクコミュニケーションに係る取組・優良事例の収集・分析等を通じ、各局所管分野における取組の充実・強化や各分野連携を推進することにより、国土交通省全体における水災害リスクコミュニケーションの底上げを図る。

第２　河川、海岸、土砂災害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等

○ 既存の所管施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、風水害に強いまちを形成するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に総合的な風水害対策を実施するものとする。なお、施設の長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

(1) 河川に係る対策

○ 頻発する風水害に対する安全性を確保するため、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、築堤、河道掘削、ダム、遊水地、放水路等の整備を推進するとともに、堤防の質的強化を図る

ものとする。

○ 河川の維持管理を適切に行うため、河川毎に河川の特性、施設の状況、土地利用等を考慮した河川維持管理計画を策定し、その運用を通して着実に管理水準を確保するものとする。

○ 慢性的な内水被害の軽減のため、排水機場の新設や増強を行うとともに、内水状況に応じて運搬設置できる可動式ポンプの整備を推進するものとする。

○ 人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間において、計画を上回る規模の洪水が発生した場合にも、被害の発生を最小限に止め、危機的状況を回避するために、高規格堤防の整備を推進するものとする。

○ 洪水時等の河川管理施設保全活動及び災害発生時の緊急復旧活動の拠点、市町村等が水防活動を円滑に行うための拠点としての河川防災ステーション（地域連携機能を加えたMIZBEステーション含む）の整備を推進するものとする。

○ 都道府県知事等の定める水防計画に、河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載することを同意した時は、その同意に基づき、水防管理者の水防に協力するものとする。

○ 管理中のダム、堰、水門等において、本体・放流施設が老朽化等のため、機能低下するおそれのあるものや機能の維持に支障があるものについて、機能を回復させる施設の改良等を計画的に実施するものとする。

(2) 海岸に係る対策

○ 高潮、波浪災害を防ぐため、海岸保全施設の整備を推進するとともに、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕を行うものとする。

○ 海岸保全施設については、設計の対象を超える高潮等を考慮して、粘り強い構造の堤防等の整備を行うものとする。

○ 海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進するものとする。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。

○ 水門、陸閘等について、安全かつ確実な管理運用体制の構築を図るため、現場操作員の安全確保を最優先とした操作規則等に基づく操作等の徹底や、必要に応じて自動化・遠隔操作化の取組を計画的に推進するものとする。

○ 高潮災害を防ぐため、水門等の一元的な遠隔制御を行う津波・高潮防災ステーションの整備を推進するものとする。

○ 海岸保全施設の管理の高度化、効率化のため、施設管理用光ファイバ網の整備を推進し、公共

施設の被害状況の把握を行う等の活用を図るとともに、危機管理対応の充実のため、波高計等の設置を行う情報基盤整備により海象条件等の把握に努めるものとする。

○ 区市町村長が的確に避難指示等の発令ができるよう、高潮警報等の精度を向上させきめ細かな情報の提供に努める。さらに、円滑な水防活動及び避難促進に資するよう、水防法（昭和２４年法律第１９３号）における高潮に係る水防警報海岸の指定を一層進める。

(3) 土砂災害に係る対策

○ 土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、警戒避難体制に必要な雨量計、各種センサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに，土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において，砂防堰堤，遊砂地等の整備を実施する。

○ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域について警戒避難体制の整備を図るとともに、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定め、又建築物の移転の勧告等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

○ 基礎調査は、法に基づく土砂災害の防止のための対策を講ずるに当たって不可欠な調査であり、各都道府県は、基礎調査が完了（当該都道府県内における土砂災害のおそれがある箇所全てについて一通り基礎調査を実施することをいう。）した後には、おおむね五年ごとに行うことが必要である。土砂災害防止法に基づき、都道府県が基礎調査を計画的に実施できるよう、財政面、技術面などの支援を行うものとする。都道府県の基礎調査に関する事務の処理が法令の規定に違反している場合及び科学的知見に基づかずに行われている場合には是正の要求を実施するものとする。

○ 都道府県から、定期的に土砂災害警戒区域等の指定の進捗状況の報告を受け、それを公表する。

○ 都道府県から、定期的にハザードマップの作成状況の報告を受け、それを公表するものとする。

○ 大規模な河道閉塞等の発生時における土砂災害防止法第 29 条に基づく緊急調査及び同法第 31 条に基づく関係地方公共団体への緊急情報の通知について、迅速かつ効果的に実施できるよう、関係地方公共団体、関係機関等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

○ 避難場所、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

○ 土砂災害警戒区域等のホームページ、標識等による住民への周知体制、土砂災害予警報

システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村に対しては、土砂災害警戒情報及びメッシュ毎の土壌雨量指数や降雨情報を時系列で提供するとともに、きめ細かな降雨予測や、周辺における土砂災害の発生状況等の情報の提供、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発令及び伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な支援・助言を行うものとする。

○ 土砂災害防止法に基づき、市町村防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、警戒避難体制に関する次に掲げる事項について定められるよう、必要な支援・助言を行うものとする。

・土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

・避難場所・避難経路

・土砂災害に係る避難訓練の実施

・防災上の配慮を要する者が利用する施設（土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地）

○ 土砂災害に対する危険性の認知度を高めるための取組を実施し、地区の住民自らが地区や個人の実情を踏まえた上で、ハザードマップや地区防災計画の作成・見直しを通じて警戒避難体制の強化を図り、実効性のある避難を確保されるよう、必要な支援・助言を行うものとする。

○ 災害等の恐れのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害警戒区域等についての情報提供を行うものとする。

○ 豪雨に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、あらかじめ策定するものとする。

また、これを迅速、効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

第３　主要交通・通信機能強化

○ 基幹的な通信施設の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。

○ 複合災害等により車両の給油に制約がある場合には、関係省庁等と連携し、給油可能な給油所の情報等を緊急輸送に従事する運送事業者へ提供するよう努める。

第４　道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

○ 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリンク解消及び４

車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、豪雨時の発生に対しても代替路となる経路を確保するものとする。

○ 異常気象時等でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や、代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高めるものとするとともに、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、簡易な IC の増設等による地域との連携強化などにより道路ネットワーク機能の向上を図る。また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を図るものとする。

○ 道路施設等の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

○ 点検結果に基づき必要な防災対策工を行うものとする。

○ 気象観測装置、道路情報板などの災害情報システムの整備を進める等、防災管理の情報化、防災カルテの作成など防災管理の高度化を図るものとする。

○ 防災対策工の実施に当たっては、治山事業等他の事業との積極的な連携により、効果的な対策を進めるものとする。

○ 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

○ 道路の冠水による事故を未然に防止するため、アンダーパス部等、車両が水没するなど重大な事故がおきるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の点検、必要な施設の整備、警察及び消防等との連携強化等を図ることで、適切な道路管理に努めるものとする。

第５　都市の防災構造化の推進

(1)　都市の防災構造化対策の計画的推進

○ 都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進するため、市町村が定める立地適正化計画について、災害リスクを十分考慮した居住誘導区域の設定と、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針の位置付けを促進するものとする。

○ 都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

(2)　流域における総合的な治水対策の推進

○ 河川流域の開発、低地地域における土地利用の高度化等により都市水害の危険性が増大している地域については、都市河川の整備を推進するとともに、水災害リスクの評価を踏まえ、流域の適正な土地利用への誘導等も含めた総合的な治水対策の推進に努めるものとする。

○ 河川について、築堤、河道掘削、遊水地、放水路、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、下水道事業により雨水渠の整備等を推進するものとする。

○ 防災調節池の設置、透水性舗装の施工、雨水貯留浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて推進することにより、流域の保水、遊水機能が確保されるよう措置するものとする。

○ 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定や流域水害対策計画の策定の推進を図るとともに、関係地方公共団体に対して、雨水浸透阻害行為の許可、保全調整池の指定、都市浸水想定の作成、貯留機能保全区域の指定、浸水被害防止区域の指定等に関する必要な支援・助言を行うものとする。

○ 流域水害対策計画の策定等にあたっては、「流域水害対策協議会」、「都道府県流域水害対策協議会」等により、特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域内の地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者をはじめとする流域関係者で、計画の効果的な実施・運用体制を構築するものとする。

(3)　避難場所、避難路等都市の骨格となる防災施設の整備

○ 避難路の整備を推進するものとする。

○ 避難場所となる緑道等の整備を推進するものとする。

○ 地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、広域避難場所、一次避難場所、避難路、災害復旧活動の支援拠点や復旧資機材・生活物資等の中継基地等となる都市公園等の系統的かつ計画的な配置を推進するものとする。

○ 避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園整備プログラムの策定を推進するものとする。

(4)　安全な市街地の整備等

○ 防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中立地を促進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を推進するものとする。

○ 都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、下水道管理者が「浸水被害対策区域」を指定し、民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理するなどの官民連携による浸水対策を推進するため、必要な支援・助言を行うものとする。

(5)　市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等

○ 「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や

積極的な緑地協定の締結、緑化重点地区総合整備事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。

○ 土砂災害の危険性が高い山麓部の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図りつつ、より総合的かつ一体的な緑とオープンスペースの確保を推進するものとする。

第６　災害発生のおそれのある区域に関する措置

○ 洪水予報を実施する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、気象庁長官と共同して洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

○ 洪水に係る水位情報の通知及び周知を行う河川として指定した河川（以下「水位周知河川」という。）について、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

○ 都道府県知事が、洪水予報河川に指定した河川について、気象庁長官と共同して洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるよう、必要な支援・助言を行うものとする。

○ 国土交通大臣は、都道府県指定洪水予報河川について洪水予報を行う都道府県知事の求めに応じ、国指定洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

○ 都道府県知事が、水位周知河川に指定した河川について、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるよう、必要な支援・助言を行うものとする。

○ 想定し得る最大規模の降雨により洪水予報河川または水位周知河川の他、一級及び二級河川のうち住家等防護対象のある河川においては、氾濫した場合に浸水が想定される区域等を示した洪水浸水想定区域を公表し関係市町村の長に通知するものとする。あわせて、洪水時に家屋の

流出・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれのある範囲については、家屋倒壊等氾濫想定区域として公表し、市町村へ提供するものとする。なお、ハザードマップを作成する際には、家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するよう働きかけるものとする。

○ 都道府県知事又は市町村長により、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）が指定・公表されるよう、必要な支援・助言を行うものとする。

○ 都道府県知事により、洪水予報河川及び水位周知河川以外の役場等の所在地に係る河川において、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定及び河川水位等の情報が提供されるよう、必要な支援・助言を行うものとする。

○ 洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていないダム下流河川においても、河川管理者と連携して、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の浸水想定図を作成するものとする。また、その図に基づいてハザードマップを作成する市町村に対し、技術的な支援を実施するものとする。

○ 市町村長により、浸水深や避難所等に関する情報を水害関連標識として生活空間に表示する取組が推進されるよう、必要な支援・助言を行うものとする。

○ 都道府県知事が、河川の状況や今後の見通し等を市町村長に直接伝えることができるよう、必要な支援・助言を行うものとする。

○ 都道府県知事又は市町村長が、雨水出水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等について、雨水出水特別警戒水位を定め、当該水位に達した旨の情報を、都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるよう、必要な支援・助言を行うものとする。

○ 都道府県知事が、高潮により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮特別警戒水位を定め、当該水位に達した旨の情報を、都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるよう、必要な支援・助言を行うものとする。

○ 浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定められるよう、必要な支援・助言を行うものとする。

・洪水予報並びに洪水、雨水出水及び高潮に係る水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝

達方法

・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

・市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

・地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。以下「地下街等」という。）でその施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるものの施設の名称及び所在地

・社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものの施設の名称及び所在地

・大規模な工場その他の施設（以下「大規模工場等」という。）で洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるものの施設の名称及び所在地

○ 市町村長により、洪水予報等の伝達方法や避難場所等を明示した洪水、雨水出水又は高潮に係るハザードマップが作成・公表されるよう、必要な助言及び技術的な支援を行うものとする。

○ 浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保又は洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるものについて、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法が市町村地域防災計画に定められるよう、必要に応じて支援するものとする。

○ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者または管理者が、単独でまたは共同して、避難確保計画及び浸水防止計画を作成する際に、必要に応じて助言及び情報提供を行うものとする。

○ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者による避難確保計画の作成や避難訓練について、必要に応じて助言及び情報提供を行うものとする。

○ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の大規模工場等の所有者または管理者が浸水防止計画を作成する際に、必要に応じて助言及び情報提供を行うものとする。

○ 市町村長が浸水実績等を把握しようとする際及び水防管理者が浸水被害軽減地区の指定を行おうとする際に、必要な情報提供、助言等を行うものとする。

○ 洪水、雨水出水、高潮、土砂災害等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、浸

水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、地域住民の防災意識を高め、災害発生時の迅速な避難等に資するとともに、土砂災害が発生するおそれがある区域等の増加を抑制するため、都市計画法に基づき、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としては、原則として市街化区域に含まないこととされていることについて周知に努める等、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

○ 市町村が洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道、その他河川等（下水道を含む。）、並びにダム放流情報について、避難情報の発令基準及び発令範囲を設定しようとする際及び必要に応じて見直しを行おうとする際に、必要な助言等を行うものとする。

第７　住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

○ 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、「家屋の浸水対策マニュアル」を作成・公表するとともに、基準の遵守の指導等に努めるものとする。また、強風による落下物の防止対策や、防水扉、防水板などの建物や地下街等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努めるものとする。

○ 避難計画に基づく避難体制や避難施設の整備、避難場所の確保と連携した住宅改修や盛土等による住宅・住宅地の浸水対策の推進を図る。

○ 避難計画や安全対策と連携した災害危険区域の柔軟な指定や土砂災害特別警戒区域等の指定を進め、豪雨災害等の危険性の高いエリアでの住宅・住宅地の立地を抑制するとともに、がけ地の崩壊、地すべり等による危険が著しい区域において、危険住宅の移転を促進するものとする。

○ 災害の防止に寄与する住宅等への建替えに対する融資、地すべり又は急傾斜地の崩壊による被害を受けるおそれのある家屋の移転等を容易にするための融資、がけ崩れ等による災害が発生するおそれが著しい区域において災害の発生を未然に防止するための融資及び宅地造成に伴う災害を防止するための融資を実施する際の具体的な実施方法等について、必要に応じ住宅金融支援機構に要請するものとする。

○ 強風等による屋根瓦の脱落の被害を防止するため、耐風性等の低い屋根の改修等を促進するものとする。

第８　盛土等に伴う防災措置

○ 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可制度、都市計画法に基づく開発許可制度等の適正な運用を図り、擁壁や排水施設の設置等、災害を防止するため必要な措置が講じられるよう、必要な支援・助言を行うものとする。

○ 盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、都道府県等が行う人家・公共施設等に被害を

及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査及び崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を支援するものとする。

○ 盛土等の安全対策を推進するにあたっては、各関係制度を所管する関係府省庁、都道府県等で緊密に連携を図るものとする。

○ 既存宅地の風水害に対する安全性を向上させるため、あらかじめ点検要領等を整理するとともに、これに基づく点検の実施等、必要な措置について指導を促進するものとする。また、崖崩れ等による災害で相当数の居住者等に危害を生じるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための措置を講ずることを促進するものとする。

第９　鉄道の安全性の確保及び指導

○ 鉄軌道事業者に対し、風水害による土砂災害等から鉄軌道を保全するため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるよう指導する。また、安全運行に資する竜巻等突風に係る検討内容等の情報提供に努める。

○ 鉄軌道事業者に対し、地下鉄利用者の安全確保を図るため、効果的な浸水防止対策等に努めるよう指導する。

○ 鉄道の安全・安定輸送を確保するため、河川に架かる鉄道橋梁の流失等防止対策や、橋梁の架替事業を推進する。

○ 新幹線を運行する鉄道事業者に対し、車両及び重要施設の浸水対策について、①計画規模降雨に対して、かさ上げや止水板の設置など浸水被害が発生しても運行への影響を僅少な範囲に留めるような対策を講じる、②想定最大規模降雨により浸水被害が想定される車両基地については、車両の浸水被害を最小化するため、各社が定めた車両避難計画に従って車両避難を実施するなど、社会経済被害の軽減に努めるよう指導する。

○ 鉄軌道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止（計画運休）するなど、安全の確保に努めるよう指導する。また、利用者への情報提供のあり方については、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②計画運休の際の振替輸送のあり方、③地方自治体への情報提供の仕方など、鉄道事業者等と行った検討結果を踏まえ、国土交通省において作成したモデルケースを参考に各鉄道事業者において情報提供タイムラインをあらか

じめ作成しておくよう指導する。

第 10　港湾施設の整備

○ 最新の知見で更新した設計沖波で耐波性能等を照査し、重要かつ緊急性の高い施設について、嵩上げや補強を実施する。

○ 走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を推進するものとする。

○ 走錨等に起因する事故の可能性がある海上周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を防止するため、必要に応じて、防衝設備の設置を推進するものとする。

第 11　航空施設の整備

○ 航空施設の整備に当たっては、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

第 12　避難場所・避難路の確保・整備

○ 風水害発生時において、避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緊急避難階段、緑道等の整備を推進するほか、必要に応じて高速道路の道路管理用施設の緊急連絡路等としての活用を推進するものとする。

○ 河川・海岸堤防の管理用通路の活用や、河川総合開発事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を図るものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者の管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を検討するよう指導する。

第 13　防災拠点の確保・整備

○ 道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備する。

○ 洪水時等の河川管理施設保全活動及び災害発生時の緊急復旧活動の拠点、市町村等が水防活動を円滑に行うための拠点としての河川防災ステーション（地域連携機能を加えた MIZBE ステーション含む）の整備、海岸・港湾の防災拠点、道の駅、交通広場等の整備を推進するものとする。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。

○ 被災地の近傍に、防災拠点や所管施設等を活用してＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動に必要な人員・資材・機材等の受け入れを一元管理のもとで行う活動拠点を整備する。なお、活動拠点は配置・機能・活動内容等の点から十分検討のうえＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画に位置づけるとともに、

災害発生時に迅速、確実かつ効果的な ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動を実施できるよう、訓練計画にも反映させるものとする。

○ 災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点・地域防災拠点としての機能を有する都市公園等の整備を推進するものとする。

○ 広域避難場所、一次避難場所、避難路、広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園等については、防災公園としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、耐震化を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。

○ 防災公園としての機能を有する都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等と連携した機能発揮が可能な地域への設置を推進するものとする。

○ 防災性能の向上、バックアップ機能の確保、食料・水等の備蓄、情報の受発信基地等中枢防災活動拠点としての機能の向上を図った官庁施設を、地方公共団体施設との連携を図りつつ整備し、地域の中枢防災拠点の形成を推進するものとする。

○ ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

○ 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を防災街区整備事業、土地区画整理事業等により推進するものとする。

○ 本省、地方支分部局等の庁舎が被災し、使用できなくなった場合に備えて、庁舎の代替施設の確保等について、関係省庁と協議し、検討する。特に、国土交通省全体を統括する中枢としての機能を有する本省の庁舎については、立川広域防災基地等との連携にも配慮しつつ地方支分部局によるバックアップ体制の整備を含め、代替機能の確保方策を検討する。

第 14　ライフライン対策の推進

○ 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。

○ 風水害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続きの簡素化を図るものとする。

第 15　要配慮者対策の推進

○ 老人ホーム、病院等の施設を土砂災害等から保全する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点的に推進するとともに、要配慮者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。

○ 避難場所、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。

○ 高齢者等に経済的・身体的に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策を推進するものとする。

○ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法が市町村地域防災計画に定められるよう、必要に応じて支援するものとする。

○ 浸水想定区域内における避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、市町村が個別避難計画を作成する際には、必要に応じてマイ・タイムラインの取組等と連携して支援するものとする。

○ 土砂災害警戒区域等の避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、地区防災計画の検討と一体となった個別避難計画の作成について、支援するものとする。

第 16　農地防災等の推進

○ 北海道においては、荒廃山地の復旧及び予防治山事業、防災林の造成事業、保安林の整備事業、造林事業、保安林、保安施設地区及び土地改良事業の施行または計画の決定がされている地域に係る地すべり防止事業等の計画的な推進を図るとともに、防災ダム、堤防、農業用用排水施設、農道、林道、漁港施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第17　廃棄物処理施設等の整備等の推進

○ 北海道においては、水道及び廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、水道施設、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第 18　防災に関する広報・情報提供等

○ 災害発生時において適切な判断及び行動に資するため、豪雨、水防警報、洪水予報、氾濫危険水位への到達情報等の災害に関する情報を発表し、地方公共団体及び一般住民に伝達するための体制及び施設、設備の整備を図る。報道機関や通信会社と協力し、所管の交通施設等の被害状況や利用可能な程度、公共交通機関の災害に関する情報、鉄道・飛行機等の運行（航）状況、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者による被災者等への支援対策の実施状況等に関する情報を被災者を含む一般国民に提供するための体制の強化を図る。また、発災時等に被災者等からこれらの情報についての問い合わせがあった場合に的確な対応ができるような体制の整備に努める。

○ 一般住民等への河川情報等の提供は、指定公共機関であるＮＨＫ等マスコミを通じ行うとともに、インターネット、携帯端末、情報表示板等多様な手段を活用し、迅速な情報提供に努めることとする。また、国、都道府県等が協力して、国民に対する一元的な情報提供を行うよう努めるものとする。

○ 道路施設の被災防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努めるものとする。

○ 水害、土砂災害を防止するため、住民への危険箇所の周知や洪水予報等の情報伝達が適切になされるとともに、浸水想定区域の指定・公表に対応した地域防災計画の見直しが適切に実施されるよう、必要に応じ地方公共団体に対して指導・助言を行うものとする。

○ 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、土砂災害の特性を考慮した土砂災害に関するハザードマップの整備を推進するものとする。

○ 広域避難場所、一次避難場所、避難路等となる都市公園等の機能、利用方法等について、関係機関との連携により、非常時の円滑な利用のための住民等への情報提供の実施について必要に応じて助言を行うものとする。

○ 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と協力し、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。

○ 竜巻等突風の発生に備えて、公共交通機関、建設業団体等に対し、必要に応じ、竜巻等突風対策を喚起する通知等を行うものとする。

第２節　危機管理体制の整備

第１　情報の収集・連絡体制の整備

○ 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と

の間で情報伝達ルートの確立を図る。

○ 地方支分部局及び地方自治体が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うために、地方自治体の災害対策本部等にリエゾンを派遣し情報交換を行えるようにあらかじめ体制を整備する。なお、地方支分部局は、地方自治体からの要請がなくてもリエゾンを派遣できるように「災害時における情報交換に関する協定」を地方自治体と締結しておくものとする。

○ 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。

○ 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。

○ 道路情報モニター制度、道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用者等の協力により情報収集体制を強化するものとする。

○ 災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方支分部局は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。

○ 非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努めるものとする。

○ 非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。

○ 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。

災害による停電等に対応するため、専用通信設備には非常用発電設備や蓄電池設備等により電源を供給することとする。道路状況等の地域特性等を踏まえ、重要拠点設備は原則として７日間以上、他の設備については３日間以上にわたる電源を確保するものとし、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行うものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

第２　通信手段等の整備

○ 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・ 夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。

・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設

備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

・ 災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動通信システム、衛星通信システムの通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・ 地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、港湾業務艇及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に特定本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・ 災害現地の情報収集を行うため、雨量計、水位計、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。

・ 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・ レーダ雨量計、雨量観測所のデータ、河川水位観測所のデータ等の河川情報を収集し、インターネットや携帯電話により、リアルタイム（２４時間・３６５日）で市町村担当者、住民等に情報を提供するため、河川情報システムの整備・運用を図るものとする。

・ 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・ ダムについて、サイレンの吹鳴、スピーカからのアナウンス等によって住民に放流を伝える放流警報について、異常洪水時防災操作へ移行する際には、市町村とも連携しつつ、より切迫感を持って緊急性を伝えられるような警報手法に変更を行うものとする。また、必要に応じて警報区間を見直すとともに、サイレンやスピーカ等の設備の改良等を行うものとする。

・ 土砂災害に関する警戒避難の速やかな実施に資するよう、観測機器の設置等、土砂災害予警報システムの整備及び災害時だけではなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が共有するシステムの整備を推進するものとする。

・ 河川、海岸、砂防、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光

ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。

また、ＧＩＳについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。

監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報掲示板、道路情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。

・　ＮＴＴ等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・　防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

○　関係省庁が整備する画像情報収集システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める。

第３　関係機関との連携

○　本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、日頃から警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、充分な協議を行っておくものとする。

○　水災害については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

○　強大な台風の接近等、発災発生のおそれ段階から、あらゆる関係者が連携して災害応急対策を実施する体制を構築すること等ができるよう、「災害発生のおそれ段階における国土交通省の防災行動計画（令和３年６月公表）」を活用し、本省、気象庁、地方整備局、地方運輸局、気象台、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者、企業や住民等との間でリスクコミュニケーションの展開を図るものとする。

○　地方支分部局は、台風等による大規模水害を想定して、地方公共団体等関係機関と協議のうえ、関係者が事前にとるべき基本的な行動を時系列で整理した水害対応タイムラインを作成するものとする。災害対応後は、作成済みのタイムラインを検証し、改善に取り組むものとする。

今後は避難情報に着目した水害対応タイムラインを複数の市区町村を対象とした流域タイムラインに見直すこととする。また、「大規模氾濫減災協議会」等を活用して市区町村等が作成するタイムラインとの整合を図ることとする。

○ 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するとともに、洪水調節と水力発電の両機能を発電事業者等との連携により最大限活用する「ハイブリッドダム」の取組を推進するものとする。

○ 港湾管理者等は、護岸やコンテナターミナル、臨港道路等を対象に、電源喪失やコンテナ流出も含め、波浪や高潮に対する脆弱性を評価し、台風等接近前に直前予防対応が必要な箇所を、優先順位を示して港湾ＢＣＰに明記するとともに、計画的に対策を講じるものとする。

○ 暴風によるコンテナ飛散防止対策として、コンテナの固縛等の技術検討の継続や優良事例の共有を図るとともに、暴風時の対応訓練の実施を呼びかけるなど、港湾関連事業者による取り組みの強化を促すものとする。

第４　応急復旧体制等の整備

○ 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、被害状況の把握、復旧工法、市町村等が行う住民避難等に関する技術的な指導・助言を行うために必要な技能を有する職員・専門家の登録、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣体制の整備を図るものとする。

○ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な排水ポンプ車、照明車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規定を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

○ 複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。

○ 発災後の障害物除去による航路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関との連携の下、あらかじめ航路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進するものとする。また、航路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

○ 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄

をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど全国的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。

- 緊急時の応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機材の提供、調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。
- 河川又は海岸ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておくものとする。
- 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。
- 出水時における排水ポンプ場の運転については、堤防決壊等激甚な被害を回避するため、運転調整等の必要な措置を講じるよう努めるものとともに、排水ポンプ場管理者への情報伝達及び関係住民への周知等の体制を確立しておくものとする。
- 大規模災害発生時における地方支分部局間の支援や被災地方公共団体に対する技術的な支援を迅速かつ的確に実施するため、地方支分部局はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。
- 円滑な応急対策を行うため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため資料の電子情報化、複製の別途保存を行うよう努めるものとする。
- 応急仮設住宅の建設に要する資機材について、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達、供給体制を整備しておくものとする。
- 地方整備局等は、各所管施設毎に災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、休日、夜間を問わず災害発生直後速やかにヘリコプター等を用いた被災状況調査を開始できるよう、体制の構築、ヘリコプター運航マニュアルの整備に努めるものとする。
- 各省庁と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。
- 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園等について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。
- 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、不特定多数の者が利用する所管の旅客施設等について以下のような応急体制の整備に努める。

・　発災時等における利用者の避難誘導に係わる計画を作成する。計画の内容については、避難者、帰宅者の集中・殺到や混乱の発生にも十分に配慮したものとなるようにする。また、避難誘導計画の内容を旅客施設等で業務に従事する職員に周知徹底するとともに、避難路等については、旅客施設等内に掲示することにより、利用者に対して明示する。このほか、職員を対象に発災時等を想定した避難誘導に係わる訓練を実施する。

・　旅客施設等内で負傷者が発生した場合に備えて、地方公共団体、警察・消防、近隣の医療機関と協力して、緊急連絡体制、搬送体制等を整備する。

○　発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談窓口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。

○　都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

第５　緊急輸送の実施体制の整備

(1)　緊急輸送ネットワークの整備への協力

○　防災基本計画に基づき国及び地方公共団体が発災時等を想定した緊急輸送ネットワークに係わる計画等を作成する際には、関係省庁とともに、災害に対する安全性を考慮しつつ作成されるよう協力する。特に、海上輸送、航空輸送を含めた輸送ルートの多重化、避難及び物資の調達・供給等と緊急輸送との連携等が盛り込まれるよう留意する。

○　地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送ネットワークを構成する所管の輸送施設（港湾、空港等）及び輸送拠点（トラックターミナル等）について、耐災害性の確保を図るよう指導・助言する。

○　地方公共団体が、緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設として臨時ヘリポート（場外離着陸場）を予め指定する際には、発災時等における効果的な利用が可能となるよう、適切な助言を行うものとする。

○　発災時に人員、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送ネットワークに係わる計画の策定に際し、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、被災地への輸送及び被災地内の輸送に係わる実施体制の整備、異なるモードを含めた事業者間の協力体制の構築等につい

て指導・助言する。

○ また、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との間で、発災時等における緊急輸送の依頼手順、輸送供給能力、費用負担等を内容とする協定の締結が促進されるよう必要な指導・助言を行う。

(2)　関連情報の整備保存等

○ 平素から緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設、輸送拠点の概況、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との協定締結状況、事業者別・地域別の車両、船舶及び航空機の保有状況等に関する情報の整備保存に努める。

第６　代替輸送の実施体制の整備

○ 関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、交通施設等が被災し本来の機能を維持できなくなった場合にも、被災地内の輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に大きな支障が生じないよう、代替輸送の実施体制の整備を図る。

○ このため、代替輸送について第一次的な責任を有する関係公共機関、関係事業者に対しては、陸上における迂回ルートや代替輸送手段の確保、海空の輸送ルートの増強及びこれらに係わる事業者間の協力体制の整備等について予め検討するよう指導する。また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港については、他のモードや他の地域からの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を検討する。

第７　二次災害の防止体制の整備

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、危険箇所の把握・監視、危険の発生が切迫した場合の関係者への通報、資機材の備蓄等により二次災害を防止するための体制の整備に努める。

第８　後方支援体制の整備

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。

○ 本省、地方支分部局等の庁舎の耐災害性の強化、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。

○ 特定本部等の運営に必要な食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低３日分を確保するよう努めるものとする。

○ 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・

入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入の可能性がある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援を受け入れる場合において、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第３節　災害、防災に関する研究、観測等の推進

○ 洪水、高潮、土石流、がけ崩れ、地すべり、暴風等といった風水害、土砂災害等の自然災害に関する過去のデータならびに発災時のデータを集積し、これらの災害に関する安全性の確保及び災害による被害の発生防止または軽減を図るという観点から、幅広く研究を行うとともに、研究により得られた成果を速やかに防災の施策に反映させるよう努めるものとする。また、風水害、土砂災害等の自然災害を防ぐために水文データ等の観測機器の整備及びデータの蓄積等を、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、独立行政法人、大学、民間研究機関、海外研究機関とも協力して、推進するものとする。

- 堤防の強度分析手法、堤防破壊の事例分析と破壊機構推定、樹林帯による破堤災害の軽減、地震・越水・浸透水・表面侵食に対する堤防強化技術に関する研究及び技術開発
- 洪水予測技術、外水・内水による浸水の予測シミュレータ及びこれによるリアルタイムでの浸水予測技術、災害情報収集・伝達システムに関する研究及び技術開発
- 土石流、地すべり、がけ崩れ等の発生機構、観測機器、危険箇所の把握技術、調査診断技術、発生予測技術、前兆現象、警戒避難の支援、環境と調和した効果的・合理的な対策工法の開発に関する研究、及びのり面の不安定度に関する調査診断技術の開発
- ＩＴＳを活用した緊急通行車両の運行支援等に関する技術開発
- 災害対策用機械について即時的、広域的かつ一元的な管理等、効果的な運用技術の開発
- 洪水時における堤防等河川構造物の漏水、変形等を瞬時に自動計測する光ファイバセンサーの計測技術、施工技術の検討、計測データの解析と管理技術等についての研究
- 気候変化による水災害の外力変化の把握・分析技術に関する研究

○ 研究のより一層の充実を図るため、所管の研究機関における研究用の資機材及び装備の高度化、専門の研究者の育成等を図る。また、研究機関相互間における研究者及びデータの交流、共同研究の推進等に努める。

第４節　防災教育等の実施

第１　防災に関する研修等の実施

○ 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等により実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

○ 道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものとする。

○ 職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者の職員を対象とした、防災に関する研修会、講習会の開催を行うものとする。

第２　防災知識の普及

○ 「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、気候変動の影響も踏まえつつ、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

○ NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。

○ 防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、 インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。

○ 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

○ 水防月間、総合治水推進週間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、雪崩防止週間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

○ 専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、浸水・土砂災害等の危険な範囲や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進すると

ともに、市町村の防災計画等にも位置付けるよう働きかけるものとする。なお、ハザードマップを作成する際には、家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するよう働きかけるものとする。

○ 避難指示等が発令された場合の行動についても、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民自身が行えるよう、土砂災害や土砂災害警戒情報等に関する正しい知識、地域の土砂災害の危険性等の正しい知識が必要であり、関係自治体と連携して、これらの正しい知識の普及啓発と、いざというときは、命を守るために自ら判断して行動すべきことを周知する。

○ 防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。

○ 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

○ 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第３　人材の育成

○ 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

○ ダム、堰、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の育成を行うものとする。

○ 水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り，水防資機材の充実を図る。また，青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに，ＮＰＯ，民間企業，自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し，その育成，強化を図る。

○ 市町村が避難指示等の発令に当たり必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用できるよう、気象防災アドバイザーの拡充を図る。

第５節　防災訓練

○ 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

・非常参集

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行（航）状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に１回以上行うものとする。

・情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、気象、水文等に関する観測を迅速かつ正確に行うとともに、所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた 実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。

・災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、非常本部あるいは地方支分部局において設置される災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

・応急対策

所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

・複合災害対策

様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

○ 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

○ 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。

第６節　再発防止対策の実施

○ 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第２章　災害応急対策

第１節　災害発生直前の対策

第１　風水害に関する警報等の伝達

○ 気象庁と連携し、被害を及ぼす可能性のある洪水、土砂災害警戒区域等の状況を把握し、災害の発生を予想した場合、地方公共団体、関係機関、報道機関等を通じて住民に対し速やかに情報を伝達するものとする。その際、要配慮者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

○ 気象庁と連携し、公表する防災気象情報について、災害の切迫度に応じた５段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

○ 台風の接近・上陸や長期に渡る前線の停滞など予め大雨が予想される場合には、河川事務所と気象台、都道府県の河川・砂防部局、市区町村などと、ＷＥＢ会議などにより、作成している水害対応タイムラインなどの活用を確認する。

○ 水防法に基づき水防警報を行う河川・海岸として指定した河川・海岸について、水防警報を発令したときには関係都道府県知事に通知するものとする。

○ 水防法に基づき洪水予報を実施する河川として指定した河川について、気象庁長官と共同して洪水のおそれがあると認められるときは、水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量または氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

○ 気象庁と都道府県が発表する土砂災害警戒情報を、地方公共団体等が活用できるよう周知するものとする。

○ 水防法に基づき水位周知河川として指定した河川について、当該河川の水位が氾濫危険水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

○ ダムでは異常洪水時防災操作へ移行する際には、市町村長等関係者に通知するとともに、より切迫感を持って緊急性を伝えられるように伝達に努めるものとする。

○ 「異常洪水時防災操作」については、ダム操作の状態に関する表現として引き続き使用し、緊急時に呼びかけるときには「緊急放流」を用いること。なお、「緊急放流」は、ゲートを有しないダムにおける越流用の非常用洪水吐からの放流も含まれる。また、緊急時とは、異常洪水時

防災操作に移行する可能性があるとき（実施するときを含む）であり、関係機関への通知・情報提供、関係自治体へのホットライン、記者発表・記者会見などの場面を想定している。

○ 市町村長による避難指示等の発令の判断に資するよう、河川やダムの状況や今後の見通し等を、ホットライン等を活用して市町村長に直接伝えることとする。

○ 大雨時もしくは大雨が予想される場合、降雨予測等を踏まえ、幹線道路の通行止め予測を発表する。その際ＥＴＣ２．０、ＶＩＣＳ情報、ＳＮＳやラジオ等を活用し、必要に応じて、迂回経路等をあわせて情報提供を行うものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第２　災害未然防止活動

○ 洪水又は高潮の危険が切迫した場合には、ダム、堰、水門等について警戒体制を敷き、次の措置を講ずるものとする。

・ ダム、堰、水門等並びにこれらの操作に必要な機械器具及び電源その他の設備の点検整備を行い、又はその指導を行うものとする。

・ 気象官署、発電所その他の関係機関と緊密に連携し、相互の情報を交換するとともに、出水の状況を把握するものとする。

・ 河川管理者、海岸管理者及び農業用用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、堰、水門等の適切な操作を行うものとする。

その操作に当たり、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、関係市町村長及び警察署長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置をとるものとする。

第２節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

○ 風水害が発生した場合、風水害の規模や被害の程度に応じ、被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第１　災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報等の把握、連絡

○ 大規模な風水害が発生した場合、河川情報システムの情報、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、風水害の規模、範囲等について確認するものとする。地方支分部局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の風水害が発生した場合、直ちに特定本部等に連絡するものとする。

(2) 被害情報の収集・連絡

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、災害発生後、施設等の被害及び公共機

関の運行（航）状況等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は、概括的被害情報、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、港湾施設への重大な被害に関する第１次情報など緊急に必要な情報を、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。

○ 本省内各局は、地方支分部局、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、特定本部等に報告するものとする。

○ 特定本部等は、所管施設の被害に関する第１次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。

○ 特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は、政府本部に連絡するものとする。

○ 特定本部等は、関係省庁の被害情報・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内各局、地方支分部局に連絡するものとする。

○ 応急対策活動情報に関し、関係機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○ 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(3) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集

○ 地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

○ 風水害により甚大な被害が発生した場合、特定本部等は、維持管理を行う地方整備局等に対し、災害対策用ヘリコプターの出動準備を直ちに指示するとともに、当該地方整備局等と飛行ルート等について調整し、天候状況等について確認の上、速やかに当該ヘリコプターの出動を指示するものとする。なお、特定本部等からの出動指示がない場合でも、当該地方整備局等の判断により出動させることができるものとする。

○ 大規模な風水害等により、地方整備局等が災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合、その旨特定本部等に要請するものとする。特定本部等は要請があった場合は、当該ヘリコプタ

ーの維持管理を行う地方整備局等に対し、出動を指示するものとする。

○ 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。

○ ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。

○ 地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信システムの出動を要請する場合には、その旨を特定本部等に報告するものとする。特定本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

○ 被災直後の航路、泊地等の被害状況（海中障害物による航行障害）については、必要に応じ港湾業務艇により調査を行うものとする。

第２ 通信手段の確保

○ 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた設備の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信設備の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。

・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第３節　活動体制の確立

○ 本省及び地方支分部局では、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課における発災時に対応した業務体制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。

○ 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める「災害時等における国土交通本省の防災体制について」等によるものとする。

○ 地方支分部局は、地方支分部局防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところにより、非常参集を行うものとする。

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と充分に連携を図り応急対応を行うものとする。

○ 地方整備局等は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を各地方整備局等がそれぞれ作成する地方整備局等間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。

○ 被災地方公共団体に対する地方支分部局の災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第４節　政府本部への対応等

第１ 災害対策関係省庁連絡会議

○ 大規模な風水害発生時に、災害及び被害の第 1 次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて開催される災害対策関係省庁連絡会議に職員を出席させるものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、現地調査団に職員を派遣するものとする。

第 2 政府本部

○ 政府本部が設置された場合、本部員、あるいは事務局要員として職員を派遣し、災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 政府の現地対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、現地における災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団に職員を派遣するものとする。

第 5 節　災害発生直後の施設の緊急点検

○ 国土交通省所管施設の管理者は、災害発生後、次の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するものとする。

(1) 河川管理施設等

○ 災害発生直後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検を実施するものとする。

(2) 道路施設

○ 災害発生直後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。

(3) 港湾施設

○ 第 2 編第 2 章第 4 節(3)港湾施設に統合

(4) 航空施設

○ 災害発生直後に空港管理者と連携しつつ、空港施設、航空管制施設等の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。

(5) 都市施設

○ 都市公園の点検を実施するとともに、避難場所、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとす

る。

○ 下水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。

(6) 官庁施設

○ 官庁施設、非常用発電装置、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。

○ 官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、地方支分部局間及び本省庁間を通じて各省庁より施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第６節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

○ 応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置するものとする。

○ 必要に応じ、関連業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行うものとする。

○ 国土交通省の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。

○ 被災地方公共団体が、災害応急対策を実施するに当たり、必要な資機材が不足し、的確かつ迅速に実施することが困難であると認めた場合において要請または要求がなくても、必要な資機材の供給を開始するものとする。

○ 地方整備局等は、防災備蓄基地のネットワークの整備に関する計画に基づき、復旧資機材の活用を行うものとする。

第７節　災害発生時における応急工事等の実施

○ 所管施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。

○ 大規模自然災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請を受けたとき又は地方公共団体から要請が無い場合であっても、特に緊急を要すると認められるときは、地方公共団体との協定に基づき、被害の拡大を防ぐための緊急対応を実施する等支援に努めるものとする。

○ 著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、浸入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施するものとする。

○ 激甚な災害が発生した場合には、係官を現地に派遣し、総合的な応急対策及び応急復旧工法に

ついて指導するものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。

○ 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○ 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。

○ 車両からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、被災した交通施設等の迅速な応急復旧を行わせる。

第８節　災害発生時における交通の確保等

第１　道路交通の確保

○ 通行規制に伴う孤立集落の有無を確認し、その存在が確認されれば、最優先に通行規制解除のための復旧対策を実施するものとする。

○ 道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及び UAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。

○ 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、必要となる緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。

○ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

○ 都道府県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断するものとする。

○ 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。

第２　海上交通の確保

○ 開発保全航路、緊急確保航路等について、早急に状況調査を行い、沈船、漂流物等により船舶

の航行が危険と認められる場合には、航路啓開等を行い、航行の安全確保に努める。

○ 災害発生時における住民避難や緊急物資等の輸送を確保するため、港湾管理者と連携を図りつつ、港湾施設の被害状況を早急に把握し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。

○ 建設業者等との間の応援協定等に基づき、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第９節　緊急輸送

第１　基本方針

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは、被災地方公共団体からの要請があった場合には、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、陸・海・空によるあらゆる輸送手段を利用し、かつ被害の状況・緊急度・重要度を考慮した緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講じるものとする。

第２　関係事業者に対する要請、調整

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送への協力要請を行う。さらに、要請によっていたのでは緊急輸送の円滑な実施に特に大きな支障があると認められる場合には、法令の定めるところにより、国土交通大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。

○ 関係公共機関、関係事業者による緊急輸送の実施状況を的確に把握するとともに、被災地方公共団体若しくは政府本部からの依頼に基づきまたは必要に応じて自ら、事業者間、輸送モード間の輸送分担、緊急輸送物資の受け渡しについての調整を行う。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行う事が困難な場合においては、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。なお、必要に応じ、関係事業者等に対する要請、調整を行うものとする。

第３　緊急輸送に対する支援

○ 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。

○ 緊急輸送が安全に実施されるよう、所管の輸送モードについて安全性を確保するために必要な措置を講じる。特に、救援活動に従事する小型航空機の運航の安全確保には、十分留意する。

第10節　代替輸送

○ 被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地方公共団体と密接に連携し、陸・海・空の各輸送モードを活用した被災地内輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係公共

機関、関係事業者に対し、必要な指導、調整を行う。

○ また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港について、他の地域や他のモードからの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を図る。このほか、代替輸送に対する支援措置を講じるよう努める。

第 11 節　二次災害の防止対策

○ 二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。

○ 河川、海岸、港湾施設もしくはこれらと効用を兼ねる道路等が被災又は決壊し、流水又は海水の進入により被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又はその背後地に大きな被害を与えているため又はその恐れの大きいため緊急に工事を施工する必要がある場合は、仮締切工事又は決壊防止工事を実施するものとする。

○ 地盤の緩み等による二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に応じ砂防ボランティア、地すべり防止工事士や斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。

○ 土砂災害などの二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うための係官を現地に派遣し技術的な指導を行うものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。

○ 大規模な河道閉塞が確認された場合、これに起因する土石流等の発生による二次災害を防止するため、地方支分部局等と連携し、土砂災害防止法第 29 条に基づく緊急調査を実施するとともに、同法第 31 条に基づき関係市町村及び都道府県に緊急情報を通知するものとする。

○ 被災した擁壁、のり面等の崩壊等による二次災害発生の危険性のある宅地について、被災宅地危険度判定士を活用し調査・危険度判定が迅速かつ的確に実施されるような措置を講ずるものとする。

○ 市町村長から土砂災害に関する避難指示等の解除に関して助言を求められた場合には、保有するリアルタイムの情報の提供や災害に関する専門的知見等から助言を行うものとする。

第 12 節　ライフライン施設の応急復旧

○ 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。

○ 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依頼するものとする。

○ 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援するものとする。

第 13 節　地方公共団体等への支援

○ 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生の恐れがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

○ 大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市町村に助言を行うものとする。

第１　情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等

○ 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や光ファイバ等による通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。

○ 地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。

○ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

○ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。

○ 被災地方公共団体等を支援するため、大規模自然災害発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。

第２　避難活動

○ 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、土砂災害警戒区域等の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。

○ 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第３　応急仮設住宅の建築支援等

○ 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。

○ 都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。

○ 建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方自治体等から要員の派遣の調整等を行う

○ 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害による被害を受けることがないよう、都道府県等に対し、土砂災害警戒区域等の位置等必要な情報の提供を行うものとする。

第４　飲料水の確保、支援等

○ 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、関係公共機関の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。

○ 必要に応じ、都市公園等内の井戸について助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した物資輸送や給水支援等を行うものとする。

第 14 節　被災者・被災事業者に対する措置

第１　被災者等への対応

○ 地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

○ 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

○ 本省及び地方支分部局等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。

○ 関係公共機関、関係事業者に対しその管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。

○ 被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用する。また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行う。

○ 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。

○ 被災地方公共団体から関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテルを活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等を要請できるよう必要な情報提供を行う。

○ また、被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

第２　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

○ 被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の運輸支局での車検の実施、船舶検査証書の有効期間の延長等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

○ 災害の発生に伴い生じる影響については、直接被災していない住民、事業者等に対しても及び可能性があることを考慮し、安全面に配慮した上で特例措置や法令の弾力的運用、広報等の必要な措置を迅速に講じるものとする。

第３　適切かつ公正な輸送サービスの提供

○ 被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口に寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める。

○ 不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

第 15 節　災害発生時における広報

○ 一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。

○ 特定本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。

○ 地方支分部局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

第 16 節　自発的支援への対応

○ 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう整備し、ボランティアの申入があった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入が速やかに行われるよう努める。

○ 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたるとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。

○ 海外からの支援の申入があり、政府本部等が受入の可否、要否について判断を行う場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とともに、必要な協力を行う。同本部等が受入を決定したときには、予め定めた対応方針及び同本部等の策定した計画に基づき、支援の受入が速やかに行われるよう努める。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう所要の支援措置を講じる。

○ 海外からの支援を受け入れる場合には、自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。

第３章 災害復旧・復興

第１節　災害復旧・復興の基本方針

○ 地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方向を検討、又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導・助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した交通施設等の本格的な機能復旧を速やかに進める。

○ 政府の復興対策本部が設置された場合には、職員を参加させるとともに、同本部と密接な連携の上、被災地方公共団体に対する復興支援を行う。

第２節　災害復旧の実施

第１　災害復旧工事の早期着手

○　被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。

○ 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であることを地方公共団体等に周知するものとする。

第２　査定の早期実施

○ 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。

○ 災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。

○ 大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。

○ 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧

に努めるものとする。

第３　災害復旧の推進

○ 災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。

○ 年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置について配慮するものとする。

○ 災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のため職員を派遣するものとする。

○ 所管公共土木施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

○ がれき、土砂等災害に伴い発生した物の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努める。この場合、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように、十分配慮する。また、港湾等所管の交通施設等におけるがれき等の受入にも可能な限り協力を行う。

○ 復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係省庁に適切な交通規制の導入を要請するほか、陸・海・空の各モードを活用した輸送ルートの設定、関係公共機関、関係事業者間、モード間の調整等の実施に努める。また、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請する。

○ このほか、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

第４　再度災害の防止

○ 公共土木施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。

○ 河川、砂防設備及び道路の災害復旧事業に関し、寄州、狭窄部、橋梁、堰等の災害発生の原因となった障害物について、必要に応じて除去・是正を行い、再度災害の防止を図るものとする。

○ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所等について、応急対策を実施するとともに、災害関連緊急事業等により再度災害の防止を図るものとする。

第３節　復旧・復興資機材の安定的な確保

○ 災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

○ 復興建築用資材の値上がり防止について、関係団体に周知、要請するものとする。

第４節　都市の復興

第１　計画的復興への支援

○ 大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を推進するものとする。

○ 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法、建築基準法による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体が復興計画の策定、推進を行うにあたっては、被災地の復興に資するとともに、発災時に有効に機能し得るような交通ネットワークの整備、交通施設等の耐災害性の強化、避難場所・防災拠点としての活用等の観点から必要な協力を行う。

第２　復興まちづくりへの支援

○ 復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。

○ 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を推進するものとする。

第５節　借地借家制度等の特例の適用

○ 災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第２条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用することにより、借地上建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るものとする。

○ 必要に応じ非常災害があった場合の建築基準法の制限の緩和措置を活用するものとする。

第６節 被災者の居住の安定確保に対する支援

第１ 公営住宅の整備等

○ 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を推進するものとする。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた場合においては、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を

通じて、災害公営住宅の整備を推進するものとする。

○ 事業主体による公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅における家賃の低廉化について、その費用の一部を助成するものとする。特に、災害公営住宅における家賃の低廉化については、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、入居者の居住の安定確保を推進するものとする。

○ 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、その後、入居者資格を有する被災者については、必要に応じて、特定入居を行うよう、事業主体に対して要請を行うものとする。なお、災害が大規模な場合にあっては、当該災害により住宅が滅失した被災者等について、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第２１条の規定により、公営住宅の入居者資格が緩和される。

第２　危険区域における住宅再建

○ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所や地盤の緩み等による二次的な土砂災害のおそれのある箇所について、調査を実施し、必要箇所をそれぞれ砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊防止区域に指定して、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、これらの指定地や被害想定区域内における住宅の再建に当たっては、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく行為制限の適切な実施並びに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく、建築物の構造の規制及び移転の勧告等の措置を講ずるなど、適正な土地利用の誘導を図るものとする。

○ 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、被災地方公共団体と連携を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団的移転を促進することが適当と認められる区域について、防災のための集団移転促進事業の促進を図る。

第３　住宅金融支援機構による融資

○ 被災者の自力による住宅の再建等を支援するための住宅金融支援機構の災害復興住宅融資及び既往債務者に対する救済措置を迅速かつ円滑に実施するために、融資の対象地域及び融資の開始時期の決定並びにその周知等の必要な措置について、当該機構に要請するものとする。

第４　被災者等に対する相談機能の充実

○ 被災地方公共団体等と連携して、被災者を対象とする総合住宅相談所を開設し、被災者の住宅復興等に関する相談に応じるものとする。

○ 住宅金融支援機構において、被災者を対象に、現在、住宅金融支援機構へ返済中の融資の取扱いや災害復興住宅融資についての相談及び情報提供を実施するよう、当該機構に要請するもの

とする。

○ 被災建築物等の復旧について住民等から相談を受けた場合に、被災地方公共団体等と連携して、復旧方法等についての指導を行うものとする。また、必要に応じ関係団体に協力を要請するものとする。

第７節　被災事業者等に対する支援措置

○ 被災した交通施設等の本格復旧にあたっては、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、必要に応じて、復旧に必要な技能を有する職員（所管の特殊法人の者を含む。）を派遣する等技術的な支援を行うほか、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○ 被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。

○ 被災した地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の復興を促進するため、事業者等の要望の把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、地方公共団体の復興計画に盛り込まれた交通関連施策の具体化を図るとともに、必要に応じてこれらの施策の具体化のために必要な財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

第６編　火山災害対策編

第１章　災害予防

第１節　想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方

○　火山災害対策の検討に当たり，科学的知見を踏まえ，火山災害の要因となる現象（火砕流，溶岩流，融雪型火山泥流，噴石，降灰等）とその規模が多様であることを考慮し，現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し，その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

○　火山災害の想定に当たっては，古文書等の資料の分析，火山噴出物の調査，火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて，過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。

○　火山災害はその要因となる現象が多様であること，現象の推移等の把握や予測が難しく，火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない地方公共団体のみで適切な対応をすることが難しいことから，日頃より，国、地方公共団体，公共機関，火山専門家等と協力して，避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。

第２節　火山災害対策の推進

第１　各種事業・計画に基づく対策の実施

○　火山災害を防止し、又は火山災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため河川、砂防、海岸、道路、港湾その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、砂防事業、海岸事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路、港湾の火山災害対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。

○　地方整備局等は、火山防災協議会において、噴火に伴う土砂災害（火山泥流・土石流等）の観点から、「火山ハザードマップ」の検討を行うとともに、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制に参画する。また、様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組等について、各地域の実情に応じて必要とされる事項の協議に参画する。

○　活動火山対策特別措置法（昭和４８年法律第６１号）により指定された避難施設緊急整備地域において、必要な施設の整備を推進するものとする。

第２　火山砂防施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

○　火山の噴火による火砕流、溶岩流、泥流等を防止するため、また不安定堆積物による二次的

な土砂災害を防止するために、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を行うものとする。

○ 雨量計、ワイヤーセンサー、監視用テレビカメラ等の設置等火山噴火警戒システムの整備を推進することにより火山噴火を迅速に把握するとともに、火砕流、溶岩流、泥流等の発生に伴う被害範囲の予測を行い、必要に応じて関係機関に対する情報提供に努めるものとする。

○ 噴火による降灰等の堆積時における土砂災害防止法第 29 条に基づく緊急調査及び同法第 31 条に基づく関係地方公共団体への緊急情報の通知について、迅速かつ効果的に実施できるよう、関係地方公共団体、関係機関等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

○ 避難場所、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

○ 土砂災害警戒区域等の住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、都道府県等に対しては、警戒避難基準雨量等の設定、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発令及び伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。

○ 災害等の恐れのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害警戒区域等についての情報提供を行うものとする。

○ 火山活動が活発な時は、所管施設のパトロールを重点的に行うものとする。

○ 火山噴火による火砕流、溶岩流、泥流等の大規模土砂流出やそれに伴う大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、あらかじめ策定するものとする。

　また、これを迅速、効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

○ 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るものとする。また、火山防災協議会の構成員である砂防学等の専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

第 3　主要交通・通信機能強化

○ 基幹的な通信施設の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む火山災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

○ 複合災害等により車両の給油に制約がある場合には、関係省庁等と連携し、給油可能な給油

所の情報等を緊急輸送に従事する運送事業者へ提供するよう努める。

第４　道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

○ 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリンク解消及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、大規模な火山災害の発生に対しても代替路となる経路を確保するものとする。

○ 火山災害発生時でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や、代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高めるものとするとともに、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、簡易な IC の増設等による地域との連携強化などにより道路ネットワーク機能の向上を図る。また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的な整備を推進するものとする。

○ 道路施設等の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

○ 点検結果に基づき必要な防災対策工を行うものとする。

○ 気象観測装置、道路情報板などの災害情報システムの整備を進める等、防災管理の情報化、防災カルテの作成など防災管理の高度化を図るものとする。

○ 防災対策工の実施に当たっては、治山事業等他の事業との積極的な連携により、効果的な対策を進めるものとする。

○ 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

第５　都市の防災構造化の推進

(1)　都市の防災構造化対策の計画的推進

○ 都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

(2)　避難場所、避難路等都市の骨格となる防災施設の整備

○ 避難路の整備を推進するものとする。

○ 地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、広域避難場所、一次避難場所、避難路、災害復旧活動の支援拠点や復旧資機材・生活物資等の中継基地等となる都市公園等の系統的かつ計画的な配置を推進するものとする。

○ 避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公

園整備プログラムの策定を推進するものとする。

第６　住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

○ 土石流による危険の著しい区域において危険住宅の移転を促進するものとする。

○ 災害の防止に寄与する住宅等への建替えに対する融資、地すべり又は急傾斜地の崩壊による被害を受けるおそれのある家屋の移転等を容易にするための融資、がけ崩れ等による災害が発生するおそれが著しい区域において災害の発生を未然に防止するための融資及び宅地造成に伴う災害を防止するための融資を実施する際の具体的な実施方法等について、必要に応じ住宅金融支援機構に要請するものとする。

第７　港湾施設の整備

○ 第２編第１章第１節第９港湾施設の整備に統合

第８　避難場所・避難路等の確保・整備

○ 都市基幹公園等の広域避難場所となる都市公園、近隣公園・地区公園等の一次避難場所となる都市公園等については、幹線道路、河川、鉄道等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定するとともに、住民以外の被害者の支援についても考慮した上で、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するとともに、関係機関との十分な連携を図り、地域防災計画への位置づけを推進するものとする。

○ 災害時において、避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緊急避難階段、緑道等の整備を推進するものとするほか、必要に応じて高速道路の道路管理用施設の緊急連絡路等としての活用を推進するものとする。

○ 避難場所等となる都市公園等の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園等整備プログラムの策定を推進するものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者の管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を検討するよう指導する。

第9　防災拠点の確保・整備

○ 被災地の近傍に、防災拠点や所管施設等を活用してＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動に必要な人員・資材・機材等の受け入れを一元管理のもとで行う活動拠点を整備する。なお、活動拠点は配置・機能・活動内容等の点から十分検討のうえＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画に位置づけるとともに、災害発生時に迅速、確実かつ効果的な ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動を実施できるよう、訓練計画にも反映させるものとする。

○ 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中整備を推進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安

全な市街地の整備を防災街区整備事業、土地区画整理事業等により推進するものとする。

○ 災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点・地域防災拠点としての機能を有する都市公園等の整備を推進するものとする。

○ 広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断緑地帯、広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園等については、防災公園としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、耐震化を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。

○ 防災公園としての機能を有する都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等と連携した機能発揮が可能な地域への設置を推進するものとする。

○ 必要に応じ、下水処理場、河川、砂防設備、港湾等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備を推進するとともに、道の駅、交通広場等の整備を推進する。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。

○ 防災性能の向上、バックアップ機能の確保、食料・水等の備蓄、情報の受発信基地等中枢防災活動拠点としての機能の向上を図った官庁施設を、地方公共団体施設との連携を図りつつ整備し、地域の中枢防災拠点の形成を推進するものとする。

○ ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

○ 本省、地方支分部局等の庁舎が被災し、使用できなくなった場合に備えて、庁舎の代替施設の確保等について、関係省庁と協議し、検討する。特に、国土交通省全体を統括する中枢としての機能を有する本省の庁舎については、立川広域防災基地等との連携にも配慮しつつ地方支分部局によるバックアップ体制の整備を含め、代替機能の確保方策を検討する。

第 10　ライフライン対策の推進

○ 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネ

ットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。

○ ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続きの簡素化を図るものとする。

第 11　要配慮者対策の推進

○ 老人ホーム、病院等の施設を保全する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点的に推進するとともに、要配慮者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。

○ 避難場所、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。

第 12　農地防災等の推進

○ 北海道においては、荒廃山地の復旧及び予防治山事業、防災林の造成事業、保安林の整備事業、造林事業、保安施設地区及び土地改良事業の施行または計画の決定がされている地域及びこれらに準ずべき地域に係る地すべり防止事業等の計画的な推進を図るとともに、防災ダム、堤防、農業用用排水施設、農道、林道、漁港施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第 13　廃棄物処理施設等の整備等の推進

○ 北海道においては、水道及び廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、水道施設、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第 14　防災に関する広報・情報提供等

○ 道路施設の被災防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努めるものとする。

○ 火山災害や不安定堆積物による二次的な土石流災害を防止するため、住民への危険箇所の周知や警報等の伝達が適切になされるよう、必要に応じ地方公共団体に対し指導・助言を行うものとする。

○ 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進するものとする。

○ 広域避難場所、一次避難場所、避難路等となる都市公園等の機能、利用方法等について、関係機関との連携により、非常時の円滑な利用のための住民等への情報提供の実施について必要に応じた助言を行うものとする。

○ 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と

協力し、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。

第３節　危機管理体制の整備

第１　情報の収集・連絡体制の整備

○ 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。

○ 地方支分部局及び地方自治体が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うために、地方自治体の災害対策本部等にリエゾンを派遣し情報交換を行えるようにあらかじめ体制を整備する。なお、地方支分部局は、地方自治体からの要請がなくてもリエゾンを派遣できるように「災害時における情報交換に関する協定」を地方自治体と締結しておくものとする。

○ 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。

○ 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。

○ 道路情報モニター制度、道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用者等の協力により情報収集体制を強化するものとする。

○ 災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方支分部局は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。

○ 非常参集者の宿舎は、勤務地の近傍に確保するよう努めるものとする。

○ 非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。

○ 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。

災害による停電等に対応するため、専用通信設備には非常用発電設備や蓄電池設備等により電源を確保することとする。道路状況等の地域特性等を踏まえ、重要拠点設備は原則として７日間以上、他の設備については３日間以上にわたる電源を確保するものとし、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行うものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

第２　通信手段等の整備

○ 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を

推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・ 夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。

・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

・ 災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動通信システム、衛星通信システムの通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・ 地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、港湾業務艇及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に特定本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・ 災害現地の情報収集を行うため、監視用カメラ等を利用した映像伝送システムを計画的に整備するものとする。

・ 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・ 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・ 雨量計、ワイヤーセンサー、監視用カメラ等の設置等、火山噴火警戒システムの整備を推進することにより、火山噴火を迅速に把握するとともに、火砕流、溶岩流、泥流等の発生に伴う被害範囲の予測を行い、必要に応じて関係機関に対する情報提供に努めるとともに災害時だけではなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が共有するシステムの整備を推進するものとする。

・ 河川、道路、下水道、港湾施設の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措

置を行うものとする。

・ 監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報表示板、道路情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。

・ また、ＧＩＳについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。

・ ＮＴＴ等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・ 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

○ 関係省庁が整備する画像情報収集システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める。

第３　関係機関との連携

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、日頃から警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共機関等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、充分な協議を行っておくものとする。

火山防災協議会の枠組みを活用し，平常時から相互に連携し，災害時の防災対応について検討を行うものとする。

第４　応急復旧体制等の整備

○ 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、被害状況の把握、復旧工法、市町村等が行う住民避難等に関する技術的な指導・助言を行うために必要な技能を有する職員・専門家の登録、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣体制の整備を図るものとする。

○ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な照明車、路面清掃車等の災害対策用機械、清掃用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規定を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

○ 複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。

○ 発災後の障害物除去による航路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関との連携の下、

あらかじめ航路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進するものとする。また、航路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

- 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど全国的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。
- 緊急時の応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機材の提供、調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。
- 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。
- 大規模災害発生時における地方支分部局間の支援や被災地方公共団体に対する技術的な支援を迅速かつ的確に実施するため、地方支分部局はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。
- 円滑な応急対策を行うため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため資料の電子情報化、複製の別途保存を行うよう努めるものとする。
- 応急仮設住宅等の建設に要する資機材について、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達、供給体制を整備しておくものとする。
- 地方整備局等は、所管施設毎に災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、休日、夜間を問わず災害発生直後速やかにヘリコプター等を用いた被災状況調査を開始できるよう、体制の構築、ヘリコプター運航マニュアルの整備に努めるものとする。
- 各省庁と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。
- 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園等について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。
- 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導して、不特定多数の者が利用する所管の旅客施設等について以下のような応急体制の整備に努める。
  - 発災時等における利用者の避難誘導に係わる計画を作成する。計画の内容については、

避難者、帰宅者の集中・殺到や混乱の発生にも十分に配慮したものとなるようにする。また、避難誘導計画の内容を旅客施設等で業務に従事する職員に周知徹底するとともに、避難路等については、旅客施設等内に掲示することにより、利用者に対して明示する。このほか、職員を対象に発災時等を想定した避難誘導に係わる訓練を実施する。

・ 旅客施設等内で負傷者が発生した場合に備えて、地方公共団体、警察・消防、近隣の医療機関と協力して、緊急連絡体制、搬送体制等を整備する。

○ 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談窓口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。

○ 都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

第５　緊急輸送の実施体制の整備

(1)　緊急輸送ネットワークの整備への協力

○ 防災基本計画に基づき国及び地方公共団体が発災時等を想定した緊急輸送ネットワークに係わる計画等を作成する際には、関係省庁とともに、災害に対する安全性を考慮しつつ作成されるよう協力する。特に、海上輸送、航空輸送を含めた輸送ルートの多重化、避難及び物資の調達・供給等と緊急輸送との連携等が盛り込まれるよう留意する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送ネットワークを構成する所管の輸送施設（港湾、空港等）及び輸送拠点（トラックターミナル等）について、耐災害性の確保を図るよう指導・助言する。

○ 地方公共団体が、緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設として臨時ヘリポート（場外離着陸場）を予め指定する際には、発災時等における効果的な利用が可能となるよう、適切な助言を行うものとする。

○ 発災時に人員、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送ネットワークに係わる計画の策定に際し、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、被災地への輸送及び被災地内の輸送に係わる実施体制の整備、異なるモードを含めた事業者間の協力体制の構築等

について指導・助言する。

○ また、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との間で、発災時等における緊急輸送の依頼手順、輸送供給能力、費用負担等を内容とする協定の締結が促進されるよう必要な指導・助言を行う。

(2)　関連情報の整備保存等

○ 平素から緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設、輸送拠点の概況、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との協定締結状況、事業者別・地域別の車両、船舶及び航空機の保有状況等に関する情報の整備保存に努める。

第６　代替輸送の実施体制の整備

○ 関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、交通施設等が被災し本来の機能を維持できなくなった場合にも、被災地内の輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に大きな支障が生じないよう、代替輸送の実施体制の整備を図る。

○ このため、代替輸送について第一次的な責任を有する関係公共機関、関係事業者に対しては、陸上における迂回ルートや代替輸送手段の確保、海空の輸送ルートの増強及びこれらに係わる事業者間の協力体制の整備等について予め検討するよう指導する。また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港については、他のモードや他の地域からの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を検討する。

第７　二次災害の防止体制の整備

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、危険箇所の把握・監視、危険の発生が切迫した場合の関係者への通報、資機材の備蓄等により二次災害を防止するための体制の整備に努める。

第８　後方支援体制の整備

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。

○ 本省、地方支分部局等の庁舎の耐災害性の強化、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。

○ 特定本部等の運営に必要な食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低３日分を確保するよう努めるものとする。

○ 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・

入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。

- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入の可能性がある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援を受け入れる場合において、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第４節　災害、防災に関する研究、観測等の推進

- 臨時観測体制を強化する際に活用可能な観測機器の調達・運用体制の整備を図るとともに，観測機器や通信手段に障害が発生した場合や，降灰・降雨などの悪条件下においても火山の監視観測体制を維持するための技術開発等に努めるものとする。
- 火山災害技術に関する研究として、火山噴火に伴い発生する火砕流、溶岩流、火山泥流、土石流、大規模崩壊等による人命、家屋、公共施設等の被害を防止、軽減するため、独立行政法人，大学，民間の研究機関，海外の研究機関とも連携し、次に示すような研究を推進するとともに、防災の施策に反映させるものとする。
  - 火山噴火に伴い発生する火砕流，溶岩流，火山泥流，土石流，大規模崩壊等により生じる土砂流出による災害の防止対策に関する研究及び火山灰の降灰除去に関する技術開発
  - ＩＴＳを活用した緊急通行車両の運行支援等に関する技術開発
  - 災害対策用機械について即時的、広域的かつ一元的な管理等、効果的な運用技術の開発
- 研究のより一層の充実を図るため、所管の研究機関における研究用の資機材及び装備の高度化、専門の研究者の育成等を図る。また、研究機関相互間における研究者及びデータの交流、共同研究の推進等に努める。

第５節　防災教育等の実施

第１　防災に関する研修等の実施

- 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等により実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。また、火山防災エキスパート等の有識者による研修や講習会、実地研修の開催等による防災教

育についても実施する。

○ 道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものとする。

○ 職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者の職員を対象とした、防災に関する研修会、講習会の開催を行うものとする。

第 2　防災知識の普及

○ NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。

○ 防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、 インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。

○ 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

○ がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、雪崩防止週間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

○ 土砂災害等の危険箇所や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するとともに、市町村の防災計画等にも位置付けるよう働きかけるものとする。

○ 防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。

○ 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

○ 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮す

るよう努めるものとする。

第３　人材の育成

○ 被災した公共土木施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、防災エキスパート等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第６節　防災訓練

○ 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

・非常参集

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行（航）状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器等の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に１回以上行うものとする。

・情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、交通施設及び所管施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。

・災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、非常本部あるいは地方支分部局において設置される災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

・応急対策

所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

・複合災害対策

様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直し

に努めるものとする。

○ 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

○ 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。

第７節　再発防止対策の実施

○ 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第２章　災害応急対策

第１節　災害発生直前の対策

第１　火山災害に関する警戒体制の強化

○ 気象庁より、火山活動に関する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）が発表された場合、警戒体制を強化するものとする。

第２　警戒区域の設定、避難指示等

○ 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所とされた施設以外の所管の施設について避難場所として使用したい旨要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

○ 火山噴火監視システム等により火砕流、溶岩流、泥流等の発生監視を行い、都道府県等に対し速やかに必要な情報の提供を行うものとし、また、都道府県等に対し、火山災害が予想された場合は速やかに報告を行うよう指導するものとする。

○ 地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難指示等の対策に対し、必要に応じて火山防災協議会の枠組みを活用して、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

第２節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

○ 火山災害が発生した場合、噴火情報や被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第１　災害情報の収集・連絡

(1)　火山災害情報等の把握、連絡

○ 火山災害が発生した場合、まず気象庁より火山噴火情報の連絡を受けるほか、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、噴火、降灰、火砕流、溶岩流、泥流等の規模、範囲等について確

認するものとする。地方支分部局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の火山災害が発生した場合、直ちに特定本部等に連絡するものとする。

(2)　被害情報の収集・連絡

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、災害発生後、施設等の被害及び公共機関の運行（航）状況等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲に関する第１次情報など緊急に必要な情報は、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。

○ 本省内各局は、地方支分部局、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、特定本部等に報告するものとする。

○ 特定本部等は、所管施設の被害に関する第１次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。

○ 特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後 は政府本部に連絡するものとする。

○ 特定本部等は、関係省庁の被害情報・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内各局、地方支分部局に連絡するものとする。

○ 応急対策活動情報に関し、関係機関及び関係事業者と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○ 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(3)　災害対策用ヘリコプター等による情報収集

○ 地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

○ 火山災害により甚大な被害が発生した場合、特定本部等は、維持管理を行う地方整備局等に対し、災害対策用ヘリコプターの出動準備を直ちに指示するとともに、当該地方整備局等と飛行ルート等について調整し、現地の状況を確認の上、速やかに当該ヘリコプターの出動を指示するものとする。なお、特定本部等からの出動指示がない場合でも、当該地方整備局等

の判断により出動させることができるものとする。

○ 大規模な火山災害等により、地方整備局等が災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合は、その旨特定本部等に要請するものとする。特定本部等は要請があった場合は、当該ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等に対し、出動を指示するものとする。

○ 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。

○ ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。

○ 地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信システムの出動を要請する場合には、その旨を特定本部等に報告するものとする。特定本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

○ 被災直後の航路、泊地等の被害状況（海中障害物による航行障害）については、必要に応じ港湾業務艇により調査を行うものとする。

第２　通信手段の確保

○ 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた設備の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信設備の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。

・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第３節　活動体制の確立

○ 本省及び地方支分部局では、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課における発災時に対応した業務体制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。

○ 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める「災害時等における国土交通本省の防災体制について」等によるものとする。

○ 地方支分部局は、地方支分部局防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところにより、非常参集を行うものとする。

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と充分に連携を図り応急対応を行うものとする。

○ 地方整備局等は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を各地方整備局等がそれぞれ作成する地方整備局等間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。

○ 被災地方公共団体に対する地方支分部局の災害応援については、地域防災計画等に基づき速

やかに実施するものとする。

第 4 節　政府本部への対応等

第 1　災害対策関係省庁連絡会議

○ 大規模な火山災害発生時に、地震及び被害の第 1 次情報についての確認、共有化応急対策の調整等を行うため、必要に応じて開催される災害対策関係省庁連絡会議に職員を出席させるものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、現地調査団に職員を派遣するものとする。

第 2　政府本部

○ 政府本部が設置された場合、本部員、あるいは事務局要員として職員を派遣し、災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 政府の現地対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、現地における災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団に職員を派遣するものとする。

第 5 節　災害発生直後の施設の緊急点検

○ 国土交通省所管施設の管理者は、災害発生後、次の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するものとする。

(1)　河川管理施設等

○ 火山災害発生直後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検を実施するものとする。

(2)　道路施設

○ 火山災害発生直後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。

(3)　港湾施設

○ 第 2 編第 2 章第 4 節(3)港湾施設に統合

(4)　航空施設

○ 火山災害発生直後に空港管理者と連携しつつ、空港施設、航空管制施設等の緊急点検を実施

し、施設被害情報の収集に努めるものとする。

(5)　都市施設

○ 都市公園の点検を実施するとともに、避難場所、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

○ 下水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。

(6)　官庁施設

○ 官庁施設、非常用発電設備、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。

○ 官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、地方支分部局間及び本省庁間を通じて各省庁より施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第 6 節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

○ 応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置するものとする。

○ 必要に応じ、関連業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行うものとする。

○ 国土交通省の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。

○ 被災地方公共団体が、災害応急対策を実施するに当たり、必要な資機材が不足し、的確かつ迅速に実施することが困難であると認めた場合において要請または要求がなくても、必要な資機材の供給を開始するものとする。

○ 地方整備局等は、防災備蓄基地のネットワークの整備に関する計画に基づき、復旧資機材の活用を行うものとする。

第 7 節　災害発生時における応急工事等の実施

○ 所管施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。

○ 大規模自然災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請を受けたとき又は地方公共団体から要請が無い場合であっても、特に緊急を要すると認められるときは、地方公共団体との協定に基づき、被害の拡大を防ぐための緊急対応を実施する等支援に努めるものとす

る。

○ 激甚な災害が発生した場所には、係官を現地に派遣し、総合的な応急対策及び応急復旧工法について指導するものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。

○ 一定の基準を満たす地域については、降灰の除去を実施するものとする。

○ 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○ 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。

○ 車両からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、被災した交通施設等の迅速な応急復旧を行わせる。

第８節　災害発生時における交通の確保等

第１　道路交通の確保

○ 通行規制に伴う孤立集落の有無を確認し、その存在が確認されれば、最優先に通行規制解除のための復旧対策を実施するものとする。

○ 道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及び UAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。

○ 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、必要となる緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、火山活動の影響に十分配慮して広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。

○ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

○ 都道府県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき

道路の区間を判断するものとする。

○ 国土交通大臣は、道路管理者である都道府県及び市町村、臨港道路の管理者である港湾管理者に対し、都道府県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

○ 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。

第２　海上交通の確保

○ 開発保全航路、緊急確保航路等について、早急に状況調査を行い、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、航路啓開等を行い、航行の安全確保に努める。

○ 災害発生時における住民避難や緊急物資等の輸送を確保するため、港湾管理者と連携を図りつつ、港湾施設の被害状況を早急に把握し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。

○ 建設業者等との間の応援協定等に基づき、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

○ 開発保全航路、緊急確保航路等について、船舶の交通を確保するため、早急に被害状況を把握し、大量かつ広範囲に漂流する軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、軽石の回収を目的とした船舶を活用した軽石除去、建設業者等と連携した除去作業等の応急復旧を行うものとする。

○ 国土交通省は、被災により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、港湾管理者からの要請があったときには、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。

○ 港湾管理者は、その所管する港湾区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

第９節　緊急輸送

第１　基本方針

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは、被災地方公共団体からの要請があった場合には、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、陸・海・空によるあらゆる輸送手段を利用し、かつ被害の状況・緊急度・重要度を考慮した緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講じるものとする。

第２　関係事業者等に対する要請、調整

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、関係公共機関、

関係事業者に対し、緊急輸送への協力要請を行う。さらに、要請によっていたのでは緊急輸送の円滑な実施に特に大きな支障があると認められる場合には、法令の定めるところにより、国土交通大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。

○ 関係公共機関、関係事業者による緊急輸送の実施状況を的確に把握するとともに、被災地方公共団体若しくは政府本部からの依頼に基づきまたは必要に応じて自ら、事業者間、輸送モード間の輸送分担、緊急輸送物資の受け渡しについての調整を行う。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行う事が困難な場合においては、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。なお、必要に応じ、関係事業者等に対する要請、調整を行うものとする。

第 3　緊急輸送に対する支援

○ 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。

○ 緊急輸送が安全に実施されるよう、所管の輸送モードについて安全性を確保するために必要な措置を講じる。特に、救援活動に従事する小型航空機の運航の安全確保には、十分留意する。

第 10 節　代替輸送

○ 被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地方公共団体と密接に連携し、陸・海・空の各輸送モードを活用した被災地内輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係公共機関、関係事業者に対し、必要な指導・調整を行う。

○ また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港について、他の地域や他のモードからの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を図る。このほか、代替輸送に対する支援措置を講じるよう努める。

第 11 節　二次災害の防止対策

○ 降灰後の降雨等に伴う二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。

○ 河川、海岸、港湾施設もしくはこれらと効用を兼ねる道路等が被災又は決壊し、流水又は海水の進入により被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又はその背後地に大きな被害を与

えているため又はそのおそれの大きいため緊急に工事を施工する必要がある場合は、仮締切工事又は決壊防止工事を実施するものとする。

- 火山噴火による噴出物の堆積や、地盤の緩み等による二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に応じ砂防ボランティア、地すべり防止工事士や斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。
- 土石流などの二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うための係官を現地に派遣し技術的な指導を行うものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。
- 噴火による降灰等が堆積した場合、これに起因する土石流等の発生による二次災害を防止するため、地方支分部局等と連携し、土砂災害防止法第 29 条に基づく緊急調査を実施するとともに、同法第 31 条に基づき関係市町村及び都道府県に緊急情報を通知するものとする。
- ○ 火山噴火による火砕流、溶岩流、泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止のため、緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等に努めるものとする。
- 下水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うこと等に対して必要な支援を講ずるものとする。

第 12 節　ライフライン施設の応急復旧

- 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。
- 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依頼するものとする。
- 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援するものとする。

第 13 節　地方公共団体等への支援

- 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。
- 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生の恐れが

ある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第 1　情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等

○ 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等と衛星通信や光ファイバ等による通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。

○ 地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。

○ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

○ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。

○ 被災地方公共団体等を支援するため、大規模自然災害発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。

第 2　避難活動

○ 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、火山災害の影響区域、二次的な土砂災害の危険性等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。

○ 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第 3　応急仮設住宅の建築支援等

○ 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。

○ 都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。

○ 建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方自治体等から要員の派遣の調整等を

行う

○ 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に火山災害及び二次的な土砂災害による被害を受けることがないよう、都道府県等に対し、火山災害の影響地区等必要な情報の提供を行うものとする。

第 4　飲料水の確保、支援等

○ 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、関係公共機関の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。

○ 必要に応じ、都市公園等内の井戸の利用について助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した物資輸送や給水支援等を行うものとする。

第 5　消防活動への支援

○ 必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。

第 14 節　被災者・被災事業者に対する措置

第 1　被災者への対応

○ 地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

○ 本省及び地方支分部局等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。

○ 関係公共機関、関係事業者に対しその管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。

○ 被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用する。また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行う。

○ 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。

○ 被災地方公共団体から関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテルを活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等を要請できるよう必要な情報提供を行う。

○ また、被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が

円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

○ 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

第 2　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

○ 被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の運輸支局での車検の実施、船舶検査証書の有効期間の延長等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

○ 災害の発生に伴い生じる影響については、直接被災していない住民、事業者等に対しても及ぶ可能性があることを考慮し、安全面に配慮した上で特例措置や法令の弾力的運用、広報等の必要な措置を迅速に講じるものとする。

第 3　適切かつ公正な輸送サービスの提供

○ 被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口に寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める。

○ 不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

第 15 節　災害発生時における広報

○ 一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、公共交通機関の運行（航）状況、二次災害の危険性、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるような体制を整備する。

○ 特定本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合う

ものとする。

○ 地方支分部局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

第 16 節　自発的支援への対応

○ 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう整備し、ボランティアの申入があった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入が速やかに行われるよう努める。

○ 災害応急対策等に従事するボランティアの育成・指導にあたるとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。

○ 海外からの支援の申入があり、政府本部等が受入の可否、要否について判断を行う場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とともに、必要な協力を行う。同本部等が受入を決定したときには、予め定めた対応方針及び同本部等の策定した計画に基づき、支援の受入が速やかに行われるよう努める。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう所要の支援措置を講じる。

○ 海外からの支援を受入れる場合には、自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。

第 3 章　災害復旧・復興

第 1 節　災害復旧・復興の基本方針

○ 地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方向を検討、又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導・助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した交通施設等の本格的な機能復旧を速やかに進める。

○ 政府の復興対策本部が設置された場合には、職員を参加させるとともに、同本部と密接な連

携の上、被災地方公共団体に対する復興支援を行う

第２節　災害復旧の実施

第１　降灰除去事業の実施

○ 火山の爆発に伴う降灰により、住民の日常生活に著しい支障が生じるおそれのある場合には、迅速に降灰除去を実施するものとする。

第２　災害復旧工事の早期着手

○ 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。

○ 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であることを地方公共団体等に周知するものとする。

第３　査定の早期実施

○ 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。

○ 災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。

○ 大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。

○ 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

第４　緊要事業の推進

○ 事業費の決定に際しては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、緊要事業を定めて、適切な復旧を図るものとする。

第５　災害復旧の促進

○ 災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。

○ 年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財

政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置について配慮するものとする。

○ 災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて助言・指導のため職員を派遣するものとする。

○ 所管公共土木施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

○ がれき、土砂等災害に伴い発生した物の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努める。この場合、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように、十分配慮する。また、港湾等所管の交通施設等におけるがれき等の受入にも可能な限り協力を行う。

○ 復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係省庁に適切な交通規制の導入を要請するほか、陸・海・空の各モードを活用した輸送ルートの設定、関係公共機関、関係事業者間、モード間の調整等の実施に努める。また、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請する。

○ このほか、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

第６　再度災害の防止

○ 公共土木施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。

○ 河道の埋塞の著しい場合は、再度災害を防止するため、速やかに除去する等、適切な対策を講ずるものとする。

○ 火山活動に伴う土砂災害の発生箇所等について、応急対策を実施するとともに、災害関連緊急事業等により再度災害の防止を図るものとする。

第３節　復旧・復興資機材の安定的な確保

○ 災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材

の安定的な確保に資するものとする。

○ 復興建築用資材の値上がり防止について、関係団体に周知、要請するものとする。

第４節　都市の復興

第１　計画的復興への支援

○ 大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を推進するものとする。

○ 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法、建築基準法による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体が復興計画の策定、推進を行うにあたっては、被災地の復興に資するとともに、発災時に有効に機能し得るような交通ネットワークの整備、交通施設等の耐災害性の強化、避難場所・防災拠点としての活用等の観点から必要な協力を行う。

第２　復興まちづくりへの支援

○ 復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。

○ 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を推進するものとする。

第５節　借地借家制度等の特例の適用

○ 災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見のを勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第２条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用することにより、借地所運お建物が滅失した場合における借地権者の補を等を図るものとする。

○ 必要に応じ非常災害があった場合の建築基準法の制限の緩和措置を活用するものとする。

第６節　被災者の居住の安定確保に対する支援

第１　公営住宅の整備等

○ 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を推進するものとする。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた場合においては、補助率の引き上げによる地方負担

の軽減を通じて、災害公営住宅の整備を推進するものとする。

○ 事業主体による公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅における家賃の低廉化について、その費用の一部を助成するものとする。特に、災害公営住宅における家賃の低廉化については、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、入居者の居住の安定確保を推進するものとする。

○ 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、その後、入居者資格を有する被災者については、必要に応じて、特定入居を行うよう、事業主体に対して要請を行うものとする。なお、災害が大規模な場合にあっては、当該災害により住宅が滅失した被災者等について、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第２１条の規定により、公営住宅の入居者資格が緩和される。

第２　危険区域における住宅再建

○ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所や再度災害のおそれのある箇所について、調査を実施し、必要箇所をそれぞれ砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊防止区域に指定して、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、これらの指定地や被害想定区域内における住宅の再建に当たっては、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく行為制限の適切な実施並びに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく建築物の構造の規制及び移転の勧告等の措置を講ずるなど、適正な土地利用の誘導を図るものとする。

○ 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、被災地方公共団体と連携を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団的移転を促進することが適当と認められる区域について、防災のための集団移転促進事業の促進を図る。

第３　住宅金融支援機構による融資

○ 被災者の自力による住宅の再建等を支援するための住宅金融支援機構の災害復興住宅融資及び既往債務者に対する救済措置を迅速かつ円滑に実施するために、融資の対象地域及び融資開始の時期の決定並びにその周知等の必要な措置について、当該機構に要請するものとする。

第４　被災者等に対する相談機能の充実

○ 被災地方公共団体等と連携して、被災者を対象とする総合住宅相談所を開設し、被災者の住宅復興等に関する相談に応じるものとする。

○ 住宅金融支援機構において、被災者を対象に、現在、住宅金融支援機構へ返済中の融資の取扱いや災害復興住宅融資についての相談及び情報提供を実施するよう、当該機構に要請する

ものとする。

○ 被災建築物等の復旧について住民等から相談を受けた場合に、被災地方公共団体等と連携して、復旧方法等についての指導を行うものとする。また、必要に応じ関係団体に協力を要請するものとする。

第 7 節　被災事業者等に対する支援措置

○ 被災した交通施設等の本格復旧にあたっては、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、必要に応じて、復旧に必要な技能を有する職員（所管の特殊法人の者を含む。）を派遣する等技術的な支援を行うほか、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○ 被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。

○ 被災した地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の復興を促進するため、事業者等の要望の把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、地方公共団体の復興計画に盛り込まれた交通関連施策の具体化を図るとともに、必要に応じてこれらの施策の具体化のために必要な財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

第７編　雪害対策編

第１章　災害予防

第１節 雪害対策の推進

第１　各種事業・計画に基づく対策の実施

○ 雪害を防止し、又は雪害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、海岸、道路、鉄道、港湾、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、ダム事業、下水道事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、雪崩対策事業、海岸事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路の雪寒事業、港湾事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。

第２　雪害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等

○ 雪崩等の災害から人命を保護するため、及び既存の所管施設の災害に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に雪害対策を実施するとともに、点検要領等により計画的に点検を実施するものとする。また、雪害の危険性が高い箇所で公共工事等を実施する際は十分工事中の安全確保を図るものとする。

○ 集落等の雪崩による被害を防止するため、雪崩危険箇所において、雪崩防止施設の整備を推進するとともに、雪崩監視装置の設置等警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩対策の推進に努めるものとする。

○ 除排雪機能を有する渓流保全工、流雪用水確保に寄与する砂防えん堤、および地すべり対策事業に係る特定地下水利用による消雪用水施設の計画的整備を行うものとする。

○ 融雪時等の土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある箇所における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、警戒避難体制に必要な各種センサーの設置等を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。

○ 避難場所、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

○ 雪崩危険箇所、土砂災害警戒区域等の住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、都道府県等に対しては、警戒避難基準雨量等の設定、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発令及び伝達、避難、その他

必要な警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。

○ 災害等の恐れのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害警戒区域等についての情報提供を行うものとする。

第３　主要交通・通信機能強化

○ 基幹的な通信施設の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む雪害に対する安全性の確保に努めるものとする。

○ 複合災害等により車両の給油に制約がある場合には、関係省庁等と連携し、給油可能な給油所の情報等を緊急輸送に従事する運送事業者へ提供するよう努める。

第４　道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

○ 広域的な交通機能を維持し、社会経済活動の安定を図るため、拠点間を結ぶ主要な広域幹線道路について、除雪、防雪事業を重点的に進めるものとする。

特に大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「短期間の集中的な大雪」という。）時においては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避するため、躊躇ない広範囲での計画的・予防的な通行止め、高速道路と並行する国道等の同時通行止めと集中除雪による物流等の途絶の回避等に取り組むとともに、渋滞の起点となりやすい交差点などのリスク箇所に対して消融雪施設等防雪施設や、車両滞留が発生した場合に備え、中央分離帯開口部やUターン路等の整備を行うなど、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を進めるものとする。

○ 冬期の交通支障箇所となっている凍結路面箇所等において消融雪施設を重点的に整備するとともに、市街地内において流雪溝を整備し、地域と連携した雪処理を推進するものとする。

○ 老朽化した雪寒対策施設の計画的な維持保全及び更新を図るとともに、熟練したオペレータの高齢化や減少等の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど除雪作業の担い手となる地域の建設業者確保のための方策について検討を進める。

○ 気象情報等の収集装置の整備を進めるとともに、きめの細かい気象情報・路面情報の提供に加え、通行止め予測については、高速道路に並行する国道等も合わせて通行止め予測を発表し、繰り返し、外出の自粛や広域的な迂回を呼びかけるものとする。

○ ＩＣＴ等の新技術活用による除雪機械の省力化・省人化、ＡＩを活用した交通障害の自動検知・予測システムの開発、冬期の安全な走行を支援する技術等の開発を積極的に進め、より効果的、効率的な雪寒対策手法を開発するものとする。

○ 過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、計画的・予防的な通行規制区間を

設定するとともに、道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

○ 計画的・予防的な通行規制を実施するにあたっては、運送事業者や荷主に対し、輸送のスケジュールやルート変更の検討を促すため、通行規制予告等の情報を提供するものとする。

○ 鉄軌道事業者に対し、降積雪時における列車の駅間停車による長時間にわたる乗客の閉じ込め等の事態を回避するため、融雪機等の整備や、防災気象情報を踏まえた事前の備えの強化、長時間駅間停車が見込まれる場合における運行再開と乗客救出の並行実施及び乗客への具体的情報提供の強化、自治体等関係機関との協力体制の強化、具体的場面想定に基づく実践的な訓練などが適切に実施されるよう、指導する。

第５　都市の防災構造化の推進

(1) 都市の防災構造化対策の計画的推進

○ 都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

(2) 積雪期における都市機能の維持

○ 冬期における都市機能の確保を図るため、除雪・消融雪施設、流雪溝、消雪パイプ等の設置により、積雪、堆雪に配慮した体系的な市街地内道路の整備を推進するとともに、地域と連携した雪処理を推進するものとする。

○ 中心市街地や通学路、福祉施設周辺等における歩行者空間の確保を図るため、除雪、消融雪施設の整備、消流雪用水の確保を推進するものとする。

○ 豪雪による被害を防止するために必要な消融雪施設について、必要に応じ、下水処理水あるいは下水処理場等の排熱の活用を推進するものとする。

第６　住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

○ 住宅等の建築物の、雪に対する安全化を図るものとする。

○ 雪崩による危険が著しい区域において、危険住宅の移転を促進するものとする。

第７　防災拠点の確保・整備

○ 豪雪災害発生時においても除雪活動等の拠点として機能する除雪ステーション、道の駅、交通広場、港湾の防災拠点等を整備するものとする。

○ 被災地の近傍に、防災拠点や所管施設等を活用してＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動に必要な人員・資材・機材等の受け入れを一元管理のもとで行う活動拠点を整備する。なお、活動拠点は配置・機能・活動内容等の点から十分検討のうえＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画に位置づけるとともに、災害発生時に迅速、確実かつ効果的な ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動を実施できるよう、訓練

計画にも反映させるものとする。

○ 防災性能の向上、バックアップ機能の確保、食料・水等の備蓄、情報の受発信基地等中枢防災活動拠点としての機能の向上を図った官庁施設を、地方公共団体施設との連携を図りつつ整備し、地域の中枢防災拠点の形成を推進するものとする。

○ ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

○ 地方支分部局等の庁舎が被災し、使用できなくなった場合に備えて、庁舎の代替施設の確保等について、関係省庁と協議し、検討する。

第８　ライフライン対策の推進

○ 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。

○ ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続きの簡素化を図るものとする。

○ 下水道については、降雪にともなう処理水の温度低下による処理機能の低下を防止するため、水処理施設に覆蓋を設置するなどの対策を推進するものとする。

第９　要配慮者対策の推進

○ 老人ホーム、病院等の施設を雪崩災害及び土砂災害から保全する雪崩防止施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点に推進するとともに、要配慮者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。

○ 積雪地域の中心市街地や通学路、福祉施設周辺等において、ロードヒーティング、消雪パイプ、流雪溝等の除雪、消雪施設の整備促進、消流雪用水の確保、投雪の省力化を図るための機器の開発や歩道除雪を推進することにより積雪時の快適な歩行環境を確保するとともに、雪下ろしなどをしなくて済むような克雪住宅の普及・整備を促進するものとする。

○ 高齢者等による屋根の雪下ろしをはじめとする除排雪作業中の事故を防止するため、共助により高齢者等が無理することなく除排雪できる体制の整備を促進するとともに、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る

技術の開発・普及の促進を図るものとする。

第 10　農地防災等の推進

○ 北海道においては、荒廃山地の復旧及び予防治山事業、防災林の造成事業、保安林の整備事業、造林事業、保安林、保安施設地区及び土地改良事業の施行または計画の決定がされている地域及びこれらに準ずべき地域に係る地すべり防止事業等の計画的な推進を図るとともに、防災ダム、堤防、農業用用排水施設、農道、林道、漁港施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第 11　廃棄物処理施設等の整備等の推進

○ 北海道においては、水道及び廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、水道施設、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第 12　防災に関する広報・情報提供等

○ 道路施設の被災防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努めるものとする。

○ 除雪作業の円滑化を図るため、放置車両等の防止について地域住民等に対する啓発に努めるものとする。

○ 雪崩、融雪時における土砂災害を防止するため、住民への危険箇所の周知や警報等が適切になされるよう、必要に応じ地方公共団体に対し指導・助言を行うものとする。

○ 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と協力して、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。

○ 短期間の集中的な大雪が予想される時には、「大雪に関する緊急発表」等により、道路利用者に不要・不急の外出を控えることや広域的な迂回、出発時間の変更等を呼びかけるものとする。

第 2 節　危機管理体制の整備

第 1　情報の収集・連絡体制の整備

○ 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。

○ 地方支分部局及び地方自治体が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うために、地方自治体の災害対策本部等にリエゾンを派遣し情報交換を行えるようにあらかじめ体制を整備する。なお、地方支分部局は、地方自治体からの要請がなくてもリエゾンを派遣できるように「災害

時における情報交換に関する協定」を地方自治体と締結しておくものとする。

○ 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。

○ 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。

○ 道路情報モニター制度、道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用者等の協力により情報収集体制を強化するものとする。

○ 豪雪等災害発生時における迅速かつ的確な除雪を実施するため、地方支分部局は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。

○ 非常参集者の宿舎は、勤務地の近傍に確保するよう努めるものとする。

○ 非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。

○ 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。

○ 災害による停電等に対応するため、専用通信設備には非常用発電設備や蓄電池設備等により電源を確保することとする。道路状況等の地域特性等を踏まえ、重要拠点設備は原則として７日間以上、他の設備については３日間以上にわたる電源を供給するものとし、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行うものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

第２　通信手段等の整備

○ 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・ 夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。

・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

・ 災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動通信シ

ステム、衛星通信システムの通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・ 地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に特定本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・ 災害現地の情報収集を行うため、積雪深計、雨量計、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。

・ 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・ 降雪量等の情報を総合的に収集、処理、配信する河川情報システムの整備を図るものとする。

・ きめの細かい気象情報、路面情報の提供を行うため、渋滞の起点となりやすい交差点、インターチェンジのランプ部など立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所のカメラの増設や気象情報等の収集装置の整備を進めるものとする。

・ 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・ 河川、道路、港湾、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。また、ＧＩＳについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。

・ 監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報表示板、道路情報表示板等の情報設備のうち重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。

・ ＮＴＴ等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・ 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討

する。

○関係省庁が整備する画像情報収集システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める。

第３　関係機関との連携

○本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、日頃から警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共機関等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、充分な協議を行っておくものとする。

第４　応急復旧体制等の整備

○迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、工法等に関する技術的な指導・助言を行うための専門家の登録及び派遣体制の整備を行うものとする。

○迅速かつ円滑な災害対応対策、災害復旧への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な照明車、対策本部車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規定を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

○複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。

○道路の除排雪、道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ地域特性や降雪予測を考慮した地域や路線・区間毎のタイムラインや道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進するものとする。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。

また、短期間の集中的な大雪が見込まれる場合には、幹線道路上の大規模な滞留発生を回避するため、道路管理者間の相互支援により除雪車等を予め広域的に再配置するなどして、集中除雪に備えるものとする。

○応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど全国的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。

○豪雪時において、緊急に交通を確保すべき路線を、路線の重要性、積雪量、動員可能な除雪機械等を勘案して定めるものとする。

○豪雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための

除雪機械、除雪要員、施設並びに連絡系統などの所要の体制の確立を図るとともに、除雪機械及び必要な資機材の計画的な整備を行うものとする。

○ 雪崩等に対し、迅速かつ円滑な災害応急対策が行えるよう、あらかじめ活動体制の整備、施設、設備等の整備、点検に努めるものとする。

○ 緊急時の除雪機械、応急復旧用資機材の確保について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど事前に人員の配置、資機材の提供、調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。

○ 迅速かつ確実な応急対策を行うため国土交通省の保有する機械について、整備計画を策定するとともに、運用に関する規定を整備するものとする。

○ 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。

○ 豪雪等災害発生時における地方整備局等間の支援や被災地方公共団体に対する技術的な支援を迅速かつ的確に実施するため、地方整備局等はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

○ 円滑な応急対応を行うため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため資料の電子情報化、複製の別途保存を行うよう努めるものとする。

○ 応急仮設住宅の建設に要する資機材について、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達、供給体制を整備しておくものとする。

○ 地方整備局等は、所管施設毎に災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、休日、夜間を問わず災害発生直後速やかにヘリコプター等を用いた被災状況調査を開始できるよう、体制の構築、ヘリコプター運航マニュアルの整備に努めるものとする。

○ 各省庁と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、不特定多数の者が利用する所管の旅客施設等について、当該施設等内で負傷者が発生した場合に備えて、地方公共団体、警察・消防、近隣の医療機関と協力して、緊急連絡体制、搬送体制等を整備する。

○ 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談

窓口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。

○ 都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

第５　緊急輸送の実施体制の整備

(1)　緊急輸送ネットワークの整備への協力

○ 防災基本計画に基づき国及び地方公共団体が発災時等を想定した緊急輸送ネットワークに係わる計画等を作成する際には、関係省庁とともに、災害に対する安全性を考慮しつつ作成されるよう協力する。特に、海上輸送、航空輸送を含めた輸送ルートの多重化、避難及び物資の調達・供給等と緊急輸送との連携等が盛り込まれるよう留意する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送ネットワークを構成する所管の輸送施設（港湾、空港等）及び輸送拠点（トラックターミナル等）について、耐災害性の確保を図るよう指導・助言する。

○ 地方公共団体が、緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設として臨時ヘリポート（場外離着陸場）を予め指定する際には、発災時等における効果的な利用が可能となるよう、適切な助言を行うものとする。

○ 発災時に人員、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送ネットワークに係わる計画の策定に際し、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、被災地への輸送及び被災地内の輸送に係わる実施体制の整備、異なるモードを含めた事業者間の協力体制の構築等について指導・助言する。

○ また、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との間で、発災時等における緊急輸送の依頼手順、輸送供給能力、費用負担等を内容とする協定の締結が促進されるよう必要な指導・助言を行う。

⑵　関連情報の整備保存等

○ 平素から緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設、輸送拠点の概況、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との協定締結状況、事業者別・地域別の車両、船舶及び航空機の保有状

況等に関する情報の整備保存に努める。

第６　代替輸送の実施体制の整備

○関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、交通施設等が被災し本来の機能を維持できなくなった場合にも、被災地内の輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に大きな支障が生じないよう、代替輸送の実施体制の整備を図る。

○このため、代替輸送について第一次的な責任を有する関係公共機関、関係事業者に対しては、陸上における迂回ルートや代替輸送手段の確保、海空の輸送ルートの増強及びこれらに係わる事業者間の協力体制の整備等について予め検討するよう指導する。また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港については、他のモードや他の地域からの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を検討する。

第７　二次災害の防止体制の整備

○自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、危険箇所の把握・監視、危険の発生が切迫した場合の関係者への通報、資機材の備蓄等により二次災害を防止するための体制の整備に努める。

第８　後方支援体制の整備

○本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。

○本省、地方支分部局等の庁舎の耐災害性の強化、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。

○特定本部等の運営に必要な食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低３日分を確保するよう努めるものとする。

○災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。

○関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。

○地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入の可能性がある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。

○地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第３節　災害、防災に関する研究、観測等の推進

○雪害による被害の発生防止または軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係公共機

関、関係事業者のほか、独立行政法人、大学、民間研究機関、海外研究機関とも協力して、防災に関する科学技術の研究の推進を図るとともに、研究により得られた成果を速やかに防災対策に反映させるよう努める。

・ 雪崩発生時期予測手法の精度向上，雪崩防止施設の合理的な設計手法の確立及び樹木の雪崩発生等抑止効果に関する調査研究

・ ＩＴＳを活用した緊急通行車両の運行支援等に関する技術開発

・ 除雪機械について即時的、広域的かつ一元的な管理等、効果的な運用技術の開発

○ 研究のより一層の充実を図るため、所管の研究機関における研究用の資機材及び装備の高度化、専門の研究者の育成等を図る。また、研究機関相互間における研究者及びデータの交流、共同研究の推進等に努める。

第４節　防災教育等の実施

第１　防災に関する研修等の実施

○ 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

○ 道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものとする。

○ 職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

第２　防災知識の普及

○ NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。

○ 防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。

○ 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

○ がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、雪崩防止週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、

住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

○ 防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。

○ 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

○ 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

○ 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、運転者に対しスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等の携行について啓発を行うとともに、関係機関と連携し、雪道安全運転教育等に取り組む。

第３　人材の育成

○ 被災した公共土木施設や土砂災害等の被害情報の迅速な収集、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、防災エキスパート等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第５節　防災訓練

○ 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

・非常参集

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行（航）状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器等の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に１回以上行うものとする。

・情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ正確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた 実践的通信訓練を定期的に実施するもの

とする。

・災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、非常本部あるいは地方支分部局において設置される災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

・応急対策

所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

・除雪対策

関係機関等と連携し、立ち往生車両・放置車両等の移動訓練や大規模な車両滞留が発生した場合を想定した乗員保護訓練等、大雪時に道路交通を確保するための合同訓練を実施する。

・複合災害対策

○ 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

○ 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。

第６節　再発防止対策の実施

○ 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第２章　災害応急対策

第１節　災害発生直前の対策

○ 被害を及ぼす可能性のある気象、降雪量、積雪量等の状況を把握し、災害の発生を予想した場合、地方公共団体等防災機関又は報道機関等を通じて地域住民、道路利用者等に対し速やかに情報を伝達するものとする。

○ 大雪時もしくは大雪が予想される場合には、できるだけ早く通行規制予告を行った上で、広域的な迂回の呼びかけを実施するとともに、道路の状況を確認の上、早期の除雪に出動すること等により、適時適切な除雪作業を実施するものとする。また、必要に応じ、チェーンを適切に装着していない大型車等の通行制限や、早い段階での通行止めを行った上での集中的な

除雪の措置に努めるものとする。

○ 大雪時もしくは大雪が予想される場合、降雪予測等を踏まえ、幹線道路の通行止め予測発表する。その際、ＥＴＣ２．０、ＶＩＣＳ情報、ＳＮＳやラジオ等を活用し、必要に応じて、迂回経路等もあわせて情報提供を行うものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第２節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

○ 災害が発生した場合、被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第１　災害情報の収集・連絡

(1) 雪害情報等の把握、連絡

○ 雪害が発生した場合、テレビ、ラジオ等の一般情報、道路パトロール等により、雪害の規模、範囲等について確認するものとする。地方支分部局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに特定本部等に連絡するものとする。

(2)　被害情報の収集・連絡

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、災害発生後、施設被害及び公共機関の運行（航）状況等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は、概括的被害情報など緊急に必要な情報は、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。

○ 本省内各局は、地方支分部局、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、特定本部等に報告するものとする。

○ 特定本部等は、所管施設の被害に関する第１次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。

○ 特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は政府本部に連絡するものとする。

○ 特定本部等は、関係省庁の被害情報・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜

本省内各局、地方支分部局に連絡するものとする。

○ 応急対策活動情報に関し、関係機関及び関係事業者と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○ 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

○ 車両の滞留が発生した場合には、滞留状況を正確に把握するための体制を確保し、関係機関に正確かつ迅速に共有するものとする。

(3)　災害対策用ヘリコプター等による情報収集

○ 地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

○ 雪害により甚大な被害が発生した場合、特定本部等は、維持管理を行う地方整備局等に対し、災害対策用ヘリコプターの出動準備を直ちに指示するとともに、当該地方整備局等と飛行ルート等について調整の上、速やかに当該ヘリコプターの出動を指示するものとする。なお、特定本部等からの出動指示がない場合でも、当該地方整備局等の判断により出動させることができるものとする。

○ 大規模な雪害等により、地方整備局等が災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合は、その旨特定本部等に要請するものとする。特定本部等は要請があった場合は、当該ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等に対し、出動を指示するものとする。

○ 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。

○ ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。

○ 地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信システムの出動を要請する場合には、その旨を特定本部等に報告するものとする。特定本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

第２　通信手段の確保

○ 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた設備の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信設備の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。

・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連

絡用の回線設定に努めるものとする。

第３節　活動体制の確立

○ 本省及び地方支分部局では、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課における発災時に対応した業務体制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。

○ 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める「災害時等における国土交通本省の防災体制について」等によるものとする。

○ 地方支分部局は、地方支分部局防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところにより、非常参集を行うものとする。

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と充分に連携を図り応急対応を行うものとする。

○ 地方整備局等は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を各地方整備局等がそれぞれ作成する地方整備局等間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。

○ 被災地方公共団体に対する地方支分部局の災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第４節　政府本部への対応等

第１　災害対策関係省庁連絡会議

○ 大規模な雪害発生時に、被害の第１次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて開催される災害対策関係省庁連絡会議に職員を出席させるものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、現地調査団に職員を派遣するものとする。

第２　政府本部

○ 政府本部が設置された場合、本部員、あるいは事務局要員として職員を派遣し、災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 政府の現地対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、現地における災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団に職員を派遣するものとする。

第５節　災害発生直後の施設の緊急点検

○ 国土交通省所管施設の管理者は、災害発生後、次の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用す

るものとする。

(1)　河川管理施設等

○雪害発生直後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設等の緊急点検を実施するものとする。

(2)　道路施設

○雪害発生直後に、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。

(3)　航空施設

○雪害発生直後に空港管理者と連携しつつ、空港施設、航空管制施設等の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。

(4)　都市施設

○都市公園の点検を実施するものとする。

○下水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。

(5)　官庁施設

○官庁施設、非常用発電設備、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。

○官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、地方支分部局間及び本省庁間を通じて各省庁より施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第６節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

○応急復旧を円滑に行うため、除雪機械、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置するものとする。

○必要に応じ、関連業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行うものとする。

○国土交通省の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。

○地方整備局等は、防災備蓄基地のネットワークの整備に関する計画に基づき、復旧資機材の活用を行うものとする。

第７節　災害発生時における応急工事等の実施

○所管施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工

するものとする。

○ 大規模自然災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請を受けたとき又は地方公共団体から要請が無い場合であっても、特に緊急を要すると認められるときは、地方公共団体との協定に基づき、被害の拡大を防ぐための緊急対応を実施する等支援に努めるものとする。

○ 激甚な災害が発生した場所には、係官を現地に派遣し、総合的な応急対策及び応急復旧工法について指導するものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。

○ 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○ 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。

○ 車両からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、被災した交通施設等の迅速な応急復旧を行わせる。

第８節　災害発生時における交通の確保等

第１　道路交通の確保

○ 道路施設について早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、除排雪、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。なお、立ち往生車両等の発生により、除雪作業に支障が生ずる等の交通の危険を防止する必要がある場合は、一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行うものとする。

○ 被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、通行規制や復旧状況に関する情報を提供しつつ、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。

○ 通行規制や道路啓開に関し、被災地方公共団体等他の道路管理者と連携を図る。また、災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を可能とするため、必要となる緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。

○ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない

場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

○ 都道府県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断するものとする。

○ 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により道路啓開、除雪作業、応急復旧等の状況を、迅速に情報提供するものとする。

第９節　緊急輸送

第１　基本方針

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは、被災地方公共団体からの要請があった場合には、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、陸・海・空によるあらゆる輸送手段を利用し、かつ被害の状況・緊急度・重要度を考慮した緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講じるものとする。

第２　関係事業者等に対する要請、調整

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送への協力要請を行う。さらに、要請によっていたのでは緊急輸送の円滑な実施に特に大きな支障があると認められる場合には、法令の定めるところにより、国土交通大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。

○ 関係公共機関、関係事業者による緊急輸送の実施状況を的確に把握するとともに、被災地方公共団体若しくは政府本部からの依頼に基づきまたは必要に応じて自ら、事業者間、輸送モード間の輸送分担、緊急輸送物資の受け渡しについての調整を行う。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行う事が困難な場合においては、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。なお、必要に応じ、関係事業者等に対する要請、調整を行うものとする。

第３　緊急輸送に対する支援

○ 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。

○ 緊急輸送が安全に実施されるよう、所管の輸送モードについて安全性を確保するために必要な措置を講じる。特に、救援活動に従事する小型航空機の運航の安全確保には、十分留意す

る。

第 10 節　代替輸送

○ 被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地方公共団体と密接に連携し、陸・海・空の各輸送モードを活用した被災地内輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係公共機関、関係事業者に対し、必要な指導、調整を行う。

○ また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港について、他の地域や他のモードからの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を図る。このほか、代替輸送に対する支援措置を講じるよう努める。

第 11 節　二次災害の防止対策

○ 雪崩、融雪に伴う出水、土砂災害等の恐れのある危険箇所等の点検は、安全に十分配慮し実施するものとし、所管施設管理の強化を図るとともに、二次災害防止対策を実施するものとする。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。

○ 地盤の緩み等による二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に応じ砂防ボランティアや斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。

○ 土石流などの二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うための係官を現地に派遣し技術的な指導を行うものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。

第 12 節　ライフライン施設の応急復旧

○ 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。

○ 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依頼するものとする。

○ 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援するものとする。

第 13 節　地方公共団体等への支援

○ 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛

隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

○ 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生の恐れがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第１　情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等

○ 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等衛星通信や光ファイバによるの通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。

○ 地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。

○ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

○ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。

○ 被災地方公共団体等を支援するため、大規模自然災害発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。

第２　避難活動

○ 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、土砂災害や雪崩の危険箇所の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。

○ 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

○ 地域住民が安全に避難できるよう迅速な除雪等を実施するものとする。

第３　応急仮設住宅の建築支援等

○ 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県

に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。

○ 都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。

○ 建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方自治体等から要員の派遣の調整等を行う。

○ 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に二次的な雪害及び土砂災害による被害を受けることがないよう、都道府県等に対し、必要な情報の提供を行うものとする。

第４　飲料水の確保、支援等

○ 被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した物資輸送や給水支援等を行うものとする。

第 14 節　被災者・被災事業者に対する措置

第１　被災者等への対応

○ 地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

○ 本省及び地方支分部局等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。

○ 関係公共機関、関係事業者に対しその管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。

○ 被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用する。また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行う。

○ 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。

○ 被災地方公共団体から関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテルを活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等を要請できるよう必要な情報提供を行う。

○ また、被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

○ 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、

被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

○ 道路管理者が有する車両の滞留状況や開放の見通し等に関する情報等から、積雪に伴う大規模な立往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、都道府県等と支援体制を構築し、滞留車両に物資を適切に提供するとともに、健康状況確認を的確に行い、必要に応じて避難所やホテル等への一時避難の支援を行うものとする。

第２　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

○ 被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の運輸支局での車検の実施、海技士国家試験の受験地の変更等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

第３　適切かつ公正な輸送サービスの提供

○ 被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口に寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める。

○ 不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

第 15 節　災害発生時における広報

○ 一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。

○ 特定本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。

○ 地方支分部局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアル等に基づき、広報活動を的確に行うものとする。

○ 車両の滞留が発生した場合には、道路情報板への表示や日本道路交通情報センター等の手段

を活用して、滞留者に対して直接、定期的に、除雪作業や滞留排出の進捗、通行止め解除の見通し等の情報を提供するものとする。

第 16 節　自発的支援への対応

○ 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう整備し、ボランティアの申入があった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入が速やかに行われるよう努める。

○ 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたるとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう所要の支援措置を講じる。

第３章 災害復旧

第１節　災害復旧の基本方針

○ 地方公共団体が、地域の復旧の基本方向を検討する場合、公共施設管理者は適切な指導・助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体より、災害復旧対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した交通施設等の本格的な機能復旧を速やかに進める。

○ 政府の復興対策本部が設置された場合には、職員を参加させるとともに、同本部と密接な連携の上、被災地方公共団体に対する復興支援を行う。

第２節　災害復旧の実施

第１　災害復旧工事の早期着手

○ 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。

○ 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であることを地方公共団体等に周知するものとする。

第２　査定の早期実施

○ 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。

○ 災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。

○ 大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。

○ 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

第３　災害復旧の推進

○　災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。

○　年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置について配慮するものとする。

○　災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて助言・指導のため職員を派遣するものとする。

○　災害復旧活動の円滑化を支援するため、除雪等を実施し、道路交通を確保するものとする。

○　雪及び雪害に伴い発生したがれき等の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努める。この場合、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように、十分配慮する。

○　復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係省庁に適切な交通規制の導入を要請するほか、陸海空の各モードを活用した輸送ルートの設定、関係公共機関、関係事業者間、モード間の調整等の実施に努める。また、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請する。

○　このほか、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

第４　再度災害の防止

○　公共土木施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。

○ 雪崩、融雪等による土砂災害の発生箇所等について、応急対策を実施するとともに、災害関連緊急事業等により再度災害の防止を図るものとする。

第３節　復旧資機材の安定的な確保

○ 災害復旧に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

第４節　公営住宅の整備等

○ 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を推進するものとする。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた場合においては、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、災害公営住宅の整備を推進するものとする。

○ 事業主体による公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅における家賃の低廉化について、その費用の一部を助成するものとする。特に、災害公営住宅における家賃の低廉化については、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、入居者の居住の安定確保を推進するものとする。

○ 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、その後、入居者資格を有する被災者については、必要に応じて、特定入居を行うよう、事業主体に対して要請を行うものとする。なお、災害が大規模な場合にあっては、当該災害により住宅が滅失した被災者等について、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第２１条の規定により、公営住宅の入居者資格が緩和される。

○ 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、被災地方公共団体と連携を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団的移転を促進することが適当と認められる区域について、防災のための集団移転促進事業の促進を図る。

第５節　被災事業者等に対する支援措置

○ 被災した交通施設等の本格復旧にあたっては、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、必要に応じて、復旧に必要な技能を有する職員（所管の特殊法人の者を含む。）を派遣する等技術的な支援を行うほか、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○ 被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。

○ 被災した地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の復興を促進するため、事業者等の要望の

把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、地方公共団体の復興計画に盛り込まれた交通関連施策の具体化を図るとともに、必要に応じてこれらの施策の具体化のために必要な財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

第 8 編　海上災害対策編

○ 本編では、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対する対策について記述する。

第 1 章　災害予防

第 1 節　海上交通の安全のための情報の充実

○ 重大な事故の情報、過去の行政処分歴等を公表する。また、国による安全情報の拡充、旅客船事業者の安全性評価・認定制度等により、旅客船事業者に係る更なる安全情報の充実を図るものとする。

第 2 節　船舶の安全な運航の確保

○ 事業許可時に安全性に関する審査を行うとともに、運航労務監理官による監査において、安全に係る法令等への遵守状況を確認し、悪質な事業者に対しては厳格な行政処分を実施する。また、旅客不定期航路事業許可の更新制、安全統括管理者・運航管理者に係る資格者制度・試験制度、船舶の使用停止命令制度の導入のほか、抜き打ち・リモートによる監査の実施、通報窓口の設置、指導事項の継続的なフォローアップなど監査の強化等により、旅客船事業の安全性の向上を図るものとする。

○ 船員教育体制の一層の整備充実、海技資格制度を通じた船員の知識・能力の維持及び最新化により、船員の資質を確保し、航行の安全を図るものとする。また、事業用操縦免許について講習課程の拡充及び乗船履歴に応じた航行区域の限定を取り入れるとともに、海域の特性等に関する教育訓練の実施等により、小型旅客船に乗り組む船員の資質の向上を図るものとする。

○ 国際条約に基づき、我が国に寄港する外国船舶に対し、乗組員の資格証明書、航海当直体制及び操作要件等のソフト面に関して、的確に外国船舶の監督（ポートステートコントロール）を実施し、海上人命安全条約（SOLAS 条約）等の国際基準に適合していない外国船舶（サブスタンダード船）の排除を図る。

○ 走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、走錨リスクを判定するシステムの普及や必要に応じて、巡視船艇による指導、船舶交通の規制を行うものとする。さらに、三大湾等において、異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合には、船舶に対し湾外等の安全な海域への避難

勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。

第 3 節　船舶の安全性の向上

○ 船舶の堪航性及び人命の安全を確保するため、技術の進展や事故の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の安全基準の整備、見直しを随時行うほか、船舶検査を実施し、基準不適合船舶の排除を行う。また、改良型救命いかだ等の積付け、遭難時に位置等を発信できる装置の積付けの義務化、船体の水密化の強化等により、小型旅客船等の安全性の向上を図るほか、小型船舶検査機構による検査業務の改善が図られるよう適切に指導・監督するものとする。

○ 確実に連絡をとることが可能な無線設備の積付けの義務化を行うとともに、当該設備の早期導入を支援するものとする。

○ 国際条約等の規定に基づき、危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等に係る国内規則の整備を図る。

○ 危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図るものとする。また、危険物運送の安全基準に関する条約等に基づき、国内規則の整備を図るものとする。

第 4 節　情報の収集・伝達体制の整備

第 1　情報伝達ルートの確立

○ 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。

第 2　情報伝達手段の確保

○ 発災時等に省内及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達手段を確保するため、携帯電話・自動車電話等の移動通信機器の充実に努める。また、重要回線の専用線化、高度化、衛星通信・無線通信の活用を含めた多重化等について検討する。その際、夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備することとし、このため、省内関係者への携帯電話の貸与、コンタクトポイントとなる者の複数化及び情報ネットワークの活用等の措置を講じる。

第 3　多様な情報収集手段の確保

○ 関係省庁及び地方公共団体が整備する画像情報収集システム、被害状況の早期予測システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める

第 5 節　災害応急体制の整備

第 1　乗船者の避難誘導体制の整備

○ 関係公共機関、関係事業者に対し、発災時における乗船者の避難誘導に係わる体制の整備に努めるよう指導する。その際、避難者の集中・殺到や混乱の発生に十分に配慮、避難誘導の内容を乗組員に周知徹底するとともに、避難路等については、船内に掲示することにより、乗船者に対して明示する。このほか、乗組員を対象に発災時を想定した避難誘導に係わる訓練を実施する。

第 2　負傷者の搬送体制等の整備

○ 船内で負傷者が発生した場合に備えて、警察、消防、海上保安庁、地方公共団体及び近隣の医療機関と協力して、緊急連絡体制、搬送体制等を整備する。

第 6 節　代替輸送の実施体制の整備

○ 関係省庁、地方公共団体、港湾管理者、関係公共機関、関係事業者と協力して、港湾施設等が被災し本来の機能を維持できなくなった場合にも、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に大きな支障が生じないよう、代替輸送の実施体制の整備について検討する。

第 7 節　被災施設の応急復旧体制の整備

○ 発災時に、港湾施設等の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備等を図る。また、発災時に、復旧に必要な技能を有する職員を必要に応じて、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に派遣するための体制を整備する。所管の特殊法人についても同様とする。

○ 発災時に、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、関係公共機関、関係事業者に対し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導する。

第 8 節　危険物等の大量流出時における体制の整備

○ 危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。また、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

○ 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

○ 油等流出事故発生時において、海域と沿岸域及び河口域の環境保全を図るとともに港湾施設への漂着油の付着等による機能低下が生じないよう、早期に対応が可能な浚渫兼油回収船等を整備するものとする。

第 9 節　被災者等に対する支援体制の整備

○ 海上運送事業者、関係機関等と連携の下、海上交通における事故災害の発生による乗客の被

災者等に対する情報提供等の支援を行うための体制を整備し、必要なマニュアル等の策定、乗客の被災者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワークの形成等を図るものとする。

○ 海上交通における事故災害の発生による乗客の被災者等への支援に関する計画を海上運送事業者が策定するためのガイドラインを作成し、海上運送事業者に対して計画の策定を促すなど、乗客の被災者等に対する支援の充実に向けた取組みを図るものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。

第 10 節　被災者等への情報提供体制の整備

○ 報道機関や通信会社と協力し、船舶や港湾施設の被害状況及び利用可能な程度、海上交通機関の運航状況、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者による被災者等への支援対策の実施状況等に関する情報を被災者を含む一般国民に提供するための体制の強化を図る。また、発災時等に乗客の被災者等からこれらの情報についての問い合わせがあった場合に的確な対応ができるよう、前節に掲げる乗客の被災者等に対する情報提供等を行うための体制の整備に努める。

第 11 節　二次災害の防止体制の整備

○ 港湾管理者、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、危険箇所の把握・監視、危険の発生が切迫した場合の関係者への通報、倒壊のおそれのある施設の除去等に係わる計画の策定、資機材の備蓄等により二次災害を防止するための体制の整備に努める。

第 12 節　防災訓練及び防災についての啓発活動の実施

○ 発災時に応急対策が適切かつ円滑に行われるよう、以下の通り、防災訓練及び防災についての啓発活動を実施する。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に防災訓練及び防災についての啓発活動を鋭意実施するよう指導・助言する。

第 1　防災訓練の実施

○ 関係省庁、地方公共団体、港湾管理者、関係事業者、民間防災組織等と協力して、大規模災害の発生を想定した防災訓練を実施する。この場合、訓練内容が実践的で効果的なものとなるよう、事前に十分な準備を行うとともに、実施後にその結果を評価し、必要に応じて、防災対策の点検、見直しを行う。

○ 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。

○ 訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。

○ 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

第 2　防災についての啓発活動の実施

○ 関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、防災思想の普及徹底及び防災知識・技能の向上を図るため、次のような啓発活動の実施に努める。

(1)　国土交通省及び関係公共機関、関係事業者の職員を対象とした防災に関する研修会、講習会の開催。防災に関するパンフレット、リーフレット、ビデオ等の作成、配布。

(2)　広く一般国民を対象とした防災に関する講演会、シンポジウムの開催。キャンペーン運動の展開。国の防災対策、交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を内容とするパンフレット、リーフレット、ビデオ等の作成、配布。

第 13 節　海上交通環境の整備

○ 法令の定める技術基準に従い、港湾施設の整備等を行うことにより、海上交通の安全性の向上に努める。

第 14 節　防災に関する研究の推進

○ 研究のより一層の充実を図るため、所管の研究機関における研究用の、資機材及び装備の高度化、専門の研究者の育成等を図る。また、研究機関相互間における研究者及びデータの交流、共同研究の推進等に努める。

○ 研究により得られた成果を速やかに防災対策に反映させるよう努める。

○ 関係機関と協力し、海上災害及び防災に関する研究及び再発防止のための総合的な研究を推進し、再発防止対策のための措置に反映させる。

○ 我が国の危険物運送における事故防止のため、諸外国で起きた危険物の事故等について情報を入手するなど、諸外国との情報交換に努める。

第 15 節　再発防止対策の実施

○ 運輸安全委員会の勧告及び意見等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。

第 2 章　災害応急対策

第 1 節　発災直後の応急対策

第 1　活動体制の確立

○ 海上災害が発生した場合、本省及び関係地方支分部局等では、非常参集要員の緊急参集、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課における発災時に対応した業務体

制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。

○ 海上災害により油等の危険物等が大量流出した場合において、収集された情報により、事故の規模、予想される被害の広域性等から、応急対策の調整等を強力に推進するために特に警戒本部を設置する必要があると認められるときは、内閣総理大臣に報告する。

第 2　政府対策本部等への対応

○ 関係省庁会議の開催、政府対策本部の設置等が行われた場合には、予め指定した職員をこれに参加させ、関係省庁との情報交換、災害応急対策の調整等に従事させる。また、政府対策本部が設置される場合には、国土交通省内にその本部を設置する。

第 3　情報の収集・伝達

(1)　災害応急対策の実施に必要な情報の収集・伝達

○ 自らまたは関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を通じて、全般的な被害状況や港湾施設等の被害状況、海上交通機関の運航状況等の災害応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行う。また、収集した情報については、適宜、総理大臣官邸、政府対策本部、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に伝達し、情報の共有化を図る。

なお、情報の収集・伝達にあたっては、内容の詳細な把握よりも迅速な対応に重点をおくものとする。

(2)　情報伝達手段の確保

○ 発災後直ちに情報伝達手段の機能確認を行う。また、携帯電話・自動車電話、衛星通信、無線通信等を活用した緊急情報連絡用の回線設定に努める。

第 2 節　被災施設等の応急復旧

○ 港湾施設等の被害状況を早急に把握するとともに、被災した港湾施設等の応急復旧を迅速に行う。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、その管理する港湾施設等の被害状況の早急な把握、被災した港湾施設等の迅速な応急復旧を行わせる。この場合、必要に応じて、応急復旧に係わる事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう調整を行うとともに、復旧に必要な技能を有する職員（所管の特殊法人の者を含む。）の地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣等を行う。

○ 所管の港湾施設等の復旧状況を政府対策本部等に速やかに報告する。

第 3 節　代替輸送の実施

○ 全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、港湾管理者と密

接に連携し、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係公共機関、関係事業者に対し、必要な指導、調整を行う。

第 4 節　被災者等に対する支援体制の実施

第 1　被災者の避難場所の提供等

- 非常災害対策本部に、乗客の被災者等に対する窓口を設置し、乗客の被災者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、乗客の被災者等からの要望を海上運送事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を乗客の被災者等に提供するなど、乗客の被災者等からの問い合わせ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。
- 被災地方公共団体からの依頼に基づき、関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテルを活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等により、被災者等への支援措置を講じるよう要請する。
- また、被災地方公共団体、港湾管理者、関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が円滑に行われるよう、必要な助言、指導を行う。

第 2　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

- 被災地の状況に鑑み、必要に応じ、被災地の住民に対し、運輸行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

第 3　適切かつ公正な運輸サービスの提供

- 被災地において、適切かつ公正な運輸サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者による輸送活動、被災者に対する支援措置、運輸サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口に寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める。
- 不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

第 5 節　危険物等の大量流出に対する応急対策

- 海上事故により大量の油等が排出された場合、事故の原因者等は、防除措置を講じる。
- 油等流出事故が発生した場合、海上保安庁の要請を受けて、浚渫兼油回収船等を出動させ、防除活動を行う。
- 危険物等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

○ 船舶からの危険物等の流出による海洋汚染を防止するため、技術の進展や事故の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の技術基準の整備、見直しを随時行う。また、船舶検査を通じて、基準不適合船舶の排除を行う。

第 6 節　被災者等への迅速な情報提供

○ 非常災害対策本部に、乗客の被災者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び海上運送事業者に伝えること等を通じて、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

○ 報道機関や通信会社と協力して、船舶や港湾施設の被害状況及び利用可能な程度、海上交通機関の運航状況、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者による被災者等への支援対策の実施状況等に関する情報については、速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。また、乗客の被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合には、乗客の被災者等に対する窓口等を通じた適切な情報提供に努めるものとする。

第 7 節　二次災害防止対策の実施

○ 港湾管理者、関係公共機関、関係事業者を指導して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。

第 8 節　自発的支援への対応

○ ボランティアの申入があった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入が速やかに行われるよう努める。

○ 海外からの支援の申入があり、政府対策本部等が受入の可否、要否について判断を行う場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とともに、必要な協力を行う。同本部等が受入を決定したときには、予め定めた対応方針及び同本部等での策定した計画に基づき、支援の受入が速やかに行われるよう努める。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。

○ 海外からの支援を受け入れる場合には、自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。

第３章　災害復旧

第１節　被災した港湾施設等の本格復旧

第１　基本方針

○ 自らまたは港湾管理者、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した港湾施設等の本格的な機能復旧を速やかに進める。また、被災した港湾施設等の本格復旧にあたっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害発生防止の観点から、耐災害性の向上等可能な限り改良復旧を行う。

○ あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行う。

第２　港湾管理者等に対する支援措置

○ 被災した港湾施設等の本格復旧にあたっては、港湾管理者、関係公共機関、関係事業者に対し、必要に応じて、復旧に必要な技能を有する職員（所管の特殊法人の者を含む。）を派遣する等技術的な支援を行うほか、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○ 被災した港湾管理者、関係公共機関、関係事業者の復興を促進するため、事業者等の要望の把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

第３　利用者への情報提供

○ 被災した港湾施設等の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。

○ 復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第９編　航空災害対策編

○ 本編では、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について記述する。

第１章　災害予防

第１節　航空機の安全な運航の確保

第１　航空従事者、航空保安職員の養成・教育の充実

○ 航空大学校を活用し、定期航空等の安全確保の主力要員となる航空従事者を養成し、その安定的確保を図るとともに、定期航空運送事業者等の自社養成についても、十分な指導を行い、その質を確保する。

○ 航空保安大学校において、将来の航空保安職員の養成の充実を図るとともに、次世代航空保安システム等の導入の進展を踏まえ、必要に応じ、職員研修コース・カリキュラム等の見直しを行い、訓練の充実を図る。さらに、国際化、経済社会ニーズ等の環境変化にも対応できるよう、研修制度の改善、強化を推進する。

第２　航空運送事業者等への安全指導

(1)　航空関係諸規則の遵守の徹底等

○ 航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。

○ 多様化する運航・整備形態に即した適切な航空関係諸規則の整備を図る。

(2)　教育訓練の充実等

○ 航空運送事業者等において、実施する航空従事者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導する。

○ 航空運送事業者に対し、過去の事故実例等を参考とした実践的な教育訓練内容の設定及びその実施を指導する。

○ 航空運送事業者等の行う教育訓練の実施状況を把握し、必要に応じてその改善・充実等を図る。

(3)　定期的な安全指導

○ 航空運送事業者に対し、定期的に行う安全監査を通じて、適切な運航管理体制の整備、安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について安全対策の充実等の継続的な指導を行う。

第３　再発防止対策の推進

○ 運輸安全委員会の勧告及び意見等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。

第２節　航空機の安全性の確保

○ 国際民間航空機関（ＩＣＡＯ）における国際標準の策定その他の活動に積極的に参加するとともに、国際標準の改訂等を我が国の安全性に関する技術基準へ速やかに反映させることにより、安全性の向上を図る。

○ 諸外国の技術基準との整合性にも配慮しつつ、航空機技術の急速な進展を航空機及び装備品等の安全性に関する技術基準等へ反映させることより、安全性の向上を図る。

○ 民間事業者の能力や外国政府の証明等の活用を通じて航空機検査制度の合理化を図る一方、航空機製造国等諸外国の航空当局と連携し、安全性に関する情報交換を通じて航空機等の安全性の向上を図る。

○ 航空運送事業者に対し、定期的及び随時に安全性確認検査等を実施し、事業者の航空機整備体制及びその実施状況について確認することを通じ、事業機の安全性が確保されるよう指導・監督する。

○ 航空運送事業者以外の整備事業者に対しても、事業場認定検査等を通じて適正な航空機整備が行われるよう指導・監督する。

第３節　情報の収集・伝達体制の整備

第１　情報伝達ルートの確立

○ 発災時等に災害応急対策の実施に関し、必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。

第２　情報伝達手段の確保

○ 発災時等に省内及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達手段を確保するため、携帯電話・自動車電話等の移動通信機器の充実に努める。また、重要回線の専用線化、高度化、衛星通信・無線通信の活用を含めた多重化等について検討する。その際、夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備することとし、このため、省内関係者への携帯電話の貸与、コンタクトポイントとなる者の複数化及び情報ネットワークの活用等の措置を講じる。

第３　多様な情報収集手段の確保

○ 関係省庁及び地方公共団体が整備する画像情報収集システム、被害状況の早期予測システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める。

第４節　航空交通の安全のための情報の充実

○ 航空路誌、ノータム、対空通信等により航空交通の安全確保に必要な情報を適時・適切に提供する。

○ 航空運送事業者に対し、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずるよう指導する。

○ 航空運送事業者に対し、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進するよう指導する。

第５節　空港における応急体制の整備

自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導して、不特定多数の者が利用する空港施設等について以下のような応急体制の整備に努める。

第１　利用者の避難誘導体制の整備

○ 発災時等における利用者の避難誘導に関わる計画を作成する。計画の内容については、避難者の集中・殺到や混乱の発生にも十分配慮したものとなるようにする。また、避難誘導計画の内容を空港施設で業務に従事する職員に周知徹底するとともに、避難路等については、空港施設内に掲示することにより、利用者に対して明示する。このほか、職員を対象に発災時等を想定した避難誘導に関わる訓練を実施する。

第２　負傷者の搬送体制等の整備

○ 空港管理者及び地方公共団体に対し、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるよう指導する。

第３　消防体制及び救急医療体制の整備

○ 空港管理者及び地方公共団体に対し、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるよう指導する。

○ 空港管理者及び地方公共団体は、あらかじめ、空港管理者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

○ 空港管理者、日本赤十字社及び地方公共団体に対し、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるよう指導する。

第４　建設中の空港施設等における工事関係者の避難誘導体制の整備

○ 発災時における工事関係者の避難誘導に関わる計画を作成するとともに、避難誘導計画の内容を工事関係者に周知徹底する。また、工事関係者を対象に発災時等を想定した避難誘導に係わる訓練を実施する。

第５　自衛隊への派遣要請

○ 空港事務所長等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておきとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

第６　空港緊急計画の整備

○ 空港管理者は、防災関係機関との相互の連携を強化するためにも、国際民間条約第１４付属書に準拠した空港緊急計画を策定する。

第６節　捜索・救難体制の整備

○ 航空機の遭難、行方不明等に際し、迅速かつ的確な捜索・救難活動を行うため、救難調整本部においては、種々の緊急状態に対応した活動計画、訓練、情報の収集・処理体制を充実するとともに、関係機関との連絡・協調体制の強化を図る。

第７節　代替輸送の実施体制の整備

○ 関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、空港施設が被災し本来の機能を維持できなくなった場合にも、被災空港を発着地とする輸送に大きな支障が生じないよう、代替輸送の実施体制の整備を図る。

第８節　被災施設の応急復旧体制の整備

○ 発災時に、空港施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速化かつ的確に行うため、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備等を図る。また、発災時に、復旧に必要な技能を有する職員を必要に応じて、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に派遣するための体制を整備する。所管の特殊法人についても同様とする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。

第９節　被災者等に対する支援体制の整備

○ 航空運送事業者、関係機関等と連携の下、航空交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対する情報提供等の支援を行うための体制を整備し、必要なマニュアル等の策定、乗客の被災者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワークの形成等を図るものとする。

○ 航空交通における事故災害の発生による乗客の被災者等への支援に関する計画を航空運送事業者が策定するためのガイドラインを作成し、航空運送事業者に対して計画の策定を促す

など、乗客の被災者等に対する支援の充実に向けた取組みを図るものとする。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、その管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を図る。また、避難場所として活用することが適切な施設、土地については地域防災計画等で避難場所として明確に位置づけるよう、地方公共団体に要請する。

第 10 節　被災者等への情報提供体制の整備

○ 報道機関や通信会社と協力し、空港施設の被害状況や利用可能な程度、公共交通機関の運航状況、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者による被災者等への支援対策の実施状況等に関する情報を被災者を含む一般国民に提供するための体制の強化を図る。また、発災時等に被災者等からこれらの情報についての問い合わせがあった場合に的確な対応ができるよう、前節に掲げる乗客の被災者等に対する情報提供等を行うための体制の整備に努める。

第 11 節　二次災害の防止体制の整備

○ 自らまたは関係事業者を指導して、危険個所の把握・監視、危険の発生が切迫した場合の関係者への通報、倒壊のおそれのある施設の除去等に係わる計画の策定、資機材の備蓄等により二次災害を防止するための体制の整備に努める。

第 12 節　防災訓練及び防災についての啓発活動の実施

○ 発災時に応急対策が適切かつ円滑に行われるよう、以下のとおり、防災訓練及び防災についての啓発活動を実施する。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に防災訓練及び防災についての啓発活動を鋭意実施するよう指導・助言する

第 1　防災訓練の実施

○ 関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、航空災害の発生を想定した防災訓練を実施する。この場合、訓練内容が実践的で効果的なものとなるよう、事前に十分な準備を行うとともに、実施後にその結果を評価し、必要に応じて、防災対策の点検、見直しを行う。

○ 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。

○ 訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。

○ 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

第 2　防災についての啓発活動の実施

○ 関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、防災思想の普及徹底及び

防災知識・技能の向上を図るため、次のような啓発活動の実施に努める。

(1)　国土交通省及び関係公共機関、関係事業者の職員を対象とした防災に関する研修会、講習会の開催。防災に関するパンフレット、リーフレット等の作成、配布。

(2)　広く一般国民を対象とした防災に関する講習会、シンポジウムの開催。キャンペーン運動の展開。国の防災対策、交通機関、空港施設内で被災した場合の対処要領等を内容とするパンフレット、リーフレット等の作成、配布。

第 13 節　航空交通環境の整備

○ 社会資本整備重点計画等に基づき、空港、航空交通システムの高度化を含む航空保安施設等の整備を行うとともに、空港周辺対策の実施を図る。

第 14 節　防災に関する研究の推進

○ 災害による被害の発生防止または軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、大学、民間研究機関、海外研究機関とも協力して、防災に関する科学技術の研究の推進を図る。

○ 研究のより一層の充実を図るため、所管の研究機関における研究用の資機材及び装備の高度化、専門の研究者の育成等を図る。また、研究機関相互間における研究者及びデータの交流、共同研究の推進等に努める。

○ 研究により得られた成果を速やかに防災対策に反映させるよう努める。

第 2 章　災害応急対策

第 1 節　発災直後の応急対策

第 1　活動体制の確立

○ 航空災害が発生した場合、本省及び関係地方支分部局等では、非常参集要員の緊急参集、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課における発災時に対応した業務体制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。

第 2　政府対策本部等への対応

○ 関係省庁会議の開催、政府対策本部の設置等が行われた場合には、予め指定した職員をこれに参加させ、関係省庁との情報交換、災害応急対策の調整等に従事させる。また、政府対策本部が設置される場合には、国土交通省内にその本部を設置する。

第 3　情報の収集・伝達

(1)　災害応急対策の実施に必要な情報の収集・伝達

○ 自らまたは関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を通じて、全般的な被害状

況や空港施設の被害状況、公共交通機関の運航状況等の災害応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行う。

○ 航空災害が発生した場合または発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を総理大臣官邸、関係省庁、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。航空災害発生直後の被害の第１次情報等については、被害規模を迅速に把握するとともに、被害規模に関する概括的な情報等を速やかに総理大臣官邸及び関係省庁に連絡する。なお、社会的影響の大きい大規模な航空災害が発生した場合、被害の第１次情報を速やかに総理大臣官邸に連絡する。

なお、情報の収集・伝達にあたっては、内容の詳細な把握よりも迅速な対応に重点をおくものとする。

(2)　情報伝達手段の確保

○ 発災後、直ちに情報伝達手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設、設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星電話、無線通信等を活用した緊急情報連絡用の回線設定に努める。

第４　捜索、救助・救急、医療及び消火活動

○ 救難調整本部においては、航空機の捜索救難に関する関係省庁と相互に密接に協力し捜索救難活動を行う。

○ 救難調整本部において、航空機の捜索救難に関する業務を有効に促進するため、必要な連絡及び調整について、関係省庁と随時必要な協議を行う。

○ 空港管理者は、空港及びその周辺における発災に関し、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助・救急活動を行う。

○ 空港管理者は、空港及びその周辺における発災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し消防機関に通報するとともに、迅速に消防機関と連携協力して消火活動を行うものとする。空港管理者は必要に応じ、地方公共団体に応援を要請する。

○ 救護班の緊急輸送について、必要に応じ、または国、日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

第２節　被災施設等の応急復旧

○ 自ら整備し、または管理する空港施設の被害状況を早急に把握するとともに、被災した交通施設等の応急復旧を迅速に行う。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、その管理する空港施設の被害状況の早急な把握、被災した空港施設の迅速な応急復旧を行わせる。この場合、必要に応じて、応急復旧に係わる事業者間の広域的な応援態勢が的確に機能するよう調整を行うととも

に、復旧に必要な技能を有する職員（所管の特殊法人の者を含む。）の地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣等を行う。

第３節　緊急輸送の実施

第１　基本方針

○ 救助・救急、医療、消火活動の迅速な実施、被災者等の生活の維持、復旧用の資機材等の確保等を図るため、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、陸海空の各輸送モードを活用した負傷者、応急対策要員、援助物資等の緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な指導、調整を行う。

政府対策本部が設置された場合には、同本部による緊急輸送体制に係わる総合調整及び計画の作成等が適切に実施されるよう、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とともに、必要な協力を行う。

これらの場合において、予め定められたネットワークを踏まえつつ、交通施設等の被害状況、被災地の輸送ニーズ、輸送手段の確保状況等を勘案した適切な輸送ルートの設定、モード別の輸送分担、緊急度・重要度等を考慮した効率的な輸送活動が行われるよう留意する。

第２　関係事業者等に対する要請、調整

○ 被災地方公共団体若しくは政府対策本部からの依頼に基づきまたは必要に応じて自ら、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送への協力要請を行う。さらに、要請によっていたのでは、緊急輸送の円滑な実施に特に大きな支障があると認められる場合には、法令の定めるところにより、国土交通大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者による緊急輸送の実施状況を的確に把握するとともに、被災地方公共団体若しくは政府対策本部からの依頼に基づきまたは必要に応じて自ら、事業者間、輸送モード間の輸送分担、結節等についての調整を行う。

○ 被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で、緊急輸送に係わる費用負担についての交渉が円滑に行われるよう、必要な助言、指導を行うとともに、財政支援措置についての調整を行う。

第３　緊急輸送に対する支援

○ 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。また、緊急輸送の円滑な実施に資するような交通関連情報を把握し、必要に応じてこれを緊急輸送に従事する事業者に提供するよう努める。

○ 緊急輸送が安全に実施されるよう、所管の輸送モードについて安全性を確保するために必要

な措置を講じる。特に、救援活動に従事する小型航空機の運航の安全確保には、十分留意する。

第４節　代替輸送の実施

○ 被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地方公共団体と密接に連携し、被災空港を発着地とする輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係公共機関、関係事業者に対し、必要な指導、調整を行う。

また、他の地域や他のモードからの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を図る。このほか、代替輸送に対する支援措置を講じるよう努める。

第５節　被災者等に対する支援対策の実施

第１　被災者の避難場所の提供

○ 非常災害対策本部に、乗客の被災者等に対する窓口を設置し、乗客の被災者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援（第２のうち、乗客の被災者等に対する宿泊施設等の提供を含む。）が確保されるよう、乗客の被災者等からの要望を航空運送事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被災者等に提供するなど、乗客の被災者等からの問い合わせ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の避難場所の確保に努める。

第２　被災者等に対する宿泊施設等の提供

○ 被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が円滑に行われるよう、必要な助言、指導を行う。

第６節　被災者等への迅速な情報提供

○ 非常災害対策本部に、乗客の被災者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び航空運送事業者に伝えること等を通じて、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

○ 報道機関や通信会社と協力して、空港施設等の被害状況、公共交通機関の運航状況、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者による被災者等への支援対策の実施状況等に関する情報については、速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合には、乗客の被災者等に対する窓口等を通じた適切な情報提供に努めるものとする。

第 7 節　二次災害防止対策の実施

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。

第 8 節　自発的支援への対応

○ ボランティアの申入があった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入が速やかに行われるよう努める。

第 10 編　鉄道災害対策編

○ 本編では、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について記述する。

第 1 章　災害予防

第 1 節　鉄軌道の安全な運行の確保

○ 鉄軌道事業者に対し、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるよう指導する。

○ 鉄軌道事業者に対し、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるよう指導する。

○ 鉄軌道事業者に対し、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の災害等防止設備等の点検及び除雪体制の整備等、積雪等に対する防災体制の確認を行うよう努めるとともに、災害により列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視等に努めるよう指導する。

○ 鉄道施設に障害を及ぼすおそれのある植物等の伐採等を可能する制度を創設したことを踏まえ、当該制度に関連する政省令を整備し、鉄軌道事業者に対して周知を図ること等によって、鉄道の輸送の安全確保を図る。

第 2 節　鉄軌道車両の安全性の確保

○ 鉄軌道車両に導入された新技術、車両故障等の原因分析結果及び車両の安全性に関する研究の成果を速やかに技術基準に反映させる。

○ 鉄軌道車両の検査については、IT 技術等の新技術を取り入れた検査機器の導入を促進して検査精度の向上を図るとともに、新技術の導入に対応して研修担当者の教育訓練内容の充実を図る。また、車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、保守管理へ反映させることにより車両故障等の予防を図る。

第 3 節　情報の収集・伝達体制及び災害応急体制の整備

第 1　情報伝達ルートの確立

○ 関係省庁、公共機関、地方公共団体とともに、また、鉄軌道事業者を指導して、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

第 2　情報伝達手段の確保

○ 鉄軌道事業者に対し、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるよう指導するとともに、関係鉄道事業者に対し、衛星携帯電話や鉄道専用電話等の導入等について、早期に対応するよう指導する。その際、電気通信事業者の協力を得ることに努めるよう指導する。

第 3　多様な情報収集手段の確保

○ 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

○ 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

第 4　職員の体制

○ 関係省庁、公共機関、地方公共団体とともに、鉄軌道事業者を指導して、それぞれの機関において実情に応じた非常参集体制の整備を図る。

第 4 節　交通施設等における応急体制の整備

第 1　利用者の避難誘導体制の整備

○ 鉄軌道事業者に対し、事故災害等発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるよう指導する。

第 2　負傷者の搬送体制等の整備

○ 鉄軌道事業者に対し、負傷者が発生した場合等に備えて、消防機関等との連携の強化に努めるよう指導する。

第 3　適切な運転再開等の体制整備

○ 鉄軌道事業者に対し、災害の影響により停車した列車の適切な運転再開、運転再開までの間の旅客等の避難誘導等を図るための体制整備に努めるよう指導する。

○ 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道を指定する制度を創設したことを踏まえ、鉄道事業者等が災害時の管理の方法を定めることを促し、長時間遮断が生じないよう踏切道の的確な管理の促進を図る。

第 5 節　緊急輸送の実施体制の整備

○ 鉄軌道事業者に対し、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるよう指導する。

第 6 節　被災施設等の応急復旧体制の整備

○ 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、関係省庁、公共機関、地方公共団体とともに、鉄軌道事業者を指導して、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において平常時より連携を強化しておく。

○ 鉄軌道事業者に対し、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるよう指導する。

○ 鉄軌道事業者に対し、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料の整備に努めるよう指導する。

第 7 節　被災者等に対する支援体制の整備

○ 鉄軌道事業者、関係機関等と連携の下、鉄軌道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対する情報提供等の支援を行うための体制を整備し、必要なマニュアル等の策定、乗客の被災者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワークの形成等を図るものとする。

○ 鉄軌道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等への支援に関する計画を鉄軌道事業者が策定するためのガイドラインを作成し、鉄軌道事業者に対して計画の策定を促すなど、乗客の被災者等に対する支援の充実に向けた取組みを図るものとする。

○ 鉄軌道事業者に対し、その管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を検討するよう指導する。

第 8 節　関係者等への情報提供体制の整備

○ 発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておく。また、発災時等に乗客の被災者等から問い合わせがあった場合に的確な対応ができるよう、前節に掲げる乗客の被災者等に対する情報提供等を行うための体制の整備を図る。

第 9 節　訓練及び啓発活動の実施

第 1　訓練の実施

○ 鉄軌道事業者に対し、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関，消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加する

よう指導する。

○ 関係省庁の機関、消防機関及び警察機関を始めとする地方公共団体とともに、鉄軌道事業者等を指導して相互に連携した訓練を実施する。

○ 関係省庁、地方公共団体、公共機関とともに、鉄軌道事業者を指導して、訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。

○ 関係省庁、公共機関、地方公共団体とともに、また、鉄軌道事業者を指導して、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

○ 訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。

○ 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

第 2　啓発活動の実施

○ 踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。このため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努める。

第 10 節　鉄軌道交通環境の整備

○ 鉄軌道事業者に対し、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、災害等防止設備の整備の促進に努めるよう指導する。

○ 鉄軌道事業者に対し、列車集中制御装置（ＣＴＣ）の整備、自動列車停止装置（ＡＴＳ）の高機能化等の運転保安設備や脱線・逸脱防止対策の整備・充実に努めるよう指導する。

○ 早期地震検知システムについては、更なる機能向上を図るよう開発等を進めていく。

○ 地方公共団体及び鉄軌道事業者とともに踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良を促進する。

第 11 節　防災に関する研究の推進

○ 鉄道に関する公益的研究機関においては、事故災害防止のための研究開発をより一層推進することにより、鉄軌道交通の安全性の向上に努めるものとする。

○ 研究機関と緊密な連携を図りつつ、研究成果を施策に反映させるとともに、その活用の促進を図るものとする。

第 12 節　再発防止対策の実施

○ 鉄軌道事業者とともに事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。

○ 鉄軌道事業者とともに事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄軌道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

○ 大規模な鉄道事故の発生後、類似の再発を防止するため、各鉄軌道事業者に事故情報の提供を行うとともに、定期的に開催される鉄道保安連絡会議の場を活用して事故情報の交換を行うことにより事故の再発防止に努める。

○ 運輸安全委員会の勧告及び意見等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。

第 2 章　災害応急対策

第 1 節　発災直後の応急対策

第 1　活動体制の確立

○ 鉄軌道事業者に対し、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、あらゆる手段を用いた乗客の避難等の必要な措置を講ずるよう指導する。

○ 鉄軌道事業者に対し、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるよう指導する。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、担当者より成る調査団を現地に派遣する。

○ 収集された情報により大規模な被害が発生し、関係機関の協力による広域的な支援が必要と認められるときは、直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。

第 2　政府対策本部等への対応

○ 大規模な鉄道事故発生時には、事故及び被害の第 1 次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて関係省庁連絡会議を開催する。

○ 関係省庁会議の開催、政府対策本部の設置等が行われた場合には、予め指定した職員をこれに参加させ、関係省庁との情報交換、災害応急対策の調整等に従事させる。また、政府対策本部が設置される場合には、国土交通省内にその本部を設置する。

第 3　情報の収集・伝達

○ 大規模な鉄軌道事故が発生した場合、事故情報等の連絡を総理大臣官邸〔内閣情報調査室〕、関係省庁〔警察庁、消防庁、防衛省等〕、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。

○ 大規模な鉄道事故発生直後の被害の第１次情報等については、被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに関係機関に連絡する。

○ 収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

○ 収集した被害情報を共有するために、関係指定行政機関、関係指定公共機関に連絡する。

○ 収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

○ 鉄軌道事業者に対し、事故災害等が発生した場合には、鉄道利用者に対して復旧の見通し等について適切な情報提供に努めるよう指導する。

第 2 節　被災施設等の応急復旧

○ 鉄軌道事業者に対し、その管理する鉄道施設等の被害状況の早急な把握、被災した鉄道施設等の迅速な応急復旧を行わせる。この場合、必要に応じて、応急復旧に係わる事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。

○ 施設等の復旧状況を政府対策本部等に速やかに報告する。

第 3 節　緊急輸送の実施

第 1　基本方針

○ 交通の確保・緊急輸送活動について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急復旧、輸送活動を行う。

第 2　関係事業者等に対する要請、調整

○ 鉄軌道事業者に対し、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導する。

○ 鉄軌道事業者に対し、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導する。

第 3　緊急輸送に対する支援

○ 救護班の緊急輸送について、必要に応じ、又は関係省庁、日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

第 4 節　代替輸送の実施

○ 鉄軌道事業者に対し、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるよう指導し、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう指導する。

第 5 節　被災者等に対する支援体制の整備

○ 非常災害対策本部に、乗客の被災者等に対する窓口を設置し、乗客の被災者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、乗客の被災者等からの要望を鉄軌道事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を乗客の被災者等に提供するなど、乗客の被災者等からの問い合わせ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。

○ 鉄軌道事業者の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、被災者の受入に努めるよう指導する。

第 6 節　乗客の被災者等への迅速な情報提供

○ 非常災害対策本部に、乗客の被災者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者に伝えること等を通じて、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

○ 報道機関等と協力して、施設等の被害状況、運行状況等に関する情報については、速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合には、乗客の被災者等に対する窓口等を通じた適切な情報提供に努めるものとする。

第 7 節　二次災害防止対策の実施

○ 鉄軌道事業者に対し、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を講じるよう指導する。

第 8 節　自発的支援への対応

○ 鉄軌道事業者に対し、ボランティアの申入があった場合には、地方公共団体等とも調整の上、ボランティアの受入が速やかに行われるよう指導する。

第 3 章　災害復旧

第１節　被災した施設等の本格復旧

第１　基本方針

○ 鉄軌道事業者に対し、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努めるよう指導する。

○ 隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土砂の捨場等として一時的に使用する制度を創設したことを踏まえ、当該制度に関連する政省令を整備し、鉄軌道事業者に対して周知を図ること等によって、鉄道の輸送の安全確保を図る。

第２　利用者への情報提供

○ 鉄軌道事業者に対し、可能な限り、復旧予定時期の明確化に努めるよう指導する。

第 11 編　道路災害対策編

○ 本編では、道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に関する対策について記述するものである。

第 1 章　災害予防

第 1 節　道路災害対策の推進

第 1　各種事業・計画に基づく対策の実施

○ 道路災害を防止し、又は道路災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、道路施設の維持管理を強化するとともに、道路災害対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進することにより、安全で信頼性の高い道路空間を確保し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。

第 2　道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

○ 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリンク解消及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、大規模な道路災害の発生に対しても代替路となる経路を確保するものとする。

○ 道路施設、沿道斜面等（以下「道路施設等」という。）の耐震性の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

○ 点検結果に基づき、耐震補強対策を講ずるものとする。特に緊急輸送道路について、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、関係機関と連携を図りつつ、震災時においても必要な輸送機能を確保できるよう重点的かつ計画的な耐震補強対策を推進するものとする。

○ 異常気象時等でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高めるものとする。

また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を図るものとする。

○ 道路施設等の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。なお、施設の長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

○ 点検結果に基づき必要な防災対策工を行うものとする。

○ 気象観測装置、道路情報板などの災害情報システムの整備を進める等、防災管理の情報化、防災カルテの作成など防災管理の高度化を図るものとする。

○ 防災対策工の実施に当たっては、治山事業等他の事業との積極的な連携により、効果的な対策を進めるものとする。

○ 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

第 3　防災拠点の確保・整備

○ 災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、道の駅、交通広場等の整備を推進するものとする。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。

○ ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

第 4　ライフライン対策の推進

○ 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。

○ ライフライン施設の応急復旧に関して、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続きの簡素化を図るものとする。

第 5　防災に関する広報・情報提供等

○ 災害発生時において適切な判断及び行動に資するため、災害に関する情報を一般住民等に伝達するための体制及び施設、設備の整備を図るとともに、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、迅速かつ的確に広報活動を行えるよう広報に関するマニュアルを整備し、その運用を図るものとする。

○ 道路災害による被災の防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努めるものとする。

○ 道路災害を防止するため、住民への危険箇所の周知や警報等の伝達が適切になされるよう、必要に応じ地方公共団体に対し指導・助言を行うものとする。

○ 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と協力して、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。

第 2 節　危機管理体制の整備

第 1　情報の収集・連絡体制の整備

○ 地方支分部局及び地方自治体が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うために、地方自治体の災害対策本部等にリエゾンを派遣し情報交換を行えるようにあらかじめ体制を整備する。なお、地方支分部局は、地方自治体からの要請がなくてもリエゾンを派遣できるように「災害時における情報交換に関する協定」を地方自治体と締結しておくものとする。

○ 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。

○ 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。

○ 道路情報モニター制度、道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用者等の協力により情報収集体制を強化するものとする。

○ 災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方整備局等は、初動体制に関するマニュアルを整備し適切な対応を行うものとする。

○ 非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努めるものとする。

○ 非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。

○ 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。

○ 災害による停電等に対応するため、専用通信設備には非常用発電設備や蓄電池設備等により電源を確保することとする。道路状況等の地域特性等を踏まえ、重要拠点設備は原則として７日間以上、他の設備については３日間以上にわたる電源を確保するものとし、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行うものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

第２　通信手段等の整備

○ 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るもの

とする。

・ 災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動通信システム、衛星通信システムの通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・ 地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター及びパトロールカー、災害対策用機械等の情報収集・連絡用の車両について必要な整備を推進するとともに、気象観測装置、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に特定本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・ 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・ 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・ 道路施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。また、ＧＩＳについても開発・整備を推進し、道路施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。

・ 監視用カメラ等の情報収集設備や道路情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。

・ ＮＴＴ等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・ 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

第３　関係機関との連携

○ 本省、地方整備局等の各レベルにおいて、日頃から警察、自衛隊、消防、地方公共団体等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、充分な協議を行っておくものとする。

第４　応急復旧体制の整備

○ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備えとして、道路施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な照明車、対策本部車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規定を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

○ 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄を持つ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど全国的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。

○ 緊急時の応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機材の提供・調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。

○ 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。

○ 大規模な道路災害発生時における地方整備局等間の支援を迅速かつ的確に実施するため、地方整備局等はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

○ 円滑な応急対策を行うため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため資料の電子情報化、複製の別途保存を行うよう努めるものとする。

○ 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、工法等に関する技術的な指導・助言を行うための専門家の登録及び派遣体制の整備を行うものとする。

○ 地方整備局等は、各所管施設毎に災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、ヘリコプターによる調査に関するマニュアルを整備するものとする。

○ 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園、河川敷、港湾緑地等のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。

第 5　後方支援体制の整備

○ 本省、地方整備局等の各レベルにおいて、災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。

○ 特定本部等の運営に必要な食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低３日分を確保するよ

う努めるものとする。

○ 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。

第 3 節　災害、防災に関する研究、観測等の推進

○ 道路災害に関するデータを集積し、これらの災害に関する安全性の確保という観点から、幅広く次のような研究を行うとともに、防災の施策に反映させるものとする。また、道路災害を防ぐために雨量計等の観測機器の整備及びデータの蓄積等を推進するものとする。

・ 道路災害による被災防止を図るための道路施設の計画・設計手法の高度化、日常点検手法の高度化、技術指針等の整備

・ 災害関連データ等、被災防止を図るための情報基盤の開発

・ 斜面、のり面等の探査、安定性に関する調査・評価技術、対策工法等についての技術研究開発

・ ＩＴＳを活用した緊急通行車両の運行支援等に関する技術開発

・ 災害対策用機械について即時的、広域的かつ一元的な管理等、効果的な運用技術の開発

第 4 節　防災教育等の実施

第 1　防災に関する研修等の実施

○ 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

○ 道路の防災点検の精度向上を図るため、防災点検技術者を対象として、講習会を実施するものとする。

○ 職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

第 2　防災知識の普及

○ 防災知識の普及に当たっては、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。

○ 道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

○ 防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。

○ 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第 3　人材の育成

○ 被災した道路施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、防災エキスパート、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第 5 節　防災訓練

○ 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関等と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。なお、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。

○ 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

・非常参集

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に 1 回以上行うものとする。

・情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、道路施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。

・災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、非常本部あるいは地方整備局等において設置される災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

・応急対策

道路施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施さ

れるよう訓練を実施するものとする。

○ 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

第 6 節　再発防止対策の実施

○ 災害原因の調査を行う場合は、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第 2 章　災害応急対策

第 1 節　災害発生直前の情報の収集・連絡及び通信の確保

○ 関係機関と連携し、被害を及ぼす可能性のある道路災害危険箇所等の状況を把握し、災害の発生を予想した場合、地方公共団体、関係機関、報道機関等を通じて道路利用者等に対し速やかに情報を伝達するものとする。その際、要配慮者にも配慮するとともに道路利用者等にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

第 2 節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

○ 道路災害が発生した場合、災害の規模や被害の程度に応じ、被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

また、災対法に基づく非常災害対策本部（以下、この編において「政府本部」という。）設置後は別に定める申し合わせ事項等に基づき関係機関との情報連絡にあたるものとする。

第 1　災害情報の収集・連絡

(1)　災害情報等の把握、連絡

○ 大規模な道路災害が発生した場合、現地からの情報、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、道路災害の規模、範囲等について確認するものとする。地方整備局等は、災害対策本部の設置を必要とする規模の道路災害が発生した場合、直ちに特定本部等及び本省内各局に連絡するものとする。

(2)　被害情報等の把握、連絡

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、施設被害等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方整備局等は概括的被害情報など緊急に必要な情報を、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるもとする。

○ 本省内各局は、地方整備局等、都道府県、関係公共機関等より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、特定本部等に報

告するものとする。

○ 特定本部等または本省内各局は、道路施設の被害に関する第１次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。

○ 特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、政府本部の設置後は、政府本部に連絡するものとする。

○ 特定本部等は、関係省庁の被害状況・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内各局、地方整備局等に連絡するものとする。

○ 応急対策活動情報に関し、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○ 特定本部等または本省内各局並びに地方支分部局は、地方公共団体による被害状況の収集・報告等ができなくなる場合を想定して、必要に応じ、現地に対して災害に関する情報の収集・連絡等を行うリエゾン及び衛星通信車等を派遣するものとする。

○ 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(3)　災害対策用ヘリコプター等による情報収集

○ 地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、道路施設および周辺の被害状況を収集するものとする。

○ 道路災害により甚大な被害が発生した場合、特定本部等は、維持管理を行う地方整備局等に対し、災害対策用ヘリコプターの出動準備を直ちに指示するとともに、当該地方整備局等と飛行ルート等について調整し、天候状況等について確認の上、速やかに当該ヘリコプターの出動を指示するものとする。なお、特定本部等からの出動指示がない場合でも、当該地方整備局等の判断により出動させることができるものとする。

○ 道路災害により甚大な被害が発生した場合、地方整備局等が災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合、その旨特定本部等に要請するものとする。特定本部等は要請があった場合は、当該ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等に対し、出動を指示するものとする。

○ 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。

○ ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。

○ 地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信システムの出動を要請する場合には、その旨を特定本部等に報告するものとする。特定本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

第 2　通信手段の確保

○ 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信設備の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。

・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第 3 節　活動体制の確立

○ 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める「災害時等における国土交通本省の防災体制について」等によるものとする。

○ 地方整備局等は、地方整備局等防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところにより、非常参集を行うものとする。

○ 本省、地方整備局等各レベルにおいて、警察、自衛隊、消防、地方公共団体等関係機関と充分に連携を図り応急対応を行うものとする。

○ 地方整備局等は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を各地方整備局等がそれぞれ作成する地方整備局等間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。

○ 被災地方公共団体に対する地方整備局等の災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第 4 節　政府本部への対応等

第 1　関係省庁連絡会議

○ 大規模な道路災害発生時に、被害の第 1 次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて関係省庁連絡会議を開催するものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、現地調査団を編成・派遣するものとする。

第 2　政府本部

○ 大規模な道路の被害が発生し、政府本部を設置する必要があると認められる場合には、速やかに同本部の設置に関する手続きの開始を内閣府に要請し、設置を図るものとする。

○ 政府本部及びその事務局の設置場所は原則として国土交通省内とする。

○ 政府本部が設置された場合、本部員、あるいは事務局要員として職員を派遣し、災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

- 被災地域の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団を編成・派遣するものとする。
- 政府本部の設置に当たっては、必要に応じ、現地対策本部を設置することとし、内閣府にその手続きの開始を要請するものとする。
- 政府の現地対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、現地における災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。
- 政府本部及び同現地対策本部の設置手続き、構成員、所掌事務については別途定めるものとする。

第 5 節　災害発生直後の施設の緊急点検

- 道路施設の管理者は、災害発生後、道路施設の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した道路施設の被害情報の迅速な収集等を行うため、防災エキスパート制度等により、道路施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するものとする。
- 災害発生直後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。

第 6 節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- 応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置するものとする。
- 必要に応じ、関係業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行うものとする。
- 国土交通省の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。
- 地方整備局等は、防災備蓄基地のネットワークの整備に関する計画に基づき、復旧資機材の活用を行うものとする。

第 7 節　災害発生時における応急復旧工事等の実施

- 道路施設が被災した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。
- 激甚な道路災害が発生した場合には、係官を現地に派遣し、総合的な応急対策及び応急復旧工法について指導するものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。

- ○ 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- ○ 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。
- ○ 車輌からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

第 8 節　災害発生時における道路交通の確保等

- ○ 通行規制に伴う孤立集落の有無を確認し、その存在が確認されれば、最優先に通行規制解除のための復旧対策を実施するものとする。
- ○ 道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及び UAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
- ○ 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、必要となる道路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。
- ○ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- ○ 道路管理者である都道府県及び市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。
- ○ 都道府県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断するものとする。
- ○ 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。

第 9 節　二次災害等の防止対策

- ○ 二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。
- ○ 二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速か

つ的確に判断を行うための係官を現地に派遣し技術的な指導を行うものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。

○ 類似の要因による同種の災害を防止するため、必要に応じて、被災現地以外の類似の道路施設等について点検・調査を行い、必要な対策を図るものとする。

第 10 節　ライフライン施設の応急復旧

○ 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。

○ 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依頼するものとする。

○ 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援するものとする。

第 11 節　地方公共団体等への支援

○ 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

○ 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生の恐れがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第１　情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等

○ 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。

○ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

○ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。

○ 被災地方公共団体等を支援するため、大規模自然災害発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。

第２　避難活動

○ 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、土砂災害警戒区域等の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。

○ 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第 3　飲料水の確保、支援等

○ 給水車の調達について、被災地方公共団体より要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、関係公共機関の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。

○ 必要に応じ、都市公園等内の井戸の利用を図るものとする。

第 12 節　被災者等への対応

○ 地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

第 13 節　災害発生時における広報

○ 一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、交通規制・迂回路等の道路状況等、道路利用者や住民、被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする。

○ 特定本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。

○ 地方整備局等は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

第 14 節　自発的支援への対応

○ 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう整備するものとする。

災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたるとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。

第 3 章　災害復旧

第 1 節　災害復旧の基本方針

○ 地方公共団体が、道路の災害復旧の基本方針を検討、又は復旧計画を作成する場合、国土交

通省は適切な指導・助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体より、災害復旧対策の推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討のうえ、適切に対処するものとする。

第 2 節　災害復旧の実施

第１　災害復旧工事の早期着手

○ 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。

○ 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であることを地方公共団体等に周知するものとする。

第２　査定の早期実施

○ 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。

○ 災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。

○ 大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。

○ 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園、空港、都市施設、住宅等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

第３　災害復旧の推進

○ 災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。

○ 年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置について配慮するものとする。

○ 災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて、指導・助言のための職員を派遣するものとする。

○ 道路施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のための適切な措置等を講ずるものとする。

第 4　再度災害の防止

○ 道路施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。

○ 道路施設の災害復旧事業に関し、狭窄部、橋梁等の災害発生の原因となった障害物について、必要に応じて除去・是正を行い、再度災害の防止を図るものとする。

○ 道路災害発生箇所について応急対策を実施するとともに、災害関連事業等により再度災害の防止を図るものとする。

第 12 編　原子力災害対策編

○ 本編は、事業所外運搬時における原子力災害に関する事項について定めるものとし、原子力施設における原子力災害及び原子力艦の原子力災害に関する事項については、第２編に基づくものとする。

○ 原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号以下「原災法」という。）等に基づき、原子力災害対策のために必要な措置を講じる。

第１章　災害予防

第１節　核燃料物質等の事業所外運搬における安全性の確保

○ 原子力事業者に対する安全規制を徹底し、核燃料物質等の事業所外運搬における安全性の確保に努める。さらに、原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われていることについて、適時適切に立入検査の実施等を行うものとする。

第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第１　情報の収集・連絡

(1)　情報の収集・連絡体制の整備

○ 原子力災害に対し、万全を期すため、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るものとする。その際、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(2)　情報の分析整理

○ 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

○ 平常時より防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。

(3)　通信手段の確保

○ 緊急時における情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。

第２　災害応急体制の整備

(1)　防災体制の整備

○ 核燃料物質等の事業所外運搬に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者（以下、「原子力事業者等」という。）に対し、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るよう指導する。

○ 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故の発生について原子力事業者等から報告を受け関係

省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合、又は関係省庁の求めがある場合には、直ちに関係機関への連絡、放射性物質輸送事故対策会議の開催（特定事象の発生に至った場合には、関係省庁事故対策連絡会議の開催）、事故情報の収集、国の職員及び専門家の現地への派遣、対外発表等の危険時の措置等を迅速に行うために必要な体制を整備する。

○ 原子力緊急事態に至った場合においても、国、原子力事業者等が主体的に対応するよう原子力災害対策マニュアル等の充実・強化を図るなど必要な体制を整備する。

(2)　職員の体制の整備

○ 非常参集体制の整備を図るものとする。

○ 応急活動のための手順を確立できるように、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関との連携等について徹底を図るものとする。

(3)　緊急時予測システム

○ 放射能影響予測を行うシステムの開発、整備に努めるものとする。

(4)　緊急時モニタリング体制の整備

○ 現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び機器の動員体制を整備・維持するものとする。

(5)　専門家の派遣体制

○ 指定公共機関（放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構）等の各分野の専門家を予め派遣専門家として登録する。

○ 現地への国の職員及び専門家の派遣に当たっては、車両、航空機等による輸送支援について、緊急輸送関係省庁（海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）に対する派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要な体制を整備する。

⑹　関係機関との連携

○ 防災関係機関相互の連携体制を強化するため、応急活動及び復旧活動に関し、平常時より各関係機関における連携を強化しておくものとする。

第 3　緊急輸送活動支援の体制

○ 緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、被害状況の把握装置や情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図るものとする。

第 4　防災業務関係者の安全確保

○ 応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。

○ 防災業務関係者に対し、安全確保に関する必要な研修、教育訓練を行うものとする。

○ 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

第 5　周辺住民等への的確な情報伝達活動

○ 特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

○ 的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制の整備を図るものとする。

○ 住民からの問い合わせに対応できるよう、体制の整備を図るものとする。

第 3 節　再発防止対策の実施

○ 核燃料物質等の事業所外運搬において原子力災害が発生した場合、その原因究明を行い、必要な再発防止対策を講じることにより、原子力災害発生の未然防止に努めるものとする。

○ 原子力事業者が原災法に基づいて行う原子力災害対策のための措置について、適時適切に報告を求め、必要に応じて立入検査を行うものとする。

第 4 節　原子力防災についての啓発活動の実施

○ 平常時より、関係する輸送事業者等に対し、放射線防護等に関する正しい知識の普及・啓発に努めるものとする。

○ 核燃料物質等の事業所外運搬における原子力災害を未然に防止するため、関係する原子力事業者及び輸送事業者等を対象とした講習会等を実施するものとする。

第 5 節　原子力防災に関する研究等の推進

○ 関係機関と協力し、事業所外運搬における原子力災害及び防災に関する研究の推進を図る。

第 2 章　災害応急対策

第 1 節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第 1　特定事象発生情報の連絡

○ 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに関係省庁に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡するものとする。

○ 通報を受けた事象について、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について総理大臣官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、文部科学省、内閣府、関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。

第 2　応急対策活動情報の連絡

(1)　特定事業発生後の応急対策活動

○ 現地との連絡を密に行う。

○ 総理大臣官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、文部科学省、内閣府、関係地方公共団体と

の間において、原子力事業者及び地方公共団体から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど相互の連絡を密にするものとする。

⑵　原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

○ 対策拠点施設に派遣された職員は、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

⑶　放射能影響の早期把握のための活動

○ 原子力事業者から連絡された放射性物質の放出状況等をとりまとめ、総理大臣官邸（内閣官房）、指定行政機関、関係地方公共団体に連絡するものとする。

第３　通信手段の確保

○ 緊急時には、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

第 2 節　活動体制の確立

⑴　特定事象への対応

第１　専門家の派遣

○ 発生した特定事象の状況等を把握し、応急対策の迅速かつ的確な準備、事故原因の究明等に資するため、または、関係地方公共団体の要請に基づき、あらかじめ登録された専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員するものとする。

第２　関係省庁事故対策連絡会議の開催

○ 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故による特定事象が発生した場合、当該特定事象に関する情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するものとする。なお、放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合、その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。

第３　現地事故対策連絡会議の開催

○ 現地に派遣された指定行政機関等の相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関等の職員を対策拠点施設に集合させ、現地事故対策連絡会議を開催するものとする。

○ 必要に応じ、地方公共団体、指定公共機関及び原子力事業者に対して現地事故対策連絡会議への職員の派遣を求めるものとする。

⑵　原子力緊急事態宣言発出後の対応

第１　原子力災害対策本部の設置

○ 内閣総理大臣による宣言が発出された後、内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示を地方公共団体に伝達するものとする。

第２　原子力災害現地対策本部の設置

○ 原子力災害対策本部長の定めるところにより、原子力災害現地対策本部が設置された場合、あらかじめ定められた職員を派遣し、構成員とするものとする。

第 3 節　関係者等への的確な情報伝達活動

○ 地方公共団体と連絡をとりつつ、緊急時の第一報を含め、随時報道機関への発表を行うものとする。

第 3 章　災害復旧

○ 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために必要な措置を講じるものとする。

○ 上記に加え、原子力災害による被害を受けた地域における原子力災害からの復旧を図るため、必要な支援を行うものとする。

第 13 編　河川水質事故災害対策編

○ 本編では、河川における有害物質等の大量流出による著しい水質の汚染等の水質事故災害に関する対策について記述するものである。

第 1 章　災害予防

第 1 節　水質事故災害対策の推進

第 1　各種事業・計画に基づく対策の実施

○ 水質事故発生時において適切な対応を図るため、河川、海岸、道路、その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、防除活動に必要な資機材等の整備や円滑な情報伝達に資する機材の整備など、災害対策に万全を期すものとする。また、平常時より河川の巡視、河川水質の監視等強化を図るものとする。

第 2　環境等に係る情報収集・整理

○ 有害物質等の流出時における対応を総合的かつ効果的に実施するため、河川、港湾、海岸等に係る関係情報を収集し、適宜最新のものとして整理しておくものとする。

第 3　防災拠点の確保・整備

○ 防除活動に必要な資機材等を備蓄した防災拠点の確保に努めるものとする。

○ 水質事故発生時に災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、海岸・港湾の防災拠点、都市公園、自動車駐車場、交通広場等の整備を推進するものとする。

○ ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

第 4　防災に関する広報・情報提供等

○ 水質事故発生時において適切な判断及び行動に資するため、水質事故に関する情報を一般住民等に伝達するための体制及び施設、設備の整備を図るとともに、事故発生後の経過に応じて関係行政機関、関係地方公共団体等に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、迅速かつ的確に広報活動を行えるよう広報に関するマニュアルを整備し、その運用を図るものとする。

第 2 節　危機管理体制の整備

第 1　情報の収集・連絡体制の整備

○ 地方支分部局及び地方自治体が行う応急復旧並びに支援を円滑に行うために、地方自治体の災害対策本部等にリエゾンを派遣し情報交換を行えるようにあらかじめ体制を整備する。な

お、地方支分部局は、地方自治体からの要請がなくてもリエゾンを派遣できるように「災害時における情報交換に関する協定」を地方自治体と締結しておくものとする。

○ 水質事故発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。

○ 水質事故発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性に鑑み、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。

○ 大規模水質事故発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方整備局は、初動体制に関するマニュアルを整備し適切な対応を行うものとする。

○ 非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。

○ 河川における水質事故は、一般住民からの通報により認知する場合が多いことから、河川水質の異常を発見した場合の連絡通報体制を確立し、連絡通報体制が実際に活用できるよう一般住民等への通報先の周知、協力要請を十分行っておくものとする。

第 2　通信手段等の整備

○ 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各情報通信施設についての停電対策を講じておくものとする。

・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

・ 災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動通信システム、衛星通信システムの通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・ 地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確

に特定本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・ 災害現地の情報収集を行うため、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。

・ 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・ 水質事故発生時に気象、海象条件の把握に寄与する河川情報システムの整備を図るものとする。

・ 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・ 河川、道路、下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。

また、ＧＩＳについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。

監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。

・ ＮＴＴ等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・ 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等のバックアップを検討する。

第 3　関係機関との連携

○ 水質事故発生時における関係機関相互の協力体制を確立するため、応急活動及び復旧活動に関し、平常時より連携を強化しておくものとする。なお、必要な河川ごとに関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会等をあらかじめ設置し、水質事故発生時に即応できるよう協力体制を整えるものとする。

第 4　応急復旧体制の整備

○ 迅速かつ円滑な応急対策への備えとして、原因物質の究明、汚染状況の把握、被害の拡大防止対策を図るために必要な水質試験車、照明車、対策本部車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規定を整備する

ものとする。

○ 水質事故時の調査に必要な簡易分析計、調査用資材やオイルフェンス、オイルマット、中和処理剤等の応急対策用の資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど全国的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。

○ 緊急時の応急対策用の資機材の確保や防除活動等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定等を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機材の提供・調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。

○ 迅速かつ確実な応急対策を行うため、国土交通省が保有する機械について整備計画を策定するとともに、運用に関する規定を整備するものとする。また、各河川ごとに設置された水質汚濁防止連絡協議会等においても水質事故対策マニュアルを作成するものとする。

○ 大規模な水質事故発生時における地方整備局等間の支援を迅速かつ的確に実施するため、地方整備局等はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

第 5　後方支援体制の整備

○ 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。

第 3 節　災害、防災に関する研究等の推進

○ 水質事故に素早く対応するためには、事故原因物質の特定を速やかに行うとともに、事故発生後においては、原因物質別に適切な応急対策技術を講じることが被害の拡大を防止する上で重要であることから、次のような研究を行うとともに、水質事故対策に反映させるものとする。

・ 対象流域内に存する危険物の保管場所あるいは貯蔵場所及び河川への流出経路 がわかるような流域情報システムに係わる研究及び技術開発

・ 油や有害物質を検知する水質監視システムの開発

・ 油や有害物質の流出時における効率的な処理技術の改善及び開発

・ 流出・漂着物等の河川、海岸域等への影響の研究や効率的な回収技術の開発

第 4 節　防災教育等の実施

第 1　防災に関する研修等の実施

○ 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

○ 職員に対して、災害発生時に適切な処置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

第 2　防災知識の普及

○ 防災知識の普及に当たっては、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。

○ 河川愛護月間、海岸愛護月間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民等に対し防災知識の普及啓発に努めるものとする。

○ 防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。

○ 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第 3　人材の育成

○ 被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策等に資するため、防災エキスパート等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第 5 節　防災訓練

○ 応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関等と連携し、総合防災訓練等を実施するものとする。なお、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。

○ 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

・非常参集

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、参集途上での移動通信機器等の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に 1 回以上行うものとする。

・情報の収集・連絡

水質事故発生時の状況を想定し、被害状況等に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練

を実施するものとする。

また、水質事故時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するとともに通信輻輳時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的な通信訓練を定期的に実施するものとする。

・災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、非常本部あるいは地方整備局等において設置される災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

・応急対策

水質事故発生時において、被害の拡大を防止するための応急対策や防除活動が事故状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

○ 水質事故発生時において実施する関係機関等への情報伝達訓練の他、応急対策等が事故の状況に即応して円滑に実施されるよう訓練の実施又はその指導を行うものとする。なお、河川ごとに設置された水質汚濁防止連絡協議会等を通じ、関係行政機関等と連携して、水質事故訓練を定期的に行うものとする。

○ 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

第 6 節　再発防止対策の実施

○ 災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第 2 章　災害応急対策

第 1 節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

○ 水質事故が発生した場合、被害情報を迅速に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め、多くの情報を効果的な連絡手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第 1　災害情報の収集・連絡

(1)　被害情報等の把握、連絡

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、施設被害等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は概括的被害情報など緊急に必要な情報を、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるもとする。

○ 本省内各局は、地方支分部局、都道府県等より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、特定本部等に報告するものとする。

○ 特定本部等は、所管事務の被害に関する第１次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。

○ 特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ、内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は、政府本部に連絡するものとする。

○ 特定本部等は、関係省庁の被害状況・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内各局、地方支分部局に連絡するものとする。

○ 応急対策活動情報に関し、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○ 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(2)　災害対策用ヘリコプター等による情報収集

○ 地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、所管施設および周辺の被害情報を迅速に収集するものとする。

○ 水質事故により甚大な被害が発生した場合、特定本部等は、維持管理を行う地方整備局等に対し、災害対策用ヘリコプターの出動準備を直ちに指示するとともに、当該地方整備局等と飛行ルート等について調整の上、速やかに当該ヘリコプターの出動を指示するものとする。なお、特定本部等からの出動指示がない場合でも、当該地方整備局等の判断により出動させることができるものとする。

○ 水質事故により甚大な被害が発生した場合、地方整備局等が災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合、その旨特定本部等に要請するものとする。特定本部等は要請があった場合は、当該ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局に対し、出動を指示するものとする。

○ 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。

○ ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。

○ 地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信システムの出動を要請する場合には、その旨を特定本部等に報告するものとする。特定本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

第 2　通信手段の確保

○ 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた設備の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信設備の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。

・ 移動通信システム、衛星通信システム等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第 2 節　活動体制の確立

○ 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める「災害時等における国土交通本省の防災体制について」等によるものとする。

○ 地方整備局等は、地方整備局等防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところにより、非常参集を行うものとする。

○ 水質事故への対応について必要な対策を適切に実施するため、対応体制及び関係行政機関、地方公共団体等との協力体制の整備を図るものとする。

○ 地方整備局等は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を各地方整備局等がそれぞれ作成する地方整備局等間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。

○ 被災地方公共団体に対する地方整備局等の災害応援については、地域防災計画及び水質事故対策マニュアル等に基づき速やかに実施するものとする。

第 3 節　政府本部への対応等

第 1　関係省庁連絡会議

○ 大規模な水質事故発生時に、事故及び被害の第 1 次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて開催される関係省庁連絡会議に職員を出席させるものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、現地調査団に職員を派遣するものとする。

第 2　政府本部

○ 非常災害対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 非常災害現地対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、現地における災害応急対策の総合調整を行うものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、政府調査団に職員を派遣するものとする。

第 4 節　災害発生直後の施設の緊急点検

○ 大規模な水質事故発生時に、流出物の付着等により河川管理施設及び流出先の海岸保全施設等の操作等に影響を及ぼす恐れがある場合には、パトロールの実施等により状況の把握に努めるとともに、施設の操作等に支障がないよう必要に応じて施設の緊急点検を実施するものとする。

第 5 節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

○ 防除活動を円滑に行うため、主要な防除用資機材を緊急に迅速に調達し得るよう措置するものとする。

○ 防除用資機材の効率的な利用を図るため、関係行政機関等との緊密な連絡を保つものとする。

○ 必要に応じ、関連業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達等について要請等を行うものとする。

○ 国土交通省の保有する資機材等については、防除活動をするものに対して、必要に応じ、貸付等を行うものとする。

第 6 節　有害物質等流出時における応急対策の実施

○ 地方整備局等は、油等が海岸に漂着した場合には、被害の拡大防止を図るため、直ちに関係機関と協力の上、防除活動を実施するものとする。

○ 地方整備局等は、有害物質等が河川等に大量流出し、原因者側の対応が不十分な場合又は原因者が不明な場合は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、事故原因の把握、有害物質等の拡大を防止するための適切な措置を講じるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会等を活用し、迅速に対応するものとする。

○ 応急対策を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、有害物質等の拡散を最小限に抑える措置を講じるものとする。

第 7 節　災害発生時における道路交通の確保等

○ 道路施設について早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な流出・漂着物等の除去等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。

○ 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。

第 8 節　地方公共団体等への支援

○ 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な水質事故が発生した場合、または発生の恐れがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第 1　情報収集、資機材の提供等

○ 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。

○ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、流出・漂着油等防除用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

○ 流出・漂着油等の防除方策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは外部の専門家の派遣を行うものとする。

第 9 節　災害発生時における広報

○ 水質事故が発生した場合には、新聞等報道機関を通じ、広く一般住民に情報提供するよう努めるものとする。

○ 地方整備局等は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

第 10 節　自発的支援への対応

○ 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう整備するものとする。

○ 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたるとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。

第 14 編　港湾危険物等災害対策編

○ 本編では、港湾における危険物等の漏洩、流出、爆発等による多数の死傷者等の発生といった大規模な港湾災害に関する対策について記述するものである。

第 1 章　災害予防

第 1 節　港湾災害対策の推進

第 1　各種事業・計画に基づく対策の実施

○ 港湾における危険物等に関する災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、危険物等の取扱区域を他の区域から極力分離するなど、港湾計画策定時等に防災上の配慮を行うとともに、港湾計画等に基づき危険物等に関する災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することにより、安全で信頼性の高い港湾空間を確保し、災害に強い国づくり・みなとづくりを推進するものとする。

第 2　港湾施設の整備及び災害に対する安全性の確保等

○ 国内外の社会経済活動への影響を最小化するため、港湾の規模、港湾間の代替・補完機能を考慮しつつ、危険物取扱施設の集約、重要な港湾施設までの保安距離の確保、危険物取扱施設への進入経路の多重化等、災害に強い港湾整備を進め、大規模な港湾災害の発生に対する安全性、信頼性を高めるものとする。

○ 災害発生時に避難場所や災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着き場等の整備を推進する。

○ 災害発生時の避難路として、河川管理用通路、河川舟運の活用や緊急用河川敷道路の整備を推進する。

○ 油等流出事故発生時において、海域と沿岸域及び河口域の環境保全を図るとともに港湾施設への漂着油の付着等による機能低下が生じないよう、早期に対応が可能な浚渫兼油回収船等を整備するものとする。また、オイルフェンス、薬剤等の備蓄に努めるものとする。

○ 港湾管理者とも連携のうえ、危険物等の取扱施設近傍の港湾施設等の点検を実施し、港湾施設等の現況の把握に努めるとともに、点検結果に基づき必要な防災対策工を行うものとする。

○ 危険物等取扱施設について、防災上支障のないような空地を配置することや必要な防災設備を整備すること等が、危険物等取扱施設設置の届出等に際し事業者に徹底されるよう、必要に応じ港湾管理者に対し助言等を行うものとする。

第 2 節　危機管理体制の整備

第 1　情報の収集・連絡体制等の整備

○ 石油コンビナート等災害防止法特別防災地域以外の地域についても、港湾においては危険物等の取扱施設が集積し、それに関連した荷役活動が行われていることに鑑み、危険物等の取扱事業者が自主防災組織や共同防災組織の設置に努めるよう、港湾管理者等と連携し、事業者に対する必要な助言等を行うものとする。

○ 港湾内の事業所内の災害発生について、事業所の自主防災組織や共同防災組織とも連携をとり、円滑な情報伝達のための体制を整備するとともに、災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備し、その周知を徹底するものとする。また、専門家による分析体制の強化を図るものとする。

○ 迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど体制を整備するとともに、災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方整備局は、初動体制に関するマニュアル等を整備し適切な対応を行うものとする。

○ 危険物等の災害については、地方整備局港湾空港部や港湾・空港整備事務所等現場の第一線基地が災害発生した港湾内に存し、各種の制約を受ける場合が他の災害にも増して多いことが考えられるため、庁舎自体の被災のみならず使用規制・交通規制等により当該庁舎が使用できない場合も想定し、代替庁舎の指定や非常参集要員の選定に特に配慮するものとする。また、災害による停電等に対応するため、非常用発電設備を設置し、燃料の確保、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

第 2　通信手段等の整備

○ 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各情報通信施設についての停電対策を講じておくものとする。

・ 災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、画像情報機器及び情報通信機器等の整備を推進し、収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に特定本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。特に、危険物等の災害は陸上交通が規制されることも多いことが想定されるため、海上から被害状況等を確認することが重要になることに鑑み、港湾業務艇等における画像伝送装置等の整備を進めるものとする。

・ 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るとともに、港湾利用者及び背後住民への適切な情報提供を行うため、災害情報板、放送施設等の情報提供装置の整備を図るものとする。

・ ＮＴＴ等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知し復旧訓練を実施しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・ 特定本部等による円滑な防災活動を行うため、防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等の開発を推進するものとする。

第 3　関係機関との連携

○ 本省、地方整備局等の各レベルにおいて、日頃から港湾管理者、海岸管理者、河川管理者、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、充分な協議を行っておくものとする。また、同様に港湾関係事業者及びその団体等とあらかじめ調整を図り、災害時における対応について協定等を結ぶなど体制の確立に努めるものとする。

○ 特に港湾における危険物等の災害については、港湾全域に及ぶ避難等も想定されるため、そのための交通規制や関係者が避難等をしたあとの警備等に関して、あらかじめ港湾管理者とも連携のうえ役割分担等について警備担当部局等関係者と十分に調整しておくものとする。

第 4　応急復旧体制の整備

○ 緊急時の応急復旧用資機材について、港湾管理者等とも連携のうえ備蓄しておくとともに、応急復旧工事等を含め関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機材の提供・調達体制、相互の応援体制の整備に努めるものとする。

○ 大規模な災害発生時における地方整備局間の支援を迅速かつ的確に実施するため、地方整備局はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

○ 円滑な応急対策を行うため、あらかじめ重要な港湾施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため資料の電子情報化、複製の別途保存を行うよう努めるものとする。

○ 各省庁と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応

急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。

○ 災害応急復旧活動等の支援拠点となる臨海部防災拠点のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。

第 5　後方支援体制の整備

○ 本省、地方整備局等の各レベルにおいて、災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。

○ 特定本部等の運営に必要な食料、水、燃料等の供給を確保するよう努めるものとする。

○ 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。

第 3 節　災害、防災に関する研究、観測等の推進

○ 危険物等の災害が発生した場合は、関係機関とともにその発生原因について、人的・物的等幅広い視点から徹底的な究明に努めるとともに、その成果を確実に施設の整備や管理運営に反映する手法を検討するものとする。

○ 港湾災害に関するデータを集積し、これらの災害に関する安全性の確保という観点から、幅広く次のような研究を行うとともに、防災の施策に反映させるものとする。また、港湾災害を防ぐために気象海象計等の観測機器の整備及びデータの蓄積等を推進するものとする。

・ 危険物等の災害が発生した場合において、危険物等の種類、港湾施設の構造・部材の種類等による対応に関する最新の知見の収集・分析・評価

・ 港湾災害による被災防止を図るための港湾施設の計画・設計手法の高度化、日常点検手法の高度化、技術上の基準等の整備・見直し

・ 災害関連データ、応急復旧データ等、被災防止・応急復旧活動に資する情報基盤の開発

第 4 節　防災教育等の実施

第 1　防災に関する研修等の実施

○ 職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

○ 関係機関とも連携のうえ、事業者等に対し防災に関する関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施及びその指導を行うものとする。

第 2　防災知識の普及

○ 防災知識の普及に当たっては、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。

○ 防災週間等の行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

○ 防災に関する講演会、シンポジウム等を適宜開催するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。

○ 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第 3　人材の育成

○ 被災した港湾施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、人材の育成及び活用を図るとともに学術機関を含め公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第 5 節　防災訓練

○ 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関等と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。なお、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。

○ 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

・非常参集

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動無線電話装置の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に 1 回以上行うものとする。

・情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、所管施設の被害状況等に関する情報を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。

・災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、非常本部あるいは地方整備局等において設置される災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

・応急対策

所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

○ 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

第 6 節　再発防止対策の実施

○ 災害原因の調査を行う場合は、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第 2 章　災害応急対策

第 1 節　災害発生直前の情報の収集・連絡及び通信の確保

○ 東海地震警戒宣言等、港湾における危険物等取扱施設に被害を及ぼす可能性のある情報の入手が円滑に行われるような体制を確保するとともに、港湾管理者等とも連携し災害危険箇所等の状況を把握し、災害の発生を予想した場合、関係機関、報道機関等を通じて港湾利用者等に対し速やかに情報を伝達するものとする。その際、要配慮者にも配慮するとともに港湾利用者等にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

第 2 節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

○ 危険物等の災害が発生した場合、災害の規模や被害の程度に応じ、被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。また、災対法に基づく非常災害対策本部（以下、この編において「政府本部」という。）設置後は別に定める申し合わせ事項等に基づき関係機関との情報連絡にあたるものとする。

第 1　災害情報の収集・伝達

(1)　災害情報等の把握、連絡

○ 大規模な危険物等の災害が発生した場合、現地からの情報、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、災害の規模、範囲等について確認するものとする。地方整備局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の港湾災害が発生した場合、直ちに、国土交通省非常災害対策本部（以

下「非常本部」という）等及び本省内各局に連絡するものとする。

(2)　被害情報等の把握、連絡

○ 本省、地方整備局、港湾管理者等は、災害発生後、関係機関とも連携のうえ二次災害に留意しつつ施設被害等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方整備局、港湾管理者等は概括的被害情報など緊急に必要な情報は、災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるもとする。

○ 本省内各局は、地方整備局、港湾管理者等より港湾施設の被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、特定本部等に報告するものとする。

○ 特定本部等または本省内各局は、港湾施設の被害に関する第１次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。

○ 特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、政府本部の設置後は、政府本部に連絡するものとする。

○ 特定本部等は、関係省庁の被害状況・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内各局、地方整備局等に連絡するものとする。

○ 本省、地方整備局、港湾管理者等は、応急対策活動情報に関し、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○ 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(3)　港湾業務艇等による情報収集

○ 危険物等の災害が発生した場合には、被災地近傍への進入が困難なことも想定されるため、港湾管理者等とも連携し、港湾業務艇、ヘリコプター等により被害状況を収集するものとする

第２　通信手段の確保

○ 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ次の措置を講ずるものとする。

・ 直ちにＮＴＴ等の災害時優先電話や港湾に関する行政情報通信システム等の既存通信ネットワークの機能確認を行う。

　既存通信ネットワークに支障が生じた場合は、船舶無線等の移動通信回線を活用するとともに、必要に応じ非常通信の要請を行い、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとす

る。

第 3 節　活動体制の確立

- 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める「災害時等における国土交通本省の防災体制について」等によるものとする。
- 地方整備局は、地方整備局防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところにより、非常参集を行うものとする。
- 本省、地方整備局等各レベルにおいて、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、港湾管理者等関係機関及び関係事業者等と充分に連携を図り応急対応を行うものとする。
- 地方整備局は、状況に応じ、被災地方整備局に対して人的、物的な支援を各地方整備局がそれぞれ作成する地方整備局間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。
- 被災地方公共団体に対する地方整備局の災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第 4 節　政府本部への対応等

第 1　関係省庁連絡会議

- 大規模な危険物災害発生時に、被害の第 1 次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて開催される関係省庁連絡会議に職員を出席させるものとする。
- 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、現地調査団に職員を派遣するものとする。

第 2　政府本部

- 政府本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。
- 政府の現地対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、現地における災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。
- 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因究明等に資するため、必要に応じ、政府調査団に職員を派遣するものとする

第 5 節　災害発生後の施設の緊急点検

- 所管施設の応急復旧活動等を行うため、港湾管理者とも連携のうえ緊急点検実施の体制を速やかに整えるとともに、二次災害の発生に配意しつつ、あらかじめ作成された基準等に基づき、緊急点検を実施するものとする。
- 緊急点検の結果を踏まえ、港湾管理者とも連携のうえ必要な規制等を実施するものとする。

第 6 節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- 被害拡大を防止するための消火活動や流出油回収への協力を行うため、浚渫兼油回収船等の出動が迅速に行えるよう準備を整えるものとする。また、消防等から要請があった場合は、速やかに出動し消火活動等を実施するものとする。
- 応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置するものとする。また、復旧工事の拠点や輸送拠点等となる浮体式防災基地について、迅速に曳航ができるよう港湾管理者とも連携のうえ準備を整えるものとする。
- 必要に応じ、関係業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行うものとする。

第 7 節　災害発生時における応急復旧工事等の実施

- 港湾施設が被災した場合において、被害の拡大の防止や港湾機能の確保等を図るため、応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。また、応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 必要に応じ、浮体式防災基地を速やかに被災地近傍に曳航し、復旧工事の拠点とするものとする。
- 激甚な災害が発生した場合には、係官を現地に派遣し、総合的な応急対策及び応急復旧工法について指導するものとする。また、必要に応じて専門家を派遣し、指導・助言を行うものとする。

第 8 節　災害発生時における港湾機能の確保等

- 港湾施設について早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な航路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の港湾機能の確保等に努めるものとする。
- 災害発生時における円滑な輸送を確保するため、必要となる岸壁の確保を最優先に応急復旧等を実施することや浮体式防災基地の活用を図るものとする。また、必要に応じて、被災港湾所管以外の港湾空港部や港湾管理者等に対して、代替輸送岸壁の確保等に係る支援を要請するものとする。
- 大規模な災害が発生し、近傍の幹線道路、鉄道等が規制された場合においては、関係機関とも連携のうえ、これに変わる代替輸送海上ルートを設定し、そのために必要となる岸壁の確保等について近傍の港湾管理者等に協力を要請するものとする。
- 建設業者等との間の応援協定等に基づき、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第 9 節　二次災害の防止対策

○ 危険物等の災害は、特に防災業務活動時等における二次災害の危険性が高いことから、消防等専門的な機関と密接な連携をとりつつ、港湾利用者や防災業務に従事する者の安全を確保するものとする。

○ 構造物や固定式の荷役機械等については、外観上被災を受けていないように見えても、熱や消火活動によりそれらを構成する部材等が劣化していることが想定されるため、二次災害による被害の拡大を防ぐため十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握した上で、復旧工事を実施するものとする。また、施設の点検等にあたっては、係官を現地に派遣し技術的な指導を行うとともに、必要に応じて専門家を派遣し指導・助言を行うものとする。

第 10 節　ライフライン施設の応急復旧

○ 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、応急対策活動を港湾管理者とともに要請するものとする。

第 11 節　地方公共団体等への支援

○ 大規模な災害が発生した場合、または発生の恐れがある場合は、地方公共団体等に対し以下の事項について支援を行うものとする。

第 1　情報収集、資機材の提供等

○ 港湾空港部等は、必要に応じて、画像情報機器及び情報通信機器を備えた港湾業務艇の活用等により迅速な状況把握を行うとともに、地方公共団体等への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。

○ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に対しオイルフェンス等の応急復旧用資機材や災害対策船舶等の提供を行うものとする。

○ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、港湾管理者等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは専門家の派遣を行うものとする。

第 2　避難活動

○ 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況等の情報の利用者・住民への速やかな伝達に関して、港湾管理者とともに必要な指導・助言等を行うものとする。

○ 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所等として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認のうえ、適切に対処するものとする。

第 12 節　被災者等への対応

○ 地方整備局等は、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

第 13 節　災害発生時における広報

○ 一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、航路規制・通行規制等の状況等、港湾利用者や住民、被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする。

○ 特定本部等は情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。

○ 地方整備局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

第 3 章　災害復旧

第 1 節　災害復旧の基本方針

○ 地方公共団体が、被災地域の災害復旧の基本方針を検討又は復旧計画を作成する場合、並びに港湾管理者が港湾の災害復旧の基本方針を検討又は復旧計画を作成する場合、国土交通省は適切な指導・助言を行うものとする。

○ 被災港湾管理者等より、災害復旧対策の推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討のうえ、適切に対処するものとする。

第 2 節　港湾等の復旧・復興

第 1　災害復旧の促進

○ 災害発生後、港湾機能の早期回復等のため、港湾管理者とも連携しつつ、できる限り速やかに早期復旧に努めるものとする。また、民生の安定、港湾機能の確保、施設の増破の防止等のため、特に必要がある場合には、応急本工事を実施するものとする。

○ 災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。なお、輸送機能を確保するため浮体式防災基地の活用や、近傍港湾における代替輸送のための岸壁等の確保についても必要に応じ協力を求めるものとする。

○ 災害復旧の推進のため、被災港湾管理者からの求めにより必要に応じて、指導・助言のための職員を派遣するものとする。

○ 港湾施設の被災により生じた瓦礫の処理に当たっては、災害復旧計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のための適切な措置等を講ずるものとする。

第 2　再度災害の防止

○ 港湾施設の復旧に当たっては、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

○ 港湾施設の災害復旧に関し、災害発生の要因となった障害物について、除去・是正を行い、再度災害の防止を図るものとする。

第 15 編　大規模火事等災害対策編

○ 本編では、大規模な火事（北海道においては林野火災も含む）、危険物の漏洩・流出、爆発等による公共土木施設、建築物等の被災等による多数の死傷者等の発生といった大規模火事等災害に関する対策について記述するものである。

第 1 章　災害予防

第 1 節　大規模火事等災害対策の推進

第 1　各種事業・計画に基づく対策の実施

○ 大規模火事等を防止し、または大規模火事等が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、道路等その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、大規模火事等に対する災害対策を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。

第 2　都市の防災構造化の推進

(1)　市民に支えられた防災都市づくり

○ 公民協働による災害に強い都市づくりを目指して、地方公共団体にとって使いやすく、かつ住民にとっても分かりやすい法律、予算等の枠組みの整理と制度の充実を図るとともに、市民の防災意識の醸成やその主体性を引き出すため、地方公共団体における行政情報の提供、主体的な地域住民のまちづくり活動への参加に対する支援等を促進するものとする。

(2)　防災都市づくりの計画的推進

○ 防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置づけについて必要に応じて助言を行うとともに、避難場所、避難路、延焼遮断帯など都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」の策定を促進するものとする。

○ 「防災都市づくり計画」の策定プロセスにおいては、災害危険度の公表を始めとする行政情報の提供を促進するとともに、その実施に当たっては市民のまちづくり活動への参画、並びに関連事業の重層的実施等を積極的に支援するものとする。

○ 「防災都市づくり計画」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の

周知等に努めるものとする。

(3)　避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設の整備

○ 避難路、延焼遮断帯として機能する道路整備を推進するものとする。

○ 地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断帯、災害復旧活動の支援拠点や復旧資機材・生活物資等の中継基地等となる都市公園等の系統的かつ計画的な配置を推進するものとする。

○ 避難場所等となる都市公園の整備の年次計画等を明らかにした地方公共団体による防災公園整備プログラムの策定を推進するものとする。

(4)　防災上枢要な地域における建築物の不燃化

○ 防火、準防火地域の計画的指定について必要に応じて助言を行うとともに、特に避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設周辺等都市防災上枢要な地域においては、都市防災総合推進事業等により建築物の不燃化を促進するものとする。

(5)　安全な市街地の整備等

○ 防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中立地を促進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点安全な市街地の整備を推進するものとする。

(6)　市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等

○ 「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、緑化重点地区整備事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。

(7)　防災上危険な密集市街地の整備

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律を踏まえ、防災機能の確保を図る都市計画制度の導入、建替えの促進、老朽木造建築物の除却、土地の権利の移転を円滑に行うことができる制度の活用、地域住民による市街地整備の取組みを支援する仕組みの活用や都市再生機構のノウハウの活用等について必要に応じて助言を行うものとする。

○ 防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の既存の面的整備事業等の活用や、建築物の共同化・不燃化、道路・公園・緑地等の地区公共施

設の整備等多様な事業を総合的・一体的に推進するものとする。

(8)　消防活動に資する施設等の整備

○ 消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するものとする。

○ 河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を推進するものとする。

○ 防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。

(9)　石油コンビナート等特別防災区域等における災害対策

○ 石油コンビナート等災害防止法第２条第２号に規定する石油コンビナート等特別防災区域等における災害から周辺市街地の安全性を確保するため、防災緩衝地帯として緑地等の設置及び隣接市街地の耐震不燃化を促進するものとする。

第３　避難場所・避難路等の確保・整備

○ 河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、海岸事業、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。

○ 都市基幹公園等の広域避難場所となる都市公園、近隣公園・地区公園等の一次避難場所となる都市公園等については、幹線道路、河川、鉄道、港湾等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定するとともに、住民以外の被災者の支援についても考慮した上で、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するとともに、関係機関との十分な連携を図り、地域防災計画への位置づけを推進するものとする。

○ 災害時において、避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緊急避難階段、緑道等の整備を推進するほか、必要に応じて高速道路の道路管理用施設の緊急連絡路等としての活用を推進するものとする。

第４　防災拠点の確保・整備

○ 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中整備を推進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を防災街区整備事業、土地区画整理事業等により推進するものとする。

○ 災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着場、海岸・港湾の防災拠点、道の駅、交通広場等の整備を推進するものとする。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確

保するものとする。

○ 災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点・地域防災拠点としての機能を有する都市公園等の整備を推進するものとする。

○ 広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断緑地帯、広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園等については、防災公園としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、耐震化を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。

○ 防災公園としての機能を有する都市公園については、その機能をより一層効果的発揮するよう必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等と連携した機能発揮が可能な地域に設置を推進するものとする。

○ 防災性能の向上、バックアップ機能の確保、食料・水等の備蓄、情報の受発信基地等中枢防災活動拠点としての機能の向上を図った官庁施設を、地方公共団体施設との連携を図りつつ整備し、地域の中枢防災拠点の形成を推進するものとする。

○ 大都市地域等の既成市街地において、住宅市街地総合整備事業により、良質な市街地住宅の供給と併せて、防災活動の拠点として機能する住宅街区の形成を図るものとする。

○ 木造家屋が密集した地区や中高層建築物の老朽化した地区等、災害時における危険性の高い地区において、防災街区整備事業、市街地再開発事業等により災害に強い建築物の整備や災害時に救援、救助、避難等の地区防災活動の拠点となる施設の整備を推進するものとする。

○ ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。

第 5　ライフライン対策の推進

○ 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。

○ 河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取

水用ピット、せせらぎ水路等の整備を図るものとする。

○ ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続きの簡素化を図るものとする。

第 6　要配慮者対策の推進

○ 避難場所、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。

第 7　農地防災等の推進

○ 北海道においては、林野火災に強い地域作りのための防火林道、防火森林等の整備、緊急時に消防用水等として取水することができる農業用用排水施設等の整備、海からの緊急輸送を確保するため必要な防災拠点となり得る漁港の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第 8　廃棄物処理施設等の整備等の推進

○ 北海道においては、水道及び廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、水道施設、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第 9　防災に関する広報・情報提供等

○ 広域避難場所、一次避難場所、避難路等となる都市公園の機能、利用方法等について、関係機関との連携により、非常時の円滑な利用のための住民等への情報提供の実施について必要に応じて助言を行うものとする。

○ 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と協力し、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。

第 2 節　危機管理体制の整備

第 1　情報の収集・連絡体制の整備

○ 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。

○ 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。

○ 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくもの

とする。

○ 道路情報モニター制度、道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用者等の協力により情報収集体制を強化するものとする。

○ 災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方支分部局等は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。

○ 非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努めるものとする。

○ 非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。

○ 災害による停電等に対応するため、専用通信設備には非常用発電設備や蓄電池設備等により電源を確保することとする。道路状況等の地域特性等を踏まえ、重要拠点設備は原則として７日間以上、他の設備については３日間以上にわたる電源を確保するものとし、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行うものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

第２　通信手段等の整備

○ 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・ 夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。

・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

・ 災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動通信システム、衛星通信システムの通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・ 地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、港湾業務艇及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図

るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に特定本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・ 災害現地の情報収集を行うため、気象観測装置、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。

・ 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・ 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・ 河川、海岸、道路、下水道、港湾の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。また、ＧＩＳについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。

・ 監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。

・ ＮＴＴ等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくものとする。

・ 防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等について、バックアップを検討する。

○ 関係省庁及び地方公共団体が整備する画像情報収集システム、被害状況の早期予測システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める。

第 3　関係機関との連携

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、日頃から警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、充分な協議を行っておくものとする。

第 4　応急復旧体制等の整備

○ 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、被害状況の把握、復旧工法、市町村等が行う住民避難等に関する技術的な指導・助言を行うために必要な技能を有する職員・専門家の登録、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣体制の整備を図るものとする。

○ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な照明車、対

策本部車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規定を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

- 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど全国的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。
- 緊急時の応急復旧用資機材の確保、応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機材の提供・調達体制、相互の応援体制等の整備に努めるものとする。
- 大規模災害発生時における地方支分部局間の支援を迅速かつ的確に実施するため、地方支分部局はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。
- 円滑な応急対策を行うため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため資料の電子情報化、複製の別途保存を行うよう努めるものとする。
- 応急仮設住宅の建設に要する資機材について、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達、供給体制を整備しておくものとする。
- 各所管施設毎に、災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、ヘリコプターによる調査に関するマニュアルを整備するものとする。
- 各省庁と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。
- 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園、河川敷、港湾緑地等のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。
- 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導して、不特定多数の者が利用する所管の旅客施設等について以下のような応急体制の整備に努める。
  - 発災時等における利用者の避難誘導に係わる計画を作成する。計画の内容については、避難者、帰宅者の集中・殺到や混乱の発生にも十分に配慮したものとなるようにする。また、避難誘導計画の内容を旅客施設等で業務に従事する職員に周知徹底するとともに、

避難路等については、旅客施設等内に掲示することにより、利用者に対して明示する。このほか、職員を対象に発災時等を想定した避難誘導に係わる訓練を実施する。

・ 旅客施設等内で負傷者が発生した場合に備えて、地方公共団体、警察・消防、近隣の医療機関と協力して、緊急連絡体制、搬送体制等を整備する。

○ 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談窓口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。

第 5　緊急輸送の実施体制の整備

(1)　緊急輸送ネットワークの整備への協力

○ 防災基本計画に基づき国及び地方公共団体が発災時等を想定した緊急輸送ネットワークに係わる計画等を作成する際には、関係省庁とともに、災害に対する安全性を考慮しつつ作成されるよう協力する。特に、海上輸送、航空輸送を含めた輸送ルートの多重化、避難及び物資の調達・供給等と緊急輸送との連携等が盛り込まれるよう留意する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送ネットワークを構成する所管の輸送施設（港湾、空港等）及び輸送拠点（トラックターミナル等）について、耐災害性の確保を図るよう指導・助言する。

○ 地方公共団体が、緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設として臨時ヘリポート（場外離着陸場）を予め指定する際には、発災時等における効果的な利用が可能となるよう、適切な助言を行うものとする。

○ 発災時に人員、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送ネットワークに係わる計画の策定に際し、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、被災地への輸送及び被災地内の輸送に係わる実施体制の整備、異なるモードを含めた事業者間の協力体制の構築等について指導・助言する。

○ また、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との間で、発災時等における緊急輸送の依頼手順、輸送供給能力、費用負担等を内容とする協定の締結が促進されるよう必要な指導・助言を行う。

(2)　関連情報の整備保存等

○ 平素から緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設、輸送拠点の概況、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との協定締結状況、事業者別・地域別の車両、船舶及び航空機の保有

状況等に関する情報の整備保存に努める。

第 6　代替輸送の実施体制の整備

○ 関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、交通施設等が被災し本来の機能を維持できなくなった場合にも、被災地内の輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に大きな支障が生じないよう、代替輸送の実施体制の整備を図る。

○ このため、代替輸送について第一次的な責任を有する関係公共機関、関係事業者に対しては、陸上における迂回ルートや代替輸送手段の確保、海空の輸送ルートの増強及びこれらに係わる事業者間の協力体制の整備等について予め検討するよう指導する。また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港については、他のモードや他の地域からの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を検討する。

第 7　後方支援体制の整備

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。

○ 特定本部等の運営に必要な食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低３日分を確保するよう努めるものとする。

○ 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入の可能性がある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援の受入の可能性がある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援を受け入れる場合において、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第 3 節　災害、防災に関する研究等の推進

○ 都市の防災構造化に関する研究として、都市の防災性能評価手法及び各種防災対策技術の開

発を推進する。

・　市街地における火災の延焼拡大要因の分析評価手法及び延焼抑止技術の開発

・　火災時等の避難、救出・救護活動に関わる防災要因の評価手法の開発

・　地区施設等（耐火性建築物、道路、河川、緑地、空地等）を活用した防災対策技術の開発及びその効果的整備に関する研究

・　ＩＴＳを活用した緊急通行車両の運行支援等に関する技術開発

・　市民による防災まちづくりを支援する技術等の開発

○　研究のより一層の充実を図るため、所管の研究機関における研究用の資機材及び装備の高度化、専門の研究者の育成等を図る。また、研究機関相互間における研究者及びデータの交流、共同研究の推進等に努める。

第 4 節　防災教育等の実施

第 1　防災に関する研修等の実施

○　防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

○　職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

第 2　防災知識の普及

○　防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。

○　防災週間、建築物防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

○　防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。

○　地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

○　防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮す

るよう努めるものとする。

第３　人材の育成

○ 被災した公共土木施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、防災エキスパート等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第５節　防災訓練

○ 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

・非常参集

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行（航）状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器等の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に１回以上行うものとする。

・情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、所管施設及び交通施設の被害状況等に関する情報を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け関係機関との連携による通信訓練に参加するともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。

・災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、非常本部あるいは地方支分部局において設置される災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

・応急対策

所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

○ 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回

以降の訓練の充実を図るものとする。

○ 関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。

第 6 節　再発防止対策の実施

○ 災害原因の調査を行う場合は、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第 2 章　災害応急対策

第 1 節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

○ 大規模火事等災害が発生した場合、被害情報を迅速に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め、多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて 伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第 1　災害情報の収集・連絡

(1)　被害情報等の把握、連絡

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、災害発生後、施設被害等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲に関する第 1 次情報など緊急に必要な情報を、災害発生後直ちに本省に連絡を行うよう要請し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。

○ 本省内各局は、地方支分部局、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、特定本部等に報告するものとする。

○ 特定本部等は、所管施設の被害に関する第 1 次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。

○ 特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後は、政府本部に連絡するものとする。

○ 特定本部等は、関係省庁の被害状況・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内各局、地方支分部局に連絡するものとする。

○ 応急対策活動情報に関し、関係機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と相互に

緊密な情報交換を行うものとする。

○ 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(2)　災害対策用ヘリコプター等による情報収集

○ 地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信車、Ｋｕ－ＳＡＴ、ＣＣＴＶ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、幹線道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

○ 大規模火事等により甚大な被害が発生した場合、特定本部等は、維持管理を行う地方整備局等に対し、災害対策用ヘリコプターの出動準備を直ちに指示するとともに、当該地方整備局等と飛行ルート等について調整の上、速やかに当該ヘリコプターの出動を指示するものとする。なお、特定本部等からの出動指示がない場合でも、当該地方整備局等の判断により出動させることができるものとする。

○ 大規模火事等により甚大な被害が発生した場合、地方整備局等が災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合、その旨特定本部等に要請するものとする。特定本部等は要請があった場合は、当該ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等に対し、出動を指示するものとする。

○ 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。

○ ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。

○ 地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信システムの出動を要請する場合には、その旨を特定本部等に報告するものとする。特定本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

第 2　通信手段の確保

○ 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信施設の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。

・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第 2 節　活動体制の確立

○ 本省及び地方支分部局では、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課に

おける発災時に対応した業務体制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。

○ 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める「災害時等における国土交通本省の防災体制について」等によるものとする。

○ 地方支分部局は、地方支分部局防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところにより、非常参集を行うものとする。

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と充分に連携を図り応急対応を行うものとする。

○ 地方整備局等は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を各地方整備局等がそれぞれ作成する地方整備局等間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。

○ 被災地方公共団体に対する地方支分部局の災害応援については、地域防災計画等に基づき速やかに実施するものとする。

第 3 節　政府本部への対応等

第 1　関係省庁連絡会議

○ 大規模な火事等発生時に、被害の第 1 次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて開催される関係省庁連絡会議に職員を出席させるものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、現地調査団に職員を派遣するものとする。

第 2　政府本部

○ 政府本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 政府の現地対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、現地における災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、政府調査団に職員を派遣するものとする。

第 4 節　災害発生直後の施設の緊急点検

○ 所管施設の応急復旧活動、危険物等の防除活動等を行うため、緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するものとする。

第 5 節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

○ 応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置するもの

とする。

○ 必要に応じ、関連業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行うものとする。

○ 国土交通省の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。

○ 地方整備局等は、防災備蓄基地のネットワークの整備に関する計画に基づき、復旧資機材の活用を行うものとする。

第 6 節　災害発生時における応急工事等の実施

○ 国土交通省所管施設が被災した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事や防除活動の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。

○ 激甚な災害が発生した場所には、係官を現地に派遣し、総合的な応急対策及び応急復旧工法等について指導するものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。

○ 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、その管理する交通施設等の被害状況の早急な把握、被災した交通施設等の迅速な応急復旧を行わせる。

第 7 節　災害発生時における交通の確保等

第 1　道路交通の確保

○ 道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及び UAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。

○ 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、必要となる道路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。

○ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない

場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

○ 道路管理者である都道府県及び市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

○ 都道府県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき区間を判断するものとする。

○ 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。

第 8 節　緊急輸送

第 1　基本方針

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは、被災地方公共団体からの要請があった場合には、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、陸・海・空によるあらゆる輸送手段を利用し、かつ被害の状況・緊急度・重要度を考慮した緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講じるものとする。

第 2　関係事業者等に対する要請、調整

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送への協力要請を行う。さらに、要請によっていたのでは緊急輸送の円滑な実施に特に大きな支障があると認められる場合には、法令の定めるところにより、国土交通大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。

○ 関係公共機関、関係事業者による緊急輸送の実施状況を的確に把握するとともに、被災地方公共団体若しくは政府本部からの依頼に基づきまたは必要に応じて自ら、事業者間、輸送モード間の輸送分担、緊急輸送物資の受け渡し等についての調整を行う。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行う事が困難な場合においては、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。なお、必要に応じ、関係事業者等に対する要請、調整を行うものとする。

第 3　緊急輸送に対する支援

○ 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。

○ 緊急輸送が安全に実施されるよう、所管の輸送モードについて安全性を確保するために必要な措置を講じる。特に、救援活動に従事する小型航空機の運航の安全確保には、十分留意す

る。

第 9 節　代替輸送

○ 被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地方公共団体と密接に連携し、陸・海・空の各輸送モードを活用した被災地内輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係公共機関、関係事業者に対し、必要な指導、調整を行う。

○ また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港について、他の地域や他のモードからの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を図る。このほか、代替輸送に対する支援措置を講じるよう努める。

第 10 節　二次災害の防止対策

○ 二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。

○ 山林の焼失等による二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に応じ砂防ボランティア、地すべり防止工事士や斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。

○ 大規模火事等による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うための係官を現地に派遣し技術的な指導を行うものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。

第 11 節　ライフライン施設の応急復旧

○ 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。

○ 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、応急対策活動を依頼するものとする。

○ 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援

するものとする。

第 12 節　地方公共団体等への支援

○ 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生の恐れがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。

第 1 情報収集、資機材の提供等

○ 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等との通信手段等確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする。

○ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

○ 地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。

第 2　避難活動

○ 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合は、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第 3　応急仮設住宅の建築支援等

○ 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。

○ 都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。

○ 建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方自治体等から要員の派遣の調整等を行う。

第 4　飲料水の確保、支援等

○ 給水車の調達について、被災地方公共団体より要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、関係公共機関の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を

行うものとする。

○ 必要に応じ、都市公園等内の井戸の利用について助言を行うものとする。

第 5　消防活動への支援

○ 必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。

第 13 節　被災者・被災事業者に対する措置

第 1　被災者等への対応

○ 地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

○ 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

○ 本省及び地方支分部局等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。

○ 関係公共機関、関係事業者に対しその管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。

○ 被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用する。また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行う。

○ 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。

○ 被災地方公共団体から関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテルを活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等を要請できるよう必要な情報提供を行う。

○ また、被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が

円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

第 2　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

○ 被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の陸運支局での車検の実施、船舶検査証書の有効期間の延長等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

○ 災害の発生に伴い生じる影響については、直接被災していない住民、事業者等に対しても及ぶ可能性があることを考慮し、安全面に配慮した上で特例措置や法令の弾力的運用、広報等の必要な措置を迅速に講じるものとする。

第 3　適切かつ公正な輸送サービスの提供

○ 被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口に寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める。

○ 不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

第 14 節　災害発生時における広報

○ 一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるような体制を整備する。

○ 特定本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。

○ 地方支分部局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

第 15 節　自発的支援への対応

○ 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう整備し、ボランティアの申入があった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入が速やかに行われるよう努める。

○ 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたるとともに、そのリーダーとな

る人材の活用等に努めるものとする。

- 海外からの支援の申入があり、政府本部等が受入の可否、要否について判断を行う場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とともに、必要な協力を行う。同本部等が受入を決定したときには、予め定めた対応方針及び同本部等の策定した計画に基づき、支援の受入が速やかに行われるよう努める。
- 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。
- 海外からの支援を受け入れる場合には、自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。

第 3 章 災害復旧・復興

第 1 節　災害復旧・復興の基本方針

- 地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方向を検討、又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導・助言を行うものとする。
- 被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。
- 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した交通施設等の本格的な機能復旧を速やかに進める。また、被災した交通施設等の本格復旧にあたっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害発生防止の観点から、耐災害性の向上等可能な限り改良復旧を行う。

第 2 節　復旧・復興資機材の安定的な確保

- 災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。
- 復興建築用資材の値上がり防止について、関係団体に周知、要請するものとする。
- 復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係省庁に適切な交通規制の導入を要請するほか、陸・海・空の各モードを活用した輸送ルートの設定、関係公共機関、関係事業者間、モード間の調整等の実施に努める。また、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるとき

は、関係事業者等に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請する。

○ このほか、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

第 3 節　都市の復興

第 1　計画的復興への支援

○ 大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を推進するものとする。

○ 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法、建築基準法による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。

第 2　復興まちづくりへの支援

○ 復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。

○ 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を推進するものとする。

第 4 節　借地借家制度等の特例の適用

○ 災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第 2 条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用することにより、借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るものとする。

○ 必要に応じ非常災害があった場合の建築基準法の制限の緩和措置を活用するものとする。

第 5 節　被災者の居住の安定確保に対する支援

第 1　公営住宅の整備等

○ 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を推進するものとする。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた場合においては、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、災害公営住宅の整備を推進するものとする。

○ 事業主体による公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅における家賃の低廉化について、その費用の一部を助成するものとする。特に、災害公営住宅における家賃の低廉化

については、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、入居者の居住の安定確保を推進するものとする。

○ 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、その後、入居者資格を有する被災者については、必要に応じて、特定入居を行うよう、事業主体に対して要請を行うものとする。なお、災害が大規模な場合にあっては、当該災害により住宅が滅失した被災者等について、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第２１条の規定により、公営住宅の入居者資格が緩和される。

○ 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、被災地方公共団体と連携を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団的移転を促進することが適当と認められる区域について、防災のための集団移転促進事業の促進を図る。

第２　住宅金融支援機構による融資

○ 被災者の自力による住宅の再建等を支援するための住宅金融支援機構の災害復興住宅融資及び既往債務者に対する救済措置を迅速かつ円滑に実施するために、融資の対象地域及び融資の開始時期の決定並びにその周知等の必要な措置について、当該機構に要請するものとする。

第３　被災者等に対する相談機能の充実

○ 被災地方公共団体等と連携して、被災者を対象とする総合住宅相談所を開設し、被災者の住宅復興等に関する相談に応じるものとする。

○ 住宅金融支援機構において、被災者を対象に、現在、住宅金融支援機構へ返済中の融資の取扱いや災害復興住宅融資についての相談及び情報提供を実施するよう、当該機構に要請するものとする。

○ 被災建築物等の復旧について住民等から相談を受けた場合に、被災地方公共団体等と連携して、復旧方法等についての指導を行うものとする。また、必要に応じ、関係団体に協力を要請するものとする。

第 16 編　地域防災計画の作成の基準

○ 地域防災計画は、次に掲げる事項につき、当該事項ごとに定めるところにより作成するものとする。

第 1 章　災害予防に関する事項

第 1 節　災害に強い地域づくりに関する事項

○ 都市の防災構造化対策の計画的推進を図るため、都市防災に関する方針の都市計画への位置づけに配慮するとともに、避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」を定めること。「防災都市づくり計画」は、消防防災部局、都市計画部局等関係部局間の連携を密に図るとともに、災害危険度判定調査等を実施し、客観的でわかりやすいデータに基づき、市民の理解と協力を得て策定すること。

○ 広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断帯、広域防災拠点、地域防災拠点の機能を有する都市公園等について、防災公園等として適切な位置づけを行うとともに、他施設との連携・機能分担を図った系統的かつ計画的な配置と整備の推進について定めること。

○ また、都市公園等の都市基盤施設と一体となった各種公共・公益施設の集中立地等による地域の防災活動拠点の整備、市街地の防災性向上のための緑地・オープンスペース等の整備の推進について定めること。

○ 各地域の災害対応力の向上を図り、自然災害による被害を軽減するため、関係機関と連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、防災行動とその実施主体を時系列で整理し、各機関との役割分担を明確にしたタイムラインを作成するよう努めるものとする。

○ また、災害対応のふりかえり（検証）を通じて、改善策を検討し、必要に応じてタイムラインに反映させるなど、防災行動や災害後の対応を継続的に改善・充実していくとともに、平時からタイムラインを活用した防災訓練や研修等を実施し、タイムラインの効率的かつ効果的な運用の向上に努めるものとする。

○ 河川・海岸堤防等の施設の整備とともに、水災害リスクの評価を踏まえ、流域の適正な土地利用の誘導等も含め総合的な治水対策の推進について定めるほか、流域の保水及び遊水機能の確保対策、堤防等の耐震対策、津波・高潮対策等の推進について定めること。

○ 土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備とともに、避難場所、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等

の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策の推進について定めること。

- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備、土砂災害特別警戒区域における一定の開発行為の制限、建築物の構造の規制、建築物の移転等の措置について定めること。
- 災害の発生に対して代替路となる経路を確保するための高規格幹線道路、一般国道等の災害に強い幹線道路ネットワーク整備、道路施設等の点検、防災対策の実施等、道路防災対策の推進について定めること。
- 港湾における耐震強化岸壁、臨海部防災拠点の整備等の推進について定めること。
- ヘリコプターの離着陸施設としてヘリポートの整備促進、場外離着陸場として使用可能な場所の調査、把握等に努めること。

第 2 節　交通利用者・被災者の安全確保

- 地方公共団体が自ら管理する旅客施設等に係わる利用者の避難誘導体制等の整備を図るとともに、地方支分部局と協力して、関係公共機関、関係事業者が管理する域内の交通施設等に係わる避難誘導体制等の整備を指導すること。
- 地方支分部局、関係公共機関、関係事業者と協力して、国土交通省及び関係公共機関、関係事業者が管理する土地、施設、設備について、避難路、避難場所、仮設住宅用地、宿泊施設等としての活用について検討すること。

第 3 節　ライフライン施設・公共施設の災害に対する安全性の確保に関する事項

- 施設の災害に対する安全性を確保するための点検の方法及び体制についての計画を定めること。
- 共同溝・電線共同溝の整備に関する計画を定めること。

第 4 節　緊急輸送の確保に関する事項

- 災害時の緊急輸送の確保のため緊急輸送計画の策定、具体化にあたっては、発災時等に人流、物流が途絶することがないよう、迂回ルート、代替・補完施設の確保等に十分配慮し定めること。
- 地方公共団体は自ら管理する交通施設等の耐災害性の強化を図るとともに、地方支分部局等と協力して、関係公共機関、関係事業者が管理する域内の交通施設等の耐災害性の強化を指導すること。
- 地方支分部局を始めとする関係行政機関、関係公共機関、関係事業者と協力して、具体的な被害想定に基づき、緊急輸送ネットワークを整備するとともに、緊急輸送ネットワークを構

成する輸送施設、輸送拠点の耐災害性の強化に努める。

○ 地方公共団体と関係公共機関、関係事業者等とが緊急輸送の実施に係わる協定を締結することなど、その協力確保に努めること。

また、緊急輸送に特に重要な役割を果たす関係公共機関、関係事業者及びその団体を指定地方公共機関に指定すること。

○ 災害発生時における緊急輸送道路についての整備及び施設の耐震性の確保の推進について定めること。緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、計画的に整備を推進すること。

○ 災害発生時の緊急輸送を確保するため、河川、海岸堤防の管理用通路、緊急用河川敷道路、海岸道路、ヘリポート等の整備の推進について定めること。整備に当たっては、緊急輸送ネットワークの多重化、代替性を考慮し、関係機関への周知に努めるものとすること。

第 5 節　代替輸送の確保に関する事項

○ 地方支分部局を始めとする関係行政機関が、関係公共機関、関係事業者に対し、代替輸送体制の整備について指導する場合には、必要な協力を行うこと。

第 6 節　防災上必要な教育等に関する事項

○ 次の事項について定めること。

・ 職員の研修機関は、防災業務に関係する職員の研修を行うこと。

・ 防災業務に従事する職員を教育するため、講演会、講習会、研究会等を随時開催し、また、その内容を整備充実すること。

・ テレビ、ラジオ、新聞等を利用して、防災知識の普及を図ること。

・ 防災に関する図書、機関紙等の発行、配布等を行うこと。

・ 一般住民の防災思想の普及を図るため、防災関連行事、防災関係機関の見学会防災映画の映写会等を実施すること。

・ 砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、構造物危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援すること。

・ 水防団等の研修・訓練や災害発生時に活動の拠点となる施設の整備を図り、組織の活性化を推進し、その育成、強化を図ること。

・ 防災についての啓発活動を計画、実施するにあたっては、地方支分部局、関係公共機関、関係事業者と密接な連携を図ること。

○ 国土交通省所管の研究機関、大学、関係公共機関、関係事業者と協力して、関係分野における防災に関する研究を推進する。また、研究により得られた成果を速やかに防災対策に反映

させること。

第 7 節　防災上必要な訓練に関する事項

○ 次の事項について定めること。

・観測機器の取扱い、観測方法等の訓練を行うこと。

・防災に関する命令、観測結果、被害の状況その他の情報の伝達等の訓練を行うこと。

・非常無線の訓練を地区ごとに、又は数地区にわたって定期的に行うこと。

・都道府県にあっては都道府県ごとに、市町村にあっては市町村ごとに少なくとも年１回水防演習を行うこと。

・仮橋等の建設、河川の応急復旧等の訓練を行うこと。

・関係機関と協力して総合防災訓練を少なくとも年１回行うこと。

・都道府県にあっては、都道府県産業開発青年隊の防災訓練を行うこと。

・災害時における緊急・代替輸送体制の整備等を行うよう努めること。

・防災訓練を計画、実施するにあたっては、地方支分部局、関係公共機関、関係事業者と密接な連携を図ること。

第 8 節　災害安全運動時における広報宣伝に関する事項

○ 洪水、高潮、地震、土石流等による危険が切迫した場合における居住者等の水防義務又は避難のための立ち退き等災害防止に関する広報宣伝の実施について定めること。

第 9 節　水防に関する施設及び設備の整備に関する事項

○ 次の事項について定めること。

・ 水防管理団体に無線通信設備を整備すること。

・ 水防団に小型無線機を整備すること。

・ 雨量、風向、風速、水位、潮位及び波高に関する観測施設を整備すること。

・ 観測の正確を期するため、必要に応じて自記計への転換を図るとともに、迅速にデータを得るため、テレメータ化を図ること。

・ 水防管理団体にあっては、その担当する河川、海岸等について、一定の間隔をおいて、水防倉庫を設け、必要な水防資機材等を整備すること。

・ 河川防災ステーション、津波・高潮防災ステーション、海岸部の防災拠点等の水防活動の拠点整備や、移動式ポンプ等の内水対策施設の整備を計画的に推進すること。

・ 高潮、津波災害を防ぐための水門等の操作の自動化、遠隔化を進めること。

・ 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市町村が施設所有者等との間で施設の避難用部分の管理を行うための管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に

関する事項。

第 10 節　資機材の備蓄に関する事項

○ 次の事項について定めること。

・ 風水害の発生・拡大の防止や応急復旧に必要な資機材の堤防側帯や備蓄倉庫への備蓄を進めるほか、関係団体の協力が得られるよう、協議しておくこと。

・ 災害発生時に避難場所又は避難路となる公園等に、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫の設置を推進すること。なお、これらの施設の設置に際しては配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図ること。

・ 住宅戸数に応じた住宅建設用資機材の備蓄並びに、災害発生時に当たっての輸送方法及び輸送経路について定めること。

○ 災害対策本部等の運営に必要な食料、水、燃料等の備蓄を定めること。

第 11 節　災害発生時において危険な区域に関する事項

○ 次の事項について定めること。

・ 災害発生時における危険区域の調査の実施、指定、行為規制等、災害予防上必要な措置を行うこと。

・ 河川又は海岸について、災害に際し水防上重点をおくべき区域を定めて、水防関係機関への通知その他の必要な措置を講ずること。

・ 溢水、湛水並びに土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害等に強い土地利用の推進に努めること。

・ 水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項並びに浸水想定区域内に地下街等で当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの、要配慮者利用施設で当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの又は大規模工場等で洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地を定めること。

・ 土砂災害のおそれがある区域において避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためには、まず、基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行うこと。また、基礎調査の結果の公表後、都道府県は、市町村と連携して、土砂災害警戒区域等の指定の手続きを

速やかに進めるものとし、市町村においては、住民の協力を得ながら、地域における安全な避難場所等の確保や情報伝達体制の整備など、避難体制の検討に早期に着手すること。なお、土砂災害警戒区域等の指定が未実施の地域においても、基礎調査結果の周知徹底を行うなど、土砂災害の危険性を住民等に十分周知するとともに、必要に応じて避難体制を強化すること。その際には警戒避難体制の整備が円滑に進むよう関係機関からなる総合土砂災害対策推進連絡会を組織するなど必要な措置を講ずること。

・ 建築基準法第３９条に規定する災害危険区域の指定を行うとともに、災害を防止するため必要な建築物の建築に関する制限を行うこと。

・ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域の指定に必要な基礎調査並びに区域の指定を行い、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を講ずること。

・ 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域の指定があったときは、警戒区域ごとに、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、津波避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内の地下街等又は防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について定めること。

第 12 節　災害に対する警戒避難体制の整備等に関する事項

○ 地震災害

・ 避難場所、避難路（緊急用河川敷道路を含む。）、緊急輸送道路、防災安全街区緊急時の消火用水確保に資する施設、防災拠点等の公表、周知等、地震災害に対する避難体制の確立に関すること。

○ 津波災害

・ 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域の指定があったときは、津波災害警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めること。

○ 水害

・ ハザードマップ、防災マップ等の水害に関する危険区域の公表、周知、これらの災害を防止するための情報の収集及び伝達施設の整備、潮位等の水文情報の観測機器の整備、避難・

救助体制の整備等について定めること。

○ 土砂災害

・ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、避難場所・避難経路、土砂災害に係る避難訓練の実施、防災上の配慮を要する者が利用する施設（土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地）など警戒避難体制に関する事項について定めること。

○ 火山災害

・ 火山災害を防止するため、ハザードマップ等の作成、公表による火山災害に関する危険箇所の地域住民に対する周知、警戒避難基準雨量、火山災害噴火警戒システム等の整備による警戒避難体制について定めること。

○ 雪害

・ 集落に対する雪崩災害の危険箇所の調査の実施、危険箇所の情報の公表、周知に関する事項、及び積雪深計、日射量計、降雪検知計等の雪崩監視装置の設置データの収集・伝達、予警報の発令等の警戒避難体制の整備に関する事項について、計画を定めること。

○ 海上災害

・ 危険物等が大量流出した場合に備えて、避難誘導活動を行うための体制の整備に努めること。

○ 道路通行規制

・ 異常気象時において、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関等への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずること。

第 13 節　学校、病院、工場、事業場、百貨店、旅館、地下街、高層建築物の災害予防措置に関する事項

○ 学校、病院、工場、事業場、百貨店、旅館、地下街、高層建築物等の所有者又は管理者に、その敷地、構造及び建築設備について、定期的にその状況を報告させるとともに、必要な場合においては、実地に検査し、必要な措置を定めること。

第 14 節　住宅・建築物の安全性に対する指導に関する事項

○ 住宅をはじめとする建築物の耐震性等について、診断、補強方法等に関する普及・啓発、住民等の指導について定めること。

○ 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、「家屋の浸水対策

マニュアル」を作成・公表するとともに、基準の遵守の指導等に努めるものとする。

第 15 節　地震防災緊急事業五箇年計画による施設の整備に関する事項

○ 都道府県知事が地震防災対策特別措置法第２条に基づき作成した地震防災緊急事業五箇年計画に盛り込まれた事業の適切な実施について定めること。

第 16 節　防災のための適正な土地利用の誘導等に関する事項

○ 次の事項について定めること。

・ 溢水、湛水、津波、高潮、土砂災害等による災害のおそれのある土地の区域について、都市計画法に基づき、おおむね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としては、原則として市街化区域に含まない等必要な規制・誘導措置を講ずること。

第 17 節　豪雪害の予防に関する事項

○ 次の事項について定めること。

・ 降雪及び積雪に関する調査を行い、統計資料を準備しておくこと。

・ 雪崩防止工、流雪溝その他の雪害防止施設の整備充実を図ること。

○ 豪雪時において、迅速かつ円滑な除雪活動を実施し得るよう除雪要員の出動体制及び除雪用機械の調達、配置、輸送方法等について、地域的にあらかじめ計画を定めておくこと。

第 18 節　海上災害の予防に関する事項

○ 海上災害の予防を図るため、海上交通の安全のための情報の充実、船舶の安全な運航、船舶の安全性の確保、危険物等の大量流出における防除活動、海上交通環境の整備、海上災害及び防災に関する研究等の推進並びに再発防止対策の推進を図ること。

第 19 節　航空災害の予防に関する事項

○ 航空災害の予防のために、航空交通の安全のための情報の充実、航空機の安全な運航、航空機の安全性の確保、航空交通環境の整備及び再発防止対策の推進を図ること。

○ 航空災害の災害応急対策として被災者の捜索に関する計画を定めること。

第 20 節　鉄道災害の予防に関する事項

○ 鉄道災害の予防を図るため、鉄軌道交通の安全のための情報の充実、鉄道の安全な運行、鉄軌道車両の安全性の確保、鉄軌道交通環境の整備、鉄軌道の安全確保に関する研究等及び再発防止対策の推進を図ること。

第 21 節　道路災害の予防に関する事項

○ 次の事項について定めること。

・ 広域的な幹線道路ネットワーク計画に関すること。

・ 道路施設等の点検、防災対策の実施等に関すること。

・ 道路の通行規制基準に関すること。

第 22 節　港湾危険物災害予防に関する事項

○ 次の事項について定めること。

・ 港湾における危険物等災害の予防に関すること。

・ 広域的な緊急輸送ネットワーク計画に関すること。

・ 港湾施設等の点検、防災対策の実施に関すること。

第 23 節　石油コンビナート地帯等の周辺市街地における安全の確保に関する事項等災害に対する周辺市街地の安全化措置に関する事項

○ 石油コンビナート等災害防止法第２条に規定する石油コンビナート等特別防災区域における災害が周辺の市街地に及ぶおそれのある地域については、緑地等の設置、隣接市街地の耐震不燃化等を内容とする防災緩衝地帯の整備に関する基本的な事項を定めること。

第 24 節　大規模な火事災害の予防に関する事項

○ 住宅をはじめとする建築物の防火対策の推進について定めること。

第 25 節　被災施設等の応急復旧体制に関する事項

○ 地方公共団体が自ら管理する被災施設等の応急復旧体制、２次災害の防止体制の整備を図るとともに、地方支分部局等と協力して、関係公共機関、関係事業者が管理する域内の交通施設等の応急復旧体制、２次災害の防止体制の整備を指導すること。

○ 地方支分部局、関係公共機関、関係事業者と協力して、ボランティア、海外からの支援の受入が可能な分野及び受入を円滑に行うために講ずべき措置について検討すること。

第 26 節　被害情報の収集・連絡等に関する事項

○ 次の事項について定めること。

・ 他機関との情報交換に関すること。

・ 地震計、河川水位計、雨量計、積雪深計、ワイヤーセンサー、監視用テレビカメラ等の観測機器の計画的な整備に関すること。

・ 複数ルート化・デジタル化等総合防災情報ネットワークの整備に関すること。

・ 道路情報板、路側放送等の道路情報提供装置の整備に関すること。

・ 災害発生時等における地方支分部局、関係公共機関、関係事業者と地方公共団体との間の情報の収集・伝達に関する必要な体制の整備に関すること。

・ 被災地域内の交通関連情報を被災者等に提供するための体制の強化等を図ること。

第 27 節　他機関との相互応援に関する事項

- 災害発生時の関係地方支分部局との応援体制について定めること。
- 交通分野における災害予防対策については、地方公共団体が広域的に密接に連携しつつ、その検討、実施を図ること。

第 2 章　災害応急対策に関する事項

第 1 節　災害に関する予報及び警報の伝達並びに警告の方法に関する事項

- 気象官署その他の関係機関との連絡組織を定めること。特に、河川管理者、海岸管理者、道路管理者、港湾管理者、航空管理者、鉄道事業者等、公共施設管理者との連絡窓口を明示しておくこと。
- 非常災害発生時用の専用通信施設の設置を定めること。
- 通信途絶時における無線通信施設等の確保を定めること。
- 河川、海岸等ごとに予警報及び警告の発令時期及びその方法並びに伝達の方法について具体的に定めること。特に、要配慮者に配慮した伝達の方法に留意すること。
- ダムからの防災操作（洪水調節）の通知や、異常洪水時防災操作への移行の通知において、避難指示の発令等について、より切迫感を持って緊急性を伝えられるように伝達に努めること。
- 予警報に関する伝達を迅速に行うため、あらかじめ、符号、略語等を定めること。
- 地方支分部局、関係公共機関、関係事業者と適時適切な情報連絡を行うとともに、住民等の避難輸送を要請すること。
- 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市町村地域防災計画において地下街又は防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地を定めた場合は、同施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めること。
- 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、指定避難施設が指定されたときは、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項を定めること。併せて当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めること。

第 2 節 災害発生時における災害に関する情報の収集等に関する事項

- 情報の収集及び報告に関する連絡体制を定めること。特に、河川管理者、海岸管理者、道路管理者、港湾管理者、空港管理者、鉄道事業者等、公共施設管理者の連絡窓口を明示しておくこと。
- 災害に関する情報の収集及び報告に関する責任者を定めること。

○ 地震計、河川水位計、雨量計、積雪深計、ワイヤーセンサー、監視用テレビカメラ等、災害に関する機器の配置現況及び計画を定めること。

○ 地方支分部局、関係公共機関、関係事業者と協力して、域内における交通施設等の被害状況等に関する情報を速やかに収集し、伝達すること。

また、地方支分部局、関係公共機関、関係事業者との情報伝達手段の確保を図ること。

第 3 節　災害発生時における防災関係職員の参集体制に関する事項

○ 防災業務に従事する職員の参集体制を定めること。

第 4 節　災害発生時における広報宣伝に関する事項

○ 災害発生時における無用の混乱を防ぐため、ラジオ、テレビ、広報車等により、随時、災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況その他災害に関する正確な情報を一般住民に知らせるため、広報宣伝体制を定めること。

○ 広報に関する公共施設管理者との連絡窓口を定めること。

第 5 節　避難に関する事項

○ 避難命令の伝達及びサイレン、警鐘等による周知の手段方法を定めること。

○ 避難の時期、方法、避難先及び避難経路を定めること。定める際には災害危険箇所に留意すること。

○ 広域避難場所、一次避難場所、避難路などの機能を有する都市公園等については、防災公園等としての機能強化を図るとともに、関係機関との十分な調整に基づいた避難時の利用計画を定め、住民や公園利用者への事前の周知を図ること。

○ 地方支分部局、関係事業者等と調整の上、国土交通省または関係公共機関、関係事業者の管理する土地、施設、設備を避難場所、仮設住宅用地、宿泊施設等として活用するよう努めること。

第 6 節　水防活動に関する事項

○ 水防組織、重要水防区域及び危険箇所、気象予警報、水防信号、雨量、水位、潮位及び波高の観測通報、水防資機材の整備、自衛隊の出動の要請その他水防に関し必要な事項について水防計画を定めること。

第 7 節　災害発生直後の施設の緊急点検に関する事項

○ 災害発生直後の所管公共土木施設の緊急点検の方法、体制その他必要な事項について定めるとともに、施設ごとの緊急点検に関するマニュアルを作成しておくこと。

第 8 節　災害発生時における通信計画に関する事項

○ 非常時における水防、道路、公共土木施設等の被災に関する情報の収集・連絡体制の強化を

図るため、移動通信機材の出動・配備、地方整備局とのマイクロ回線網及び衛星通信回線網への接続強化に関する通信計画を定めること。

第 9 節　災害発生時における施設、公共施設の応急復旧計画に関する事項

○ 大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、道路、河川、下水道、港湾、空港等施設の被害状況の把握及び緊急時の対応について、計画を定めること。この際、施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提とした応援体制の整備を図ること。

第 10 節　災害発生時における道路交通の確保に関する事項

○ 災害発生時における主要な幹線道路の交通の確保を図るため、応急措置等について必要な事項を定めること。

第 11 節　緊急輸送に関する事項

○ 域内のニーズ、交通施設等の被害状況、復旧状況、交通機関の運行（航）状況、道路混雑状況、交通規制の導入状況等を常時把握するとともに、地方支分部局を始めとする関係行政機関、関係公共機関、関係事業者と協力して、陸・海・空の輸送モードを活用した緊急輸送が円滑に実施されるよう努めること。

○ 関係公共機関、関係事業者に緊急輸送を要請する場合には、地方公共団体としての窓口を一本化すること。

○ 緊急輸送物資の集配送拠点の設置にあたっては、物資の効率的な輸送の確保に最大限配慮すること。

第 12 節　代替輸送に関する事項

○ 地方支分部局を始めとする関係行政機関が域内における代替輸送が円滑に行われるよう、関係公共機関、関係事業者に対し指導する場合には、必要な協力を行うこと。

第 13 節　建設機材の現況の把握及びその緊急使用に関する事項

○ 建設機材の保有状況等の把握及び緊急時における主要建設機材の調達について必要な事項を定めること。

第 14 節　技術者の現況の把握及びその動員に関する事項

○ 防災関係の技術者及び技能者の現況の把握、緊急時における防災関係技術者及び技能者の動員の方法その他必要な事項について定めること。

第 15 節　災害発生時における復旧資材の需給計画に関する事項

○ 緊要な災害復旧用資材の民間在庫量の把握及び緊急時における復旧資材の調達について必要な事項を定めること。

第 16 節　水質事故発生時の防除に関する事項

○ 関係機関との情報連絡･相互支援体制や関係団体等との協力体制に関する事項を定めること。

○ 水質事故発生時の調査や防除活動等に必要な資機材等の整備・運用に関する事項を定めること。

第 17 節　油等危険物の大量流出による防除に関する事項

○ 防除資材等の配備状況の把握、防除資材等の整備及び運用、防除活動の協力体制等について必要な事項を定めること。

第 18 節　災害発生時における応急工事に関する事項

○ 応急工事を迅速かつ適切に行うため、応急用資機材を確保するとともに、それらの輸送経路を定めること。

○ 地方公共団体が自ら管理する施設等について、迅速な応急復旧を実施すること。

○ 地方支分部局等と協力して、関係公共機関、関係事業者が管理する交通施設等について迅速な応急復旧を指導すること。

第 19 節　二次災害の防止に関する事項

○ 二次災害に関する危険箇所の点検、情報の住民への周知、警戒避難、応急工事に必要な体制、資機材の確保に関する計画について、次の項目について定めること。

・ 災害発生時の所管施設及び危険箇所の点検・現地調査に関する項目

・ 雨量、河川水位、波浪、潮位等、二次災害に関わる水文情報等の観測・監視及び警報の伝達に関する項目

・ 二次災害防止のための警戒、避難場所、避難経路、避難誘導に関する項目

・ 災害・施設ごとの二次災害防止工法その他の対策に関する項目

・ 二次災害防止のための資機材の備蓄に関する項目

・ 公共土木施設管理者等との連携に関する項目

・ 土砂災害が発生する危険性が高い箇所等の周知に関する項目

・ 被災建築物応急危険度判定の実施体制に関する項目

・ 被災宅地危険度判定の実施に関する項目

・ 関係公共機関、関係事業者が管理する交通施設等の防止対策の指導に関する項目

第 20 節　ダム、堰、水門等の管理に関する事項

○ 風水害による出水状況、地震による被災状況等の把握及び関係機関との情報交換に関する事項、風水害発生時等においてダム、堰、水門等の効用を十分に発揮するための操作及び当該操作のために必要な事項並びに地震発生後における二次災害防止のために必要な措置に関す

る事項を定めること。

第 21 節　被災者への情報提供に関する事項

○ 域内に係わる交通関連情報を適時適切に被災者等に提供すること。

第 22 節　災害発生時におけるボランティアに関する事項

○ 被災した土木施設の被害情報や土砂災害防止の諸活動を行う、防災エキスパート制度、砂防ボランティア制度、斜面判定士制度等の活用に関する計画を定めること。

○ ボランティア及び海外からの支援を受け入れることとなった場合、これが円滑に行われるよう所要の支援措置を講じること。

第 3 章 災害復旧・復興に関する事項

第 1 節　復旧に関する情報提供に関する事項

・ 地方支分部局、関係公共機関、関係事業者と協力して、域内における代替輸送が円滑に実施されるよう努めること。また、被災した交通施設等の復旧予定時期、代替輸送の実施状況等に関する情報を被災者等に適時適切に提供すること。

第 2 節　査定の早期実施に関する事項

○ 次の事項について定めること。

・ 災害発生後できる限り速やかに現地調査、査定設計等を行い、早期に査定申請が行えるよう努めること。

・ 災害査定に当たっては、必要に応じて復旧工法等について査定前に打ち合わせを行い、現地における査定の迅速な処理、手戻りの防止を図ること。

・ 総合単価の適用が可能な場合はできる限りその活用を図ること。

第 3 節　緊要事業の決定に関する事項

○ 次の事項について定めること。

・ 復旧事業の決定に際しては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、緊要事業を定めて、適切な復旧を図ること。

第 4 節　災害復旧の促進に関する事項

○ 次の事項について定めること。

・ 災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るとともに、災害復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に実施すること。

・ 年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施すること。

・ 環境汚染の未然防止又は住民等の健康管理のため、適切な措置等を講ずること。

・ 被災した施設等の復旧にあたっては、必要に応じ、所要の財政上、税制上、金融上、技術上の支援措置を講じること。

第 5 節　再度災害の防止に関する事項

○ 次の事項について定めること。

・ 被災施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。

・ 河川、砂防設備及び道路の災害復旧事業に関し、寄州、狭窄部、橋梁、堰等の災害発生の原因となった障害物について、必要に応じて除去・是正を行い、再度災害の防止を図ること。

・ 土砂災害の発生箇所等について、迅速に調査を行い応急対策を実施するとともに、災害関連緊急事業等を活用すること。

第 6 節　借地借家制度等の特例の適用に関する事項

○ 大規模な災害の被災地における借地借家に関する法律の迅速適切な運用を定めること。

○ 必要に応じ非常災害があった場合の建築基準法の制限の緩和措置を活用すること。

第 7 節　公営住宅の整備等に関する事項

○ 次の事項について定めること。

・ 地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅等を速やかに供給すること。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた場合においては、災害公営住宅の整備及び家賃低廉化を行うこと。

・ 既存公営住宅等の空家を活用し、被災者を一時的に避難させること。その後、入居者資格を有する被災者については、適宜、特定入居を行うよう努めること。

第 8 節　被災建築物等の復旧指導の推進に関する事項

○ 被災建築物等の復旧で住民等から相談を受けた場合の措置について、関係機関等との連携、復旧方法等、適切な事項を定めること。

第 9 節　都市の復興に関する事項

○ 次の事項について定めること。

・ 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進めること。

・ 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用すること。

・ 復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援すること。

・ 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

・ 防災まちづくりの観点から、被災地の復興を進めるに当たり、地方公共団体相互間で、広域的に密接な連携を確保すること。また、必要に応じ、国土交通省及び所管の特殊法人から復旧に必要な技能を有する職員の派遣を受け入れること。

・ 地方支分部局、関係公共機関、関係事業者と協力して、被災した施設等については、安全防災機能の向上、防災施設としての活用等の観点から復旧、復興を計画し、具体化を図ること。

・ 市街地の復興と連携したがれき等のすみやかな搬出が図れるよう努めること。地方支分部局を始めとする関係行政機関、関係事業者等と協力して、陸・海・空の輸送モードを活用した復興物資の輸送が円滑に行われるよう努めること。

・ 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングなどの復興事前準備に取り組むこと。

第 10 節　被災事業者等に対する支援措置に関する事項

○ 被災した関係公共機関、関係事業者の復興を促進するため、財政上、税制上、金融上の支援措置について検討すること。